平成 29 年度厚生労働省委託事業
「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進に関する調査・研究等事業」報告書

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みに関する
実践事例集

平成 30 年 3 月

社会福祉法人　全国社会福祉協議会

はじめに

人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策が進められている。

地域共生社会の実現に向けて、改正社会福祉法が平成29年5月に成立し、平成30年4月に施行される。各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合的課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになる。

厚生労働省は、新たに市町村の努力義務とされたこれらの取り組みを促進するため、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第355号）を策定・公表するとともに、地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインを含む関係通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を発出したところである。

今後、各自治体では、改正社会福祉法等にもとづき、それぞれの地域性や地域生活課題等に応じた支援体制の整備等を創意工夫のもとに推し進めていくこととなる。

これらに先立ち、「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」が実施されている。この事業は、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進すること目的としている。

具体的には、「地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の2つの事業の一体的な推進を図るものである。福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを着実に実現することを目指している。

本冊子は、平成29年度に、「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」を実施する全国85の自治体における取り組み体制の概要と目標の達成状況等をとりまとめたものである。

事業を実施する多くの自治体に共通する課題認識は、それぞれの地域性等を背景とする地域生活課題に対する住民との協働、小地域における住民主体による福祉活動を推進することである。そのため、小地域における福祉活動に関連する既存の事業・活動の拡充や再構築を目的とする自治体が多い傾向にある。

また、市町村圏域での包括的な支援体制の構築においては、地域における世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センターを中核とする多機関協働の体制づくり、庁内の連携体制の構築に向けたルールづくりなどの実践と工夫が図られている。

このように、地域共生社会の実現に向けた施策が本格的に進められるなか、各自治体においては、それぞれが目指す地域の姿を地域住民や関係機関等とともに描くこと、またビジョンを共有しながら具体的な取り組みが展開されている。

この実践事例集が、各自治体における地域共生社会の実現に向けたさらなる実践の一助となれば幸いである。

平成30年3月　　社会福祉法人　全国社会福祉協議会

目　　次

北海道　札幌市……1
北海道　釧路市……3
北海道　音威子府村……6
北海道　広尾町……8
青森県　……12
岩手県　盛岡市……14
岩手県　遠野市……18
岩手県　矢巾町……22
岩手県　岩泉町……25
宮城県　仙台市……29
秋田県　湯沢市……32
秋田県　大潟村……37
福島県　郡山市……40
山形県　山形市……42
茨城県　ひたちなか市……46
茨城県　東海村……48
栃木県　栃木市……52
栃木県　市貝町……60
埼玉県　狭山市……65
埼玉県　鳩山町……70
千葉県　千葉市……72
千葉県　鴨川市……76
東京都　墨田区……79
東京都　世田谷区……82
東京都　江戸川区……87
東京都　国立市……91
神奈川県　藤沢市……94
神奈川県　小田原市……98
神奈川県　綾瀬市……102

新潟県　新潟市……104
富山県　氷見市……108
石川県　かほく市……119
石川県　能美市……122
福井県　坂井市……128
長野県　伊那市……131
長野県　原村……133
長野県　朝日村……135
静岡県　吉田町……138
愛知県　豊田市……141
愛知県　長久手市……144
愛知県　東浦町……148
三重県　伊勢市……150
三重県　桑名市……162
三重県　名張市……165
三重県　いなべ市……171
三重県　伊賀市……174
三重県　御浜町……178
滋賀県　彦根市……180
滋賀県　野洲市……189
滋賀県　東近江市……192
滋賀県　米原市……195
京都府　精華町……199
大阪府　大阪市……206
大阪府　豊中市……210
大阪府　池田市……215
大阪府　高石市……218
大阪府　阪南市……221
兵庫県　芦屋市……223
兵庫県　たつの市……228
奈良県　桜井市……230

奈良県　王寺町……232
奈良県　下市町……234
鳥取県　琴浦町……236
島根県　松江市……239
岡山県　倉敷市……247
広島県　呉市……250
広島県　江田島市……254
山口県　宇部市……256
香川県　宇多津町……259
香川県　琴平町……262
愛媛県……265
愛媛県　宇和島市……267
高知県　高知市……271
高知県　黒潮町……278
福岡県　大牟田市……280
福岡県　うきは市……284
福岡県　糸島市……288
福岡県　新宮町……292
福岡県　大刀洗町……294
佐賀県　佐賀市……297
長崎県　長崎市……302
大分県　杵築市……305
宮崎県　門川町……307
宮崎県　美郷町……310
鹿児島県……312

都道府県名	北海道	市区町村名	札幌市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	1,952,292（人）			世帯数	1,048,469（世帯）		
高齢化率	26.0（%）	生活保護受給率	37.2（‰）		面積	1,121.26（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	71.12（%）		公立小学校数	203	公立中学校数	99	
地域包括支援センター	委託：27 か所（社協ほか）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（キャリアバンク株式会社）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

日本で 5 番目の人口を擁する札幌は、ビルや住宅が建ち並ぶ「都市」としての機能と、郊外に広がる「自然」という 2 つの要素をあわせもった、北海道の中心地である。
「さっぽろ雪まつり」の他、近年「YOSAKOI ソーランまつり」や「札幌国際芸術祭」等、世界からも注目を集める観光都市となっている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	次期地域福祉社会計画の基本理念となる「みんなで支えあい住み慣れた地域で安心してくらし続けられるまちさっぽろ」のもと、全ての市民がそれぞれの役割をもって、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助けあえるような住みよいまちづくりを目指していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	より多くの市民に、自分たちの住んでいる地域で住み良くしたいという思いを抱いてもらい、地域福祉活動への積極的な参加意識を高めていく。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		少子高齢化や核家族化等を背景として、今後、暮らしに不安を抱えた市民の増加が予測されることから、日常生活に課題を抱えた市民、さらには課題を抱えていてもサービスに繋がらない市民を漏れなく速やかに発見し、解決に向けた取組に着手する必要があると考えたため。
③事業実施体制※注		地域住民のボランティアが主体となり、支援が必要な方を対象とした安否確認や交流活動を推進するため、区ごとに「区福祉のまち推進センター（10 か所）」を、地区ごとに「地区福祉のまち推進センター（89 か所）」を設置している。
④事業の対象地域について		札幌市全域 （人口：人／面積 1,121.26 ㎢）
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	・単位町内会など小地域における見守り・訪問活動等の充実拡大を図るため、各地区（10 区 13 地区）でワークショップを開催し、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉える意識を醸成する。ワークショップ開催後は、把握された地域課題や解決策等を区福祉のまち推進センターが整理して地区福祉のまち推進センターにフィードバックする。 ・地区福祉のまち推進センターにおいて、引きこもりがちな高齢者や子育て中の方などを対象とした交流会の開催を推進し、地域課題を早期に発見できる場を作る。 ・単位町内会等の小地域を範囲とした見守り活動を普及、啓発し、地域福祉活動に参加するきっかけづくりや関心を高めるため、「地域見守りサポーター養成講座」を開催する。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	・住民の身近な圏域に設置している地区福祉のまち推進センターにおいて、区社会福祉協議会、区役所、地域包括支援センターやヘルパー事業所等が緊急時の連絡・対応方法を協議し、相互に連携する機能を構築する。 ・福祉のまち推進センターが地域福祉課題解決に向けた調整機能（ボランティアの派遣調整や専門機関へのつなぎなど）を担う組織であることの認識強化に繋がるフォーラムを開催する。フォーラムでは基調講演を行う講師と福まち実務者等により、公開で地域福祉活動における課題や先駆的な取組に関する討議を行う。フォーラムの参加対象者は、地区福祉のまち推進センターの活動者のみならず、介護予防センターや地域包括支援センター等の職員も含むこととし、関係機関にも地域が主体となって課題解決に取組む体制づくりを意識付けていく。 ・地域での重層的な見守り体制を構築するため、市圏域にのみ設けられていた警察、地域組織、企業や集合住宅管理団体等による協議体を区圏域にも設置し、住民に身近な組織のネットワーク強化を図る。
	その他	
⑥事業の成果目標		・各地区（10 区 13 地区）でワークショップを 2 回ずつ開催する。 ・市圏域の地域見守りネットワーク推進会議を 2 回開催する。

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

・各地区（10 区各 1 地区選定。中央・北・東区のみ 2 地区選定。計 13 地区）でのワークショップは、随時開催しており、年度中には 2 回ずつ実施される予定。
・市圏域の地域見守りネットワーク推進会議は、6 月・11 月に年 2 回開催済のほか、区圏域（豊平区・南区）においても、年度中に開催予定である。

都道府県名	北海道	市区町村名	釧路市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報（11 月末時点）

人口	172,484（人）			世帯数	94,721（世帯）		
高齢化率	31.86（%）	生活保護受給率	49.7（‰）	面積	1362.90（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	44.28（%）	公立小学校数	27	公立中学校数	16		
地域包括支援センター	直営：2 か所、委託：5 か所（医療法人 2、社会医療法人 1、社会福祉法人 2）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

釧路市は北海道の東部、太平洋岸に位置し、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり、東北海道の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っています。産業としては豊かな資源を背景に水産農林業や食品加工業、石炭鉱業、紙・パルプ業などを主力産業として発展してきた地域であるが、国際経済動向や競争激化により、これらの産業を取り巻く環境は総じて厳しく地域経済は低迷を続けています。そんななか、平成28年1月観光庁より石川県金沢市、長崎県長崎市とともに「観光立国ショーケース」として選定されたことを追い風に、近年は観光産業を地域の新たなリーディング産業とするため各種観光施策を実施しています。

２地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

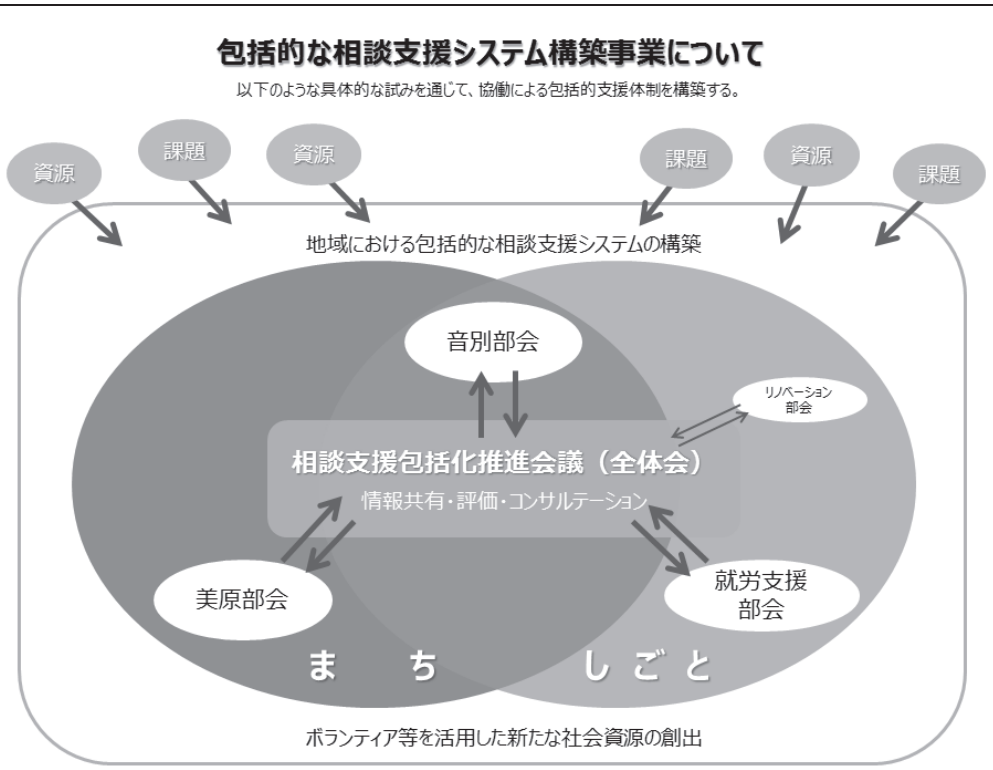
本事業に取り組む目的・狙い	福祉ニーズの多様化・複雑化に対応すべく、庁内各課の横断的連携をはじめ、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムを構築するとともに、高齢者や障がい者の雇用の場など、地域に必要とされる社会資源の創出を図る。 また、公的な福祉サービスだけでは対応出来ない生活課題を抱える高齢者・障がい者・子ども等に対し、地域が協働し助け合いながら暮らすことの出来る「地域共生社会」の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民が主体的に取り組む事業の創出。支援する側・される側の境目のない関係性の構築。中間的就労の場の創出。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	釧路市（委託先：一般社団法人　釧路社会的企業創造協議会）
②事業実施に至った経緯	当法人では、平成２７年度に生活困窮者自立支援制度を地域が一体となって取り組むため、自主的な事業として、釧路生活困窮者自立支援検討委員会を実施してきた。平成２８年度本事業のモデル事業を受託し、前年度釧路生活困窮者自立支援検討委員会で議論した内容と構成員を軸に、地域資源づくりを狙いとした美原部会・音別部会・就労支援部会の各部会とそれらの結節点とする全体会とで相談支援包括化推進会議を設置した。各部会では、地域のニーズに叶う資源を発見し生み出すことを目的に取り組み、そこで得られた課題やニーズをもとに全体会では情報共有・評価・コンサルテーションしながら地域のつながりによって住民課題が解決する手立てを作り上げる体制づくりを検討した。本年度は以下の通り、部会ごとに取り組みを実施する。

③事業実施体制 ※注		
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		常勤者１名、非常勤者１名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜常勤者の経歴＞ 2002 年　株式会社カネボウ化粧品　エリアマネージャー 2006 年　ビストロバー・ベルジュ・エーワン　店長 2008 年　釧路市民活動センターわっと　職員 2009 年　株式会社北海道二十一世紀総合研究所　釧路担当コーディネーター 2010 年　地域起業創造センターまじくる　起業家・スキルアップコース担当者 2012 年　一般社団法人釧路社会的企業創造協議会　事務局長
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		釧路市生活相談支援センターくらしごと
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	＜部会活動を通じた社会資源の開発・地域づくり＞ 　釧路市内でも特に人口減少と高齢化の激しい美原地区と音別地区に部会を設置。それぞれの地区にいて自主的に地域活動を行おうとする人材を一つの社会資源と捉え、美原地区においては地域食堂・子ども食堂の取り組み、音別地区においては農福連携の取り組みを中心に不足する資源を加えながら推進していく。また、地区は限定せず、働きたくても直ちに働くことが難しい方を対象に「ちょいワーク（端切れ仕事）」を活用した就労支援にも取り組む。 　そして、これらの３部会の取り組み内容や課題を共有し、評価・コンサルテーションを行う全体会も設置。市内全７カ所の包括支援センターも所属。全体会では、人口統計や産業連関表・経済諸表など、福祉の分野に限らず市内のあらゆるデータを収集・分析することも検討。客観的なデータから日頃の活動では見えていない実態や地域の将来像を把握し、その上で取り組むべき視点や内容も探りたい。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	各部会、必要に応じて年３～６回開催。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	初回のみ発生する物品等のイニシャルコストは、助成金等の活用を検討。継続的に発生するランニングコストは、会費の徴収や販売収益から捻出、あるいは関係民間企業の社会貢献事業として寄付を集める。

	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	全体会・各部会、合わせて４０以上の団体が所属しているため、全体の情報共有から必要な情報の提供、資源の創出を図っている。
	オ　その他	特になし
⑧事業の成果目標		各部会の取り組みが創出されること。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		前年度は事前のヒアリングや会議が中心だったため、本年度は実際に取り組むことに注力する。

５．成果目標の達成状況について

以下に各部会の取り組み創出に関する達成状況をまとめる。

①全体会
元来行っていた少人数の支援調整会議に加え、より多くの域内関係機関が所属する全体会のメンバー（24 名）による支援調整会議の場が新たに創出された。また、全体会でのつながりや本研修課題を通じて、地域包括支援センターとの連携体制が構築。前述の支援調整会議へご出席頂いたり、地域包括支援センターの地域ケア会議や第２層会議への出席、ＳＣ会議へ出席するようになり、地域包括支援センターとの新たな取り組みが創出されている。
②美原部会
まず「みはら・かがやき食堂」の取り組みの規模が大きく拡大し、毎月地域住民が 200 名以上集う場へ発展することができた。また、「みはら・かがやき食堂」がモデルとなり、9 月より橋南西部地区においても新たに「元町おてら食堂」が始まり、50～100 名の地域住民が集う場の創出につながった。
③音別部会
地元住民が中心となり、地域活性化と雇用創出を目標に掲げた法人が立ち上がった。同法人では、地域資源である蕗の生産・加工・販売を手掛ける計画を立てた。本年度で生産体制を整え、加工・販売体制も検討段階に入った。
④就労支援部会
働きたくても直ちに働けない方を対象に、端切れ仕事を活用した中間的就労の創出（通称：ちょいワークの創出）へ動き始めた。２月に先進事例であるユニバーサル就労について学び、３月に取り組み内容を固める予定。

都道府県名	北海道	市区町村名	音威子府村

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	770（人）			世帯数	490（世帯）		
高齢化率	28.70（%）	生活保護受給率	1.3（‰）		面積	275.63（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	1	公立中学校数	※1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	主に社協で対応：1 か所						

※1　小中併置校

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

北海道で１番人口が少ない村である。冬は極寒であり積雪量は常に全国上位。地場産業は乏しいが、「そば農家」と「酪農」が一次産業で、国鉄のまちであったため退職者の NPO による「みそ」「羊羹」製造販売事業がある。観光も乏しいが、冬期間全国大会が開催されるクロスカントリー競技場があり、村をあげての大会となり手伝う住民も多い。「北海道」命名の地でもある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	村では、29 年度秋事業開始を目標に「地域複合施設」を設置し、共生型施設になるよう目指している。「我が事・丸ごと事業」を活用し、施設空間の有意義活用と、住民の地域づくりの礎の構築にと考えて事業を遂行したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	現時点でもある程度、ボランティア的な住民意識は根付いていると思われるが、あくまでも個々の良識範囲内や良い意味での「おせっかい」行動によるものが大きい。 今後、人口減少や世帯等の異動状況により、「おせっかい」の地域性が薄れていくことが危惧される。 「わが事・丸ごと」の主旨を活用し、本格的なボランティア組織の確立を目指したい。 地域の困りごとを、組織や関係機関等での協議で解決や手段を住民が主体となって実践できるか形を作りたい。 前段に記載した良い風習が継続されるように、地域づくりをアシストできればと考える。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		村
②事業実施に至った経緯		村では平成 28 年度建設、29 年度秋事業開始を目標に「地域複合施設」設置共生型施設を目指している。施設の今後の活用や村の福祉サービスの拡充をはかるため「我が事・丸ごと事業」を活用・きっかけとし、地域づくりの核となる事業を進めていくため。
③事業実施体制※注		今年度は、自治体職員が中心となって、住民・団体等にアプローチ
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 村ほぼ全域。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域包括支援センター、住民団体等が協同で地域課題・住民要望の抽出・分析を実施。村中心部の新規施設空間スペースを活動拠点とし、既存のサービスでは困難であった事項など、住民会議や住民ボランティア団体等を形成した体制づくりを進めたい。住民が安心して住み続けられる支援サービスの構築・企画・推進・実践等。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	●活用頻度…住民主体団体が定期的に協議打合せ（ミーティング）できるスペースを新規施設で行う。共生型拠点施設を目指すため、サロン等の事業展開も検討、住民会議と活用を想定。 ●具体的な活動内容…出された地域課題の解決実践。村（街）の中心に設置する施設内を活用することで、生活機能の不安定者や、高齢者や障がい者の社会的弱者、子育て世代の特に乳幼児期の子育世帯など、世代間を越えた対象者を想定し、前期高齢者で活力のある住民がボランティア的な支援と活動で、対象者の支援・困りごとを解決していく活動を想定。 ●構築手段として・・・住民意識「我が事」の醸成のため、研修や学習機会を定期的に設け、及び、住民の地域交流コミュニティスペースを整備し、多世代間交流の場を通じて、課題解決方法の導きや、時には実際にふれあいながら、実践計画を立案していく。
	その他	
⑥事業の成果目標		住民と自治体等が協同し、最終的には地域福祉サービスの創設。高齢者や障がい者、子育て世代から児童まで、住民全体が『利用できる』『触れる』ことのできることで、これまでの高齢者等の困りごとや、わが村（過疎地域）では困難な事象の解決の機会を得ることを目指す。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

最新の状況を記入してください。本事業未実施の場合は、①の欄に「未実施」と記入してください。

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

①今回は、社協等の専門職を中心としてではなく、広く住民を巻き込むことを目指したため、役場職員（福祉担当以外）や町内会役員、各団体の中心メンバーなどに声をかけた。行政主導的にはなりつつも、住民目線や事業に参加して頂いている住民の視点を生かし、地域課題を整理しているところ。

現在は、まだ取りかかって間もないが、２月～３月にかけて、新規建設した、公共施設の一角を活用しサロン的な雰囲気で、高齢者のみならず、住民の「困りごと、生活上での疑問点」など、個別の相談機会を設置予定。相談・会話の中から「我が事…」をくみ取り、それを住民会議【おといねっぷ安心生活構築研究会】で議論して、実践へとつなげていくことを目標としている。

また、年度末には、まず老人クラブ（予定）会員を対象に、最大４０人ぐらいの食事会（仮）を開催し、民生児童委員・食生活改善協議会・村町内会役員が協力して、全体での課題表出場面と、開催終了後、課題解決に向けた研究会を開催予定。

②多世代間が交流できる空間にて事業拠点を設置することで、住民意識の向上や相互間作用による、小さな街だからこそ可能な住民地域交流へ。今後は継続的に活動ができるよう、住民団体有志からの声も上がっているため、参画できる機会を多く設定して、当事者意識を持って地域福祉のための活動としていきたい。

都道府県名	北海道	市区町村名	広尾町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	7,030（人）		世帯数	3,417（世帯）			
高齢化率	36.4（%）	生活保護受給率	17.9（‰）	面積	596（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	2	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所（広域委託、とかち生活あんしんセンター）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

広尾町は、十勝で最も歴史のある町として、平成３０年に“開町１５０年”の節目を迎え、豊かな自然を生かした漁業と農林業を基幹産業に、重要港湾である十勝港は十勝の海上輸送の拠点港として発展してきました。

昭和５９年にノルウェーのオスロ市から国外初のサンタランドの認定を受けて以来、「愛と平和、感謝と奉仕」を基本理念としてサンタランドにふさわしい町づくりに取り組んでいます。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	１．町民主体の地域福祉コミュニティづくり ２．町民ニーズに応じた福祉サービスの提供 ３．町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	＜地域住民＞ 〇福祉に関するさまざまな問題を他人事とせず、関心を高め、ご近所の見守り活動等に活かします。 〇病気や障がい、介護の有無、年齢に関わらず、それぞれが持つ力を発揮します。また、その解決が困難な場合は、本人が周囲に相談したり、地域住民の気付きにより、地域住民が相互に支え合う環境づくりに努めます。 ＜福祉団体＞ 〇地域住民がいつまでも健康であり続けるために協力します。また、点在する福祉団体をネットワークでつなぎ、顔の見える関係づくりと情報共有等により、個々のスキルアップに努めます。 ＜町・社協＞ 〇地域住民と良好なつながりを築き、地域福祉への関心を高め、その活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、取り組みます。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	広尾町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	広尾町の地域特性として、過疎地域に加え生活保護受給者数やひとり親世帯数などが突出しており、また主要都市からも距離が離れており、医療や介護・障害福祉サービスなどのフォーマルサービス、制度外のインフォーマルサービスどちらも充足されていない課題がある。さらには、高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や制度の狭間にある人への支援などが地域社会の大きな課題となっている。（ゴミ屋敷、子どもの貧困、孤独死、虐待、ひきこもりなど） 地域住民を巻き込んだ地域福祉の推進に取り組むためには、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりの整備が必要であった。

③事業実施体制※注		別紙
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		１名
相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、 社協次長
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		広尾町社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	単身高齢者・障がい者・困り感のある方等のアウトリーチや直接相談を基本とし、ネットワークに参加する関係機関や町内関係団体に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、直接連絡が行われるような体制を構築する。 ケア会議・障害者自立支援協議会等でのネットワークの中で役割分担を整理し、個別ケース会議を開催するなど住民等の参加も促し、本人の生活の質の向上や自立に向けた支援を行い課題の解決を図る。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	○相談支援包括化推進会議（年１回）：庁内関係機関担当者等 業務内容の理解、具体的な連携 ○多職種連携会議（年４回）：地域住民が抱える福祉ニーズ把握、社会資源の創出等 ○担当者会議（毎月＋随時）：CSW、包括、福祉＋関係機関 支援実績の検証、個別ケースの支援の方向性の検討
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	地域に不足する新たな社会資源の創出に当たっては、個人や団体からの寄付金拠出の働きかけを行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	制度の対象とならない新たな生活支援サービス等の創出にあたり、ボランティアの育成・支援や住民等への働きかけを行う。
	オ　その他	資質向上を図るため、外部研修への参加や関係する会議への出席などの取組を図る。
⑧事業の成果目標		複合的な課題を抱える者に対する相談件数(人)：20 件、支援の終結件数：5 件 支援の成果：新たな社会資源の開発及び社会資源開発に向けた協議会の開催 2 件
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

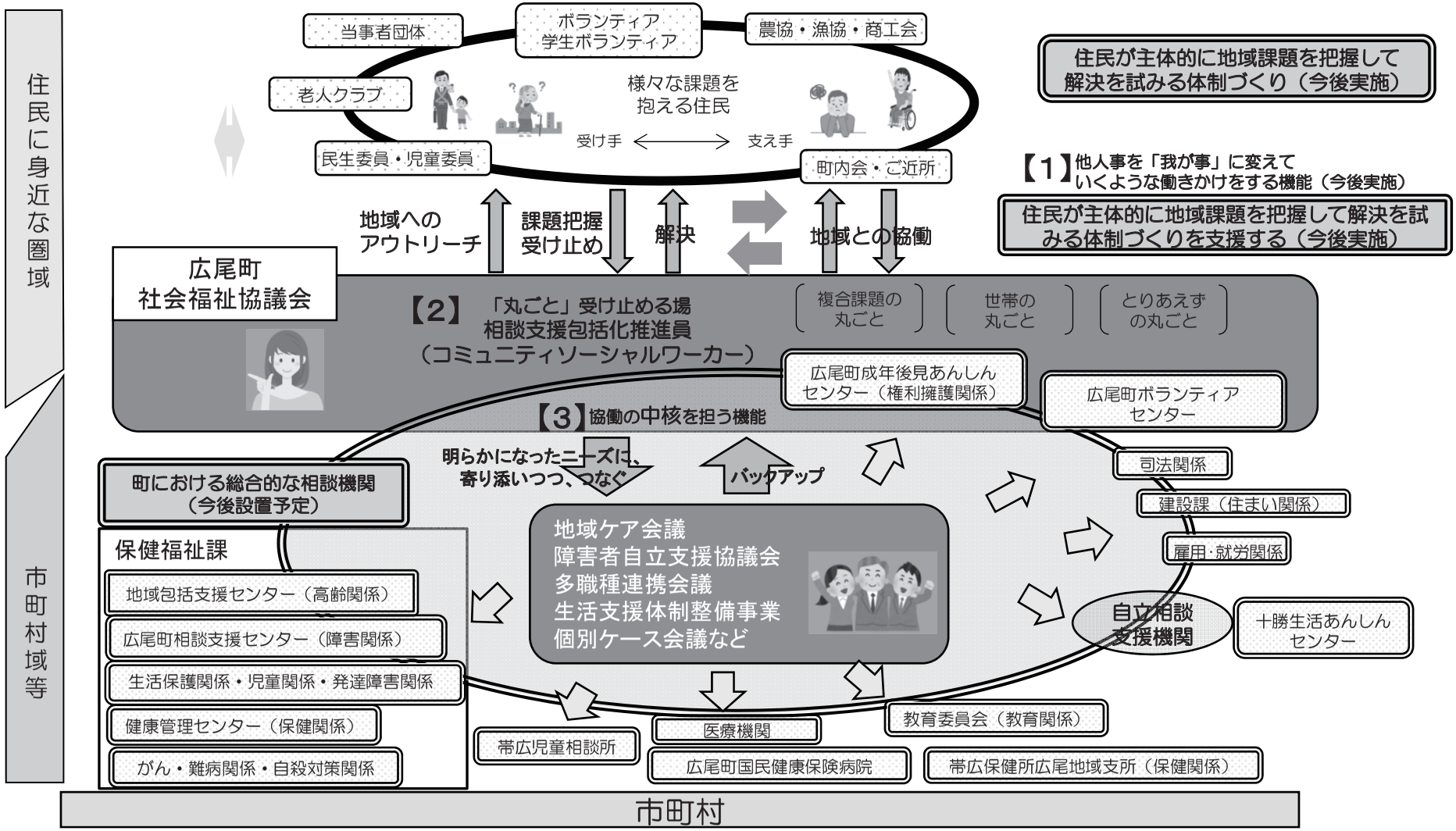
ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

○複合的な課題を抱える者に対する相談件数(人)：１３件
○支援の終結件数：１件※２件終結予定
○支援の成果：新たな社会資源の開発及び社会資源開発に向けた協議会の開催２件
参画した会議　有償ボランティア等事業に向けた先進地視察１回
参加した会議
多職種連携会議　４回、広尾町介護予防・生活支援体制推進会議３回（内１回欠席）
地域包括ケア会議個別検討会議９回（内４回欠席）、障害者自立支援協議会（こども部会含む）２回
介護支援専門員部会２回（うち１回欠席）
在宅医療・介護連携推進事業研修会　２回※９／５足のケア研修、１０／６町内の歯科訪問状況
広尾町高齢者等ＳＯＳネットワーク会議及び徘徊高齢者捜索模擬訓練　１回
平成２９年度共生型地域福祉拠点推進セミナー（帯広）　１回
共生型コーディネーター養成研修（帯広５回開催のうち３回目まで受講、残りは今後）
ハッピーシニア、豊似勇愛倶楽部、まちなかサロン、豊似等サロン立ち上げ会議

〇広域的な福祉医療介護関係者との連携体制の構築（専門職団体の運営、活動協力）
・南十勝連携の会こみっと（研修会、事業所視察、広報誌作成等）
・ケアカフェ南とかち（ケアカフェの開催３回）
・南十勝障がい者自立支援協議会ネットワーク会議（広尾町開催時のみ参加）

都道府県名	北海道	市区町村名	広尾町
地域力強化事業 実施団体名	未実施	多機関協働事業 実施団体名	広尾町社会福祉協議会

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



都道府県名	青森県	市区町村名	東青地域（平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	22,992（人）		世帯数	10,609（世帯）			
高齢化率	40.28（%）	生活保護受給率	18.69（‰）	面積	（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（未調査）（%）		公立小学校数	8	公立中学校数	8	
地域包括支援センター	直営：3、委託：1						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東津軽郡は、県庁所在地の青森市に隣接する４町村からなり、全ての町村が陸奥湾に面している。第一次産業の割合が県全体と比べて高い（当該地域２５．４%、県全体１２．４%）。観光面では、平成２７年１２月には県内４つ目の新幹線駅となる北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業した。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	社会福祉法に基づき市町村が包括的支援体制の構築に取り組むに当たり、特に町村部は、人員体制や資源不足等により単独で取り組むことが困難であることから、県が広域的に支援を行うことで、市町村の体制整備を促す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	１　町村部における多機関協働・多職種連携の枠組みづくり ２　多機関協働・多職種連携による広域的支援体制の構築と困難事例に対する支援体制の強化 ３　従来の社協活動と新たな地域力強化推進事業と生活支援コーディネーター等関連施策との連携を踏まえた仕組みづくり
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	青森県（社会福祉法人青森県社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	青森県においては、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化し、複合的な課題を有する相談ケースが増えてきている状況の中で、分野を問わず包括的に相談支援を行えるよう、市町村における総合的な相談支援体制づくりを進めることが必要である。 しかし、町村部では単独で取組を行うことが困難であることから、町村部における体制づくりを広域的に支援するため、モデル圏域の町村を対象に事業を実施して事業の成果を蓄積し、モデル圏域内外の町村の取組を支援することとした。
③事業実施体制※注	県内の６つの圏域のうち、東青地域（東津軽郡）の４町村を対象とする。 （選定理由） 東青地域は、介護保険の生活支援体制構築支援事業をはじめ医療・介護の取組が他の圏域に比べて進んでいないため、この圏域を選定し、本事業をモデル的に実施することにより、関係機関とのネットワーク構築や連携、資源開発等の方法その他モデル事業の成果が蓄積され、町村の体制整備促進や取組の底上げが図られるとともに、他の圏域に実施手法を提供することを目指す。

		事業の実施イメージ等は別紙のとおり。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		３名配置した。相談支援包括化推進員以外に、推進員が円滑に個別支援等を行うことができるよう指導助言等を行う総括アドバイザーを１名配置した。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・相談支援包括化推進員①：社会福祉士、生活困窮者自立相談窓口の相談支援員 ・相談支援包括化推進員②：社会福祉士、生活困窮者自立相談窓口の相談支援員 ・相談支援包括化推進員③：介護福祉士、生活困窮者自立相談窓口の相談支援員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人青森県社会福祉協議会（生活困窮者自立相談支援事業受託機関）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	ネットワークに参加する相談支援機関に複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、包括化推進員への連絡が行われるような体制を構築する。 また、包括化推進員は、他職種との役割分担、協働の在り方を整理する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	個別支援のための会議は支援に関わる相談支援機関を参集して月１回程度開催する。ネットワーク構築や資源開発のための会議はモデル圏域内の相談支援機関等参集して年２回程度開催する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源の安定的な確保のため、他職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄附金拠出の働きかけ等を推進する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	自主財源を原資に、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		プラン作成件数　１月当たり５件
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

東地域相談支援包括化センターは 9 月 1 日事業開始。青森県社会福祉協議会に事業委託し、生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関に機能を付加する（支援対象者を生活困窮者以外にも広げる）形で、相談支援包括化推進員 3 名及び総括アドバイザー1 名を配置。

（１）市町村担当者会議の開催（7 月と 10 月）

対象地域の市町村担当者を対象として、事業の趣旨、概要、県と町村との役割分担等を共有した。

（２）包括化推進会議の開催（１０月）

対象地域の関係団体のうち 43 団体から 70 名が参加し、本事業の周知、対象者を把握した際のつなぎの依頼を行った。

（３）個別支援会議の開催

対象地域の４町村それぞれで、個別のケース検討等を行う個別支援会議を開催した。（延べ 5 回開催）

（４）相談実績

１１月　相談件数４件　うちプラン作成４件

都道府県名	岩手県	市区町村名	盛岡市

1．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	295,554（人）			世帯数	130,752（世帯）		
高齢化率	24.9（%）	生活保護受給率	16.1（‰）	面積	886.47（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	89.3（%）		公立小学校数	42	公立中学校数	23	
地域包括支援センター	委託：9 か所（うち 2 カ所社協）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

地域性：盛岡藩の城下町としての歴史を有する中心市街地のほか，高度経済成長に開発された新興住宅地や郊外住宅地，盛岡駅西口に広がる都市型産業拠点，住宅，生活・文化・レクリエーション拠点，コンベンション拠点の機能を持つ盛南開発事業により整備された新興都市地域だけでなく，農村地域，中山間地域など個性ある地域コミュニティで構成されている。
地場産業：産業構造の特徴として，第３次産業が約９割を占め，その中でも卸売業・小売業，宿泊業・飲食サービス業の割合が高い
観光：原敬，米内光政などの政治家や，石川啄木，宮澤賢治，新渡戸稲造などを育てた緑や情緒があふれるまちなみや文化のほか，わんこそば，盛岡冷麺，盛岡じゃじゃ麺などの麺を中心とした食文化も楽しむことができる。

2．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	第２期盛岡市地域福祉計画の重点的取組事項に掲げている全世代・全対象型の地域トータルケアシステム構築と協働による生活支援体制の整備を推進することを目指している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	盛岡市では，様々な社会福祉法人や NPO 法人がそれぞれの分野の相談支援機関を受託し，専門的なサービス提供をしていることから，制度上や物理的な距離の制約を排除し，複合的な課題を抱える世帯に対する各機関の連携強化を図りたい。 また，住民の身近な圏域で，地域課題を早期に発見し，また適切な対応できる環境づくりや，これらの課題等を地域住民が主体的に捉え，解決を試みることができるような意識醸成等を行いたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

3．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	盛岡市 （盛岡市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	平成28年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業と一体的な取組として，モデル地区（杜陵地区，みたけ地区）において，住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めるもの。
③事業実施体制※注	別途添付
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市内に 32 地区ある福祉推進会単位とし，平成 29 年度はモデル地区として住宅密集地１か所，中心市街地１か所を設定 ・住宅密集地（みたけ地区）　約 3,300 人 ・中心市街地（杜陵地区）　約 2,700 人

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	コミュニティ地区等の住民に身近な圏域において，地域住民ボランティアや地区福祉推進会，社会福祉協議会，地域に根ざした活動を行うＮＰＯ等が中心となり，住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し，住民主体の地域づくりを推進するため，意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援，住民の誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる活動拠点づくり及び住民等に対する学習，地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組を行う。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人，ＮＰＯ法人等が相互に連携しながら，地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場，機能を構築するほか，地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により，地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに，把握した地域生活課題について，必要に応じ，関係団体等と情報共有し，課題解決に向けた取組みを行うことができる機能を構築する。
	その他	
⑥事業の成果目標		支え合いマップの作成箇所　250 箇所（市内全体） サロン等居場所の箇所　250 箇所（市内全体）

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

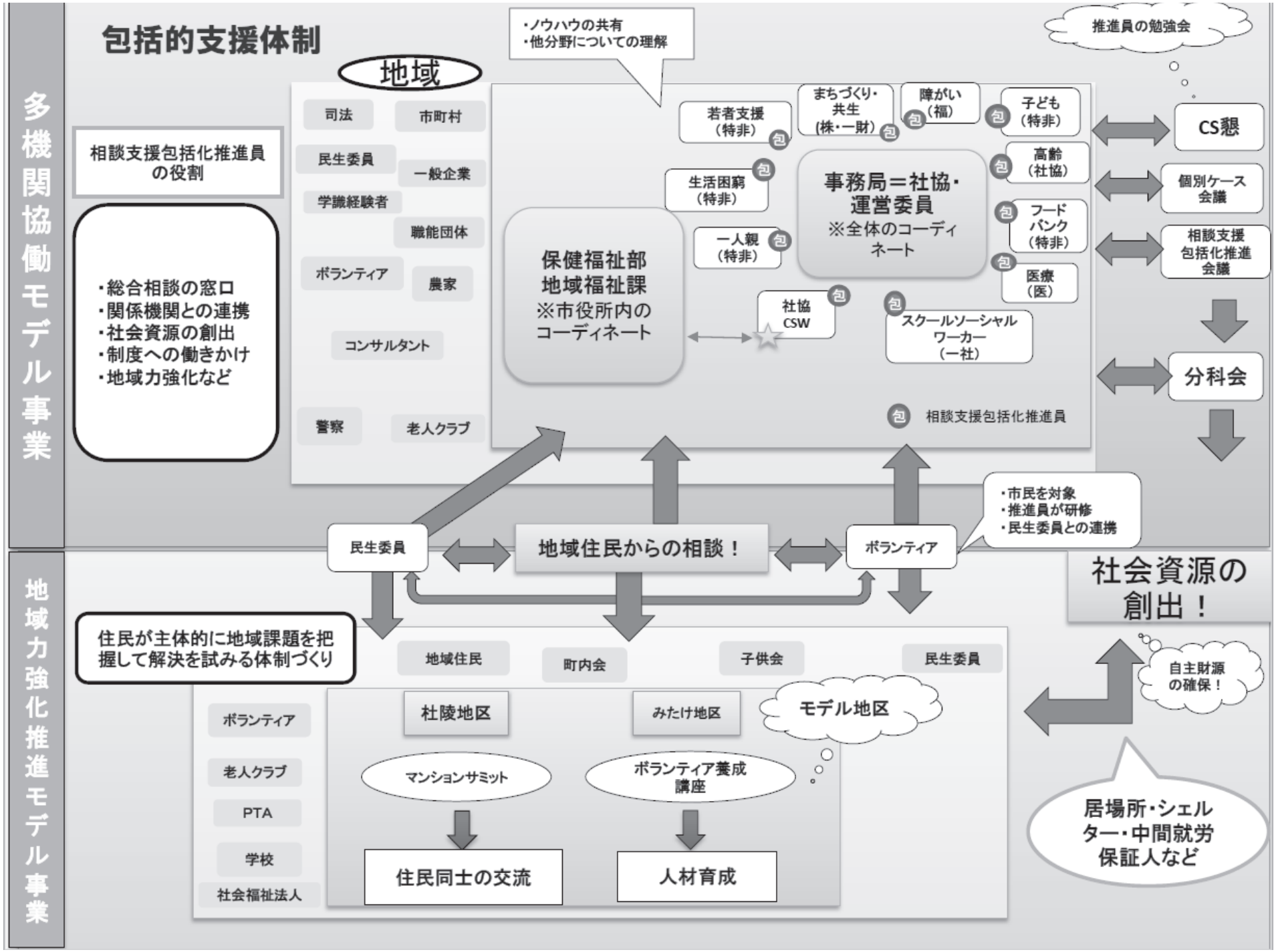
①実施主体（委託先）		盛岡市 （社会福祉法人　盛岡市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		高齢者，障がい者，子ども・子育て支援などの分野ごとに配置された盛岡市の相談支援機関は，市内の社会福祉法人や NPO 法人が受託し，専門的なサービス提供を行っている。一方で，様々な法人がそれぞれの相談支援機関を受託していることから，制度上や物理的な距離の制約を排除し，複合的な課題を抱える世帯に対する各機関の連携強化が求められており，平成 27 年度を初年度とする第２期盛岡市地域福祉計画では，全世代・全対象型の地域トータルケアシステム構築を重点的な取組事項としている。
③事業実施体制※注		別途添付
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		18 人（専任１名，兼任 17 人）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・盛岡市社会福祉協議会など市からの委託事業を受けている基幹的な相談支援機関の職員（社会福祉法人，NPO 法人）など，地域における地域福祉の中核的な人材を充てている。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		・障がい（社会福祉法人千晶会盛岡広域圏障害者地域生活支援センター，社会福祉法人カナンの園　ヒソプ工房）　・子ども（社会福祉法人愛育園愛育園　地域子育て支援センター，認定特定非営利活動法人いわて子育てネット）　・生活困窮者（特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター，特定非営利活動法人くらしのサポーターズあすからのくらし相談室・盛岡，特定非営利活動法人フードバンク岩手）職能団体（一般社団法人岩手県社会福祉士会）　・共生の場・まちづくり（一般社団法人しあわせ計画舎フキデチョウ文庫，Rashiku 株式会社　きさいや，もりおかワカものプロジェクト）　・ひとり親家庭（特定非営利活動法人インクルいわて）　・若者・就労（特定非営利活動法人いわてパノラマ福祉館，もりおか若者キャリアサポートセンター）　・医療（社会医療法人智徳会　未来の風せいわ病院これからの暮らし支援部　医療相談室）　・高齢（盛岡市社会福祉協議会みたけ・北厨川地域包括支援センター，盛岡市社会福祉協議会盛岡駅西口ヘルパーステーション）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	市内の基幹的な相談支援センター職員や，地域における福祉活動の中心的な人材を，相談支援包括化推進員として配置するとともに，盛岡市社会福祉協議会に配置する相談支援包括化推進員と地域福祉コーディネーターを中心に，包括的な相談支援体制の構築に向けたモデル事業に取り組むものである。 ・盛岡市社会福祉協議会への委託により事業を実施するが，市内の相談支援機関が有機的に結びつくような体制を構築するため，盛岡市社会福祉協議会が相談支援機関を受託している職員又は団体等に対し，相談支援包括化推進員を委嘱し，支援対象等に対し，チームとして支援できる体制とする。

		・基幹的な相談支援機関のほか，ケアマネージャー，相談専門員のほか，心配ごと相談所や民生委員から情報収集を行う。なお，心配ごと相談所には心配ごと相談員を配置し，傾聴を主体とした相談しやすい市民レベルの相談体制を整備することで相談支援包括化推進員を補完しようとするものである。 ・福祉的な観点に留まらず，地域住民の視点に立ち，他分野との連携を意識ながら，広くまちづくりの観点から取り組むものとし，すでに包括的な支援の実践を試みている事業者等とも連携し，その先駆的な取り組みの効果なども調査研究しながら，効果的な事業実施に努めようとするものである。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	盛岡市社会福祉協議会が設置する地域福祉コーディネーターと新たに配置する相談支援包括化推進員と共同で主催し，必要に応じて，農業，雇用，商工，保健・医療，教育分野などの関係者にも参加を求めるものとする。開催頻度は隔月１回程度とし，必要に応じて随時実施する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	市が地方創生推進交付金を活用して実施する地域福祉関連事業で取り組む，ふるさと納税，クラウドファンディングなどを活用した自主財源の確保策の調査研究事業と連携して取り組むものである。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	平成 27 年度にモデル的に，２地区で実施した「地域における支え合いに関する実態調査」や「民間事業所に関する社会資源調査」の結果のほか地域や学校等と連携し，地域における支え合い活動の推進とボランティア活動の活性化を図りながら，社会資源の創出について試みるものである。
	オ　その他	各分野の相談支援機関の職員の交流を促進するため，勉強会や事業報告会等を開催する。 民生委員などによる心配ごと相談所を設置することで，傾聴を中心とした相談活動を行いながら，相談内容の整理を支援する。
⑧事業の成果目標		・各相談支援機関における包括的な相談支援の必要性がある件数のほか，各制度へのつなぎを含めた支援の終結にまでに係る期間などを把握する。 ・複合的な課題を抱える者に対する相談件数　500 件 ・支援の終結率　50%
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		相談支援包括化推進会議が，相談支援包括化推進員のほかに司法，ボランティア，行政などの分野からのオブザーバーを加えると 30 人を超える出席者となったことから，会議等を次のように役割づけした ・相談支援包括化推進会議を情報・ネットワーク・ノウハウの共有の場と位置づけ。 ・分科会を設置し，相談支援包括化推進員がテーマごとに新たな社会資源を創出するための調査研究を進める。 ・もりおかコミュニティソーシャルワーク懇話会を多機関相互の情報交換，研修の場とした。

５．成果目標の達成状況について

地域力：2 地区を選定し住民交流と人材育成を実施した。現在取り組みの最中のため、数値での評価ができていない。来年度以降は、人材育成した地区で、支えあい活動の担い手の中心として活動する予定。

多機関：推進員だけでなく、行政内でのネットワークを構築中。複合的な課題に対して、社協、推進員だけではなく、行政も一緒に対応するいく。
分科会では、提言を作成し来年度以降の実施に向けて体制整備を行っていく予定。


多機関協働モデル事業
包括的支援体制
・ノウハウの共有
・他分野についての理解
推進員の勉強会
地域
司法
市町村
民生委員
一般企業
学識経験者
職能団体
ボランティア
農家
コンサルタント
警察
老人クラブ
相談支援包括化推進員の役割
・総合相談の窓口
・関係機関との連携
・社会資源の創出
・制度への働きかけ
・地域力強化など
若者支援（特非）
まちづくり・共生（株・一財）
障がい（福）
子ども（特非）
生活困窮（特非）
事務局＝社協・運営委員
※全体のコーディネート
高齢（社協）
一人親（特非）
フードバンク（特非）
医療（医）
保健福祉部地域福祉課
※市役所内のコーディネート
社協CSW
スクールソーシャルワーカー（一社）
相談支援包括化推進員
CS懇
個別ケース会議
相談支援包括化推進会議
分科会
民生委員
地域住民からの相談！
ボランティア
・市民を対象
・推進員が研修
・民生委員との連携
地域力強化推進モデル事業
住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
地域住民
町内会
子供会
民生委員
ボランティア
老人クラブ
PTA
学校
社会福祉法人
杜陵地区
みたけ地区
モデル地区
マンションサミット
ボランティア養成講座
住民同士の交流
人材育成
社会資源の創出！
自主財源の確保！
居場所・シェルター・中間就労保証人など

都道府県名	岩手県	市区町村名	遠野市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	27,772（人）			世帯数	10,848（世帯）		
高齢化率	38.1（%）	生活保護受給率	9.15（‰）		面積	825.97（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	不明（%）		公立小学校数	11	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林業を基幹産業とし、米を中心に、野菜、ホップや葉たばこなどの工芸作物、家畜が複合経営されており、日本一の乗用馬生産地として知られています。また四季が織り成す豊かで美しい広大な自然は、日本の原風景として全国の多くの人々に親しまれ、『遠野物語』に代表される歴史と文化を活かした観光・交流人口の拡大に取り組んでいます。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	第２層にあたる地域活動は、今まで地区センター（公民館）を中心に行政職員が従事し、住民と協力して行ってきた。保健・福祉に関する地域課題が多くなってくる中で、地域づくりに福祉的視点が必要となっており、モデル事業により福祉専門職が地域づくりに参画できるようにする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	各地区には、地域づくりを推進する各団体が存在し、その代表者等の参画を得て、社会福祉協議会地区支部が設置されている。本事業の委託先である社会福祉協議会がモデル地区において専門職が福祉的な視点による地域づくり積極的に関わることで、地区支部が活性化した形で地域課題を掘り起こすとともに、潜在している地域の力を見える化して行く。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	遠野市（社会福祉法人遠野市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	第３期遠野市地域福祉計画では「身近な相談窓口」が必要との提言を受け、施策の方向性としてコーディネート役を担う人材の各地区（９町）への配置を検討することとしている。当市では地域包括支援センターのブランチとして６箇所の在宅介護支援センター（以下「在介センター」という。）があり、平成 29 年度から在介センター相談員が生活支援コーディネーターも担うこととしたが、３箇所の在介センターが２地区を担当することになっているため、コーディネートを担う上での課題（業務過多のため十分な成果を期待できないなど）となっている。
③事業実施体制※注	②で説明した３箇所について、丸ごと相談員（相談支援包括化推進員）（以下「相談員」という。）を配置することにより、地域包括ケアシステムの第２層となる各地区（９町）に福祉専門職１名の相談・支援体制が整う。これにより地区において、住民からの生活支援に関する相談に対応するとともに、地区住民をはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、社会福祉法人等の関係者・団体と連携しながら、地域で解決する体制づくりの構築、地域資源の開発支援、地域協働の推進の仕組みづくりがなされる。 第１層の「丸ごと相談拠点のバックアップ機関」として遠野健康福祉の里内にある各関係機関が連携して対応するが、総合調整を担うのは市直営の地域包括支援セ

		ンターの役割とする体制を構築して行く。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		３人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ①在宅介護支援センター相談員から異動により丸ごとに。相談員生活支援コーディネーター養成研修を終了している。 ②過去に高齢者相談業務の経験があり、ホームヘルパーから異動により丸ごと相談員に。 ③新採用。居宅介護支援事業所で介護支援専門員として働いていた。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		相談員を３つの地区センター（公民館）に配置。市民に周知されている在宅介護支援センターの名称をモデル事業で使用する予定であったが、取り止めとした。（※綾織、土淵、青笹の各地区センターに配置）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	相談員は、モデル事業において、在介センターと連携し高齢者実態把握調査による情報共有を図り、地区で開催される区長会、地区民生児童委員協議会、社会福祉協議会地区支部などの関係団体の会議に参加するなかで、地域の困りごとを把握する。なお、第２層の活動拠点となる地区センター（公民館）の職員や社会福祉協議会地区支部と連携を図り、対象者への支援を行うとともに、状況によって第１層の拠点である遠野健康福祉の里と連携を図りながら、総合的に支援を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	第２層となる地区の関係者間の情報共有・連携の体制づくりを図るため、担当地区単位における相談支援包括化推進会議（既に地域にある連絡会議を充てる）を開催する。モデル事業では、事業の理解と周知を進めることを目的とした会議を地区関係者に２回を目標に開催する。支援対象者に係る会議は、自立生活支援相談窓口（生活困窮自立支援）と共同で毎月１回開催し、地域包括支援センター、在介センター、地区センター職員を中心にその都度、対象者の支援に関係する方・団体を交えて開催する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	社会福祉協議会地区支部との連携により、地域福祉推進の観点から赤い羽根共同募金などの活動支援を通じて、自主財源確保の取り組みを進める。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	介護保険制度により設置された生活支援コーディネーターと連携するとともに、地区センター、社会福祉協議会地区支部と協働することで、地域資源の創出を検討して行く。
	オ　その他	市行政の地区窓口である地区センターを相談員の活動拠点とすることで、組織づくりから始まるのではなく、地区住民との関係づくりから事業をスタートすることで、地区の主体性を活かしたコーディネートに繋がっていくと考えている。
⑧事業の成果目標		初年度のモデル事業実施期間を６カ月としていたが、実質４カ月となり、事業が市民に周知される期間や平成 27 年度に３地区（綾織町、土淵町、青笹町）において在介センターが受けた相談件数などから推計した相談件数（計 300 件）のうち実態把握に基づき支援プランを作成するとした 5%の 15 件の目標を大幅に下回る見込み。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

平成 29 年 12 月から２名の丸ごと相談員が綾織地区センター、土淵地区センターに配置された。

平成 30 年２月から１名の丸ごと相談員が青笹地区センターに配置される予定。

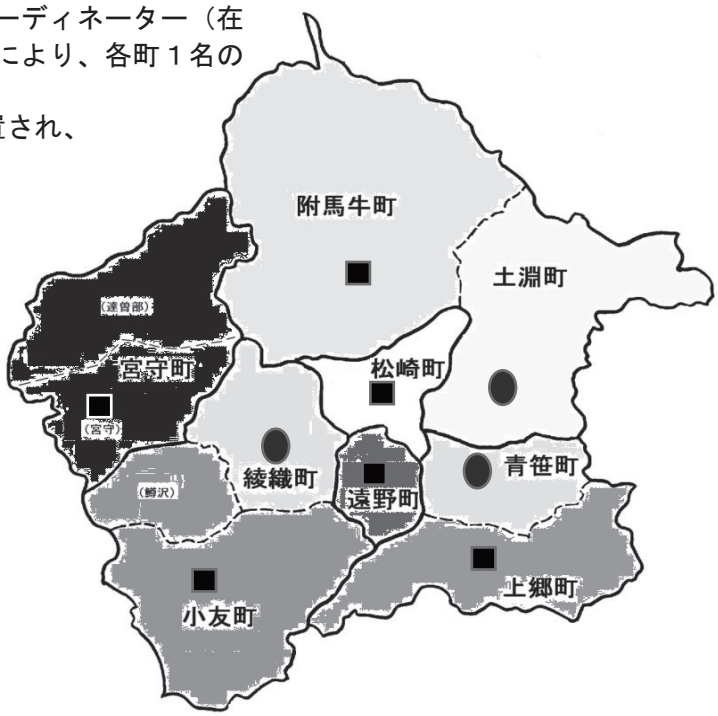
事業が市民に周知される期間や平成 27 年度に３地区（綾織町、土淵町、青笹町）において在介センターが受けた相談件数などから事業実施から６カ月として相談件数を計 300 件と見込んだが、12 月の１カ月実績で約 20 件の状況。まだ、実態把握に基づく支援プランの作成もできておらず、相談件数の 5%であるプラン作成 15 件の目標も大きく下回る見込み。

〇多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業（相談員配置図）

事業により、丸ごと相談員（相談支援包括化推進員）３名を各地区（綾織、土淵、青笹）に配置することで、市内６箇所に配置する生活支援コーディネーター（在宅介護支援センター）との連携・組み合わせにより、各町１名の福祉専門職による相談対応が実現する。

綾織、土淵には 12 月に丸ごと相談員が配置され、青笹には２月に配置される。

■ 在宅介護支援センター
● 丸ごと相談員
※地区センター（公民館）に配置



遠野市多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業の概要図

将　来　像　　～20 年後の遠野～

- 地域に支えられている人が地域で支える人になれる共助意識の推進
- 年齢、性別、分け隔てなく共に支え合う仕組みの構築
- 福祉による地域づくり（地域の特色を生かした資源開発・基盤整備）の推進
- その他（地域ボランティアの養成など福祉教育の醸成）



第1層　市町村区域

丸ごと相談拠点のバックアップ機関（福祉の里）

子育て　　包括支援Ｃ

母子　　自立生活

高齢者　　障がい者相談



福祉の里

支援調整　　相談・対応要請

第2層　小・中学校区域

丸ごと相談拠点の設置（地区センター）

所長



地　区
保健師



丸ごと相談員・地域活動専門員





地区支部
社協担当
（社協派遣）

福祉の里・包括Ｃ　　行政区長　　駐在所　　保健師

地域の支え合いネットワーク

消防団　　在介Ｃ　　民生委員

学校　　防犯協会　　保健推進員

地域資源の開発支援
地域協働の推進など

第3層　サービス資源と市民

相談　　支援



足・食・安否などのサービス資源の開発



相談支援

共に支える仕組みづくり



母子



生活困窮

高齢者



子育て





体のこと

都道府県名	岩手県	市区町村名	矢巾町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	27,372（人）			世帯数	10,226（世帯）		
高齢化率	24.4（%）	生活保護受給率	3.25（‰）		面積	67.32（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	未集計（%）		公立小学校数	4	公立中学校数	2	
地域包括支援センター	委託：１か所（社会福祉法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：１か所（社会福祉協議会）※近隣５町を対象とし、県から県社協に委託						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

県庁所在地である盛岡市の南に位置し、交通アクセスが良好であることから、就労者･通学者の出入りが激しい。また、過疎化が進行している岩手県内において、数少ない人口増加地域である。
盛岡市との間に岩手産業流通センターが位置することから、卸売業が主力産業であるが、町内全域に田園地帯が広がり、農業も盛んである。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	自身が抱える問題を住民だけでなく、相談業務に携わる職員が、抱え込まない環境をつくる。（相談を受ける側にとっても、働きやすい環境をつくる。） 一人の支援者をきっかけに、（その人にとって必要な）支援者が次々と関わっていけるような体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民の地域活動への参加率を高め、住民主体の自主的な支えあい活動の活性化を図る。 ・（匿名性に留意しつつ）誰もが気軽に相談できる地域づくり。 ・各相談支援機関の問題解決能力を向上し、「相談すれば解決につながる」イメージを強化する。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	直営
②事業実施に至った経緯	（平成 28 年１～２月頃）福祉関係の相談業務のワンストップ化を図るため、庁内体制を検討していた際に、モデル事業実施に関する情報提供があった。 相談支援体制の強化の一助になると考え、事業に手挙げすることとなった。
③事業実施体制※注	別紙参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ A：【資格】社会福祉士、介護支援専門員 　【経歴】通所介護支援事業所、サ高住生活相談員 B：【資格】看護師、主任介護支援専門員 　【経歴】訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	役場　福祉・子ども課

⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	町内の各相談機関（社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者機関相談支援センター、子育て支援センターなど）を通して、関係者に対して本事業の周知を行い、複合的な課題を有すると疑われる事例を気軽に相談できる体制を整備した。寄せられた相談に対しては、相談支援包括化推進員のみならず、各種制度担当職員が連携して対応している。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	【現状】生活困窮者自立相談支援事業において開催している支援調整会議とあわせ、月１回実施している。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	民間企業(町内の個人事業主を含む)の社会貢献としての支援を依頼。 ※金銭的な支援だけでなく、エ．新たな社会資源創出も含めての依頼。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	庁内に横断型のプロジェクトを立ちあげ、各部署がそれぞれに持つネットワークを活用した住民支援策を検討。
	オ　その他	自殺対策計画策定に際し、町の実施する全事業について「生きることへの包括的な支援」との関連性を検証。
⑧事業の成果目標		相談受理件数及び終結率の向上 新たな社会資源の創出（地域福祉計画における重点取組事項に位置付け）
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		初年度は、関係機関との連携体制作りに追われ、アウトリーチを実施する体制が整備できなかった。 今年度は、子育て世帯、ひきこもり等に対して、関係部署・機関と連携した訪問支援を実施している。

５．成果目標の達成状況について

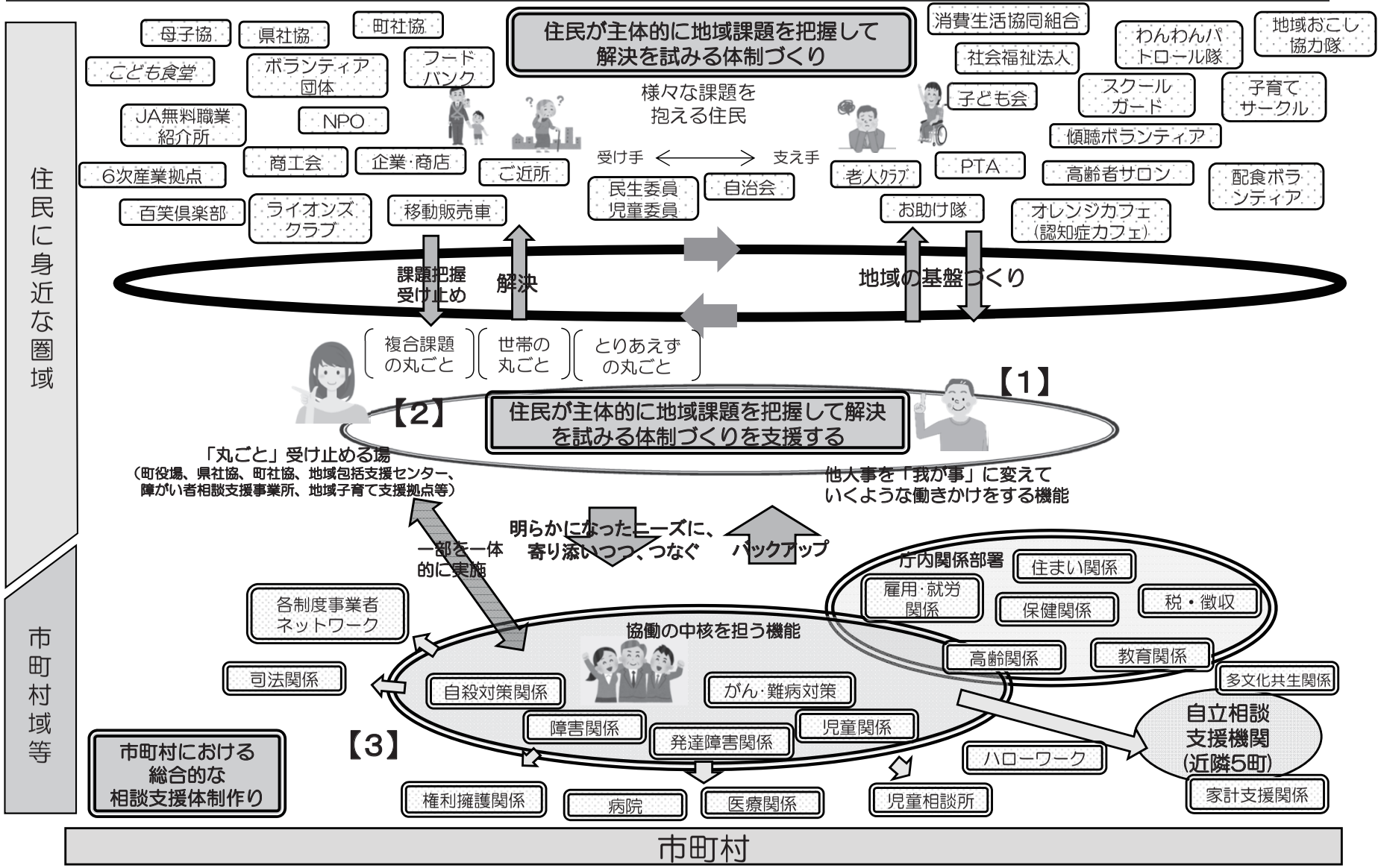
相談受理件数及び終結率について

	平成 28 年度 下半期	平成 29 年度 上半期	平成 29 年度 下半期
相談受理件数	6	28	25
終結件数	3	31	
終結率（%）	50.0%（3/6）	55.4%（31/56）前年度継続分含む	

※平成 30 年 1 月 19 日現在
※相談支援包括化推進員(平成 28 年 10 月配置)が、主担当として取り扱った案件を計上

新たな社会資源の創出について
協力的な個人事業主などの支援を受けながら、子ども食堂「ここかむ食堂」の内容を充実。
・商店（食品取り扱い）からの食材支援
・ボランティアによる学習指導
傾聴ボランティア組織の立ち上げ
学習支援事業（県事業）利用者への軽食支援

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



※第2回研修会事前課題を一部修正

都道府県名	岩手県	市区町村名	岩泉町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	9,631（人）			世帯数	4,503（世帯）		
高齢化率	41.53（%）	生活保護受給率	20.35（‰）		面積	992.36（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		ー（%）	公立小学校数	10	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	直営：1.か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：０か所　委託：１か所（県において社協に委託）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

広大な土地に広がる自然を生かした産業が盛んで、町内で魚・肉・野菜が揃う食の豊かな町である。
中でも有名になったのが岩泉ヨーグルトで、多くのリピーターを獲得している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	本町は、平成 28 年台風第 10 号により人口の 15%が被災をするという甚大な被害を受けた。災害以前から病気や障害を抱え、地域のつながりに支えられていた人が、直接の被災は免れたものの、生活環境の変化で立ち行かなくなり孤立するなど、地域が災害以前から抱えていた課題が、災害をきっかけに表面化した。 被災者支援に加え、幅広い地域福祉課題にも応えていく仕組みづくりが早急に求められる中、障害、介護、生活困窮者支援、法律関係等の専門職の連携によるワンストップの包括的相談窓口の設置と、そこに困難事案を見つけつなぐ役割となる地域の多様な主体を育成し、包括的相談支援体制とネットワーク構築し、困難課題の解決に取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	災害をきっかけに、県内外からの専門職のネットワークが構築され、高い課題解決力をもった相談支援体制の整備は早期に図られた。今後はそれと並行して、介護従事者や民生委員はもとより、福祉分野とは活動目的を異にする地域のＮＰＯや一般社団法人、商店街、女性団体などの多様な主体に対してもワークショップや研修を通じて理解を促進し、この制度の担い手となっていただき、普段の活動でできることを社会資源として一つでも多く創出するための取組を展開していく。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

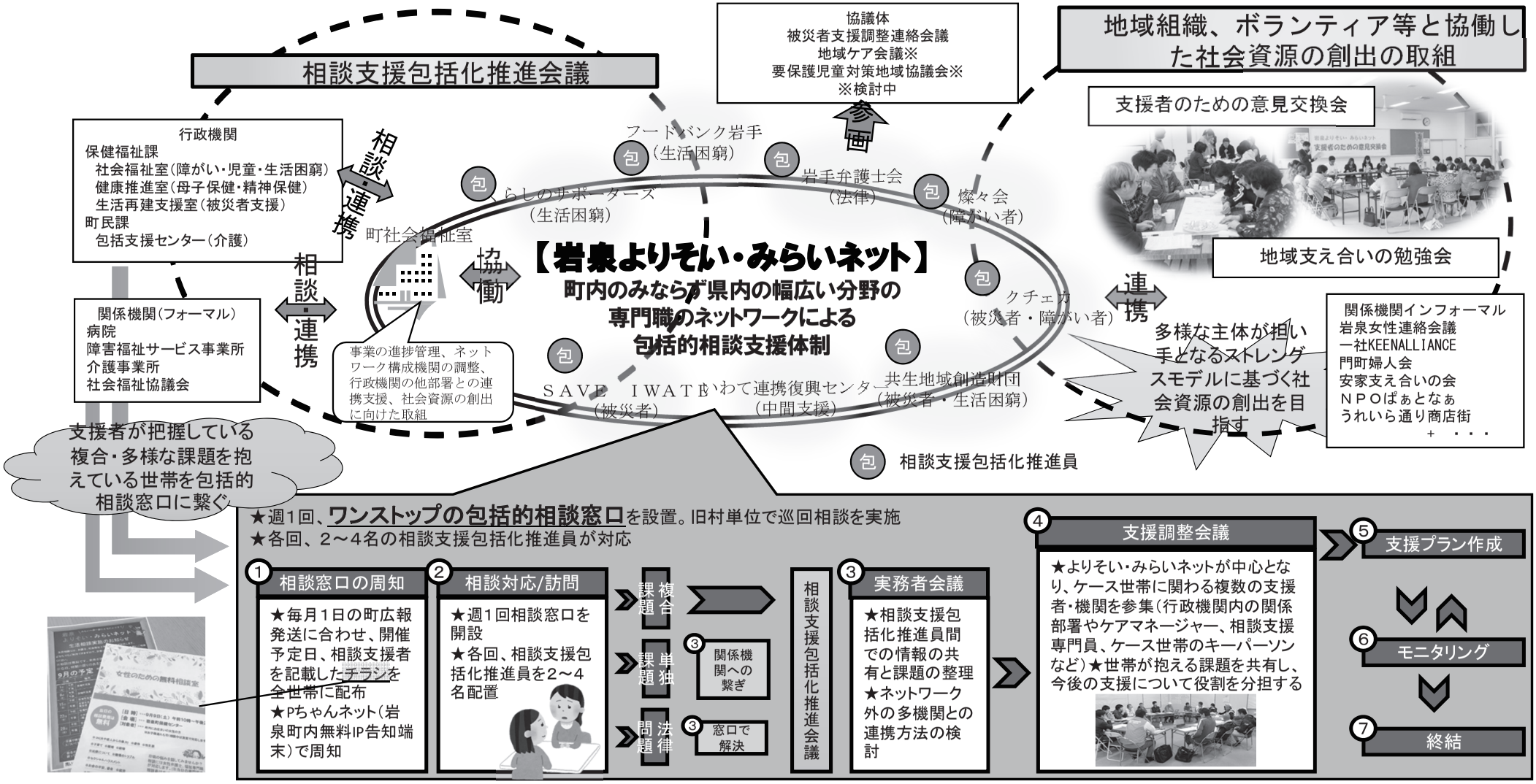
①実施主体（委託先）	岩泉町（直営）（次年度は委託を予定）
②事業実施に至った経緯	本町は、平成 28 年台風第 10 号により人口の 15%が被災をするという甚大な被害を受けた。災害以前から病気や障害を抱え、地域のつながりに支えられていた人が、直接の被災は免れたものの、生活環境の変化で立ち行かなくなり孤立するなど、地域が災害以前から抱えていた課題が、災害をきっかけに表面化した。 被災者支援に加え、幅広い地域福祉課題にも応えていく仕組みづくりが早急に求められる中、障害、介護、生活困窮者支援、法律関係等の専門職の連携によるワンストップの包括的相談窓口の設置と、そこに困難事案を見つけ、つなぐ役割となる地域の多様な主体を育成し、多機関連携による包括的相談支援体制を構築し、困難課題の解決に向けた取組を進めようとするものである。
③事業実施体制※注	別紙のとおり

④相談支援包括化推進員の配置予定人数		15 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ①～⑧　弁護士 ⑨・⑩　相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 ⑪　自立支援相談員 ⑫　相談支援相談員 ⑬　生活困窮者支援の経験者 ⑭　社会福祉士 ⑮　被災者支援の経験者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		岩泉よりそい・みらいネット（任意団体）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①相談援助の実績を有する複数の機関と協定を締結 ②①の機関から専門職を推薦いただき、相談支援包括化推進員として委嘱 ③対応可能な相談支援包括化推進員２～４人を募り、週 1 回金曜日に包括的相談窓口を開設し、多様な課題を抱える住民への対応に当たる。 ④町の保健師、包括支援センター、相談支援事業所や被災者支援にあたる生活相談支援員にも協力を要請し、本事業の対象となる複合課題を抱えたケースについて情報提供してもらい、アウトリーチによる相談支援も展開している。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	①上記ア②の相談対応で深堀して支援方法を検討する必要があると判断して事案については、町の担当職員と岩泉よりそい・みらいネットの構成メンバーによる「実務者会議」を開催。情報の共有と課題の整理、ネットワーク外の多機関との連携方法の検討を行う。 ②岩泉よりそい・みらいネットが中心となり、ケース世帯にかかわる複数の支援者・機関（行政機関内の関係部署やケアマネージャー、相談支援専門員、ケース世帯のキーパーソンなど）を参集し「支援調整会議」を開催。世帯が抱える課題を共有し、今後の支援について役割分担する。 ③①・②の会議の結果をもとに、世帯まるごとの支援プランを作成。継続モニタリングを行い、必要に応じてリプランしながら課題の終結を目指す。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	相談支援事業所の立上げ、地域生活支援事業を活用した共生型の支援事業の展開、地域包括ケアシステムとのかかわりを深め、生活支援コーディネーターの受託など地域において不足する社会資源の受け皿となれる体制を整備し、自主財源の確保を図る。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	福祉分野の枠組みを超えた多様な組織・団体、個人に声掛けし、意見交換会や地域支え合いの勉強会を開催。それぞれの参加者が思う町の「強み」や「資源」「気になっている世帯の例」などについて話し合い、ストレングスモデルに基づく町の仕組みづくりに取り組んでいる。今後の展開としては、勉強会の取組と地域ケア会議、障害福祉分野が連携して、新たな資源の創出に向けより具体的な取組を進める。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		○障害・介護・生活困窮者支援・法律関係等の専門職によるネットワーク体制の構築 ○包括的相談窓口の開設件数　月４回開催 ○包括的相談窓口への相談件数　月平均５件 ○複合的課題を抱えるケースへの対応件数　１０件 ○福祉分野を超えた多様な主体にたいする「我が事」意識の醸成のための勉強会の開催回数　３回 ○岩泉よりそい・みらいネット以外の機関との連携　１０団体
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

〇障害・介護・生活困窮者支援・法律関係等の専門職によるネットワーク体制の構築
　➡達成済
〇包括的相談窓口の開設件数　月４回開催
　➡達成継続中
〇包括的相談窓口への相談件数　月平均５件
　➡月平均 9.83 件（12 月時点）
〇複合的課題を抱えるケースへの対応件数　１０件
　➡７件（12 月時点）
〇福祉分野を超えた多様な主体に対する「我が事」意識の醸成のための勉強会の開催回数　３回
　➡２回（12 月時点）
〇岩泉よりそい・みらいネット以外の機関との連携　１０団体
　➡４団体（包括支援センター、町母子保健担当、生活支援相談員、町復興課、社会福祉協議会）

事業実施体制　岩手県・岩泉町



都道府県名	宮城県	市区町村名	仙台市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	1,084,616（人）			世帯数	507,322（世帯）		
高齢化率	22.2（%）	生活保護受給率	16.53（‰）		面積	786.30（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	79.6（%）		公立小学校数	124	公立中学校数	64	
地域包括支援センター	委託 50 か所（社協 4，その他民間 46）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 か所（民間）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東北地方の経済・行政・文化の中心として発展し、城下町の長い歴史の中で育まれた都市文化と豊かな自然、多彩な文化芸術活動、四季折々のお祭りなど、さまざま魅力を持つ。
東北唯一の百万都市として、東北地方の交流人口の拡大と魅力の発信、及び震災の経験と教訓を踏まえ、「防災環境都市づくり」に取り組んでいる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体の支援ネットワークづくりを進めることで、少子高齢社会における地域のさまざまな福祉課題・複合課題の解決、さらに地域包括ケアシステムの下支えともなる地域の福祉力の向上を図っていくこと。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民一人ひとりが、地域の福祉課題に積極的・主体的に気づき、地域の社会資源を活用しながら、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟かつ多角的に対応できるようになること。地域のさまざまな主体が連携・協働し、それぞれの地域にある社会資源や担い手と有機的につながりながら、地域課題をともに考え、解決に向け行動していく支え合い・助け合いのまちづくりが実現すること。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		仙台市 （社会福祉法人仙台市社会福祉協議会への補助事業）
②事業実施に至った経緯		少子高齢化の進展に伴い、個別の福祉分野を超えて複雑・多様化する地域課題を地域住民が主体的に受け止め、地域のネットワークにより対応していく体制づくり（「地域共生社会の実現」）を支援する必要があるため。
③事業実施体制※注		別紙参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 仙台市内（市内全域から復興公営住宅整備地域を除く。）
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	本市内にコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を６名配置し、少子高齢化等に起因するさまざま地域課題等について、地域住民及び地域団体等が我が事の課題と捉え、住民同士が連携しながら主体的に地域課題の解決を試みることを通して、地域による福祉活動の推進やその体制づくりなどの支援を展開する。 今回配置する CSW の具体の活動としては、次の（１）～（２）のとおり。 （1）市内の対象地域において、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民が主体となった支え合いによる福祉活動（見守り活動やサロン活動、日常生活支援活動等）の促進を図るため、地域活動の担い手との信頼関係を築きながら、地域ニーズの把握や活動の担い手の発掘・育成、地域のネットワークづくり、新たな活動への動機づけ、活動を継続できる体制づくり等の支援を行う。 （2）上記対象地域の中から重点支援モデル地区（29 年度は 10 地区程度）を定め、

		それぞれの地区の状況や課題について共有・分析を行うとともに、地域の実情に応じた目標を地域住民と一緒に設定する。その達成に向けては、企画や運営方法、人材育成、ボランティアマッチング、他機関との課題・目標の共有などについて活動支援を行う。なお、毎年度末に、目標に対する活動の成果について評価を行うとともに、次の地域課題解決に向けた展開について助言・支援を行う。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	多様化・複雑化する保健福祉ニーズや、複合的な課題を抱える世帯等に対応するため、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、生活自立・仕事相談センターなどの地域にある各相談機関において、分野を超えた総合的な相談支援機能の充実を図る。CSW は、そうした地域の相談機関が、地域にひらかれ、また、さまざまな相談等に対し適切に対応できるよう、地域団体や関係機関のネットワークの構築や、人材の育成、他地域における優良事例の共有のための情報交換会の開催などにより、地域づくりに取り組んでいく。
	その他	
⑥事業の成果目標		（1）市内対象地域において、住民が身近な圏域で実施するサロン活動や相互の見守りの充実を図る。併せて、地区全体での活動推進を図るための研修会を開催する。（見守り活動回数　前年度比 1%増、サロン実施回数　前年度比 5%増、住民主体の活動推進のための研修会および活動主体に対する研修会　5 区で開催　合計 10 回） （2）重点支援モデル地区（29 年度は 10 地区程度）について、各地区の実情に応じた目標設定（担い手の充実、福祉ニーズ対応する体制づくり、連携体制づくり等）とそれに基づいた支援を行い、我が事の地域づくりの推進力につながる共通の評価指標（約 5 項目 5 段階評価）について、地域住民自身による評価結果の合計が、平均 3.0 点以上（最高評価 5.0 点）を目指す。

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

（1）
〇見守り活動回数　→未集計（見守り活動回数の実績報告が 4 月下旬であるため、現時点では不明）
〇サロン実施回数　→未集計（上半期実績は前年同月比　7.9%増）
〇住民主体の活動推進のための研修会および活動主体に対する研修会　→達成（一部実施予定を含む）

（2）
重点支援モデル地区（29 年度は 10 地区程度）について、各地区の実情に応じた目標設定（担い手の充実、福祉ニーズ対応する体制づくり、連携体制づくり等）とそれに基づいた支援を行い、我が事の地域づくりの推進力につながる共通の評価指標（約 5 項目 5 段階評価）について、地域住民自身による評価結果の合計が、平均 3.0 点以上（最高評価 5.0 点）となること。
→29 年度は 11 地区の重点支援モデル地区（協働推進地区）について、各地区の実情に応じた目標設定とそれに基づいた支援を実施。評価は未集計（年度末までに実施予定）。

【仙台市】

住民に身近な圏域

市・区域等

隣近所・町内会

地域の社会資源
（ボランティア、PTA、老人クラブ、子ども会、NPO等）

複雑・多様化する地域課題｜様々な課題を抱える住民

地域に合った支え合いの仕組みづくり

― 小地域福祉ネットワーク活動の推進 ―

地域活動を行う地区社協、民生委員・児童委員

顔の見える関係づくり
- 地域包括圏域会議
- 個別ケア会議
- 地域別ネットワークミーティングによる関係者間の情報共有
- その他・生活支援コーディネーターやCSWによるネットワークづくり

支援 連携 相談

【2】「丸ごと」の地域づくり

【1】「我が事」の地域づくり

丸ごと相談を受け止める機関

●地域の相談機関
地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、生活自立・仕事相談センター、CSW　など

●仙台市
各区保健福祉センター、専門相談機関

相互連携

社会福祉協議会

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

顔の見える関係づくり
- 市・区地域ケア会議
- 地域包括支援センター連絡会議
- 多職種連携会議
- 障害者施策推進協議会
- 各区自立支援協議会運営会議
- 実務者ネットワーク会議
- 障害者相談支援事業所等連絡会議　など

専門相談機関等の相互連携

雇用・就労
司法
権利擁護
児童
医療
障害
難病
保健
住まい
高齢

CSWの役割
- 地域住民が主体となった支え合いによる福祉活動の促進
- 地域の実情に応じた目標設定と、地域課題解決に向けた展開の助言・支援
- 制度の狭間の問題解決のための相談支援
- 地域団体や関係機関のネットワーク構築や人材育成
- 他地域の優良事例の共有のための情報交換会の開催　など

都道府県名	秋田県	市区町村名	湯沢市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	46,357（人）			世帯数	18,020（世帯）		
高齢化率	36.9（%）	生活保護受給率	12.9（‰）		面積	790.91（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	－（%）		公立小学校数	11	公立中学校数	6	
地域包括支援センター	直営：1カ所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1カ所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

人情味が豊かな地域で、地場産業としては、川連漆器、稲庭うどん、地酒等の地場産業があります。湯沢の名の通り、温泉の宝庫であり市内には４カ所の温泉地があり、地酒、稲庭うどんを味わいながらゆっくり温泉で癒すには最高の季節です。2 月 10、11 日には 400 年の歴史を持つ犬っこ祭りが開催されます。戌年である本年の家内安全祈願、愛犬祈願に是非お越しください。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域で課題に気づき解決を試みる体制づくりや身近な地域で住民だれもが相談や交流ができる拠点の整備及び地域で解決できない課題は包括支援体制ネットワークを構築し、バックアップできる体制を整えることを目指しております。 制度別・年齢別の行政システム及び専門職の既存意識を、住民のライフステージにおける様々なリスクに対して、その人に合ったサポートを可能にする意識統一の浸透を図るため、「ライフステージ・サポート体制」の構築を目的に、市内の関係機関・民間団体の参画による推進体制会議を設置して議論している。これは、今までの「制度に人を繋ぐ」から「人に制度を繋ぐ」指向性を作り上げる体制構築である。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で課題に気づき解決を試みる活動を促し、自分たちが暮す地域を自分たちで創っていく意欲を高めていきたいと考えております。 「ライフステージ・サポート体制」の基本概念を共有した後に、住民に説明ができる体制を構築し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画と連動した、身近な小地域エリアに相談や情報が提供できる地域づくりが展開できるソーシャルアクションを展開する。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	「未実施」→既にベースがあるので。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	湯沢市（社会福祉法人雄勝なごみ会）
②事業実施に至った経緯	平成 20 年度から湯沢市は、同じ生活圏域であった当該市及び周辺町村と「湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）」を設立し、地域の様々な課題について、地域を包括して支援するネットワーク形成を図ってきていた。このネットワークを更にブラッシュアップしつつ、制度専門職化していて、複合的なケースを抱え込み、遅々として解決の進展がみられない世帯を包括した支援体制構築を図るために、制度を越えてスーパーバイズする包括化推進員システムの定着構築とネットワーク協議会の協働として本事業を実施するに至った。

③事業実施体制 ※注		ネットワーク協議会　資料１ 湯沢市の三層構造　資料２
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ○介護支援専門員、人材育成部長、在宅介護支援センター相談支援員、秋田県介護支援専門員協会会長、 厚生労働省（課長補佐、障害福祉専門官、相談支援専門官、地域支援対策専門官） ○社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、生活支援課長
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		障害者相談支援事業所：ぱあとなあ相談支援事業所
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	1)各種制度上の相談支援体制が構築されており、それらの機関からつながるケース 2)各種相談支援機関主催の地域ケア会議や相談支援会議等に出席し、そこからつながるケース 3)市役所の庁内体制からつながるケース 4)小地域エリア（町内会・自治区協議会、民生委員）相談支援機関からつながるケース ●ネットワーク協議会を通じて、今までの制度別・年齢別の制度専門職化の問題を提示し、制度を越えた包括的スーパーバイズを行う相談支援体制であることを周知し、地域包括支援を具体に理解していただいている。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	毎月第３水曜日（ケースの受付は１週間前） そのほかは随時開催 ●相談支援包括化推進会議について、ネットワーク協議会を通じて制度を越えた包括的スーパーバイズを行う会議であることを周知しているため、頻度の高い会議であっても、メールで出席を依頼することで、関係機関・団体が出席してくれるのは、相談支援包括化推進員の位置づけが定着したことと、相談支援包括化推進会議の効果が現れてきていることと推察される。 ●相談支援包括化推進会議では、相談内容を相談支援包括化推進員が分かりやすいアセスメント資料に編集するため、アセスメントの整理がいかにケース分析に重要であるかが参考になるため、専門職の研修の機会にもなっている。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	共同募金の活用を図る。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	○この事業は自治体が実施主体で行うため、自治体が毎月第３木曜日に開催する「ライフステージ・サポート体制推進会議」において、既存のネットワーク協議会のブラッシュアップを有識者による協議を行っている。 ○ネットワーク協議会は、新たな社会資源が創設されるため、インフォーマルな社会資源や地域づくりに極めて効果がある。 ○ネットワーク協議会（参照）
	オ　その他	地域住民に対する取組の経過報告と住民一体型体制構築を図るため、「湯沢市の福祉を考えるセミナー」を年２回開催
⑧事業の成果目標		○相談支援包括化推進員の位置づけを明確化する。 ○相談支援包括化推進会議の定例化・随時化の定着を図る。 ○湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の再構築 ○モデル事業終了後の相談支援包括化推進員は、ネットワーク協議会の相談支援部会で機能するよう体制強化する。（相談支援包括化推進員の後継者養成・育成） ○地域福祉計画及び地域福祉活動計画により実践的に盛込む。

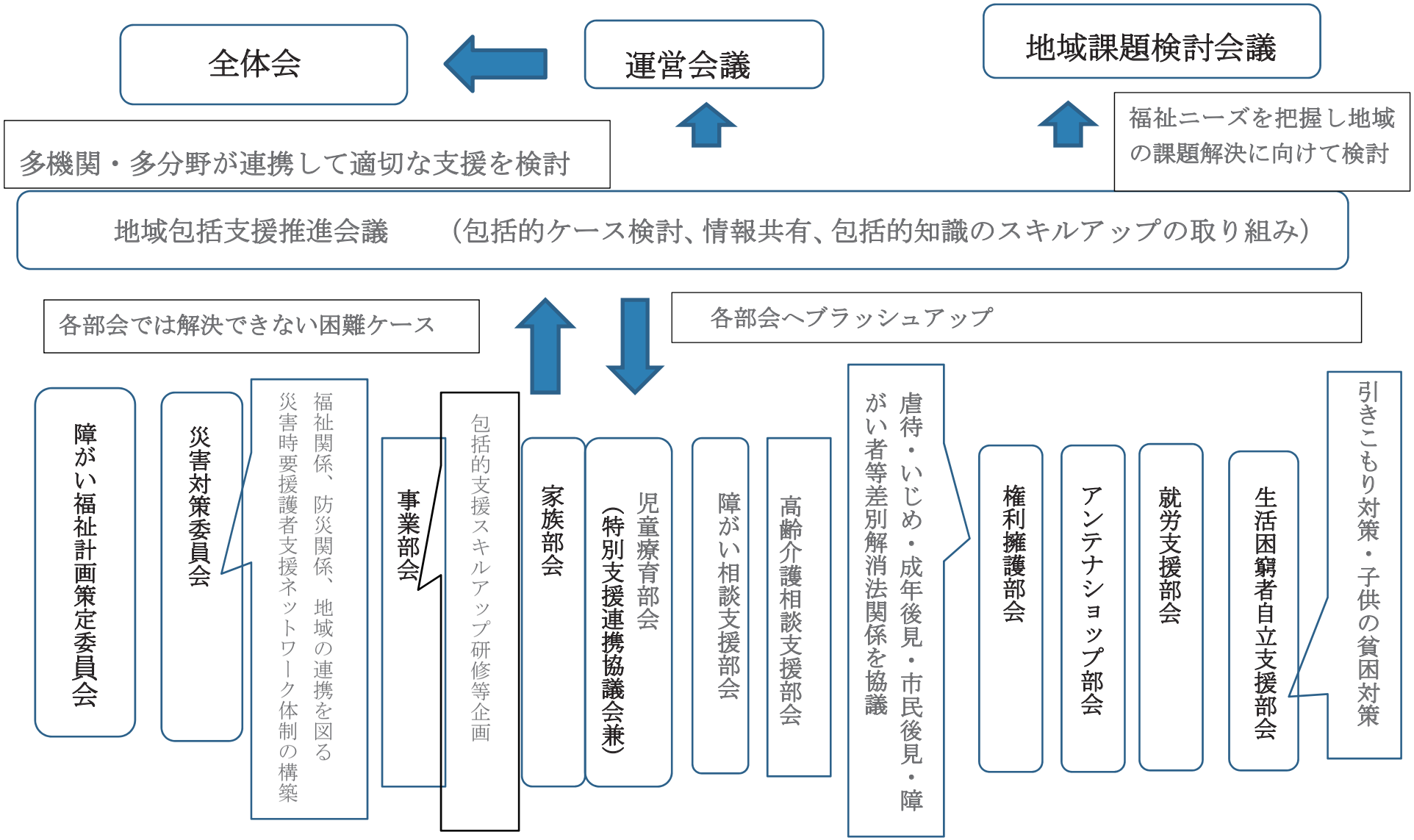
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	○ネットワーク協議会という地域力強化のベースとなる既存体制があり、様々な機会を活用して、制度を越えたスーパーバイズを行うことにより、世帯全体の包括支援が可能になる相談支援包括化推進員の説明を行ったことにより、相談支援包括化推進員の自治体内における位置づけが明確になり、持ち寄られる相談件数が増え、制度専門職の枠の中で抱え込んでいた事例の進展が図られた。 ○相談支援包括化推進会議を定例化することにより、相談支援包括化推進員に繋がるケースのスケジュール感を持つことにした。 ○制度ごとのケース会議が行われているが、そこで気付かないまま見過ごされているケースが結構あった。アドバイスによって多機関の協働によるケースであることに気付き、相談支援包括化推進会議に繋がるようになった。 ○町内会で把握している困難ケースが結構あるが、町内会で止まっていたり、市役所などに相談したが、進展がないというケースがあることに気付いた。町内会からの情報が、アウトリーチに大いに役立つ地域体制づくりと、市役所内から相談依頼される頻度が高まってきているという効果がある。 ※ケースのアセスメント不足による長年の抱え込みケースの潜在性に気付かない専門職が未だに多い。

５．成果目標の達成状況について

① 相談支援包括化推進員の位置づけが、自治体内で周知された。
② 相談支援包括化推進会議の定着が図られるようになってきた。更に、当初の目的であった、各専門職・相談員・民生委員・市役所職員等の研修の場にもなっている。
③ 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会のブラッシュアップは、市主催の「ライフステージ・サポート体制推進会議」において議論されている。特に、身近に相談や情報提供できる地域体制づくりについて、集中して協議されているため、今年度中に体制構築が見えてきている。
④ モデル事業終了後（補助金終了後）の相談支援包括化推進員の位置づけは、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の中で機能できる方向で協議を重ねている。
⑤ 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の連携作業は、市の地域福祉計画策定委員会が開催されており、今後具体に協議される。

資料２

湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会体系図（案）

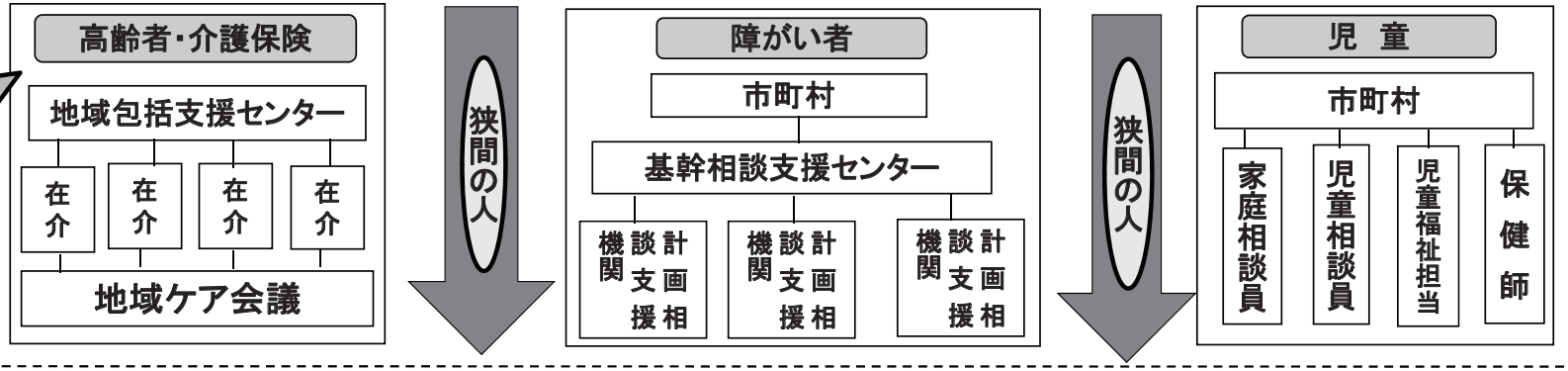


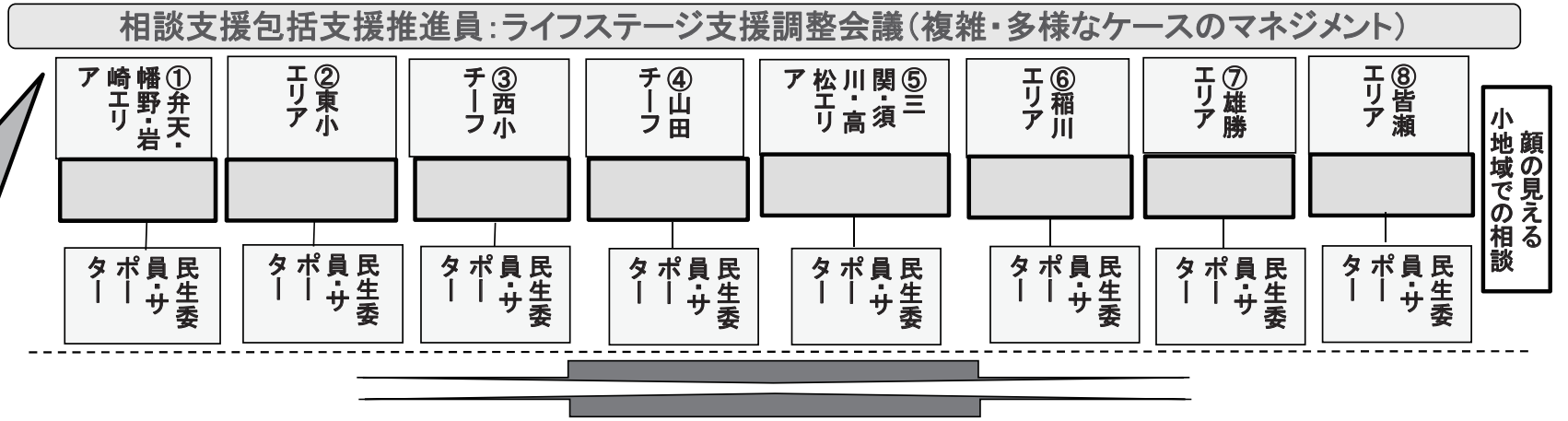
制度の狭間を埋めるライフステージ・サポート体制づくり

地域包括支援体制：秋田県湯沢市の三層構造

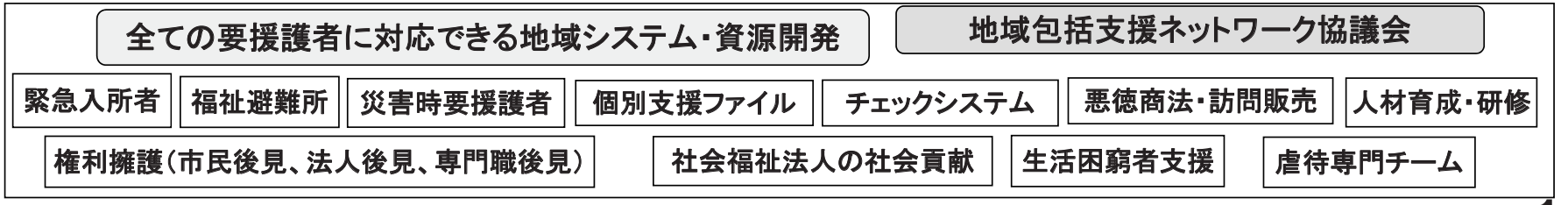
資料2

制度で解決できるのは、困難ケースとして相談支援包括化推進会議には出てこない。制度に当てはまらない相談が今まで未解決になっていた。





共同募金の有効活用の優先順位とその方策について議論を深める。【安定的な財源の確保】



1

都道府県名	秋田県	市区町村名	大潟村

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	3,205（人）			世帯数	1,103（世帯）		
高齢化率	31.55（%）	生活保護受給率	0.93（‰）		面積	170.05（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	100（%）		公立小学校数	1	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	県の直営：1 か所（中央福祉事務所）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・本村は、秋田県の沿岸中央部に位置し、かつて日本第二の八郎潟を干拓して昭和３９年に誕生した大規模農業の自治体です。集落地は１カ所にまとまっており、コンパクトで効率の良い村です。
・産業は大規模稲作農業が主体で、国の農業政策に大きくされるため、平成３０年度以降の新たな展開になって来ています。
・農業振興の一環で観光にも力を入れており、環境省選定「かおり風景１００選」に選ばれた１１キロにわたる「桜と菜の花ロード」は人気があります。また、２０１１年に「男鹿半島・大潟ジオパーク」として認定されており新たな観光資源となっています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	大潟村の地域福祉計画では「一人ひとりの個性かがやく　ふれあい豊かな　やさしい地域づくり」を基本理念に掲げています。そして、地域福祉活動計画では「村民の参画による豊かな地域福祉社会づくり」目標に掲げています。 具体的な目標としては、農業や社会活動への参加により、子どもから高齢者・障がい者等みんなが活き活きと元気な「日本一元気な長寿村」を目指しています。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	大潟村農福連携の推進 これまでに行ってきた農業と福祉の連携の取り組みである、農業生産や菜の花・桜並木を代表する景観づくりをはじめ、芸文協やスポーレを中心とした学習・文化・スポーツや社会福祉協議会主催の癒やしや交流事業など大潟村独自の多面的機能を活用して行ってきた多くの実績がある。 今後、この実績を継続しつつ、大潟村の特色を活かし、大潟村農福連携の実施計画を策定しながら独自の農福連携事業を推進します。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

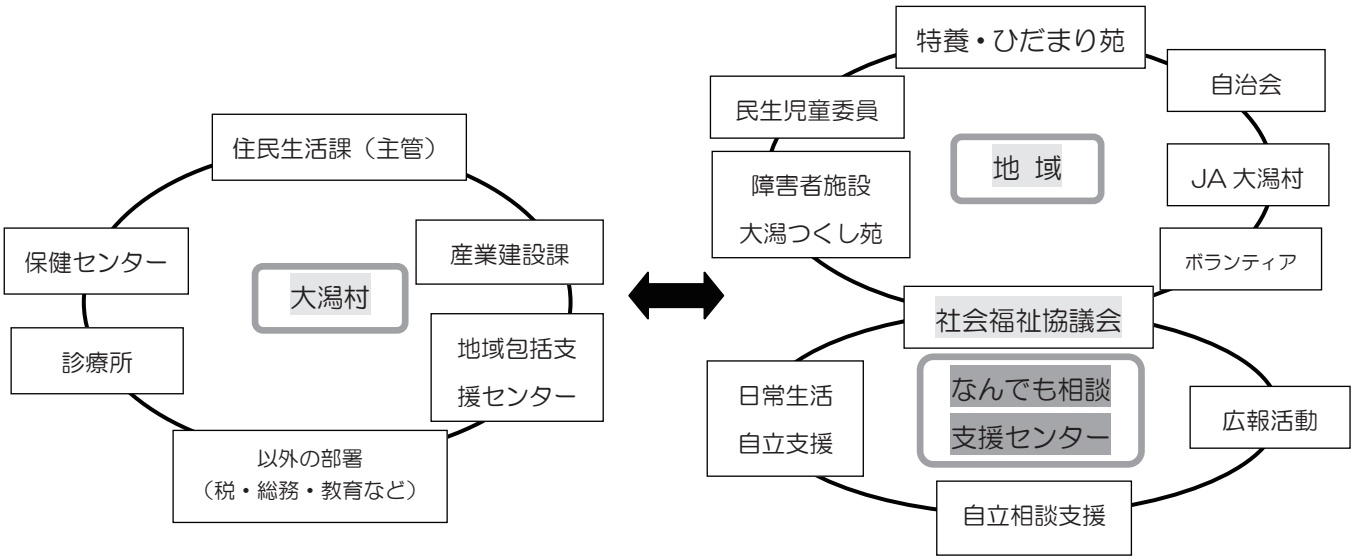
３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	「未実施」

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	秋田県大潟村 （大潟村社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	若い村と言われてきた大潟村も急激な高齢化の進行により、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の増加が顕著であり、地域のコミュニティの希薄化のなかで社会的孤立、若者・高齢者のひきこもり、認知症による徘徊、孤独死の発生も現れている。 こうした現状を打開するためには、医療・介護・福祉が単独で対応するのではなく、地域の基幹産業である農業の活用を含め、地域一体となった多機関の協働による、全年齢対象となる包括的支援体制の構築と、住民同士が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが必要である。

③事業実施体制 ※注		大潟村社会福祉協議会へ業務委託 大潟村なんでも相談支援センター（社会福祉協議会に開設） 大潟村農福連携ネットワーク推進会議・実務者会議等の開催 大潟村農福連携推進委員会・プロジェクトチームを設置し包括的支援システム事業計画策定の推進
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		4名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士１名・社会福祉主事２名・コミュニティソーシャルワーカー1名
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		大潟村社会福祉協議会 （大潟村なんでも相談支援センター）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	社会福祉協議会・地域包括支援センター・民生児童委員協議会を一体化し、情報の共有化を図る主任包括化推進員を配置して総合相談体制づくりに取り組む。 そして、生活支援コーディネーターと協働して地域包括ケア体制を拡充し、関係団体とのネットワーキングや連絡調整、自治会や住民の地域福祉活動との連携を図る。 また、あらゆる分野と協働し、アウトリーチ機能を高め、複合的な問題に対応するため、大潟村の特徴である農業との連携を推進し、包括的な支援体制を構築する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	行政・社協・地域包括支援センター・保健センター・民生児童委員・相談支援包括化推進員・社会福祉施設が集まる会議を必要な場合に開催し、情報交換や地域住民の福祉ニーズの把握を行う。また、地域に不足する社会資源の創出に取り組む。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	農業法人や企業、社会福祉施設と協働し、就労支援に取り組む。社会福祉法人による地域貢献の取り組みと連携を図り、共同募金や財団法人の寄付金を活用し、自主財源を確保する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	福祉マップ作りから各自治会の課題を拾い上げ、住民同士が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりに取り組み、地域力強化を推進する。 農業や企業、福祉施設や団体に働きかけ、新たな介護予防や生活支援を創出し、中間的就労や働くきっかけづくりに取り組む。
	オ　その他	約６２０名のボランティア活動者や約９０名の認知症サポーター、ホームヘルパー２級取得者が約１２０名いる等地域を支える強力な社会資源を活用し、全国のモデルとなる総合的包括的な支援体制を構築し、農福連携による日本一の健康長寿村を目指す。
⑧事業の成果目標		平成２８年度は心配ごと相談員に対して７３件の相談があった。また、１２月から開始した「大潟村なんでも相談支援センター」へは１０件の相談があり、その内２件が支援を終結した。 平成２９年１月１日現在、見守っている一人暮らし高齢者は３７名おり、高齢者夫婦世帯は１９世帯ある。母子世帯は２０世帯で父子世帯は４世帯ある。 これらを潜在ニーズを持つ世帯と捉えると共に、各自治会へのアウトリーチを行い、複合的な課題を抱える世帯を相談に繋げて、課題解決に取り組む。 アウトリーチによる課題発見件数を増やし、平成２９年度は年間２０件の支援終結を目標に掲げ、支援の成果を検証し個別支援を地域支援へ繋げる具現化に取り組む。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		平成２９年度に農福連携を進めるために、大潟村社会福祉協議会が中心となり大潟村農福連携推進委員会を設立し、全体の調整を図りながら支援事業を推進する。 大潟村の特徴である農業と人材を活かし、生きがいと遊びをミックスした農業にチャレンジすることで、様々な課題を抱えた人たちを巻き込みながら、住民を主体とした豊かな地域づくりを推進する。冬期でも収穫できる温室ハウスを運営し、住民の誰もが気軽に立ち寄り交流できる活動拠点づくりに取り組む。また、運営にあたっては社会福祉施設と連携し、地域課題のひとつである働く場の創出につなげる。



〇平成 28 年度　大潟村農福連携ネットワーク推進会議・実務者会議等の設置・開催
大潟村なんでも相談支援センター（社会福祉協議会に開設）

〇平成 29 年度　大潟村農福連携推進委員会・プロジェクトチームの設置

５．成果目標の達成状況について

平成２８年１２月から開始した「大潟村なんでも相談支援センター」へ、１年間で２０件の相談があった。その内５件の支援を終結した。多機関との連携が深まり、情報が入ってくるようになった。

６月に３地区をアウトリーチを行い、要援護者の確認や地域の課題について把握することができた。

農福連携ネットワーク推進会議を開催し、代表会議では事業計画と今後の取り組みについて理解を得た。実務者会議では、村の課題である移動手段について話し合い、地域力強化推進の取り組みについて協議した。

自主財源確保も含めた新たな社会資源創出の一環として、農福連携推進委員会を設置した。農福連携に関する基本構想をまとめるための計画策定プロジェクトチームを発足して、８年間の基本構想を作成した。基本構想を元に具体的な４年間の事業計画を村に提案して、村の土地を借りて野菜栽培で就労支援や生きがいづくりを検討している。

都道府県名	福島県	市区町村名	郡山市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	334,527（人）			世帯数	141,012（世帯）		
高齢化率	24.36（%）	生活保護受給率	9.83（‰）		面積	757.20（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	63.1（%）		公立小学校数	61	公立中学校数	28	
地域包括支援センター	直営：1 か所, 委託：17 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所（一部委託）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

福島県の中央に位置し、東北地方で仙台に次いで第 3 位の人口規模を誇る、東北の拠点都市。首都圏から東北新幹線で約 80 分というアクセスの良さに加え、鉄道や東北・磐越両自動車道が縦横に交差するなど、交通の利便性が良いことから「陸の港」とも称され、「人」「モノ」「情報」が集まる中核市、そして経済県都として成長を続けている。今なお、東日本大震災や原子力災害が市民生活に影響を及ぼしている中、B-1 グランプリなど、復興イベントの開催や相次ぐ企業の進出など、復興に向け着実な歩みを進めている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	「ダブルケア」や「８０５０問題」など市民が抱える複合的な課題の解決を支援するため、市内３か所に「福祉まるごと相談窓口を開設。多機関の協働による包括的な支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	他の相談支援機関等との顔の見える関係づくりを行い連携、協働を図りつつ、地域住民のボランティア等での参画を促し、単身世帯への見守りなど各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど地域に不足する社会資源の創設を図るための取組を検討していく。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	委託：２か所（公益財団法人、社会医療法人）、直営：１か所
②事業実施に至った経緯	福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中で、高齢、障がい、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な相談にワンストップで対応するための包括的な相談窓口を設置し、関係機関とも連携して適切な支援を行うとともに、多機関が協働して支援する体制を構築する。
③事業実施体制※注	・市内３か所に「福祉まるごと相談窓口」を開設。（北東エリア、南西エリア、中央・湖南・熱海エリア） ・他の相談機関と顔の見える関係作りを行い、連携、協働を図るとともに困難事例の吸い上げを行う。 ・関係機関とのネットワーク化や相談支援包括化推進会議については、他の相談機関と連携し「生活困窮者自立支援制度」の中で対応。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	委託先：２か所（各２人） 直営：３人

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 委託先（北東エリア）：保健師１人（相談関連業務　１０年３か月）、主任介護支援専門員１人（相談関連業務　１３年） 委託先（南西エリア）：看護師１人（相談関連業務　１５年６か月）、社会福祉士及び精神保健福祉士１人（相談関連業務　２年６か月） 直営：生活困窮者自立支援制度「自立相談支援事業従事者養成研修」受講者３人
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		「福祉まるごと相談窓口」　３か所 委託先：受託する地域包括支援センター内併設 直営：郡山市保健福祉部保健福祉総務課内
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	庁内の連携体制構築に向けた取組として、既存の「郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」を構成する庁内２２課や出先機関に対し事業チラシを配付し事業ＰＲを行ったほか、子育ての相談支援機関には窓口に赴き事業説明を行うなど、本事業と関係各課との顔の見える関係づくりを行っている。また、相談支援包括化推進員の各々の専門的な知識の活用を図るため、定期的に打合わせを行い情報の共有を図りながら、より充実した支援が行えるよう努めている。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	既存の「郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」及び郡山市地域包括支援センター連絡協議会等外部の８関係機関からなる「郡山市生活困窮者自立支援地域ネットワーク協議会」を活用し、情報共有や意見交換等に関する会議を年１回以上開催する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	当該事業の検証等を踏まえ、他の相談支援機関等との連携を図りながら、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用等の働きかけを検討していく。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	当該事業の検証等を踏まえ、他の相談支援機関などと顔の見える関係づくりを行い連携、協働を図りつつ、地域住民のボランティア等での参画を促し、単身世帯への見守りや買い物など、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を検討していく。
	オ　その他	資質向上のため講習会等へ参加するなど本事業の目的を達成するために必要な取組を行う。
⑧事業の成果目標		・新規相談件数　　１拠点あたり月平均１５件 ・支援の終結率　　５０％ ・庁内の関係部署との連携に加え、庁外の関係機関等との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図る。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

・１拠点あたりの新規相談件数（月平均）については、増加傾向にはあるものの目標には達していないので、今後、あらゆる機会を捉えながら地域住民や他の相談支援機関に対する事業周知を図るとともに、連携関係を強化し新規相談につなげていきたい。

・地域の支援ネットワークの構築に向けて、支援に必要となる社会資源について理解を深めるため、生活困窮者自立支援制度に関する勉強会を実施。その中で、認定就労訓練事業（中間的就労）について実施事業所を訪問。長い間就労していない方等への支援の一つとして実施内容を再確認するとともに、北東、南西エリアとして、これまで知らなかった社会資源との顔の見える連携関係構築につながった。
　今後も、様々な関係機関等と顔の見える関係づくりを行い、地域の支援ネットワークの強化につなげていきたい。

都道府県名	山形県	市区町村名	山形市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報（人口、世帯数：H29.12.1 推計値、生保受給率：H29.11.30 時点、高齢化率：H28.10.1 現在）

人口	251,979（人）			世帯数	101,914（世帯）		
高齢化率	27.9（%）	生活保護受給率	8.26（‰）		面積	381.58（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	88（%）H28		公立小学校数	36	公立中学校数	15	
地域包括支援センター	委託：13 か所（社協、社会福祉法人等）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

山形市は四方を山々に囲まれた盆地の地形で、夏は暑く冬は寒い気候の自然豊かな都市である。紅花商人で栄えた城下町の町並みに蔵王、山寺などの観光地や温泉がある。米や地酒、そば、ラーメン、山形牛など食が豊富で、季節ごとにさくらんぼ、ぶどう、ラフランスなどの果物も栽培が有名。地場産業には、山形鋳物、山形打刃物、陶磁器「平清水焼」などがある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化、地域のつながりの希薄化などが進み、住民の社会的孤立や支援を必要とする住民の増加への対応が課題となっている。その課題に対応するため、地域住民同士の支え合い、助け合いによる地域福祉活動が必要不可欠であることから、薄れてきている地域コミュニティの再構築を図る。 困りごとを抱える住民の課題を早期発見し、早期対応を図る体制をさらに強化することに加え、身近な地域でのつながりを形成していくことで、住みやすい地域づくりを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	他人の困りごとに関心を持ち、支え合い助け合うことができ、住みやすい地域となることを再認識し、地域の一員として地域福祉活動に自主的に関わる意識を高めたい。 地域においては、地域福祉の担い手育成が促進され、地域住民の主体の支え合い助け合いのネットワークが広がるようにしたい。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		山形市（山形市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		山形市地域包括ケア構築の実現のため、モデル的な取組として実施。
③事業実施体制※注		別紙①のとおり
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 小学校区ごとの 30 地区を事業単位とする。うち、平成 29 年度はモデル３地区選定。 ① 既存の集会所を拠点活用した町内会　　４００世帯（地区全体 5,951 世帯） ② 地域福祉活動が活発な町内会　　２８２世帯（地区全体 4,628 世帯） ③ 新規施設を拠点活用する地区社協　　北エリア（地区全体 7,395 世帯）
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	① 町内会の集会所などを活用した活動拠点を設置し、その拠点で相談を受け止め、地域での支え合いの仕組みの担い手となる地域住民を配置する。 ② 拠点において集まった地域の困りごとのうち、簡易なもの（除雪、ゴミ出し、電球交換など）については、地域で解決する支え合い体制を構築する。 ③ 活動拠点では、地域のサロン活動や世代間交流等、誰もが参加できる集う場所として活用し、企画運営を促進する。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	① 地域の拠点で、地域の困りごとを、まずは受けられる窓口と体制づくり。 ② 地域の担当となる生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター（事業所）、福祉まるごと相談窓口等による専門的な相談、支援体制の確立。 ③ その他、圏域内に存在する様々な機関や企業などと連携し、仕組みづくりなどへの参画を促進する。
	その他	
⑥事業の成果目標		拠点において、継続した住民主体の相談体制の確立と拠点利用者の増加、地域住民の交流の活性化と困りごとを抱える住民の情報収集と把握の実践。また、そのための担い手養成と担い手組織の設立と定着化などを図る。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

最新の状況を記入してください。本事業未実施の場合は、①の欄に「未実施」と記入してください。

①実施主体（委託先）		山形市（委託先：山形市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		第２次山形市地域福祉計画において掲げる地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりを推進するため実施。
③事業実施体制※注		別紙①のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士　保育士　ボランティアコーディネーター２級　社会福祉業務従事２０年 社会福祉士　精神保健福祉士　介護支援専門員　社会福祉業務従事１３年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人　山形市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	相談者等の抱える課題の把握、支援機関との連絡調整、支援内容に関する指導・助言を行う。地域住民、団体等による早期発見、把握された課題の専門職等によるチームアプローチによる早期対応、地域の組織団体や関係機関のネットワークづくり、個別支援検討会の開催。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	別紙①参照。行政内（庁内）の制度間連携等中核的な会議の開催。日常的には、地域包括支援センター等他分野の事業所等を中心とした連絡会や既存の会議への定期参加により事例の検討、情報共有、意見交換を行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	共同募金の活用や社会福祉法人による地域貢献としての財源確保を検討する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	例えば、８０５０問題のケースの地域全体からのニーズを集約し、地域課題として整理し、８０側（親）の会が必要のため、モデル的に８０の会を実施。 このような取組を地域住民や多専門機関と共有し、新たな社会資源の創出を行う。
	オ　その他	相談支援包括化推進員の周知および関係機関とのネットワークの定着のための活動の継続。また、有識者や先進都市の専門職等の講師による研修会の開催。圏域ブロック会議（北海道・東北ブロック）への参加によるスキル向上促進など。
⑧事業の成果目標		多機関協働の仕組みの可視化（視える化）と社会資源の創出の促進。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		前年度と同様の体制で事業を実施し課題の把握に努めている。 また、明確化された課題への具体的な対応を検討している。

５．成果目標の達成状況について

山形市の中で見えてきた事は・・・



・小学校など学校在学中の家庭支援
・中学校卒業後の支援先がない
・生活能力が低い人への支援
・中高年の再就職支援
・精神障がいのある方への対応、支援の難しさ

➔ ８０５０問題、ダブルケア、不登校、ネグレクト、困窮、触法、ごみ屋敷

「相談支援包括化推進員」➔まるごと協議体

個別相談の総件数の内容のうち、多機関連携で支援できた（既存の制度等での対応可能）ケースは約７割。それ以外の3割が左記のようなケースであり、いわゆる「山形市の制度の狭間」として捉え、今後の支援の仕組みの検討が必要となった。

平成29年度の取り組みとしては・・・



・ひきこもりで悩んでいる親の会の開催
（かたつむりの会）平成29年度は3回実施
・50代の会を計画中（8050の会）
・「子ども食堂をつくろう」講座→担い手と居場所の創設
・限界集落プロジェクト
・おさがりの会（衣服協力）
・「地域力強化推進事業」の取り組み
3地区で実施（H29．10～）

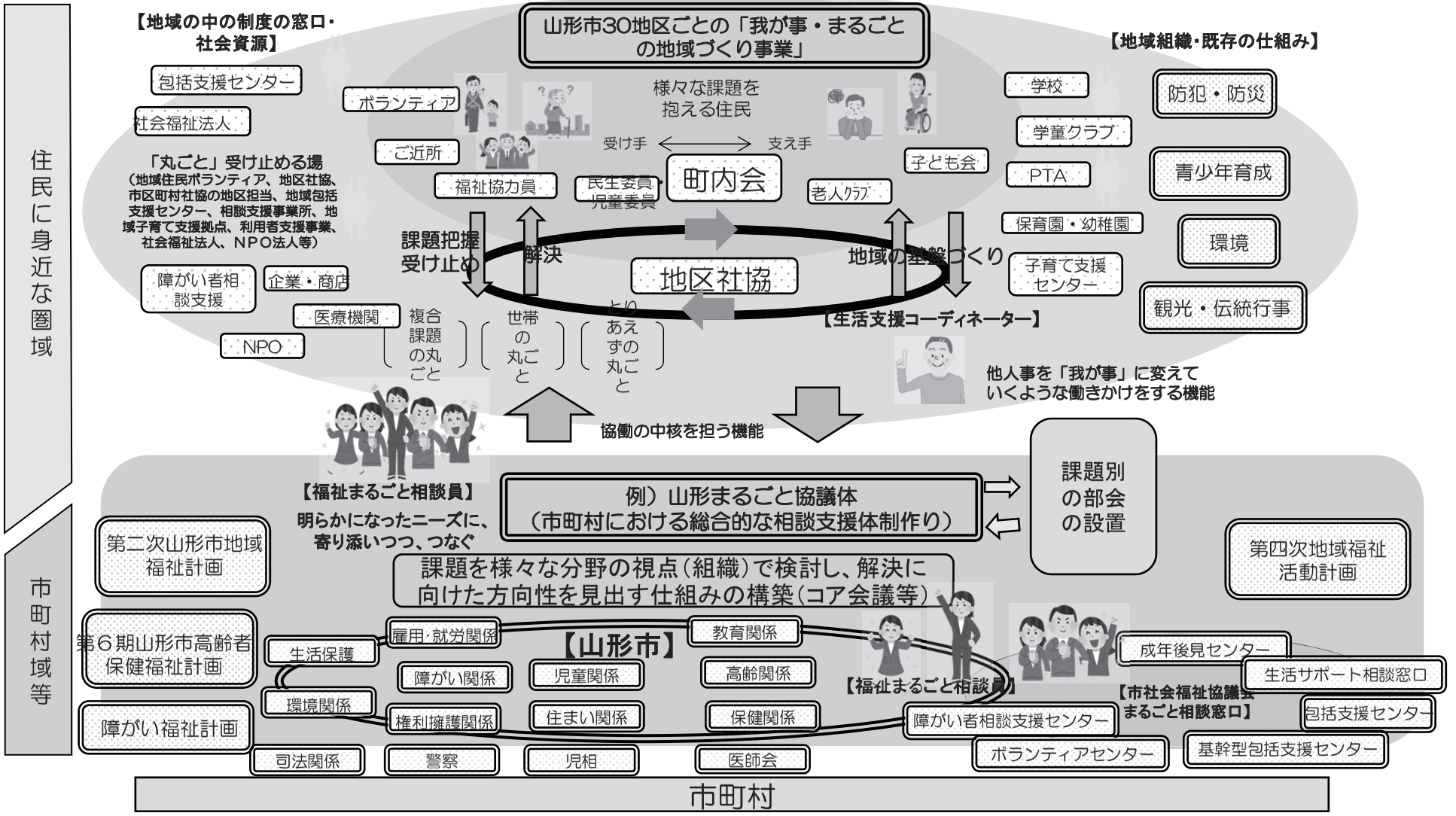


それに対して、平成29年度中は大々的な仕組作りというよりは、「できることから、まずはやってみよう」をコンセプトに展開。
取り組みの中から必要な連携機関や協力依頼をしつつ形を作る作業を行った。

＊地域力強化推進事業３地区のモデルづくりは開始間もなくのため、引き続き成果目標に向けた取り組みを行っている。平成30年度については３地区のノウハウを活かし実施地区を拡大していく。

都道府県名	山形県	市区町村名	山形市
地域力強化事業 実施団体名	山形市社会福祉協議会	多機関協働事業 実施団体名	山形市社会福祉協議会

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



都道府県名	茨城県	市区町村名	ひたちなか市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	159,544（人）			世帯数	67,765（世帯）		
高齢化率	25.2（%）	生活保護受給率	5.8（‰）		面積	99.93（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	74.6（%）		公立小学校数	20	公立中学校数	9	
地域包括支援センター	委託：4 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

工業を中心として発達した旧勝田市と，漁業で栄えてきた旧那珂湊市が平成６年に合併してできた市である。市内には，2 つの漁港があり，近海沿岸漁業の基地となっている。農業では，ほしいもが特産品となっており，日本一の生産量を誇っている。商業面は，大規模小売店舗の充実などで商圏の地元吸収力が増大している。また，国営ひたち海浜公園や阿字ヶ浦海水浴場，水産業などの資源を存分に活かし，観光・レクリエーションの振興を図っている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

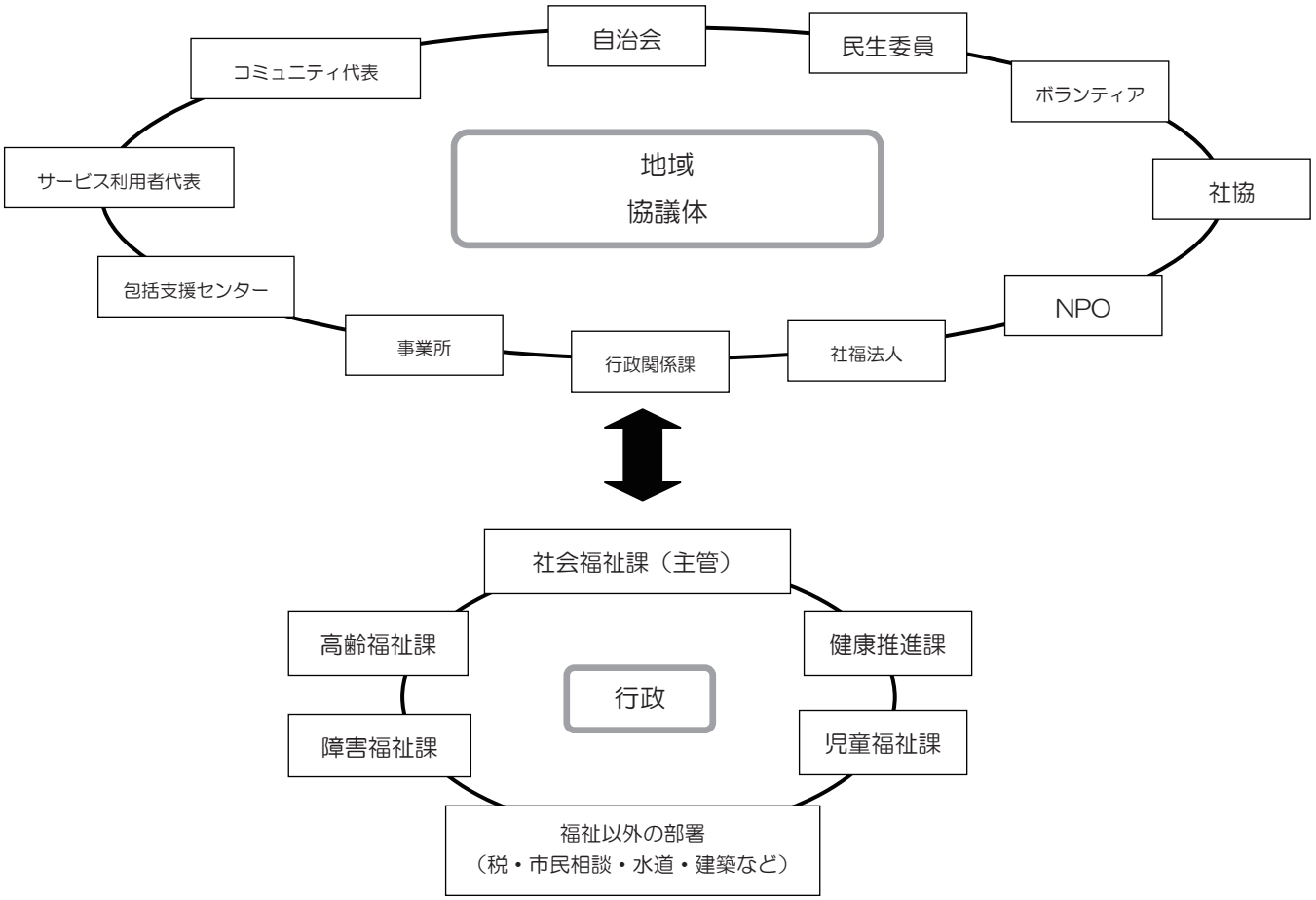
本事業に取り組む目的・狙い	地域の福祉課題を地域自ら考え，解決方法を見つけていくために，地域福祉を推進する体制を整備し，地域にあった福祉事業を展開していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	これまでのように行政から押し付けられるように事業を行うのではなく，地域の特性に合わせ地域に本当に必要な事業を行えるように，地域の福祉課題を見つけ出し，地域に合った事業を自ら開発し，行政と協力してまちづくりを行っていくようにしていきたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		市社会福祉課及びコミュニティ（中学校区）
②事業実施に至った経緯		地域福祉を推進するうえで，コミュニティ単位を想定して進めていたところ，一つのコミュニティにおいて，地域福祉の拠点づくりについて話し合いたいという話をいただき，それらの支援を行うことになった。
③事業実施体制※注		別紙
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 地域の中学校区単位で組織されている「コミュニティ」で開催される「まちづくり市民会議」等において，地域の福祉施策を検討する体制づくりについて話し合っていく。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	中学校区単位に整備されているコミュニティセンターを拠点として活動しているコミュニティを中心として，自治会，高齢者クラブ，民生委員，事業所，NPO 法人，ボランティア団体，社会福祉協議会，行政（関係課）などをメンバーとするまちづくり市民会議を開催し，地域にあった地域福祉推進体制作りをしていく。 市内に８地区あるコミュニティを中心に年間１～２地区を重点的に実施し，順次体制を整えていく。 会議の立ち上げにあたり，当面は市の社会福祉課が事務局となり実施し，話し合いをまとめるためのファシリーテーターを派遣するなどの支援を実施し，体制が立ち上がった時点で地域に移管する。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	コミュニティにコーディネーター等の事業を実施する人物を配置するとともに，自治会，高齢者クラブ，民生委員，事業所，NPO 法人，ボランティア団体，社会福祉協議会，包括支援センター，行政（関係課）等をメンバーとする協議会を発足し，地域のニーズを集約し，地域ならではの福祉事業の開発などを行っていく。
	その他	
⑥事業の成果目標		中学校区単位に，地域に福祉について考え事業の開発などを行う協議体を設立する。

【別紙】



４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

８つのコミュニティのうち１地区に対し，ファシリテーターの派遣や会議の準備等の運営支援をし，会議を実施してきた。

その結果，平成３０年４月以降，地域における福祉施策について検討する会議が発足することになった。今後地域を中心に会議を開催していくが，当面は社会福祉課に配置されている地域福祉コーディネーターが会議の運営を支援していく。地域でのコーディネーター等の配置や実施事業については会議の中で具体的に検討していく。

都道府県名	茨城県	市区町村名	東海村

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	37,738（人）			世帯数	14,683（世帯）		
高齢化率	24.2（%）	生活保護受給率	6.7（‰）		面積	37.48（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	51.5（%）		公立小学校数	6	公立中学校数	2	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	なし（茨城県が実施）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

日本を代表する原子力研究の先端技術が集まる科学都市である一方，梨やぶどうをはじめ，日本一の生産量を誇る「ほしいも」（乾燥いも）の産地としても全国的に知られている。

全国的に少子化の流れが進んでいるが，東海村においては充実した子育て施策を求めた隣市からの子育て層の移住や，原子力関係者の家族移住等により，子どもを含め，人口は昭和期から今日まで微増し続けている。しかし一方，昭和期後半に日立製作所関連企業に勤める就労層（当時，日本全国から就業により本村に移住してきた核家族層）をターゲットに作られた分譲団地を中心に人口の高齢化率は 50 パーセント（東海村全体だと高齢化率は 24.2%）を超える地域がある。また，近年では新たに子育て世代の集まる新団地が作られるなど，地域によってやや偏りのある人口構造に起因する福祉課題が多様化している現状がある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	従来，生活課題を抱える個人に対する相談支援活動を展開していたが，昨今の社会環境や経済状況を背景として，個人に対する相談支援活動だけでは，根本的な生活課題の解決に結び付けることが困難となっている。 特に，生活困窮世帯に対する相談支援活動においては，家計相談による収支バランスの適正化支援や生活資金貸付等の支援だけではなく，その世帯に属する子息に対する学習支援や就労支援など，寄り添い型の支援や他団体との連携を強化しなければ，根本的な課題解決に繋げることが困難なケースが急増している。そのため，包括的なファミリーソーシャルワークを展開する基盤整備が急務となっている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	平成 19 年に発足した地区社協も 10 年を経過し，活動は安定しているが，会員の高齢化やふれあい協力員の疲弊など新たな課題も発生している。また，地区社協は，高齢者支援には非常に熱心で，ふれあい食事会の開催や見守り活動等の活動を展開しているが，地域のニーズに対応していくためには，今後さらなる活動の広がりを期待したいところである。 一方で，地域には一見すると福祉課題とは関係のないと思われる“生活のしづらさ”を抱える住民（例：草木の生い茂り，動物多頭飼い等）が多数潜在化しており，そういた方々へのアウトリーチにつながる住民としての“気づき”や発見力を高めていきたいと考えている。 地区社協を中心として，様々な生活のしづらさを抱える住民へ手を出し述べる地域の福祉力向上を本事業を通じて期待したい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人東海村社会福祉協議会

②事業実施に至った経緯		東海村地域福祉計画（行政策定）の策定過程において，CSW の必要性が明記され，介護保険制度における「生活支援コーディネーター（SC)」と CSW を兼務した専門職として，支え合いコーディネーターの配置が位置づけられた。また同計画には，村全体として総合相談窓口（ワンストップ相談窓口）の設置も行政の責任として明記された。 一方，社会福祉協議会においては，地域福祉活動計画見直しの中で，“事業型社協”から“社協活動の原点回帰”への方針が示された。また，平成 27 年度の 1 年をかけ，「総合的な生活支援体制構築についての調査研究」を実施した。 そうした背景を受け，東海村としては村全体における総合的な生活支援体制を構築すること，専門職だけではなく住民を含めた多様な人々が「支え手」「受け手」という関係性を超えて支え合うことを通じ，多様性を尊重し包摂する地域共生社会を実現するため，本事業の実施に至った。
③事業実施体制※注		別添
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		2 人（正規職員 1 人，臨時職員 1 人）※ただし臨時職員は事務補助としてであり相談支援包括化推進員ではない。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 平成 17 年東海村社会福祉協議会に入局し，7 年間地域福祉推進係において地区社協等の立ち上げに従事し，コミュニティワーカーとして活動。その後，貸付業務，日常生活自立支援事業等の相談支援活動に従事。社会福祉士，保育士資格保有。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人　東海村社会福祉協議会　生活支援課　生活支援ネットワーク係
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター（本村においては，支え合いコーディネーターと称している）と相談支援包括化推進員との連携により，制度の縦割りではなく地域というフィールド上に，高齢者や生活困窮者，子どもなど支援対象者を広げ対象者の把握を行う。 特に「制度の狭間」にある対象者への支援を強化するとともに，対象者を制度に当てはめるのではなく，対象者のニーズを起点に支援を調整・開発し，複合的なニーズに対する適切なアセスメントとサービス提供のためのコーディネート強化，ネットワークの重層化，社会資源マップを作成・検証をし，新たな社会資源の開発をするなど，地域包括的支援体制の構築を図る。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	生活支援体制整備事業で設置する第 1 層協議体の構成員と重複させ，「絆まるっとプロジェクト」と題し，多世代，多様な人材参画のもと隔月で開催する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	生活困窮者支援を目的とした寄付窓口（とうかい明日への架け橋基金）の設置。 食糧支援のためのフードドライブ実施（各種イベントでの開設，社会福祉協議会での毎日型受領)。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	村社協地域支援担当職員（コミュニティワーカー）や住民と連携・協働のもと，地域への出前型相談窓口の設置検討。相談支援包括化推進会議において，新たな社会資源の創出を図る。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		介護保険事業や生活福祉資金貸付などのフォーマルサービスや食糧支援や地域住民による見守り活動などのインフォーマルサービスを有機的に繋ぎ，包括的な支援活動を展開する。 また，本事業を展開することにより，従来連携が比較的希薄であった福祉施設や NPO 法人，企業，他関係団体との日常的な連携体制の構築・強化及び新たな社会資源の開発を展開する。

	様々な「生活のしづらさ」を抱える方（世帯）の生活課題を解決していくためには，単にその課題解決だけに焦点化するのではなく，その世帯を取り巻く環境（地域・資源等）にアプローチしながら，地域住民一人ひとりが“我が事”として捉える意識の変容や主体性の醸成を図る。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	平成 28 年度の課題として，民生委員・児童委員の協力を得て実施したアンケート調査から，①行政や社協に敷居の高さを感じている住民へのアプローチ，②支援につながらない方（世帯）に必要な新たな資源の開発が必要であることが浮き彫りとなった。 そのため，①の対策として平成 29 年度から商業施設を利用した出張相談（月 2 回）を開始した。②の対応としては，民生委員のアンケートであがった世帯に対するアウトリーチ，「絆まるっとプロジェクト」での新たな資源開発（住まいるリセットプロジェクト）を行った。

５．成果目標の達成状況について

・相談支援包括推進会議として実施している「絆まるっとプロジェクト」は，平成 29 年度はおおむね各月で開催（5 月・7 月・9 月・12 月）。ニーズの共有や資源開発に向けた資源マップ作成，より小地域での話し合いの場づくりについて協議を行った。
・資源マップについては，地域での支え合い活動（サロン等）についてまとめ，東海村社協ホームページで公開開始（9 月～）。今後，商店やボランティア団体等も含めたマップへ拡充を検討中。
・専門職同士のネットワークづくりのひとつとして，「むらカフェ」を 8 月から各月で開始。事務局も参加者の持ち回りで行い，柔軟に取り組んでいる。
・多機関協働の必要性の理解を目的に事例検討等を行う研修会を 5 月・8 月と実施。ケアマネ，薬剤師，障害者相談支援員等の多職種が集い，一定の成果を上げることができた。
・平成 28 年度からの多機関の協働による包括的支援体制構築事業の成果のまとめとして，平成 30 年 1 月 17 日に「地域共生社会実現推進シンポジウム」を厚生労働省の後藤専門官をはじめとする関係者，住民を集い実施。
・成果物として，生活支援に特化したパンフレットの作成（関係機関へ配布）。PR 映像を作成し，厚生労働省へ提出。
・平成 28 年度新規相談件数 137 件中複合課題 39 件（29%），平成 29 年度新規相談件数 120 件（12 月末現在）複合課題 41 件（35%）と相談件数及び複合課題相談件数ともに増加。関係機関とのネットワークの重層化や，アウトリーチの姿勢が効果を上げているものと考えている。

東海村における総合的な生活支援体制イメージ（地域支え合い体制整備事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業）

≪要点・ポイント≫
- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し，専門職と連携・協働しながら，地域の中で支え合える仕組みを構築する。
- また，課題が複合化したり，地域での支え合いの中では解決が困難な事例について，適切に専門機関につながり解決に向かうよう，専門職同士の強固なネットワークも重要である。
- 特に，行政各課を含める専門職は“待ち”の姿勢ではなく，自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢が求められる。

様々な生活課題を抱える住民

子育て（発達の遅れ・虐待等）／認知症・とじこもり／ひきこもり・精神疾患／経済的困窮（家計・就労）／孤立（ゴミ屋敷）

第２・３層協議体で解決できないこと・東海村全域で制度化したほうが良いものは第１層協議体（絆まるっとプロジェクト）で協議します

ニーズへの気づき・発見

地域の課題を解決するための話し合いの場づくり

支え手・受け手を限定しない関係づくり

セーフティネットとして受け止める機能・とりあえず一旦受け止める機能

アウトリーチ機能・ネットワークの関係調整機能

連携・つなぎ

課題把握・受け止め

地域支え合い推進会議
第２層協議体（小学校区）または第３層協議体（自治会単位）

民の領域
ボランティア／地域住民／企業・商店／NPO 法人／高齢者クラブ／民生委員・児童委員／学校／自治会／地区社協

◎生活課題を抱える住民を中心にした身近な支援の輪づくり
◎主体的に地域課題を発見し解決を試みる体制づくり
◎生活課題を抱える住民の発見と地域での支援が困難なケースを専門職につなぐ機能

公の領域
自立相談支援機関（県央福祉事務所）／法テラス等司法関係／病院（MSW）／警察／保健所／障害者支援事業所／介護保険事業所／賃貸住宅会社（住まい）／ハローワーク

専門機関や関係機関同士のネットワークを構築する

東海村（行政）
・福祉部，福祉部外に関わらず，生活課題（空き家問題，動物多頭飼い，税金滞納等）を抱える住民に対し，ネットワークを駆使して早期にアプローチしていく。
・行政内部の横ぐしの連携を強化する。

支え合いコーディネーター（CSW）
会議のファシリテートや地域で必要な社会資源を具体化するコーディネートをします。

絆まるっとプロジェクト
相談支援包括化推進会議　兼
地域支え合い推進会議（第１層協議体）

調整役

◎東海村全域に必要な新たな資源開発
◎行政への提言
◎地域づくりや新たな仕組みづくりの企画・立案・方針の決定

生活支援・相談センター（仮称）
◎総合相談窓口の充実（出張相談・行政内部の横ぐし連携等）
◎社協内部での横断的なケースカンファレンスの充実化
◎幅広い地域の関係者との連携・協働による支援やサービス開発（絆まるっとプロジェクト）

東海村社会福祉協議会

相談支援包括化推進員（CSW）
複合課題を抱える世帯のアセスメント・支援プラン

調整役

都道府県名	栃木県	市区町村名	栃木市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	162,027（人）			世帯数	64,745（世帯）		
高齢化率	29.32（%）	生活保護受給率	9.33（‰）		面積	331.50（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	75.31（%）		公立小学校数	30	公立中学校数	14	
地域包括支援センター	直営： 8 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託： 1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

栃木市は栃木県南部に位置し東京から鉄道でも高速道路でも約１時間の距離にあります。「三毳山」「岩船山」「太平山」「渡良瀬遊水地」など県南のシンボル的な自然景観と「渡良瀬川」「思川」「巴波川」「永野川」などの豊かな河川を有しています。現在も蔵造りの建物を中心とする歴史的な街並みが残っており、多くの観光客の関心を集めています。また、米、イチゴ、ぶどうをはじめとする多彩な農産物を生産する県内有数の農業地帯でもあり、今日では、食の地域ブランドとしても認知され、賑わいをみせています。なお、平成２２年から平成２６年にかけて１市５町による３度の合併を行いました。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	昨年度から実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」と、新たに住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業を一体的に実施することにより、多様化、複雑化している福祉ニーズに対し地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民の地域福祉活動への関心を高め、地域福祉活動への参加者を増やしたい。 ・コミュニティソーシャルワーカー養成講座を開催し、地域の福祉活動を展開するために必要な知識や技術を持つ人材を育成したい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	栃木市（社会福祉法人栃木市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	栃木市では、すべての相談支援機関がすべての相談を丸ごと受け止めるワンストップ窓口を実現するとともに、全世代全対象の相談支援体制を構築し、すべての課題を地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指し、「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」に取り組んでいる。併せて、地域住民が主体的に地域の課題を把握し解決を試みる仕組みと、このワンストップの相談窓口と地域の活動との連携を深める仕組みを構築することにより、多様化、複雑化している福祉ニーズに対し地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があるため本事業に取り組むこととした。
③事業実施体制※注	別途添付
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 大宮地区　他２地区 人口　約 64,000 人 面積　約 97.60 ㎢

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	・市内１７地区に地区担当職員を配置し、地区懇談会を開催。その中で出てくる地域の課題や問題を把握し、住民同士で出来る事、地域で出来る事、行政等多機関と共同して行う事などについて検討しあい、地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化を進め、地域住民の情報共有を促進する。 ・対象地域３地区にある既存の集会所等を利用し、市が推進している生きがいサロンの連絡所的役割や、地域の住民が、課題を抱えた人も支える側の担い手になるような役割を担い、生活の張りや生きがいを見い出すことが出来るような寄合所的場の設置の手助けを行う。 ・社協の特徴であるネットワークを活用し、地域の企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組みを行い、自主財源の確保に努める。 ・専門の職員（ＣＳＷ）を配置し、住民に身近な圏域において高齢者、児童、障がい者などの分野を超えて地域の生活課題について総合的に相談に応じられる体制を構築する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	・コミュニティソーシャルワーカー養成講座を開催する。地区社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体、地域にあるＮＰＯ法人、シニアクラブ（老人クラブ）等を対象として、コミュニティソーシャルワークについて学べる場を提供し、地域の福祉活動を展開するために必要な知識や技術を持つ人材を育成する。 ・地区懇談会参加者の中から地域活動を行う人材の発掘や育成をし、コミュニティソーシャルワーカーと共に活動できるＣＳＷサポーターの養成を図る。 ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業との連携を図り、地域ケア会議等に参画し複合的な課題への対応を図るため、地域の団体等地域資源を活用してこれらの機関と連携する仕組みづくりを行う。 ・社会福祉協議会に配置したコミュニティソーシャルワーカーが、地域包括支援センターと協力して丸ごと受け止める仕組みを作る。
	その他	
⑥事業の成果目標		・コミュニティソーシャルワーカー養成講座の開催　３回/年 ・ＣＳＷサポーターの養成　２０人/１地区

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	栃木市
②事業実施に至った経緯	高齢者支援のための栃木市独自の地域包括ケアシステム構築を進めているところであるが、地域で暮らす高齢者の支援を行う中で、高齢者本人の課題以外にも他の世帯員や世帯環境などの問題により適切な支援につながらないケースが多く見受けられ、現在の対象者別の相談支援体制では対応が難しく相談機関が連携した横断的かつ包括的な支援体制の構築が必要であると感じた。 　また、制度の狭間や相談機関のたらいまわしなど、市民ニーズに則した相談支援窓口（ワンストップ窓口）の設置が必要であると感じていた。 　それらの状況から、既存の相談支援機関を活用した相談支援体制である本事業に取り組むこととした。
③事業実施体制※注	別途添付
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	４人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士２名、介護支援専門員２名
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類：高齢者相談支援機関　　名称：栃木中央地域包括支援センター

<table>
<tr><td rowspan="5">⑦事業内容</td><td>ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</td><td>具体的支援活動
①相談支援包括化推進会議により包括的支援体制（相談支援包括化推進員）の業務内容及び連携体制（多職種の顔の見える関係作り）を構築する。
②各相談機関への訪問や地域包括個別ケア会議等に出席し、推進員業務の内容説明および多職種のネットワーク構築を行う。
③各相談機関での複合課題に対する、現状把握及び課題から支援プランを作成し、包括化推進会議による支援内容の調整を実施し、各機関での個別支援に繋げる。
④各相談支援機関の支援状況を定期的に確認（モニタリング）して、状況に併せて担当者会議を開催して支援内容の見直し等を実施していく。</td></tr>
<tr><td>イ　相談支援包括化推進会議の開催方法</td><td>相談支援包括化推進会議
１．構成員
①地域包括支援センター　②障がい児者相談支援センター
③生活福祉課　④とちぎ市くらしサポートセンター
⑤地域子育て支援センター　⑥子育て支援課
⑦保育課　⑧こどもサポートセンター
⑨健康増進課　⑩学校教育課
⑪成年後見サポートセンター
２．関係相談機関等
①栃木市社会福祉協議会　②栃木健康福祉センター（難病）
③栃木県県南児童相談所（こども　④栃木公共職業安定所（就労支援）
⑤とちぎメディカルセンター　⑥障がい児者相談支援事業所等
⑦介護支援事業所等　⑧民生委員
⑨自治会長　⑩ボランティア団体
⑪NPO　など
３．会議開催　毎月第１・第３木曜日　開催（年２４回）
※個別担当者会議は随時開催
４．会議内容
①各相談機関の業務内容の理解
②包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
③地域住民が抱える福祉ニーズの把握
④地域に不足する社会資源創出の手法
⑤包括的支援体制構築事業の検証</td></tr>
<tr><td>ウ　自主財源の確保のための取組の概要</td><td>地域の課題解決のために活動する、ボランティア団体、NPO などを支援するために、市民や企業等からの寄付金による「活動支援基金」を創設して活動支援の財源として活用していく。活動支援基金への寄付金制度を創設し、市民や企業に対し、働きかけを行い寄付を募り活動財源の確保を行う。</td></tr>
<tr><td>エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要</td><td>地域資源の開発にあたっては、地域包括個別ケア会議や地区社協懇談会などを活用して、地域に不足する資源の把握に基づき、地域内の自治会やボランティア組織又は、高齢者・障がい者・子育て等の施設等に対して新たな資源創設の働きかけを行なっていく。
＜地域包括個別ケア会議＞
自治会、民生委員、ボランティア組織、NPO、介護・障がい・子育て事業者　など</td></tr>
<tr><td>オ　その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧事業の成果目標</td><td>全ての相談支援機関による相談体制が確立されることにより市民満足度を成果指標とする。
【成果指標】
①市民の相談支援窓口への満足度
②民生委員・児童委員などの相談支援窓口に対する満足度
③相談支援包括化推進員のネットワーク構築関係機関数
【活動指標】
複合的な課題を抱える相談件数　570 件
対象者の複合課題の解決につながった件数　114 件
解決までに至らないが、相談機関による個別の相談支援の検討が開始された件数　456 件</td></tr>
</table>

※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	＜課題＞ ・相談支援機関専門職の意識改革（専門職への我が事意識の浸透） ・相談支援機関での情報共有（個別支援情報等の共有化） ・地域課題解決のための財源確保への働きかけ ＜改善点＞ ・横断的かつ包括的支援のための組織体制強化（福祉総合相談支援センター） ・相談支援機関専門職の意識改革のための研修等の実施 ・地域課題や情報収集のため、地域包括ケア会議、地域懇談会への出席

５．成果目標の達成状況について

＜地域力強化推進事業＞

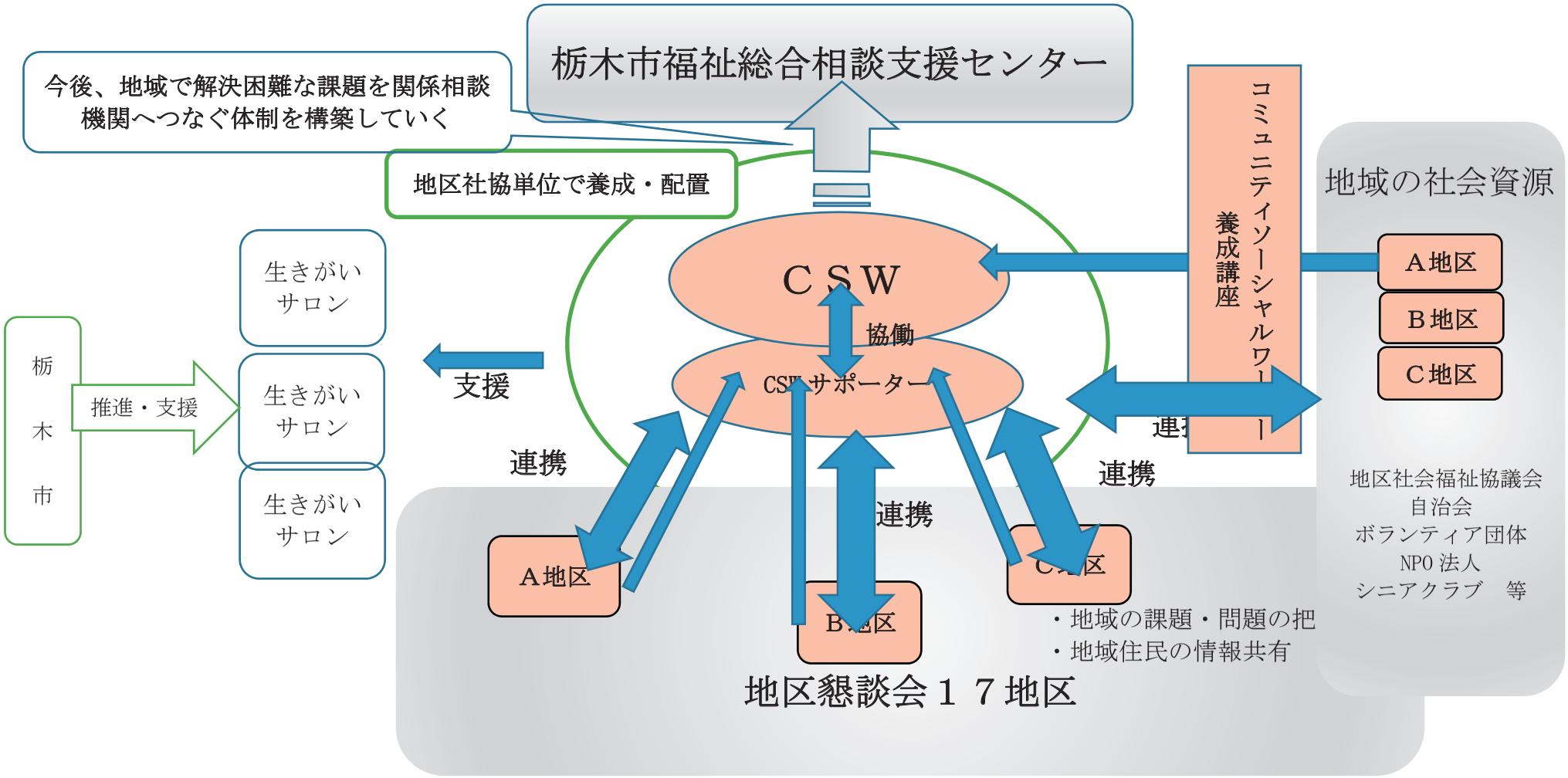
コミュニティソーシャルワーカー養成講座を今年度３回開催した。（対象　社協職員、包括支援センター職員、包括化推進員）

ＣＳＷサポーターの養成講座を２月に３回開催予定であり、１地区あたり５～１０人くらい受講予定である。

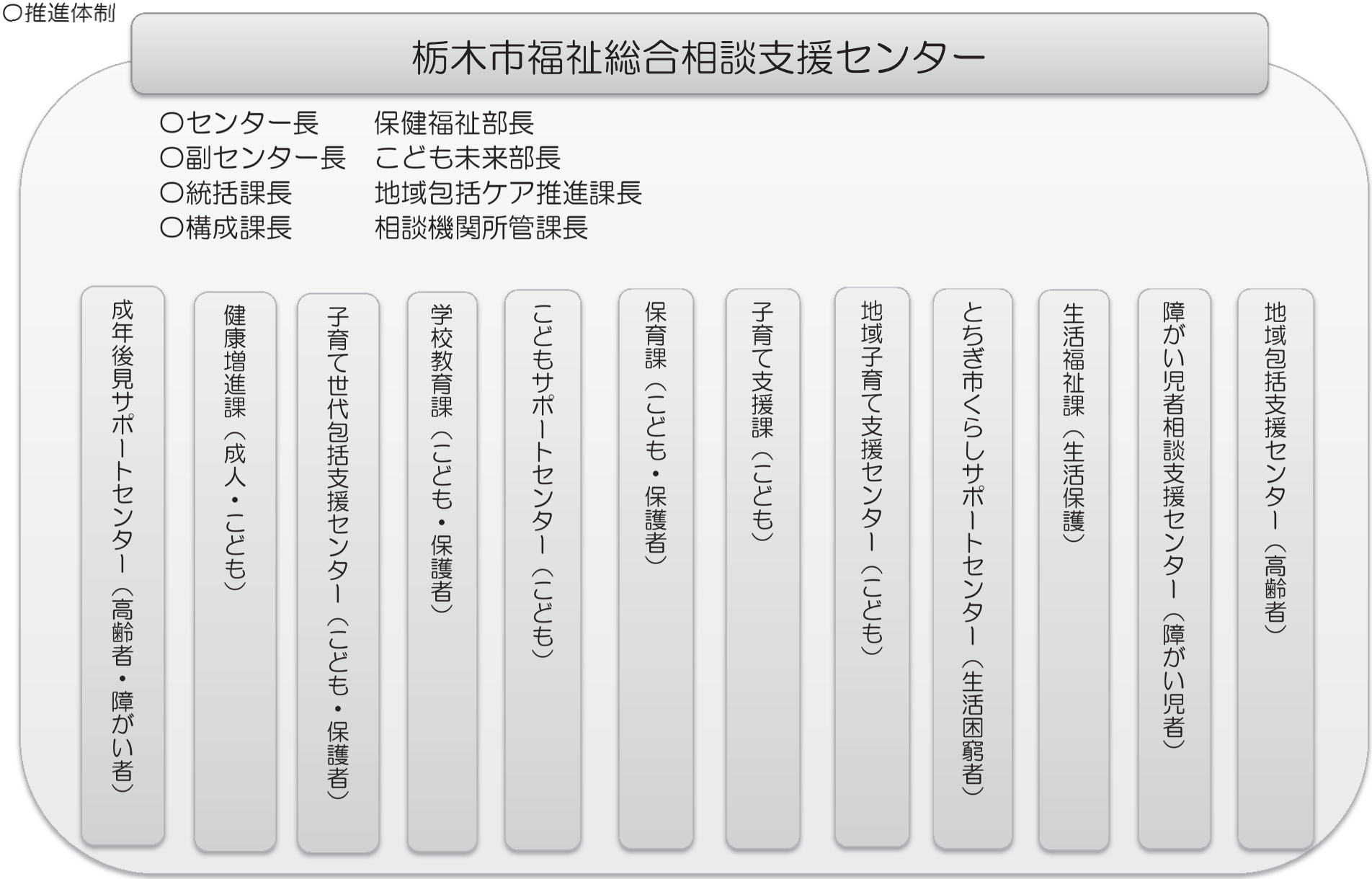
＜多機関の協働による包括的な支援体制構築事業＞

相談支援機関による相談体制に対する、市民及び民生委員・児童委員の満足度については、今後調査を実施していく。また、複合課題の相談件数は 34 件であり、地域の中で支援が必要な方をもれなく相談支援機関に繋ぐことができるシステム構築が必要である。住民に身近な地域での生活課題に関する相談体制の構築（地域力強化推進事業との連携）を進める。

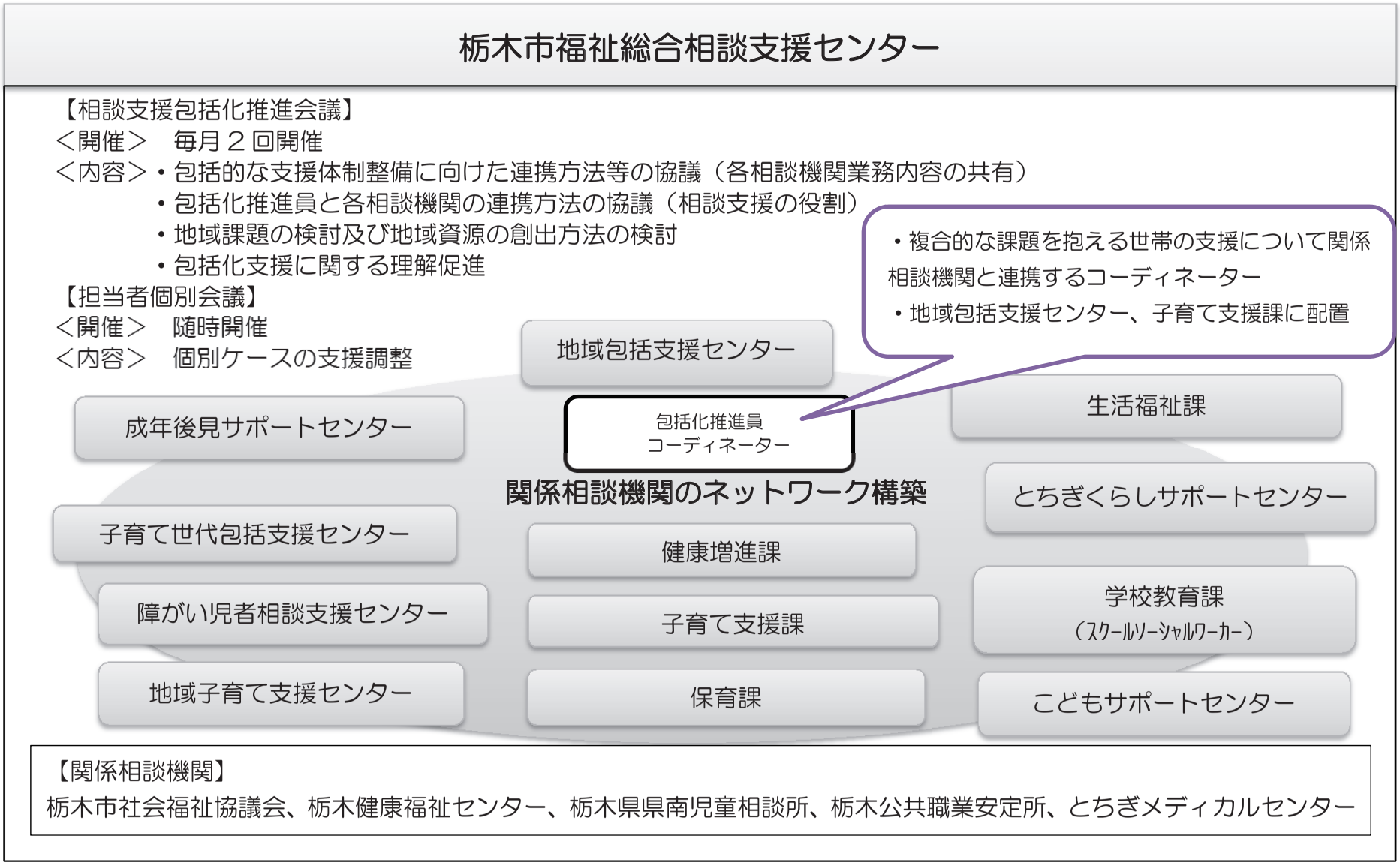
地域力強化推進事業概要図



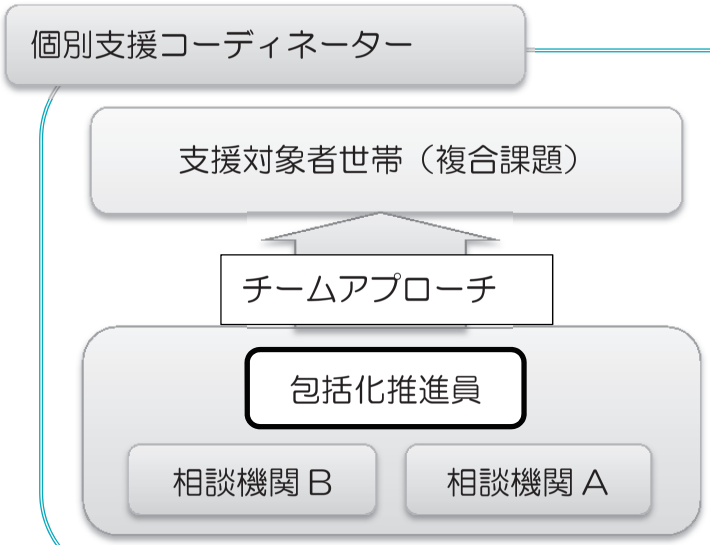
○推進体制


栃木市福祉総合相談支援センター
○センター長　保健福祉部長
○副センター長　こども未来部長
○統括課長　地域包括ケア推進課長
○構成課長　相談機関所管課長
地域包括支援センター（高齢者）
障がい児者相談支援センター（障がい児者）
生活福祉課（生活保護）
とちぎ市くらしサポートセンター（生活困窮者）
地域子育て支援センター（こども）
子育て支援課（こども）
保育課（こども・保護者）
こどもサポートセンター（こども）
学校教育課（こども・保護者）
子育て世代包括支援センター（こども・保護者）
健康増進課（成人・こども）
成年後見サポートセンター（高齢者・障がい者）

○包括的支援体制イメージ

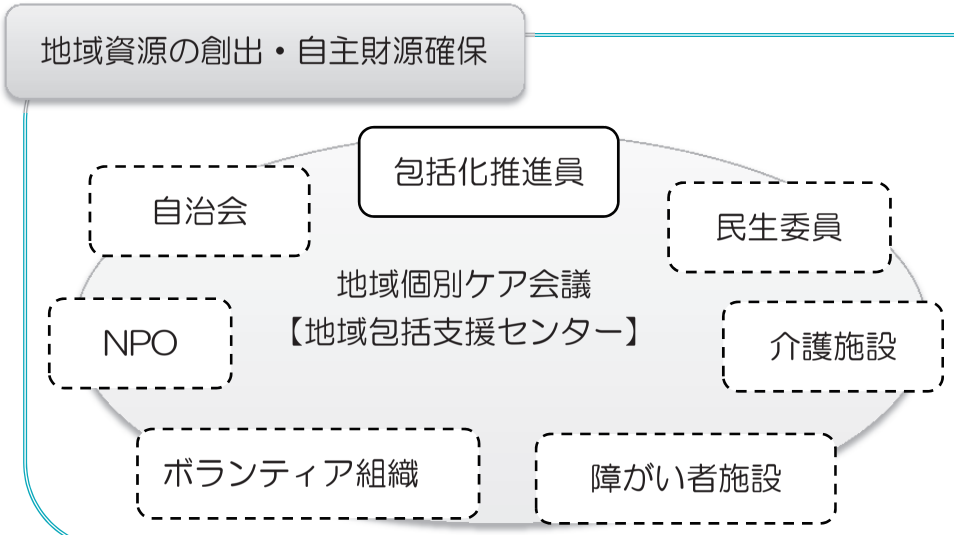


○包括化推進員



○複合的な課題を抱える対象世帯に関係相談機関と連携して支援を行う。（チームアプローチ）

- 対象世帯を訪問（アウトリーチ）し状況から課題を把握
- 課題解決のための世帯支援プランを策定
- 世帯支援プランを基に、包括化推進会議（個別会議）により関係相談機関へのコーディネートを行い個別支援につなげる
- 包括化推進会議（個別会議）により支援内容の調整や見直しを実施
- 各相談支援機関との支援・連絡体制の構築



- 地域包括個別ケア会議等を活用して、地域に不足する資源の把握に基づき、地域内の自治会、ボランティア、介護施設等による地域資源を創出する。
- 地域課題のために活動するボランティア・NPOを財政的に支援する財源を確保（寄付金募集）

都道府県名	栃木県	市区町村名	市貝町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	11,918（人）			世帯数	4,406（世帯）		
高齢化率	26.6（%）	生活保護受給率	8.3（‰）		面積	64.25（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	3	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

（地域性）市貝町は南北に長い地形で、町の中部エリアを中心とすると、車で町内全域が 20 分圏内で移動できる。北部エリアは酪農と農業を中心に、観光スポットや自然豊かな景観と多様な生物の生息する谷津田がある。中部エリアは商店街や官公庁などが集まり、道の駅を中心とした地場産業の振興や、観光者向けのグリーンツーリズムなどを行う情報発信の拠点となっている。南部エリアは大手企業の研究所と生産工場があり、また近年は新興住宅地として開発が進み、転入者が増加している。

小さな町ではあるが、近隣市町へのアクセスが良くなったことや地価が近隣市町より安価ということでマイホームを構える若い世代も多く、急激な人口減少は見られず 12,000 人程度で推移している状況である。

地域住民は、伝統や文化を重んじながらも保守的な気質であるため新たな取り組みなどに積極的に取り組まない傾向は見られるも、一度軌道にのった活動については長く続けられることから、近年は観光者向けの地域づくり事業に農家の方々が協力するようになってきている。

（地場産業）日本酒（惣誉酒造）、酪農（牛乳・乳製品）、農業（トマト）、花王株式会社（栃木工場）

（観光）芝ざくら公園（本州最大級）、武者絵資料館、入野家住宅（国重要文化財）

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	小地域には、公的サービスで解決できない様々な課題があり、町内には様々な福祉関係機関や各種の専門職が活動しているが、相互の連携が十分に確保されているとは言えない状況である。 そこで「他人事」になってしまいがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みを作るとともに、行政は地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスのつなぎを含めた総合相談支援センターを設立した。 また、小地域福祉活動の多種多様な強み、弱みに合せて地域住民自らが困りごとを見つけ出し、総合相談支援センターを介して他機関と連携し、社会資源などを活用して様々な問題を解決する仕組みを重層的かつ相互的（お互いさま）に構築する事が狙いである。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	1） 地域の中に潜在している相談機能が届かない世帯（人）の、小地域ごとの早期発見システムの構築と、住民相互による個々の支援体制の構築 2） 地域ごとに展開されている、地域活動の取り組みや交流活動の濃淡を活かした、住民の自発的活動の展開
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	市貝町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	市貝町では平成 26 年度に「みんなで支え合い　地域の力でつくる　人にやさしいまち　いちかい」を目標に掲げ、地域福祉計画の策定を行った。その中で、高齢や障害などの支援が必要になったときに、適切な支援がスムーズに実施できるシステムづくりが求められていた。

		その後、平成 28 年 10 月に「学び合い、遊び合い、支え合う関係づくり」を理念とした地域福祉活動計画が策定され、「他人事」になってしまいがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを多種多様な地域の強みや弱みに合せて、重層的かつ相互的に構築する必要があると考え、事業実施に至る。
③事業実施体制 ※注		別添
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市貝町町内全域 人口： 11,918 人 男 6,092 人 女 5,826 人 (H29.11.1) 面積： 64.25 ㎢
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	住民検討会（地域福祉座談会）において地域に必要な地域活動の検討 平成 28 年度に実施した、大字単位の地域福祉座談会のデータ（地域における個人と地域の課題に対しての住民が取り組める活動）と、高齢者実態把握調査のデータ（10 章 80 項目の高齢者の実態）をもとに、大字単位の地域の現状と地域住民の実状を掛け合わせ、それらの実態を把握した上で、小地域福祉課題の解決に向けた活動の検討の場をつくる。 権利擁護と各種サービスの利用についての学習の機会の創出 小学校区ごとに町内で 3 地区をモデルエリアとして設定し、住民のライフステージに応じた困りごとを顕現化し、地域ごとの課題に合わせた制度につなげることでできる新たな見守り体制を構築する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	小地域における早期課題発見のシステムの構築 様々な困りごとを抱えている住民を早期に発見し、民生委員や各種専門職につなぐ連絡担当として、地域福祉推進員の人材の掘り起こしと配置を行なう。 地域で見守るための総合的な学習事業の実施 住民同士で見守りを進めるために、前段として必要な「気付き」を地域で成熟させるため、児童・PTA・教員・シニアクラブ・専門職が一同に会し、福祉教育をベースとした学習プログラムの構築と実施を行なった。
	その他	就労の開拓と創出 高齢者、障害者、ひとり親世帯、若者の就労支援について、町の特徴を生かした就労の場の確保が必要であり、町内の産業、農林業関係者から求められている人材状況の把握をし、雇用者へは紹介者の抱える環境などへの配慮についての情報提供を行なう。
⑥事業の成果目標		(1)地域で必要となるインフォーマルサービスを住民が把握し、必要とされるサービスを地域が包括的に提供する関係を構築する (2)地域の様々な問題を自主的に相談機関へ報告することができる地域性を構築する (3)早期に「気付き」ができる意識の変容と、他人に関心をもって生活をする地域づくり (4)生活に困窮する前に地域で情報提供などの支援ができる地域づくり

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

① 施主体 （委託先）	社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	市貝町では平成 26 年度に地域福祉計画の策定を行い、その中で「みんなで支え合い 地域の力でつくる やさしいまち いちかい」を目標に掲げ、高齢や障害など状態の変化により、支援が必要になったときに円滑に実施できるシステムづくりが求められている。 現在、高齢者支援や障害者支援、子ども子育て支援などの福祉サービスは法別に縦割りでの支援となっており、福祉サービスを担う各分野の専門職は、自らの専門的枠組の関わり別にしか行っていない。しかし、地域の中では複数の福祉問題を抱えている世帯が増えつつあり、これらの世帯に専門多職種が連携し、横断的支援をすることが求められている。また、町計画では相談機関となる総合相談窓口の設置を位置づけられていることから事業実施に至る。

③事業実施体制※注		別添
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・社会福祉士 ・精神保健福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		市貝町総合相談支援センター・総合相談窓口
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	(1) 福祉に関する初期相談、アセスメント及び相談機関の連絡調整を実施する福祉総合相談窓口の設置 ①“「どうしよう」と思ったら総合相談支援センターへ”と、福祉総合相談窓口開設チラシの全戸配布や、戸別訪問しながらの周知活動 ②多職種連携のネットワークづくり、解決するまでの指針となる個別支援のプラン作成 ③訪問相談、電話相談、来訪相談と相談者のニーズに合わせて対応し、解決するまで徹底した寄り添い支援を行う ④各福祉サービスに繋がらない方への寄り添い支援 (2)早期のニーズキャッチ体制の構築 ①高齢者実体把握調査として障害、介護、ひきこもり等の福祉問題及び複合問題の対象者を早期かつ積極的に把握するための戸別訪問 ②地域・住民からの情報提供によるニーズの早期発見と見守り活動
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	関係者支援会議を必要に応じ開催 行政関係各課・包括支援センター・芳賀郡障害児者相談支援センター・町社協 CSW 等で組織し、支援方法の協議などを随時行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	居宅介護支援事業所(障害・介護)等を開始し、5 年で補助金に頼らない人件費の確保を目指す。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	相談者の中から就労可能な方の適性を見極めながら、介護職員初任者研修受講につなげ、ヘルパー資格人材育成に努める。町内の社会福祉法人では実習の受け入れを行っている。(県の職業訓練等利用も検討する)
	オ　その他	民生委員児童委員等に、生活相談に関するアンケートを実施し、複合的な問題を抱える者を把握する。
⑧事業の成果目標		(1)総合相談支援センターは、住民から見てもわかりやすく、そこに行けば、あらゆる福祉のことについて相談・支援してくれる場所となる。相談件数の目標数としては、半年間で 90 件を目標とする。 総人口 12,000 人×16.3%（全国子どもの貧困率を参照）×10%（1 割の該当者として仮定）　196 人 1 世帯（3 人）×　月 5 週　×　12 ヶ月　=　180 件 相談終結件数は年間相談の半数とし、残り半数は継続支援で２年内にある程度の方向性を示す。総合的成果は、経済的自立と地域社会への参加とし、相談者の課題解決から生活の現状回復と生活の確保、障害者については支援プラン目標の達成と地域社会での自立した生活を達成目標とする。 (2)社会的孤立者（長期のひきこもり、ホームレス、自殺企図、多重債務者、ゴミ屋敷、制度の狭間にある人たち）の早期発見、相談支援を行い、支援につなげるため、センターパンフレットを町内 3,000 世帯（自治会未加入世帯 1,500 含む）に配布しながら、訪問調査を行う。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題と		平成 28 年度は避難行動要支援者名簿を基に、高齢者世帯及び単身高齢者世帯 144 世帯、約 190 名に対しアウトリーチ調査を実施し、地域ごとの高齢者の実態把握を行ないながら、総合相談に対応した。しかし、避難行動要支援者名簿に登録されている住民は「自身で申請書の記入作成「書類の投函等が可能な親族や地域住民との

それを踏まえた改善点	関係」が健全な住民であることも調査から把握できた。 　上記のことを課題として、平成 29 年度は介護保険事業計画策定に伴い、全高齢者へアンケート調査を実施し、「返信が確認できない世帯」を主な訪問先として実態調査を行ない情報集約しつつ、早期の相談支援に繋ぐことを改善案とした。

５．成果目標の達成状況について

＜地域力強化推進事業について＞

(1)(3)大字単位で地域福祉座談会を行ない、各地域の現状と課題を把握した上で「地域にいる外出困難な高齢者」について個人や地域でできる活動の検討を行なった。また、「将来、自分自身が外出困難になった場合」について今後の生活を想像しながら今から地域で取り組むことについて話し合い、地域で必要とされるサービスについて検討を行なった。

(2)地域の中で散歩や買い物など日常生活のついでに気になることを少し気に留める「ゆるやかな見守り」の推進を行なった。また、ゆるやかな見守りの中で気になることがあれば社協に連絡するよう電話番号の周知も合せて行なった。

(4)様々な困りごとを抱えている住民を早期に発見し、民生委員や各種専門職につなぐ連絡担当として、おもいやりサポーター(地域福祉推進員)の人材の掘り起しと配置を行なった。(22 名　H30.1.1 現在)

＜多機関の協働による包括的支援体制構築事業について＞

(1) 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 1 月 4 日までの相談件数とその内容

・相談件数　31 件(高齢 20 件、精神障害 5 件、知的障害 2 件、ひきこもり 4 件)

・支援回数　87 回

・終了件数　11 件(問題が解決、福祉サービスにつなげた、方向性が決まった)

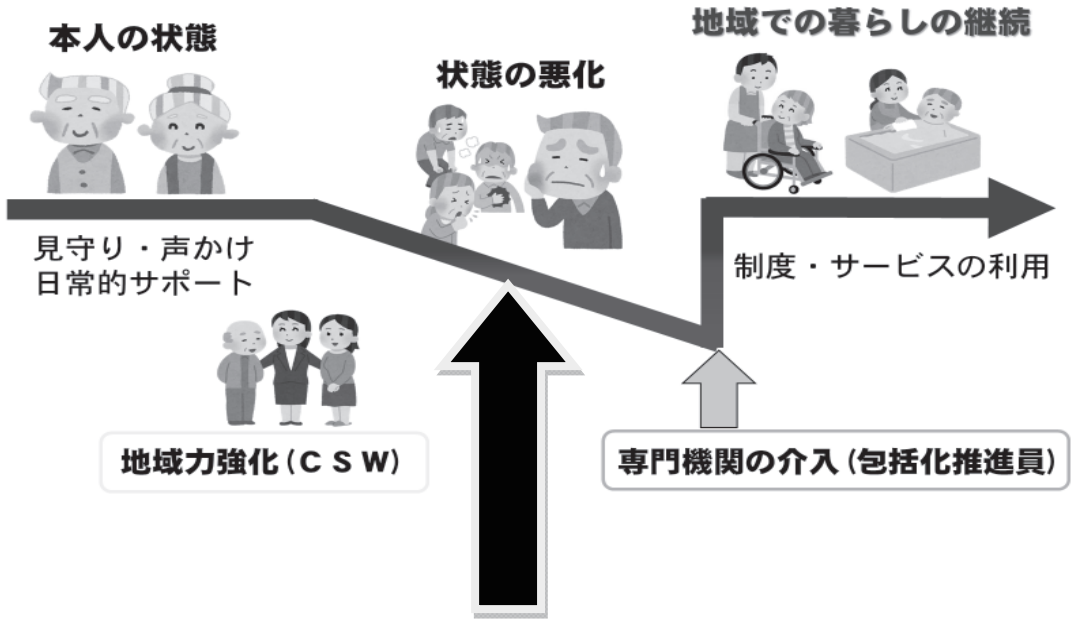
(2) 訪問調査について(高齢者実態把握調査の進捗状況)

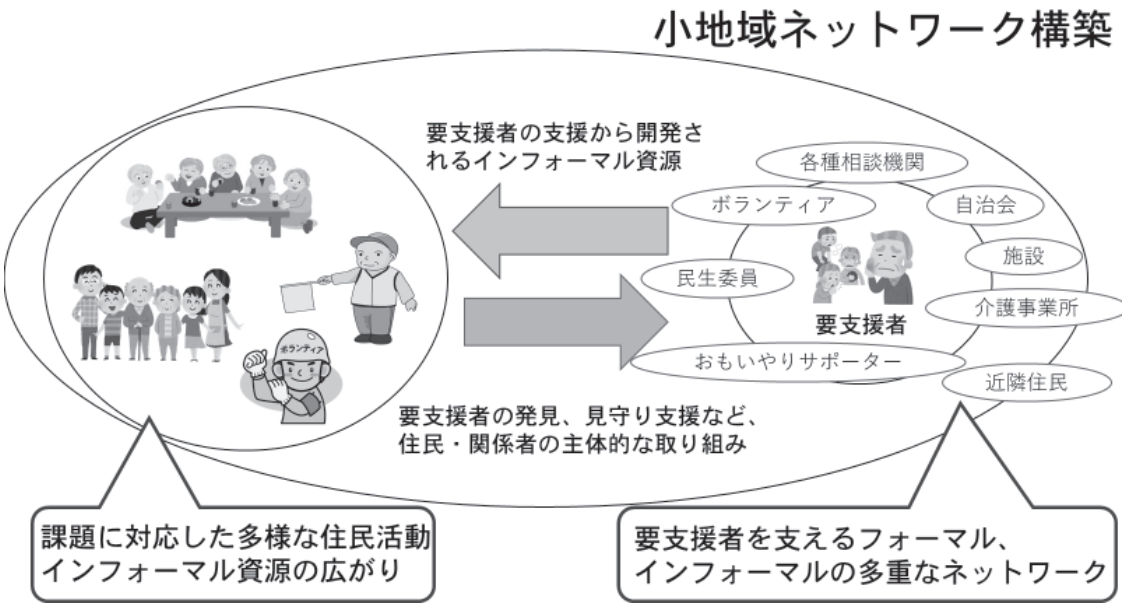
※調査対象者は第 7 期介護保険事業計画において 65 歳以上の方にアンケートを送付し、そのアンケート未返信者とした。

　平成 30 年 1 月時点で対象 390 件中 387 件を訪問している。390 件中の 246 件の調査が終了しており、内 11 件に再訪問が必要と判断し、支援を行なっている。(高齢者の独居、体調のこと、介護保険についての相談など)

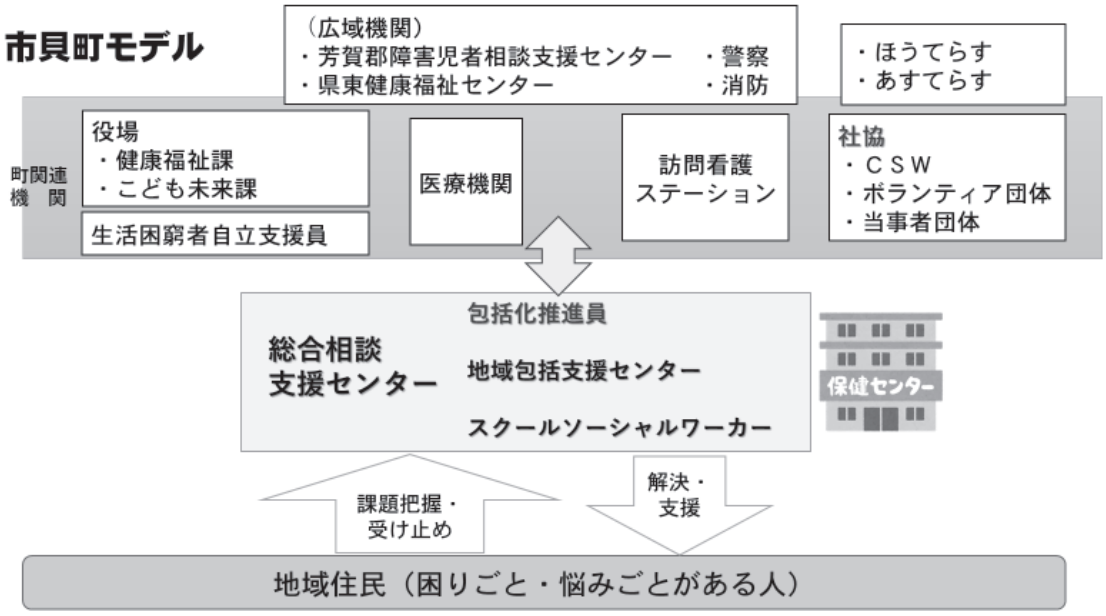
　調査を通し、市貝町の高齢者は自立されている方が多いという印象を受けた。(定年後も仕事をしており不在であることが多々あった)また、福祉サービスや制度を知らなかったり、自身で何とか生活できていることからサービスは利用しなくてもよいと頑張ってしまうという傾向が見られた。

３－③　地域力強化推進事業　事業実施体制





４－③　地域力強化推進事業　事業実施体制



都道府県名	埼玉県	市区町村名	狭山市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	152,631（人）			世帯数	67,705（世帯）		
高齢化率	28.67（%）	生活保護受給率	0.68（‰）		面積	48.99（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	71.51（%）		公立小学校数	15	公立中学校数	8	
地域包括支援センター	直営：1 か所、委託 6 か所（医療法人など）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

埼玉県狭山市は、西武鉄道の 2 路線（西武新宿線・西武池袋線）が通り、都心から約 40 分、また、関越自動車道川越インターチェンジから国道 16 号経由で約 10 分、八王子ジャンクションから圏央道狭山日高インターチェンジまで約 20 分と、都心から近くて便利な環境である。
その利便性と環境、立地条件などから、昭和 50 年代には 2 つの住宅団地が完成し、人口が急増したが、現在は人口減少が続いている。
川越・狭山工業団地と狭山工業団地があり、埼玉県内有数の工業都市である。また、入間市、所沢市と共に「狭山茶」の主産地である。
関東三大七夕祭りのひとつである「入間川七夕まつり」には、毎年多くの人が訪れている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	協議途中（庁内の足並みが揃っていない状況） 本事業を通して、市としてのビジョンを全体で共有し、包括的な支援体制を構築すると共に、今後の迫り来る諸々の課題に対して、市民と協働して課題を解決し、誰もが住みやすいまちを作っていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	庁内の意識変化 →縦割り意識を無くし、住民目線で常に地域課題を意識し、その課題解決に向けて官民が協働して取り組める職員・組織体制を作る。 地域（住民）の変化 →自分の住む地域に関心を持ち、地域の課題を自分事として捉えて、住民一人ひとりが繋がり、年齢や障害の有無に関わらず、自分の出来ることを重ねて支え合える誰もが安心して暮らせる地域づくりを主体的に行えるようになる。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	市と社会福祉協議会とが協働して取り組む
②事業実施に至った経緯	少子高齢化、社会情勢の変化に伴い、地域住民が抱える課題が複雑・多様化してきている中、行政だけでは十分な見守りや支援が出来ない状況が生じている。また財政的にも、福祉に投入できる費用を増やすことは難しく、公的なサービスを拡充したり、専門職等を増やすことは難しい。こうした課題の解決に向けては、まちづくりの視点を基盤とし、課題を他人事とせず、自分たちの住むまちを安心して住めるまちにしようという意識を育て、自助・互助の力を高めていきながら、公助と地域の力とが連動した包括的な支援体制を作っていくことが必要であるため、本事業に申請した。
③事業実施体制※注	狭山市では、介護保険の生活支援体制整備事業の委託を受け地域の支え合いの仕組みづくりを行っている社会福祉協議会と協働して地域力強化推進事業を行っている。 ※地域づくりに関する取り組みを長寿安心課（社協に委託）、協働自治推進課、福祉政策課と複数課で実施するような状況があったため、福祉政策課が中心となり地域づくり連携会議を開催し、社会福祉協議会の取り組みをベースにして一体的に取り

		組むことに決めた。
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 支部社協単位 10 地区
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	（ア）他人事を我が事に変えていくような働きかけ及び（イ）活動拠点づくりについて ・住民支え合い勉強会 ⇒支部社協単位で住民を主体として、社会福祉協議会が事務局となり勉強会や拠点づくり等各地域に具体的にどのような設置していくかなどについて検討している。 （ウ）住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組について ・地域のつながりと支え合いを考える集い（シンポジウム） ・地域福祉活動推進研究会 ・地域福祉推進パネル展 ⇒地域住民をはじめ、学生や子育て世代の父母、アクティブシニア等が地域福祉活動に参画しやすくなるよう、上記の取組等を通じて地域福祉活動に対する関心の向上、動機づけ、参加者のスキルアップ等を図る。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	（ア）地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能 ・介護保険の協議体等と連携・協働を図りながら、住民主体による活動拠点の整備を進めていく。 ・傾聴ボランティアの養成 （イ）地域生活課題の把握等 ・住民支え合い勉強会 ・地域福祉推進市民会議 （ウ）地域生活課題に対する解決策の検討等 ・地域福祉推進市民会議
	その他	・地域づくり連携会議 ⇒福祉政策課が事務局となり、地域づくりに関係する課を福祉分野に限らず招集し、市として一体的に地域づくりに向けた取り組みを推進していく。地域の考え方や取組の方向性について共有していく。 ・全国小地域福祉活動サミットなどの地域づくりを推進していくために必要な研修に参加
⑥事業の成果目標		・地域福祉推進シンポジウム（テーマ「民生委員とわたしたちの暮らし」）　参加者 1,000 名 ・地域福祉活動推進研究会（地域生活課題の把握、地域生活課題に対する解決策の検討の場） 年 4 回開催　参加者延べ 200 名 ・傾聴ボランティア養成者数　40 名 ・活動拠点づくり　来年度の設置（予定）

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

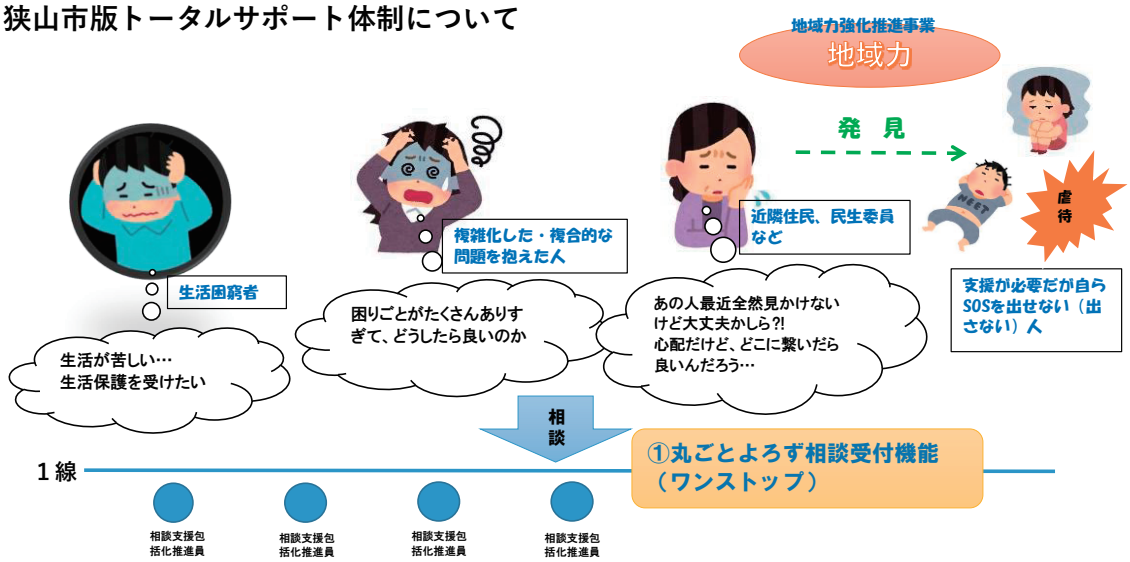
①実施主体（委託先）	狭山市（直営）
②事業実施に至った経緯	昨今、市の窓口や包括支援センター等で受ける相談内容は、生活困窮や介護、子育て、メンタルヘルスなど様々な問題が絡み合って複雑化・多様化してきており、また要介護の親と障害を持つ子のいる家族といった世帯単位で捉え対応していかなくてはいけないケースが増えており、一つの機関だけでは対応しきれない状況がある。 そのような中、各課及び関係機関で連携・つなぎは行っているものの、連絡または情報共有レベルになってしまっており、結局相談支援に繋がらず、途中で支援が途絶えてしまい、問題が塩漬けされ更に深刻になってしまってから、再び対応しなくてはいけない状況が生じてしまっている。 またサービス利用等に繋がらない制度の狭間にあるようなケースは「たらい回し」になってしまうか、対応できないといった状況が依然として起きてしまっている。 地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、縦割りを解消し、分野をまたがって総合的かつ包括的に支援できる体制の構築が求められるため、本事業に申請した。

③事業実施体制※注		別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		４名（正規２名 ※いずれも兼務／嘱託２名）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・主幹 → 政策企画、公民館（地区センター）、環境　など ・主査 → 精神保健福祉士。障害者福祉・児童福祉・高齢者福祉の分野に携わる。 ・嘱託２名 → ファイナンシャルプランナー、英語検定１級・フランス語検定３級など
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		福祉こども部福祉政策課内に設置
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	～相談しやすい体制づくり～ ・相談者がどこに相談に行ったら良いか分かりやすくするため、各分野における相談体制の整理を行う。これにより、地域の人が気になる人等を発見した際に、連絡がしやすくなり、課題のある人を早期発見し、アウトリーチがしやすくなる【地域力強化との連動】 また、関係機関の連携もスムーズになる。 ～相談が途切れない体制づくり～ ・相談者がどこの窓口に相談に行ったとしても、受けた職員が課題を的確に把握し、適切な繋ぎや支援が行えるように職員研修等行う（人材育成） ・ワンストップで受け止めたとしても、各課に割り振るだけでは縦割りの解消はできないため、相談支援包括化推進員を福祉政策課内に配置し、複合的な問題に対し、自助・互助・共助・公助を含めた総合的なサービス調整を行うとともに、支援機関が複数関わる必要がある場合には役割を明確化しチーム支援のコーディネートを行い、包括的な支援ができるよう調整する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策協議会等の各種会議の体系を整理した上で、包括的な相談支援体制を構築していくために必要な会議を設置する。 ・相談支援の部分については、グループスーパービジョンの導入を検討している。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	・市民や団体、企業等から社会福祉のために、年数百万円の寄付をいただいており、一部は地域福祉活動を新たに立ち上げる団体への助成に役立てられている。寄附文化を一層醸成させるためにも、社会福祉寄附について、市民に周知を図り、自主財源の確保に努める。【地域力強化との連動】
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・各分野のおける相談体制の整理をし、体系を見える化した中で、穴が空いている部分（制度の挟間など共助・公助では対応できるものがない等）をどのように埋めていくかを、介護保険分野における生活支援コーディネーターと連携・協働を図りながら、共助・公助では救えない部分の社会資源を創出していく【地域力強化との連動】
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		・狭山市版トータルサポート体制の構築
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

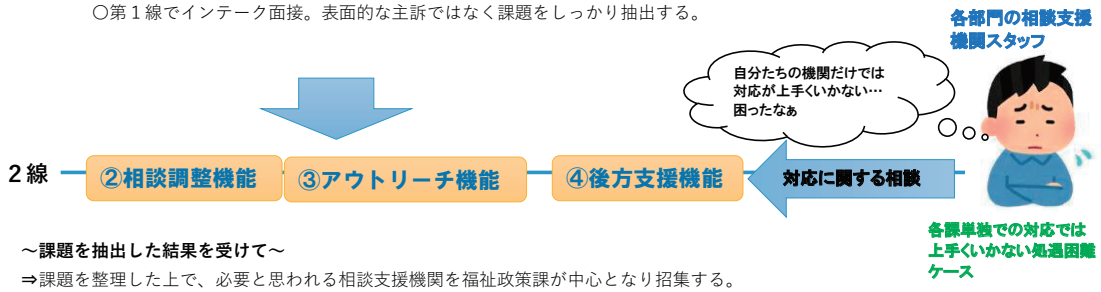
５．成果目標の達成状況について

～地域力強化推進事業～
・地域福祉推進シンポジウム（テーマ「民生委員とわたしたちの暮らし」）　参加者 705 名
・地域福祉活動推進研究会（地域生活課題の把握、地域生活課題に対する解決策の検討の場）年 4 回開催予定
⇒第 1 回：こどもの貧困について考える 79 名　第 2 回：学生から見た地域福祉 56 名
第 3 回：共生について考える　1/23 実施　第 4 回：まちの価値を高めるために　3/3 実施予定。
・傾聴ボランティア養成者数　32 名
・活動拠点づくり　10 支部のうち、1 支部で活動拠点が立ち上がった。
～多機関の協働による包括的支援体制構築事業～
・現在、体制の構築に向けて協議・検討中だが、H30 年度から総合相談窓口を設置予定。

狭山市版トータルサポート体制について



○第１線でインテーク面接。表面的な主訴ではなく課題をしっかり抽出する。



～課題を抽出した結果を受けて～

⇒課題を整理した上で、必要と思われる相談支援機関を福祉政策課が中心となり招集する。
課題解決に向けてチーム支援で対応ができるように調整する。
担当が既にいるケースは担当職員、担当不在ケースはTS担当職員（兼務）が話し合いに加わり、支援方針および具体的な対応について検討する。

⇒SOSを出せない人（世帯）へのアウトリーチ

＜総合相談窓口の機能・役割＞

①丸ごとよろず相談受付機能（ワンストップ）

・複雑かつ複合的な問題を丸ごと・世帯丸ごと、ワンストップで受け止める。
・インテーク面接により、表面的なニーズではなく、相談者の抱える課題をしっかりと把握する。

②相談調整機能

複雑かつ複合的な問題を解決するため、何が問題なのか・何を支援していくことが必要かなどの方針を共有し、各々の機関の機能を踏まえた上で役割を具体化し、包括的な支援が出来るチームを調整する。

③アウトリーチ機能

地域で孤立して困っている人（SOSを出せない・出したくない人）、また地域住民（民生委員含む）が心配している人に対し、相談や申請が来るのを待つのではなく、積極的に出向いて支援を行う。直接的な支援、受診など問題解決に向けた動機づけ、対象者の発見やニーズの掘り起こしを行う。

④後方支援機能

一機関だけで丸抱えして対応が困難になってしまっている相談支援機関や複数機関が関わっていても上手く対応が出来ないといった状況が生じた際に、相談支援機関からの相談を受け、何が問題になっているかを共に考え整理し、包括的に支援ができるよう後方支援を行う。また、必要に応じてチーム編成の調整を行う。

⑤人材育成機能

①庁内職員向け研修。インテーク力強化研修　※職員課新人研修とタイアップも検討
⇒市民がどこに相談に行ってしまっても課題を的確に捉えて、きちんと繋げるようにする。
②関係機関向け研修。　※障害者基幹相談支援センターコーディネーター等とタイアップ
⇒多様化・複合化、そして複雑化している市民ニーズに対応できる・共生社会の実現に寄与できる支援者を養成する。

⑥資源開発・体制（ネットワーク）づくり機能

相談支援を通して地域から吸い上げられた課題の解決に向けた資源開発や体制づくりを行う。
※課題の内容等により、総合政策部等と情報共有を行った上で、必要に応じプロジェクトチームを作り、具体的解決に向けた検討を行う。

都道府県名	埼玉県	市区町村名	鳩山町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	14,034（人）			世帯数	5,947（世帯）		
高齢化率	40.36（%）	生活保護受給率	4.4（‰）		面積	25.73（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	47.5（%）		公立小学校数	3	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	町では福祉事務所を設置していないため、県が事業者に委託。						

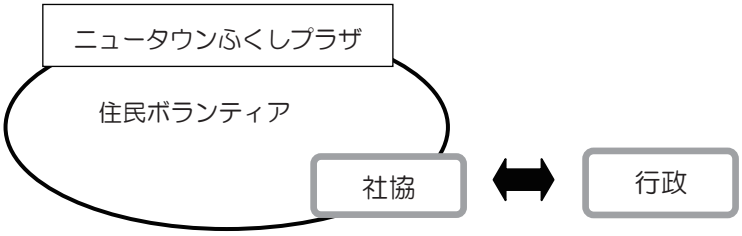
１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鳩山町は埼玉県の重心に位置しており、丘陵地に自然豊かな里山が広がっている。一方で、坂戸市や東松山市から鉄道に乗り、1 時間強で都心に出ることができる。この立地を活かして大規模住宅団地の開発が行われ、昭和 49 年から入居が始まった。人口の概ね半分程度がこの団地に居住している。
現在、県内で最も高い高齢化率となっているが、健康寿命も長いため、サークル活動等をする元気な高齢者が多い。車を運転しない方々のために町内片道 100 円のデマンドタクシーも運行している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	住民が傾聴活動等を行うボランティアとして活動できる場所を提供することにより、サロン運営のノウハウを学ぶこと。 また、ボランティア研修として先進地の視察や認知症等の知識を深めることで、居住する地域での地域福祉の担い手となるよう育成すること。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	育成したボランティアが居住する地域で自主的にサロンを立ち上げ、歩いていける場所にサロンがある状態にしていくこと。 また、ボランティア活動を通じて横のつながりを構築し、同じ地域福祉に関心を持つもの同士が互いに連携し合える関係性をもつこと。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人　鳩山町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	鳩山町は第 6 期鳩山町高齢者福祉総合計画の中で、平成 37 年度の高齢化率が 50.0%と町民の 2 人に 1 人が高齢者となることが推計されている。支援を必要とする者が増えていくなか、人員が限られている行政サービスだけでは対処しきれないことが憂慮されており、自助及び互助の機運を高めていくことが必要となっている。
③事業実施体制※注	 ・町が社協へ住民主体の常設型サロン運営を委託。 ・社協のボランティアコーディネーターがサロンに常駐する。 ・サロンでの傾聴活動から発見した課題等について、住民ボランティアが分科会で協議し、サロンイベント等を実施。コーディネーターが実施を補助。 ・コーディネーターはサロンでの相談業務も行い、CSW のような機能も担う。

		・相談内容によってはコーディネーターがハブとなり関係機関へ繋いでいく。
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 町内全域（14,034 人、25.73k ㎡）
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	住民ボランティアが主体となり、来所者の傾聴活動等を行う常設型サロンを運営する。サロンは年末年始と祝日を除いて、週 7 日、午前 10 時から午後 5 時までの開所を原則とする。来所者については、特に限定せず、広く住民に開かれたものとする。 社会福祉協議会職員をオブザーバーとして、登録しているボランティアが月に数回集まる会議を実施し、日常のサロン活動から汲み上げた住民ニーズを元に、地域で必要とされている活動について話し合い、社会資源や人的資源を活用した解決を模索していく。また、サロンを認知してもらうための季節のイベントや乳幼児向けのイベントを企画し、世代に関わらず広く町民に利用してもらえるような活動も行っていく。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	社会福祉協議会により雇用された専任職員を配置し、住民ボランティアの傾聴活動の範疇を超えた相談に対応していく。相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、複合的な問題を抱えているため包括的な見守り体制が必要であると判断した場合には、町の設置する「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」の取り扱いケースとし、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議していく。 また、民生委員・児童委員と住民ボランティアの交流会を企画することで、民生委員・児童委員とサロンの連携を強化する取組も行っていく。
	その他	本事業は平成 24 年度より開設している「ニュータウンふくしプラザ」を中心に実施するが、平成 29 年度から、これまでよりも立地条件の良い食料品スーパーの隣にある空き店舗へ移転して行う。これにより、床面積が広くなることや、入口も自動ドアになるなど、バリアフリー化も進むことになる。また、町内で最も高齢化率の高いニュータウン地区に開設したこともあり、これまでは、利用が高齢者に偏りがちであったが、移転により会議室等の新たなスペースができることから、児童や子育て世代向けの新たな事業を行うなど、子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄れる場所として、これまでの利用者を引き継ぎながら、新たな事業を展開していく。また、個室の相談スペースを確保し、プライバシーに配慮した対応も可能となる。
⑥事業の成果目標		サロン年間利用延べ人数　11,500 人 ボランティア会議開催回数　24 回

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

平成 29 年 12 月末時点
サロン年間利用延べ人数　12,393 人
ボランティア会議開催回数　45 回（内、七タイベント・クリスマスイベントに向けた会議 12 回）

都道府県名	千葉県	市区町村名	千葉市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	975,617（人）			世帯数	429,145（世帯）		
高齢化率	25.35（%）	生活保護受給率	21.4（‰）		面積	271.76（㎢）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	68.4（%）		公立小学校数	111	公立中学校数	56	
地域包括支援センター	直営：0　委託：30（出張所 2 含む）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：0　委託：3（中央区・稲毛区・若葉区）						

※記入例　直営：１か所，委託：２か所（社協）

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

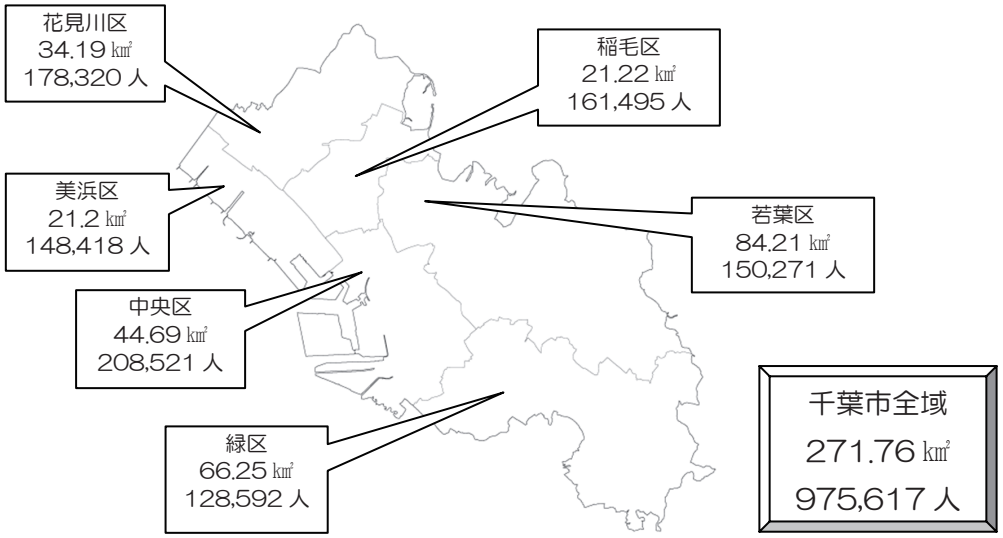
加曾利貝塚や千葉氏など古代・中世以来の歴史を有する。明治に入って千葉県の県庁所在地となり、戦後、東京湾に面した海岸部の埋立てて誘致したＪＦＥ（旧川崎製鉄）や幕張新都心には、サッカーＪ２に属するＪＥＦ千葉やプロ野球パリーグの千葉ロッテが活躍している。また、内陸・郊外では、計画的に整備した戸建ての住宅街、里山の田園風景、公園などで豊かな自然に触れることができる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

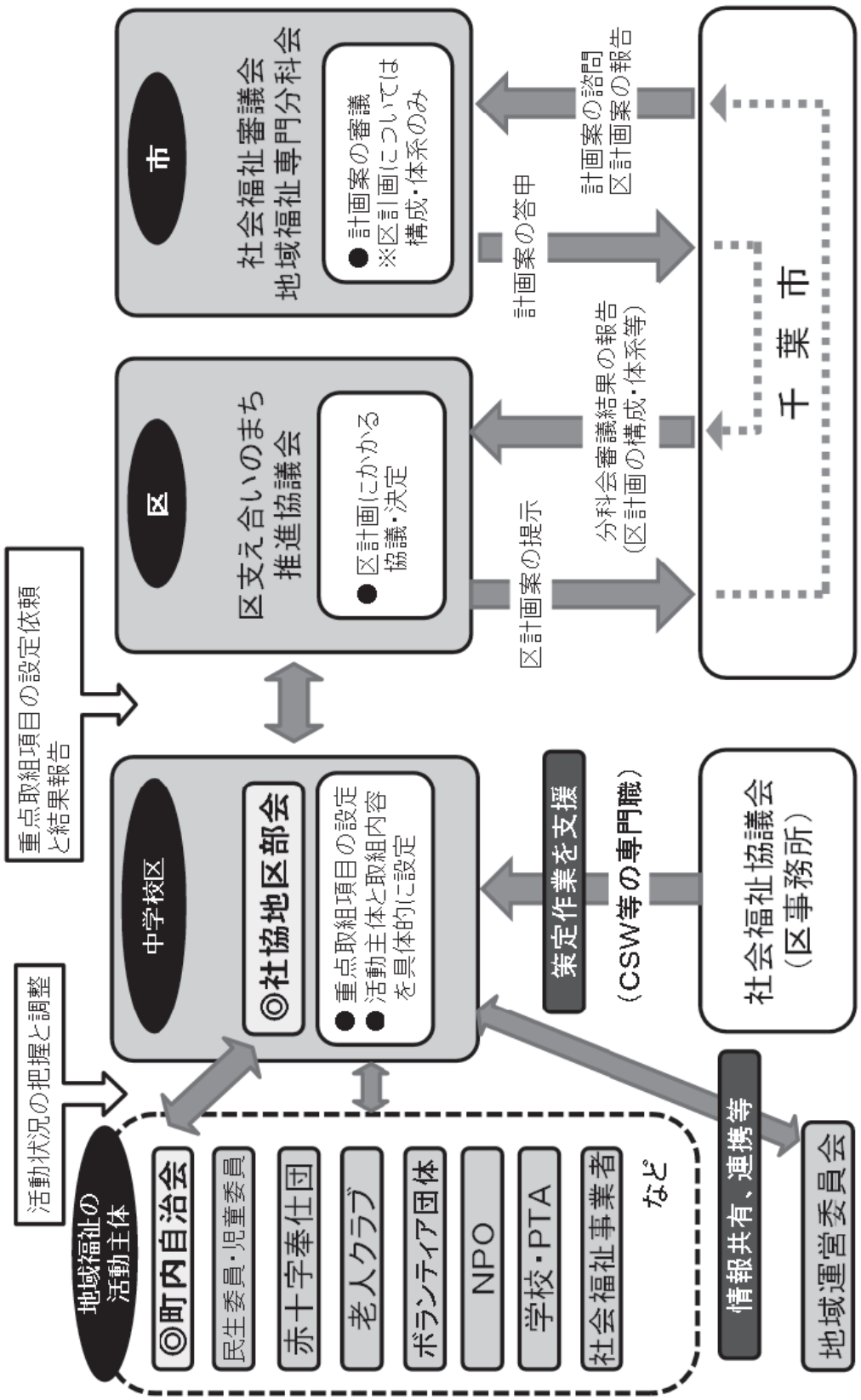
本事業に取り組む目的・狙い	千葉市では、全ての市民が、ともに支え合い、助け合い、まちづくりの主体となっていただくよう、社会福祉法第１０７条に基づく地域福祉計画のタイトルを「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）」としている。各行政区ごとに、各地区の住民と市社協・市がともに進める「区支え合いのまち推進協議会」を設置するとともに、市社協で各区に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）が、地区社協（本市では、社協地区部会といいます）などと連携しつつ、地域につながっていく。そのつながりを通して、市社協と市とで地域の課題を共有し、解決に向けたしくみづくりを行う変化につなげたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業に取組むことによって、コミュニティソーシャルワーク機能の核心を担うＣＳＷという人、そしてそのＣＳＷに関わる行政、地域、全ての人々、さらには市・市社協・地域という人々の集まりに、たくさんの笑顔を届けたい。個別の課題に向き合い、地域の中の人の課題を地域の中で共有し、地域の中と外から地域を支えていくことにより、地域と人に温もりを育む、そういう変化を起こしていきたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について。

①実施主体（委託先）	千葉市（社会福祉法人　千葉市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	千葉市では、平成１７年度から地域福祉計画を推進し、平成２３年度から各区に１人（計６人）コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置している。しかしその強化・充実が課題であった。平成２９年度は、次期となる第４期地域福祉計画の策定年度でもあり、このモデル事業実施自治体を対象とした全国研修を通じて、計画の充実、ＣＳＷの質的向上を図りたいという思いがあったため。
③事業実施体制※注	千葉市と千葉市民とが共に力を合わせて進める地域福祉の推進を目的とする社会福祉法人である千葉市社会福祉協議会では、各区に１人（計６人）のＣＳＷを配置している。ＣＳＷは、地域福祉の推進のため、住民が主体となって地域課題を把握し、解決を試みる地域づくりを進める、千葉市の地域福祉計画の推進を支えている。

<table>
<tr><td colspan="2">④事業の対象地域について</td><td> 
</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤事業内容</td><td>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）</td><td>「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）」では、各区概ね中学校区を単位とした地区社協（社協地区部会）が中心となり、町内自治会、民生委員・児童委員など地域住民が見守り活動やサロン活動などを通して地域課題を主体的に捉え、解決を試みる体制を作りあげるため、各区社協事務所に配置したＣＳＷが専門的見地から助言・支援を行っていただくこととしている。</td></tr>
<tr><td>地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）</td><td>「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）」では、各地区の社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員などを委員として各区設置の「区支え合いのまち推進協議会」において、事例発表やグループワークなどを通して、把握した地域生活課題の共有を行っている。また、市社協でも、各区社協事務所配置のＣＳＷが月に一度のペースで生活困窮担当、市地域福祉課担当者も参加した定例会議を開催し、事例の共有、検討等を行っている。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥事業の成果目標</td><td>支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定</td></tr>
</table>

③事業実施体制 ※注　「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）策定概要図」



４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 （委託先）	「未実施」

５．成果目標の達成状況について

【目標】支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定

【策定過程における状況】
・各区支え合いのまち推進協議会における協議プロセスを経て、各区独自の計画を策定。
・市全体の計画については、地域共生社会の実現に向けた取組みを重点施策として策定。
・高齢者・子ども・障害者等計画の基盤と位置付けたこと、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を公助の中核とすることを庁内関係部署への申し入れをする等、庁内連携体制を意識しながら策定。

【平成29年度策定スケジュール】

6月	区計画素案を区支え合いのまち推進協議会で承認
7月	市・区計画素案を第１回社会福祉審議会地域福祉専門分科会に提示・承認
9月	区計画案原案を区支え合いのまち推進協議会で承認
10月	市民説明会にて市民意見を聴取・反映
11月	市・区計画原案を第２回分科会に提示・承認
12月	パブリックコメント
3月	市・区計画最終案を第３回分科会に提示

都道府県名	千葉県	市区町村名	鴨川市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	33,891（人）			世帯数	16,201（世帯）		
高齢化率	36.8（%）	生活保護受給率	8.14（‰）		面積	191.3（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	61.8（%）		公立小学校数	8	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営：１ヶ所　委託：１ヶ所（社会福祉法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：１ヶ所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

房総半島の南東部、太平洋岸（外房）に面し、東京都心から 100㎞ 圏内に位置している。海岸沿いには鴨川シーワールドをはじめとした観光産業のほか、温暖な気候を利用した花卉栽培が、また内陸の長狭地域では稲作が盛んである。

２．．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	市内４つの日常生活圏域（旧中学校区）のうち、２圏域（鴨川・天津小湊）には、児童・障害者・高齢者等に対応した総合相談センターが設置されているが、残りの圏域（長狭・江見）は高齢者相談センター（地域包括支援センターのブランチ）があるのみで、対象者を問わない相談支援体制が整っていない。特に長狭地区では、市の中でも最も高齢化率（44.6%）が高く、単身・核家族化も進んでおり、多様かつ複合的課題を抱える者に対する新たな支援体制づくりが必要。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	包括的な相談支援機能を有する拠点づくり。 地域の支えあい活動に取り組むボランティアを組織化し、多様かつ複合的課題を抱える世帯を専門職と地域住民で支えあう地域としたい。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	鴨川市
②事業実施に至った経緯	市内４つの日常生活圏域（旧中学校区）のうち、２圏域（鴨川・天津小湊）には、児童・障害者・高齢者等に対応した総合相談センターが設置されているが、残りの圏域（長狭・江見）は高齢者相談センター（地域包括支援センターのブランチ）があるのみで、対象者を問わない相談支援体制が整っていない。特に長狭地区では、市の中でも最も高齢化率（44.6%）が高く、単身・核家族化も進んでおり、多様かつ複合的課題を抱える者に対する新たな支援体制づくりが必要。
③事業実施体制※注	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	１名

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 平成 8 年　鴨川市健康管理課へ保健師として入職後、母子保健事業、成人保健担当、障害者福祉（精神障害）を担当し、平成 21 年度から直営の地域包括支援センター（現：福祉総合相談センター）へ配属となり現在に至る。 ＜資格＞保健師　社会福祉士　介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		種類：市直営の福祉総合相談センター（地域包括支援センター） 名称：鴨川市福祉総合相談センター
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①民生児童委員、居宅支援事業所の介護支援専門員に、支援が困難な世帯に関する実態調査を実施。複合的な課題を抱える世帯を地域で支えあう仕組みづくりに向けて事例検討などを行う。 ②児童・障害者・高齢者等への福祉的支援に加え、がんや難病等の要医療者、困窮者への就労支援、農業分野など他分野との連携を図り、複合的な課題を抱える者に対する仕組みづくりを、「長狭地区」をモデル地区に展開。特に、医療・介護連携支援センター機能を有する市立国保病院を中心に、地域がん診療連携拠点病院や農林業体験交流協会等と連携を図り包括的な支援体制構築に取り組む。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	鴨川市立国保病院、社会福祉法人、介護サービス事業所、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、モデル地区外のがん診療連携拠点病院、弁護士等の参加により定期的に会議を開催し、現状と課題の把握から具体的な取組を検討。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	１．鴨川市公益活動支援基金登録制度による社会福祉法人、NPO 等に対する助成の取組。 ２．農林業体験交流協会、企業との協働により、地域食材、地域資源を活用し商品開発・販売に取組。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	１．包括的な相談支援機能を有する拠点づくり。 ２．地域の支え合い活動に取り組むボランティアの組織化と、新たな生活応援サポートの仕組みづくり。
	オ　その他	近隣市町との市域を超えた多機関・多職種協働による広域ネットワーク化
⑧事業の成果目標		１．複合的な課題を抱える者の相談及び支援等に関するプラン作成、制度に結びつかない方の日常生活及び就労等社会生活の自立支援 ２．相談支援包括化ネットワークの構築、モデル地区内・外の多機関、専門多職種によるネットワーク化、地域住民の支え合い体制の充実 ３．長狭地区における地域資源を活用した自主財源確保の働きかけ ４．医療・介護連携支援センター機能を有する市立国保病院を核に、児童・障害者・高齢者・困窮者・要医療者等の相談に応じるとともに、在宅医療・介護サービス提供体制を強化した「地域包括ケアセンター」設置プランの作成。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		当初、民間（NPO）への委託による地域体制づくりを想定したが、地域との関係性を構築することに相当な時間を要することが判明し、本地域において住民の理解と信頼を得る最善の方法を再検討した結果、行政主導による体制づくりに切り替えた。

５．成果目標の達成状況について

１．複合的な課題を抱える者の相談及び支援等に関するプラン作成、制度に結びつかない方の日常生活及び就労等社会生活の自立支援

▼モデル地区にある市立国保病院敷地内に開設した医療・介護連携支援室にて、来院者の相談のみならず、関係者や関係機関からの相談を受けられる体制を整備した。当院がまちの診療所の役目もはたしていることから、地域住民の相談窓口としても機能している。また、支援困難世帯等の対応については、基幹的な福祉総合相談センターと連携して相談支援を行っている。

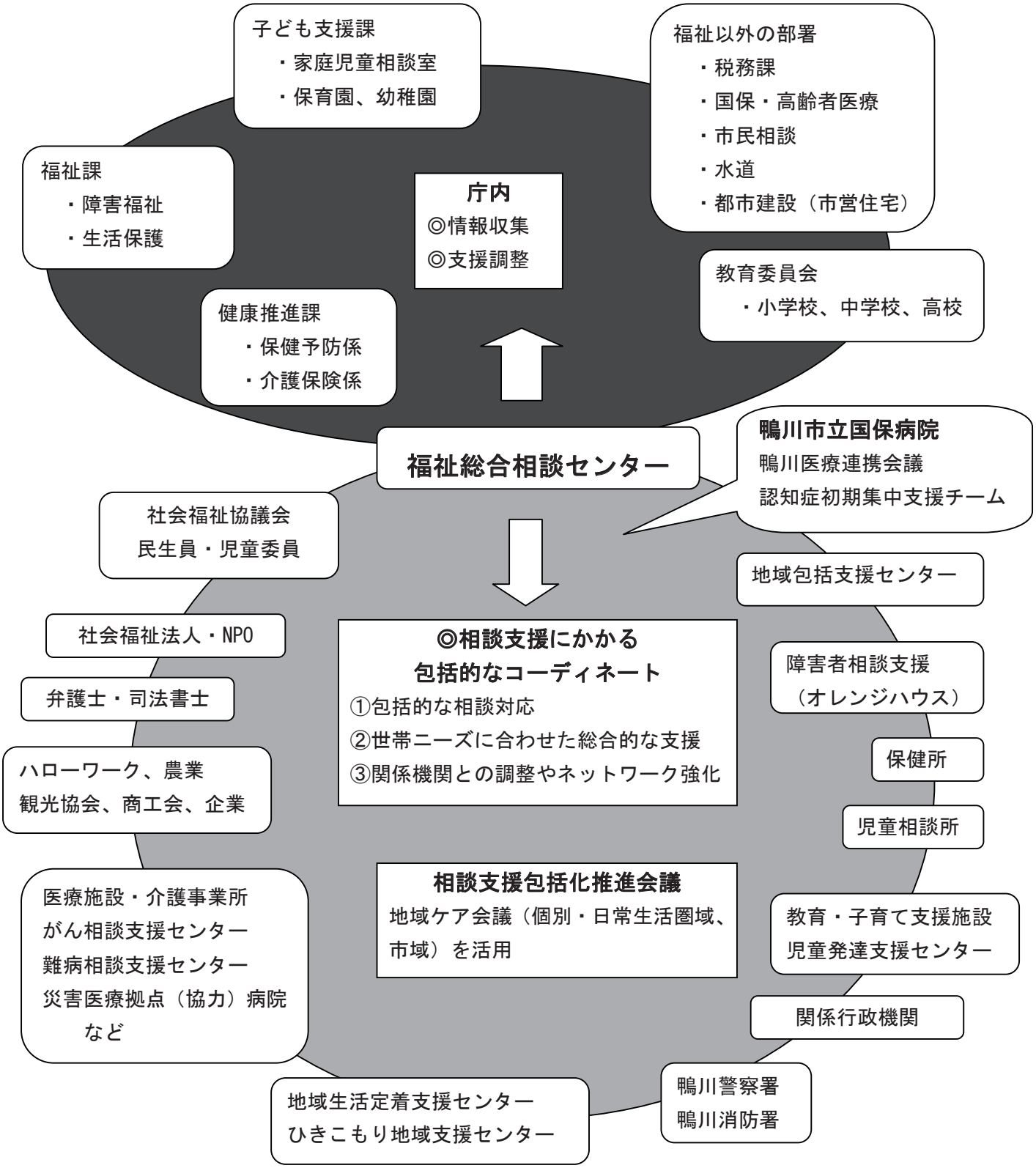
２．相談支援包括化ネットワークの構築、モデル地区内・外の多機関、専門多職種によるネットワーク化、地域住民の支え合い体制の充実

▼地域ケア会議を活用し、支援困難世帯の状況調査を行い民生委員、ケアマネジャー、市が把握しているケース状況を把握することができた。今後、その結果を踏まえた事例検討を行う予定であり、地域関係者の意識の向陽を図るとともに支援の仕組みを共有することで丸ごと受け止める体制づくりを推進する。また、定例及び随時の地域活動（サロン、サポーター、地区社協など）へ、各課職員が積極的に参加し顔の見える関係づくりを継続している。

３．長狭地区における地域資源を活用した自主財源確保の働きかけ

▼地域の資源となる農に着目し、農福連携をについて農林業体験交流協会及び農水商工課と検討会を行っているが、具体的な取組みには至っていない。
また、都会からの移住者誘致の取り組みの一環で行っている「いきいき帰農者セミナー」を支援の場として活用することが可能となり、支援対象者の生きがいや体験など居場所として活用予定である。
4．医療・介護連携支援センター機能を有する市立国保病院を核に、児童・障害者・高齢者・困窮者・要医療者等の相談に応じるとともに、在宅医療・介護サービス提供体制を強化した「地域包括ケアセンター」設置プランの作成。
▼平成 30 年度から、モデル地区の拠点である同所に「福祉総合相談センター長狭」を設置予定（長狭地区高齢者相談センター機能を含有）。対象を問わず相談支援を行う体制を強化する。平成 30 年度には、「地域包括ケアセンター」として同敷地内にある訪問看護ステーション、居宅支援事業所、訪問介護ステーションとも連携し、地域の強みを活かした包括的な支援体制の構築を計画している。

事業の体制図



都道府県名	東京都	市区町村名	墨田区

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報　H30.1.1（自治会・町会加入率は H29.8.1）

人口	268,898（人）			世帯数	147,988（世帯）		
高齢化率	22.6（%）	生活保護受給率	29.91（‰）		面積	13.77（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	65.45（%）		公立小学校数	25	公立中学校数	10	
地域包括支援センター	委託：8 か所（社会福祉法人等）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東京都の北東部に位置し周囲の多くを川に囲まれたまちである。人口は昭和 35 年をピークに減少傾向が続いていたが、人口の都心回帰などを背景に増加に転じ、現在も増加傾向にある。人口密度については、１ｈａあたり 190 人で、東京都の 61 人、23 区部の 147 人を上回る高密度となっている。

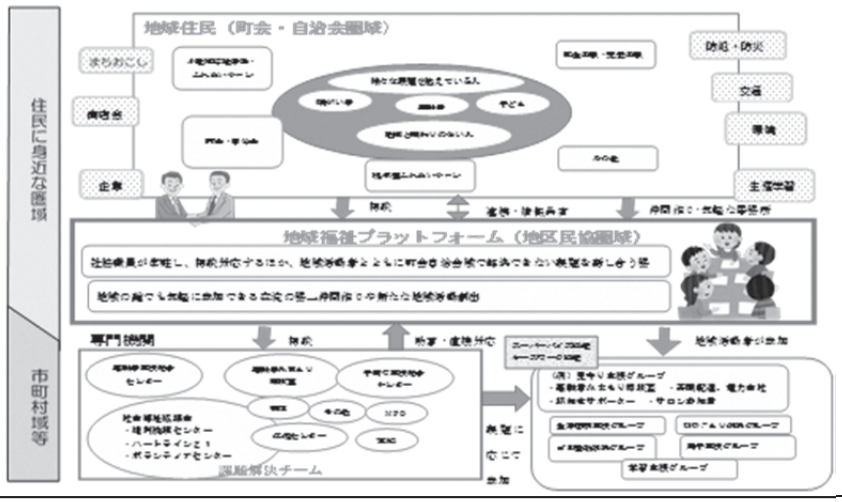
事業所の産業構造別の構成比は平成 26 年時点で第２次産業 26.6%、第３次産業 73.3%であり、東京都全体における構成比からみると第２次産業の割合が高く、ものづくりのまちの特徴が色濃くみられる。

観光については、近年、東京スカイツリー等の新しい文化観光拠点が整備され、さらに昨年はすみだ北斎美術館が開館した。今後東京オリンピック、パラリンピックの開催もあり、本区を訪れる外国人観光客の増加が見込まれることもあり、観光資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	すべての区民が、地域から疎外・差別されることなく、地域の一員として差異や多様性を認め合いながら、共に生き、支えあう地域社会をつくる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	活動拠点での相談活動やふれあいサロンを通して住民の中に地域活動者を増やし、住民が地域の課題に気づき、社会福祉協議会や専門機関とともに課題解決に向けて考え、活動できるような地域にする。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

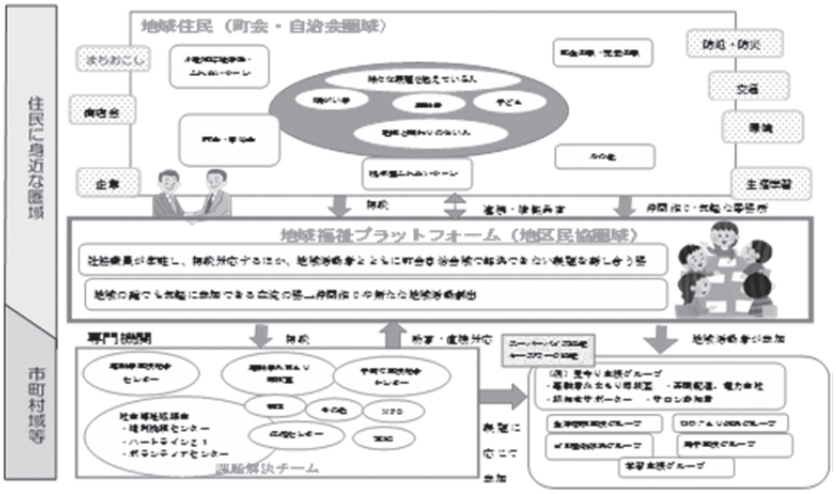
３．地域力強化推進事業について

①実施主体	墨田区社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	区では、住民同士の支えあい、助けあいや多様な主体の連携・協働のためお互いを「知り」、お互いが「つながり」、ともに「行動する」ことが重要ととらえ、このような機能を持つ場を「プラットフォーム」として推進している。 また、墨田区社会福祉協議会においても、孤立している住民や複合的な課題を抱えている住民の課題解決に地域福祉プラットフォームの設置を進めていることから、本事業の実施に至った。
③事業実施体制※注	

④事業の対象地域について		対象地域は区内全域である。 民協１地区を１つの範囲とし、区内に７か所の設置を予定している。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	民協１地区を１つの範囲とし、範囲地区住民が主体的に地域課題を把握して解決していくため、空き店舗等を利用した拠点を整備する。 範囲地区の民生委員や小地域福祉活動を実践している地域福祉活動コーディネーター（地域づくりの核となる住民）等が常駐し、住民からの相談を常時受けるようにする。 そこで展開される事業への参加を促したり、専門機関を紹介するなどして、住民が解決できることは解決するが、解決できないことは社協職員（CSW）が対応する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	住民が受ける相談の中には、住民が専門機関を紹介したりサロンに参加してもらうことでは解決できない課題がある。 それぞれの専門に特化した相談室はあるが、ひきこもり、ごみ屋敷等どこを紹介したらよいかわからないような課題についても一元的に受け止める。 CSW は、課題解決後も、その課題の持つ根本的な課題の解決を図る。 たとえば、ごみ屋敷などはごみを片づけることがまず第１の解決だが、その人がなぜごみをためるようになったか、地域で孤立しているのではないかなどという個人の問題に対し CSW が寄り添い、時間をかけて解決に向けた活動を続けていく。 地域の課題には地域でないと解決できないものもあり、地域住民と CSW が力を合わせて解決する ことが必要となる。 区は、単に財政面の補助をするだけでなく、問題解決を図る際、子ども、障害、高齢、生活困窮などを所管する福祉部門につなげるなど、連携を図っていく。 また、解決のための専門チームを作る際は、そのケースに応じた行政の福祉部門も参加し、地域が抱える福祉問題を共に考え、解決に導くよう区全体で支援していく。
	その他	
⑥事業の成果目標		地域の課題、個別の課題などの地域の相談窓口となり、地域住民と関係機関が連携・協力しながら地域の課題を解決していく場となることを目標とする。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

最新の状況を記入してください。本事業未実施の場合は、①の欄に「未実施」と記入してください。

①　施主体	墨田区社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	複合的な課題を抱えている住民に対する課題解決のためには、専門的に対応する各機関の連携が必須であるが、そのコーディネートをする機能が必要であったことから、包括的支援体制構築事業を実施するに至った。
③事業実施体制※注	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	各拠点に１名ずつ配置

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士・精神保健福祉士 ※社会福祉協議会で複数年、地域相談や個別相談を担当してきた職員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		地域福祉プラットフォーム（現在２か所） ・きらきら茶家 ・ガランドール
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	各拠点で受けた相談の中の課題について、各拠点に配置されている専門職「CSW」がケースに応じた関係者を集め、専門チームを作って、それぞれができることを整理し課題解決のために活動する。（地域福祉プラットフォーム）
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	各拠点および他機関から相談のあった課題について、相談支援包括化推進員が課題を整理し、必要に応じて、その都度、関係機関および民生委員・児童委員や地域活動者を招集し、会議を行う。 その他、他機関実施の会議等に相談支援包括化推進員が積極的に参加し、地域課題の共有化に努める。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	・平成 29 年度申請、30 年度配分予定の赤い羽根共同募金地域配分を申請し、拠点内にキッチンを整備予定。（下記の新たな社会資源創出に向けた準備として）
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	地域住民が主体となって多世代交流事業を実施しているが、認知症傾向のある高齢者や不登校気味の児童など、さまざまな課題を抱えた人たちの参加が増えている。当初は世代間交流が目的であったが、参加者とふれあい、専門職と話し合うなかで、背後にある課題を専門職とともに解決していくという目的もできつつある。地域包括支援センターやスクールソーシャルワーカー、保健センター等といった専門機関と地域住民、学習支援ボランティアなどが協力して、その人ごとの課題解決に向けて話し合い、支援する取り組みが行われつつある。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		地域の複合的な課題に対し、CSW が課題を整理することで、専門職が専門職としての役割を十分に果たすだけでなく、それ以外の課題にも目を向けられるようになること。地域住民も専門職とは別の視点で（専門職に指示されて活動するのではなく）自ら考えて課題解決に向けた支援ができるようになる。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

３、地域力推進化事業について
（地域福祉プラットフォーム利用者人数）
キラキラ茶家　　平成 28 年度　１００８人　　平成 29 年度　１１２３人（12 月末現在）
ガランドール　　平成 28 年度　　３１２人　　平成 29 年度　１０６５人（12 月末現在）

４、多機関との協働による包括的支援体制構築事業について
（相談件数）※地域福祉プラットフォームでの相談のほか、電話や直接来所相談含む
平成 28 年度　　１５８件
（うち他機関と連携した件数　　８６件）

平成 29 年度　　３４８件　　（12 月末現在）
（うち他機関と連携した件数　１９８件）

都道府県名	東京都	市区町村名	世田谷区

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	899,507（人）			世帯数	473,265（世帯）		
高齢化率	20.18（%）	生活保護受給率	11.1(‰) (H29/8 現在)		面積	58.05（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	55.29（%）		公立小学校数	63	公立中学校数	31	
地域包括支援センター	委託：27 か所（社会福祉法人、医療法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（世田谷区社会福祉協議会）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東京２３区中１番の人口、２番目の広さ。幹線道路や、都心に向かう鉄道が通っており、都心に近いことから宅地が約３分の２を占める住宅都市。東京２３区の中では比較的自然的環境が存在。三軒茶屋、下北沢や二子玉川駅周辺が商業地域として賑わっている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

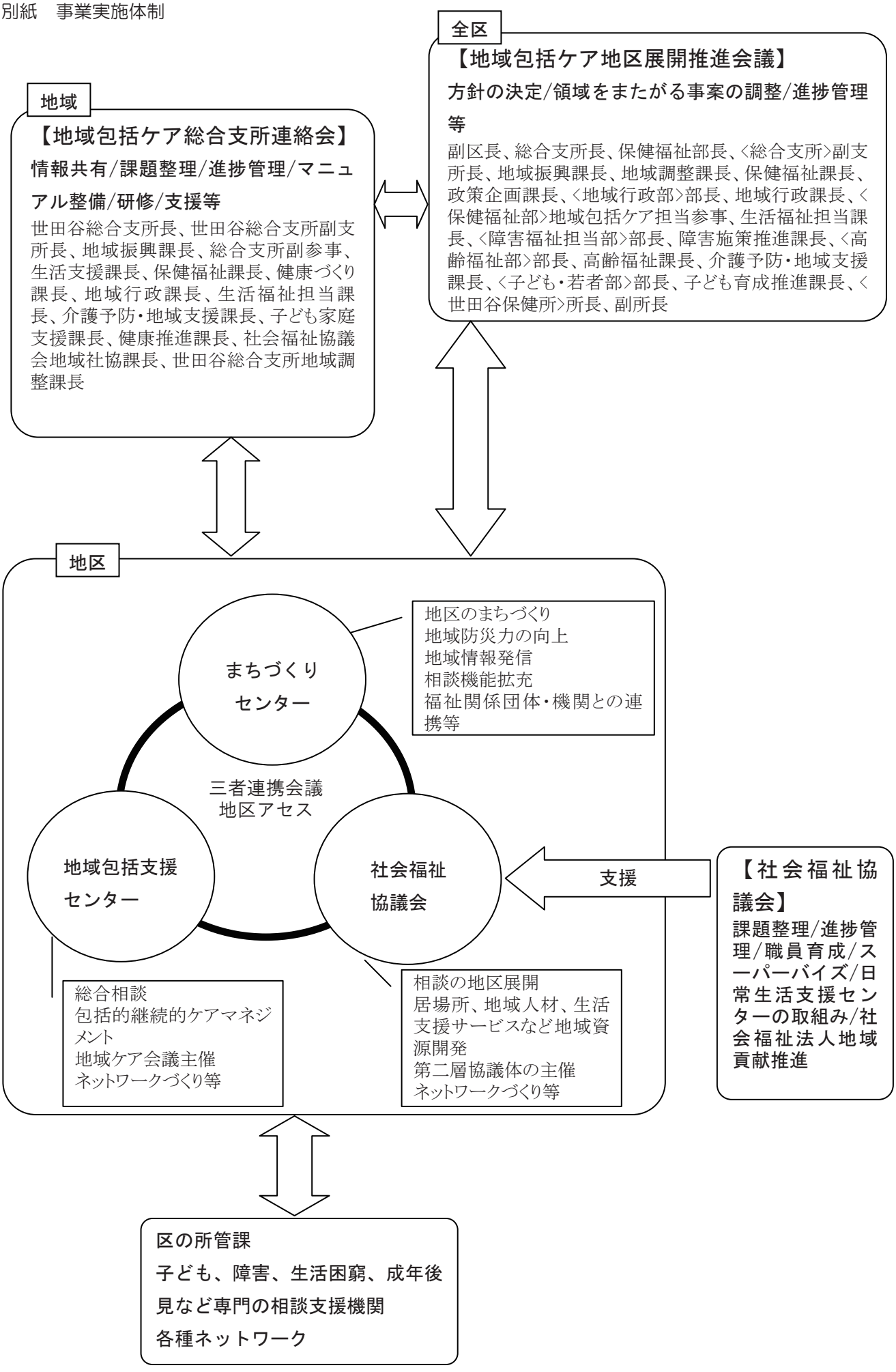
本事業に取り組む目的・狙い	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者が連携し、区民の様々な相談に対応して、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援に結び付けるとともに、参加と協働による地域づくりに取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	三者が持つそれぞれのノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために地域の人材や社会資源の開発・協働に取り組み、身近な地域で支え合う住民活動の創出やネットワークづくりを図る。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	世田谷区（世田谷区社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	介護保険制度の生活支援体制整備事業の創設の動きと並行して、区の地域福祉計画（平成 26 年度から平成 35 年度）等に地域資源開発事業を位置づけ、モデル実施を踏まえ全区展開した。 行政組織であるまちづくりセンター、地域包括支援センター及び社会福祉協議会一体化し、地域包括ケアの考え方を高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生活困窮者など全世代に広げ、身近な地区（27 日常生活圏域）における福祉の相談窓口を整備して専門の相談機関へつなぐ体制を構築するとともに、地域の課題には、居場所、地域人材、生活支援サービス等を発掘・創出、コーディネートして課題解決を図り、多様な主体の参加と協働による地域づくりを目指すこととした。
③事業実施体制※注	別紙
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 27 の行政の区域（地区）を日常生活圏域とし、各地区に生活支援コーディネーター（社会福祉協議会職員）を配置し、まちづくりセンター及び地域包括支援センターと連携し、制度の狭間にある方の課題解決を図る。 面積：約 1～4.5 ㎡　人口：約 1.7～6.2 万人

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域の課題を我が事と捉えて地域住民の主体的な参加を促進するため、チラシやリーフレットなどを活用して地域の会議体や祭事等の場で取り組みの説明やＰＲを行うとともに、地区ホームページや広報誌等の媒体を活用して普及啓発を図る。 地域の社会資源を訪問するなどして、居場所としての提供を働きかけるとともに、地域のニーズを踏まえて高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の居場所づくりを支援し、主体的な住民活動を促進する。 傾聴講座や地域福祉に関する講座を開講して、地域人材を育成するとともに修了生を地区サポーターに登録し、ニーズに即した地域活動につなげる。また、学校（PTA）と連携して福祉学習講座を実施し、地域福祉活動への参加について啓発を図る。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域住民の多様な生活課題に対応するため、まちづくりセンターや地域包括支援センターと連携して身近な福祉相談を受付けるとともに、地域障害者相談支援センター、若者総合支援センター、子ども家庭支援センター、生活困窮者等自立相談支援センター、地域の社会資源など、専門の相談機関と連携して、包括的な相談支援に取組む。 地域の多様な主体の訪問調査や地域包括支援センターの地域ケア会議等で把握した課題について、多様な主体が参加する協議体の場等で共有するとともに、地域課題の解決を図るための新たな地域資源の創出に向けて検討を行う。
	その他	
⑥事業の成果目標		地域課題の解決に向けて、居場所や生活支援サービス、地域人材など社会資源の発掘・創出・育成、コーディネート

別紙　事業実施体制


全区
【地域包括ケア地区展開推進会議】
方針の決定/領域をまたがる事案の調整/進捗管理等
副区長、総合支所長、保健福祉部長、〈総合支所〉副支所長、地域振興課長、地域調整課長、保健福祉課長、政策企画課長、〈地域行政部〉部長、地域行政課長、〈保健福祉部〉地域包括ケア担当参事、生活福祉担当課長、〈障害福祉担当部〉部長、障害施策推進課長、〈高齢福祉部〉部長、高齢福祉課長、介護予防・地域支援課長、〈子ども・若者部〉部長、子ども育成推進課長、〈世田谷保健所〉所長、副所長
地域
【地域包括ケア総合支所連絡会】
情報共有/課題整理/進捗管理/マニュアル整備/研修/支援等
世田谷総合支所長、世田谷総合支所副支所長、地域振興課長、総合支所副参事、生活支援課長、保健福祉課長、健康づくり課長、地域行政課長、生活福祉担当課長、介護予防・地域支援課長、子ども家庭支援課長、健康推進課長、社会福祉協議会地域社協課長、世田谷総合支所地域調整課長
地区
まちづくりセンター
地区のまちづくり
地域防災力の向上
地域情報発信
相談機能拡充
福祉関係団体・機関との連携等
三者連携会議
地区アセス
地域包括支援センター
社会福祉協議会
支援
【社会福祉協議会】
課題整理/進捗管理/職員育成/スーパーバイズ/日常生活支援センターの取組み/社会福祉法人地域貢献推進
総合相談
包括的継続的ケアマネジメント
地域ケア会議主催
ネットワークづくり等
相談の地区展開
居場所、地域人材、生活支援サービスなど地域資源開発
第二層協議体の主催
ネットワークづくり等
区の所管課
子ども、障害、生活困窮、成年後見など専門の相談支援機関
各種ネットワーク

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		世田谷区（地域包括支援センターの委託先である社会福祉法人等　13 法人）
②事業実施に至った経緯		・高齢者、障害者、生活困窮者など対象者別の相談窓口があるが、相談者だけでなく家族が課題を抱えている場合があり、世帯に対する包括的な支援が必要になっている。 ・行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が一体となって、身近な地区で福祉相談を行うことで、支援が必要な区民を早期に発見し、早期支援に結びつけることができる。 ・複合した課題に対し、課題を整理したうえで、行政や関係機関との連携体制のもと包括的な支援を行っていく必要がある。 ・公的制度の狭間の課題を抱えた区民を支援するため、新たな生活支援サービスや社会資源を三者連携により、効率的・効果的に進めることができる。 ・以上について、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成２６～３５年度）に定めた。
③事業実施体制※注		・庁内では、副区長を筆頭に、区民部門・保健福祉部門が共同して進行管理する。 ・地区の地域包括支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会の三者が連携して包括的な相談支援に当たる体制をとる。また、地区をとりまとめる地域の総合支所の専門組織が地区をバックアップする。 ・三者が単独または連携してネットワーク構築を行っている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２７人（各地域包括支援センターの既存業務に追加して、相談対象者の拡大に対応する業務量に相当する人員）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 地域包括支援センターの職員（保健師、社会福祉士、介護支援専門員等で、総合的、専門的な相談、他機関との連携等に対応できる者）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮等に係る相談対応、これらの複合的な相談対応の実施 ・関係機関と連携した包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施 ・地域包括支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会の３者の連携による相談窓口の充実、連携会議による連携・調整 ・地域の人材や社会資源の開発、ネットワークづくり
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・参加者：地域包括支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業者、民生委員、行政等 ・議事内容：複合的相談事例等の個別課題解決、社会資源開発等に向けたネットワーク構築 ＊地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を活用する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	・社会資源を開発した後の活動経費への共同募金の活用等
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・あんしんすこやかセンターによる相談者のニーズ把握 ・まちづくりセンター、社会福祉協議会の三者連携会議や地区アセスメントによる地区の社会資源の把握と情報共有 ・三者連携による社会資源の開発 （あんしんすこやかセンター：地域ケア会議における事業者、関係機関等との連携） （社会福祉協議会：地域人材の発掘（人材バンクへの登録）や活動の場の確保） （まちづくりセンター：地域の活動団体との連携、協働） ＊社会福祉法人の地域貢献活動や空家活用等も検討
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		・複合的な課題等を抱える者に対する相談件数：１０００件 ・支援の終結件数　：　１００件 ・支援の成果 ・複合的な課題や潜在しているニーズを整理し、支援に結びつける。

	・公的制度の狭間にある方に対し、人材発掘や社会資源の開発を行い支援につなげる。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	・狭間の問題を抱える者等への地域資源開発等を進めるため、地区の課題把握（地区アセス）を進めており、課題解決に向けて社会資源開発等の取組みを行う。

５．成果目標の達成状況について

地域力強化推進事業成果

	平成 29 年度実績（11 月末実績）	延べ実績
場の発掘（民間施設）	78 件	148 件
場の活用（民間施設）	57 件	57 件
支えあいミニデイ発足 （社会福祉協議会登録団体）	0 団体	76 団体 （29 年 11 月現在登録団体数）
高齢者サロン発足 （社会福祉協議会登録団体）	21 団体 ※障害者+高齢者の混合型 2 団体含む 参加者 302 人／スタッフ 81 人	539 団体 ※障害者+高齢者の混合型 41 団体含む （29 年 11 月現在登録団体数）
障害者サロン発足 （社会福祉協議会登録団体）	0 団体	17 団体 （29 年 11 月現在登録団体数）
子育てサロン発足 （社会福祉協議会登録団体）	6 団体 参加者 43 人／スタッフ 12 人	95 団体 （29 年 11 月現在登録団体数）
地域共生・多機能型地域支えあいあい活動発足 （社会福祉協議会登録団体）	13 団体	13 団体 （29 年 11 月現在登録団体数）
※主な活動概要 文末の（）内は日常生活圏域の地区名	○周辺の複数教育機関（学生等）と連携した居場所（池尻） ○車イス等利用者に配慮した居場所・都営団地集会所での居場所づくり、夜間開催の子育て世代の場づくり（下馬） ○民間事業者・教育機関の支援による団地建替の相談・情報発信（砧） ○商店街スペースを活用した相談・情報発信の場（経堂） ○高齢者世帯への生活支援・情報提供を行うサロン運営（北沢） ○住民・地域生活支援センター連携による福祉喫茶内「おしゃべりカフェ」（松沢） ○住民・学生等による「子ども食堂」の立上げと子育て世代の居場所の融合（上馬） ○退職後高齢者の登校時児童見守り活動（深沢） ○地域人的資源を講師にした高齢男性の居場所及び活動場所の創出（太子堂・梅丘・成城）	
地区サポーターの発掘・育成	登録者　168 人	514 人(29 年 11 月現在)
地区サポーターの活用	261 件	415 件
生活支援サービスの創出 （試行含む）	6 件	6 件
※主なサービスの概要 （）内は日常生活圏域の地区名	＜買物･外出困難者支援＞ 買物同伴型：（北沢） バス移動型：（烏山・新代田・松原・上北沢） 商品移動販売型：（奥沢）	

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

・包括的相談支援については、相談窓口への相談件数が１０月現在約９００件である。
そのうち、約６００件を多機関の連携により対応し、約２００件が他の相談機関へ引き継がれた。
・相談者の状況は、精神・メンタルヘルス関係が約４００件、生活困窮関係が約１００件、身体・知的障害関係が約２００件、母子・子育て関係が約６０件となっている。
・相談経路は、本人が約２５０件、家族が約２００件、ケアマネジャー、民生委員、近隣・病院が約２００件となっている。対応にあたり約２００件はケア会議を開催（予定含む）。

都道府県名	東京都	市区町村名	江戸川区

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	695,403（人）			世帯数	338,264（世帯）		
高齢化率	20.9（%）	生活保護受給率	29.89（‰）		面積	49.09（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	57.4（%）		公立小学校数	71	公立中学校数	33	
地域包括支援センター	委託：18 か所（他に分室 8 ヶ所）（社会福祉法人、一般社団法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：3 か所（企業組合）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

江戸川区は、東京都の東端に位置し、江戸川・荒川の二大河川と東京湾に囲まれ、縦横に中小河川が走っています。また、公園面積は 23 区で一番広く「水と緑豊かな都市」です。

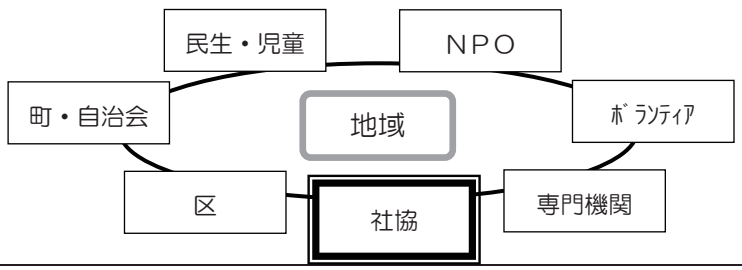
総面積 49.09ｋ㎡、南北 13 ㎞、東西８㎞と南北に長い地形で、北部は昔ながらの町並みで高齢化率が高く、南部は集合住宅が林立する若い町並みと、それぞれの地域に特徴があります。人口・世帯数ともに２３区では４番目に大きな規模の自治体です。

近郊農業では小松菜の栽培が盛んで、江戸風鈴や江戸扇子等の伝統工芸品も数多く生産しています。金魚の養殖が盛んで、例年開催する「日本観賞魚フェア」には全国から多くのファンが訪れます。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

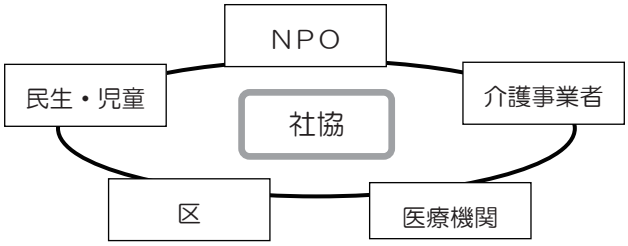
本事業に取り組む目的・狙い	本区では住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことを可能とするため、地域共生社会の実現に向けて本事業に取り組んでいる。これまでも、環境をよくする運動等地域力を生かしたまちづくりを進めてきた。今後、生活上の課題を抱える方々への支援の視点で取り組みを進めていく中で、地域住民と専門機関のネットワークを構築し、地域で起きた課題は地域で解決していく仕組みの構築を目指している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民と関係機関と区が一体となって課題を解決することにより、希薄になりつつある地域住民同士の関係を深めていくことを目指す。 また、地域住民自らが課題を捉え関係機関や区と協働して解決し、結果を評価したうえで更なる課題を見出せるＰＤＣＡサイクルが生まれることを期待する。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	江戸川区社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	地域包括ケアシステムの概念を高齢者だけでなく障害者や子供、生活困窮者にまで対象を広げて実施してきたが、生活上の課題を抱えた対象者を支援するためには、区や専門機関だけでは線の支援で終わってしまう。面の広がりをもつ支援体制を構築するためには地域住民と連携することが必要と考え、本事業の実施に至っている。
③事業実施体制※注	

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 町会連合会の地域(概ね２つの中学校区)を基本として、区内を 15 の圏域に区分している。町会連合会の大小により、人口や面積は異なるが、圏域の平均人口は、4.6000 人。平均面積は約 3.27ｋｍとなる。人口密度は 14,067 人／ｋ㎡
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	各圏域(現在 4 か所)で拠点となる場所を設置して、そこに集う住民が自らできることや希望する活動等を表明する。一方で、拠点の職員が圏域内の要援護者、世帯を戸別訪問し、個別のニーズを収集したうえで、地域に共通する課題は何かを抽出する。 抽出した課題について、地域の関係者が集まる会議において分析、検討して、地域ができること、専門機関ができること、行政がすべきことに仕分けし、地域ができることについて、改めて拠点に集まる住民によって解決していく仕組み作りを進めている。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	既存の支援体制が、高齢・障害・子ども・生活困窮等に分かれているため、一体的に受け止める場所がなかった。 そこで、各圏域(現在４か所)で拠点となる場所を設置して、「なんでも」相談できる体制を構築し、複合的な課題を抱えた住民や縦割りの支援体制では対応ができない「すき間」の生活課題を抱えた住民に関する相談を受け、機関間、住民と機関をつなぐ調整をする体制を構築している。
	その他	
⑥事業の成果目標		拠点となる場所が地域に浸透した結果「支え手」と「支えられる側」のニーズのマッチングが円滑に行われるようになり、その取り組みの繰り返しから新たな地域課題の発見と解決が行われる循環を生み出す。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	江戸川区社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	高齢者と障害の世帯、高齢者と幼児を抱えたダブルケアの世帯、若年世代のごみ屋敷世帯等、既存の支援体制では対応しきれない生活上の課題を抱えた住民に対して、専門機関同士の連携や専門機関と行政の連携等を行う必要があった。 このため、対象となる世帯により身近な地域で支援体制を構築するために、各圏域(現在 4 か所)で拠点となる場所を設置して、包括的な支援体制を構築する事業を実施するに至った。
③事業実施体制※注	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	４人 各圏域(現在４か所)で拠点となる場所に１名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ① 社会福祉協議会職員、ＣＳＷ、社会福祉士、成年後見利用支援等 ② 社会福祉協議会職員、ＣＳＷ、介護福祉士、成年後見利用支援等 ③ 社会福祉法人職員、ＣＳＷ、主任介護支援専門員、包括業務 ④ 社会福祉協議会職員、ＣＳＷ、成年後見利用支援等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	① なごみの家　小岩 ② なごみの家　松江北 ③ なごみの家　鹿骨 ④ なごみの家　長嶋桑川

⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	複合的な課題を抱える住民の把握については、区で作成した「地域見守り名簿」をもとに、ＣＳＷが戸別訪問を実施する。 地域の拠点である「なごみの家」がもつ、なんでも相談、居場所、地域のネットワークづくりの３つの機能を生かして、相談や地域住民からの情報提供のほか、地域の専門機関、民生児童委員、町・自治会等をネットワーキングして、包括的な支援体制を構築する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	３か月に１回程度の頻度で、町・自治会、民生・児童委員、医療機関、介護サービス事業者、地域包括支援センター、ＮＰＯ、ボランティア等で構成する「地域支援会議」を開催し、戸別訪問の調査結果分析⇒地域課題の抽出⇒課題解決のための方策の検討を実施する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	企業または、個人からの寄付金について働きかけを行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	「なごみの家」での活動を希望する地域住民に対して、取り組みの定期的な情報提供を行う。また、イの会議に出席を要請し、専門家や町・自治会、民生・児童委員と課題意識を共有していただく。
	オ　その他	地域のボランティアの協力を得て、月に１回「子ども食堂」を開催する。
⑧事業の成果目標		個別相談の解決の積み上げや「地域支援会議」の開催を通じて、地域住民と専門機関や行政が地域課題に対する共通の意識をもち、情報共有と連携が円滑化することを目標とする。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		「地域支援会議」の開催を通じて地域の関係者間の「規範的統合」を図っているところだが、立場を超えて「めざす我が地域」の意識を共有するには、もう少し時間がかかると考えている。 事業に対して、専門家ができること、地域の関係団体ができることを整理し、それぞれのかかわり方を明らかにしていく。

５．成果目標の達成状況について

地域力強化推進事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業の一体的な実施による達成状況

◆成果目標

区内 4 つの地域に拠点を設置し、拠点ごとに相談、居場所、ネットワークづくりを通じて地域づくりを実施し、２つの事業を含めた多様な事業を展開している。

地域力強化推進事業では、①地域に設置した拠点が地域に浸透し、②「支え手」と「支えられる側」のニーズのマッチングが円滑に行われ、その取り組みを繰り返すことにより、③新たな地域課題の発見と解決が行えることを成果目標とした。

また、多機関の協働による包括的支援体制構築事業では、④個別相談の積み上げや地域支援会議（相談支援包括化推進会議）の開催を通じて、地域での規範的統合が行われ情報共有と連携が円滑化することを成果目標とした。

◆達成状況

① について、平成 29 年度の来所者数は約 16,000 人で各世代を通じて来所しているため、地域には一定程度の浸透がされている。また、区や関係機関からの情報提供により来所する方も一定程度はある。

② について、個別の相談支援件数については地域に浸透するに伴い件数も伸びているが、ニーズのマッチングについては事例が少なく、今後はマッチングを円滑に行うためにどのようにシステム化していくかが課題と考える。

	平成 29 年度（H28.5～H29.12）	平成 28 年度（H28.5～H29.3）
来所者数	18，710 人	１３，０５４人
相談支援件数	1，370 件	771 件
地域支援会議開催	２回	３回

③ について、日常活動を通じて地域課題を把握している。住民が主体となり課題を発見し解決する支援にまでは至っていないが、その仕組みが整いつつある。

④ について、地域支援会議を重ねることにより、構成メンバーの規範的統合は進んでいると考えているが、あらゆる分野の関係者が相互の立場や役割を理解したうえで発想することについて困難を感じている。

◇地域支援会議（相談支援包括化推進会議に位置づけ）開催（平成 29 年 12 月末現在）
抽出された地域生活課題をもとに、地域でできることの方向性を決定した。（出席者延べ人数）

	小岩地区	鹿骨地区	松江地区	長島桑川地区
平成 28 年度	121 名	-	90 名	103 名
平成 29 年度	43 名	67 名	25 名	34 名

※身近な地域に順次拠点を設置する方式であり、達成状況には差があるが拠点相互の連携により平準化に努めている。
※事業の進捗状況について、区・社会福祉協議会・拠点スタッフで定例会を設け、確認している。

都道府県名	東京都	市区町村名	国立市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	75,772（人）		世帯数	37,208（世帯）			
高齢化率	22.7（%）	生活保護受給率	14.8（‰）	面積	8.15（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	29.5（%）		公立小学校数	8	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営１か所、地域窓口３か所（社協１か所、社会福祉法人２か所）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営１か所						

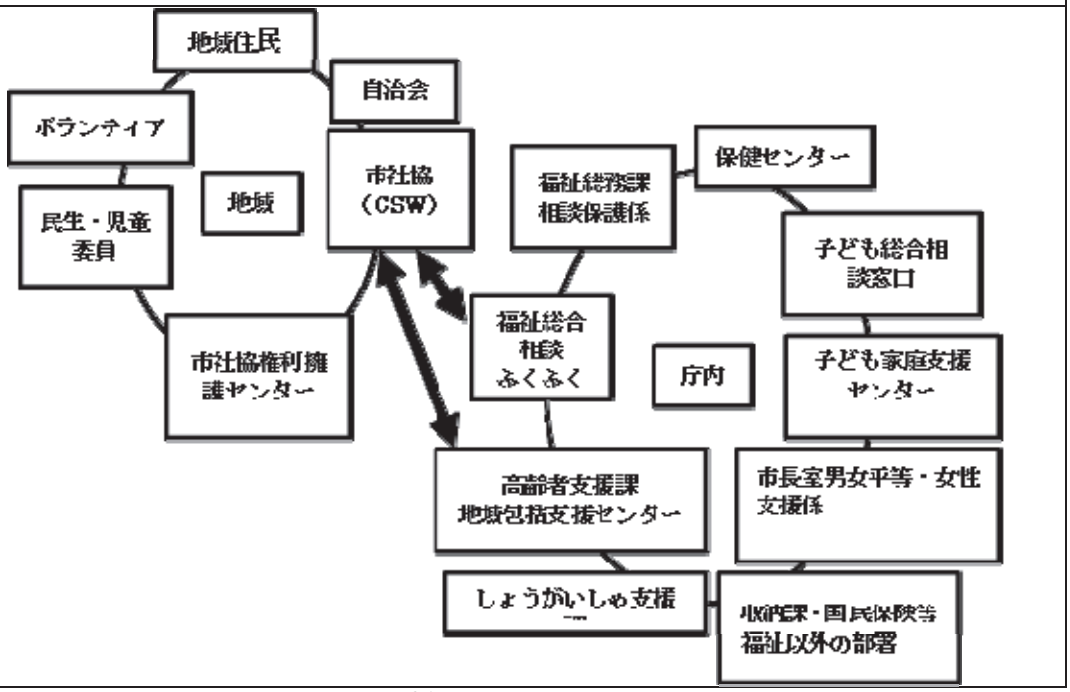
１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東京都の中部に位置しています。JR 国立駅から南に延びる大学通り沿いには桜と銀杏が植えられており、春と秋には多くの方で賑わいます。また、北部は市街地、南部は緑豊かな田園風景が広がり、この二面性の魅力がコンパクトな空間に調和しています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	身近に住む人々が抱える様々な生活課題を自分の課題として地域住民が意識し、協力して解決できるような仕組みづくりを行う。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域の力で解決できることがあるかもしれないと思ってもらうこと。 ・地域の人に関係機関や支援機関を知るきっかけとなり、連携が図れるようになること。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	国立市（国立市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	近年、近隣の人間関係の希薄化が進み近所づきあいが少なくなる中、近隣の見守りや助け合いといった機能が失われており、課題を抱えている市民の発見が難しい状況になっている。このような中で様々な生活課題を持つ市民が地域の中で安心して暮らしていくための支援と仕組みづくりが必要となっている。
③事業実施体制 ※注	

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ コミュニティソーシャルワーカーが今年度から 1 名増員で 3 名体制となったため、市内全域が対応可能となった。中学校区を基準に地域住民の人数がおおよそ１/３になるよう対象エリアを分けている。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	小地域福祉活動の推進とあわせ、地域住民による組織体制づくり（会食や地域マップ作り等をツールとして、住民が定期的に集まり気軽に地域のことについて話ができる場づくりなど）や地域住民の福祉活動を支援していく。上記の支援を通じて見えてくる地域課題について、既存のサービス等で対応ができない場合は地域住民と協力してサポートしたり、社会資源の開発なども行っていく。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域住民の生活課題を早期に発見するために地域住民の身近にある福祉館等を拠点にし、出張相談を行う。課題解決においては社会福祉協議会が持つ地域のネットワーク（自治会や民生・児童委員等）が活用できること。また国立市では生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関を直営で福祉総合相談ふくふく窓口が実施、同じく直営で地域包括支援センターがあり、行政の包括的な支援体制が構築されているため活用が可能である。定期的に CSW と福祉総合相談ふくふく窓口、地域包括支援センターが情報共有の場をもつことで、さらなる連携を図っていきたい。
	その他	
⑥事業の成果目標		①身近に相談できる窓口ができること。②住民の生活課題が解決すること。③住民が様々な関係機関や支援機関を知るきっかけになること。④地域の課題解決力の向上。⑤住民主体による課題解決の仕組みができること。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

①身近に相談できる窓口ができること。

社会福祉協議会での電話相談、来所相談に加え、西地域の公共施設での定例の相談会を継続して実施。新たな取り組みとして、南地域や中地域での出張相談『福祉なんでも相談会』（全２回）を実施した。福祉なんでも相談会では CSW の他、不登校・ひきこもり支援を行っている NPO 法人の職員（当事者でもある）に相談員として参加していただき、相談に来られた市民に対し幅広い視点での助言等をすることができた。各回５名の相談者が来所。既に何かしらの相談機関に関わっている方や家族がひきこもりで悩んでいる方などの相談があった。

②住民の生活課題が解決すること。

地域から孤立する一軒家に住む兄弟の事例。経済的に困窮し庭の手入れが出来ず、そのまま放置した結果、密林のように木が生い茂り、近隣トラブルへと発展した。兄弟は地域に対して不信感を抱き、さらには周囲に敵意を向けるようになっていった。

地域住民から民生委員を通じて、CSW に相談が入る。CSW が訪問を重ね、兄弟との信頼関係を徐々に築いていった結果、誰にも相談できず悩み続けていた苦しい胸の内を話してくれた。CSW は兄弟と地域住民の困り事を解決するために地域のボランティアを募った。

CSW は支援の目的を単に庭木を切ることとせず、兄弟が地域で孤立しないよう地域とのつながりができるように、また新たな課題が発生した際に地域住民がこの世帯を見守れるようにすることを目的とした。ボランティア、市の関係部署、民生児童委員等が集まってサポート会議を開催し、目的を参加者全員で共有した。

ボランティアは活動の目的を理解し、庭木を切りながら積極的にコミュニケーションを図ったことで、兄弟の言動にも変化が見られた。近隣住民も変化に驚き、この世帯を見る目も変わっていった。

ボランティアはその後も定期的に訪問し庭木の剪定を行ったり、いっしょに食事をとりながら談笑するなどの活動を継続している。

③住民が様々な関係機関や支援機関を知るきっかけになること。

上記のような事例等を積み重ね、CSW が課題解決のコーディネーターの役割を担うことで、ニーズに

応じた関係機関や支援機関と住民をつなぐことが可能となり、課題解決を行う過程で、それぞれの機関の役割についても知ることができた。

④地域の課題解決力の向上
　地域活動の基盤づくりとして始まった『くにたちの西がいちばん！プロジェクト』。
　当初は地域の人が顔を合わせる機会がほしいとのニーズから地域住民や民生委員とともに『ひなまつり』イベントを開催し、約 100 名が参加した。それを機に地域の課題を発見するため、『マップづくり』をスタートし、作業を通じてさらに住民同士のつながりを深めることができた。そこからさらに『西のまち会議』へと発展。会議では地域課題を『子ども』『高齢者』『居場所づくり』『防災・防犯』の４つのテーマを設けて話し合いを重ねた。このプロジェクトによって自治会の垣根を越えた地域住民が地域のことについて話し合う場となっている。
　現在、地域にある郵政研修センターの協力を得て、植物の観察会やあんず狩りジャム作り会などの様々な取り組みを実施。地域活動に無縁だった人が地域に関心をもつきっかけとなっている。

⑤住民主体による課題解決の仕組みができること。
　先天性の病気がある小学生の A 君の事例。小学校低学年のときに課外活動中に意識を失い、救急搬送された。命に別状はなかったが、医師からは専属で見守る体制がない限り課外活動は受けられないと言われ、以後、課外活動には参加できなかった。活発だった A 君は周りとの違いを感じ、劣等感を抱き、ふさぎこむことが多くなる。このような状況で対応に苦慮していた学校から CSW に相談が入る。
　CSW は A 君と話をしたうえで、課外活動での見守り協力を地域住民に呼びかけ協力者を募り、見守りの仕組みを作っていく。CSW の呼びかけで見守り協力者、A 君と両親、学校を交えて顔合わせを行い支援体制について確認。協力者の負担やリスクを軽減する方法も検討し、学校と社協がバックアップする体制を整えたうえで、課外活動の見守り支援を開始した。
　課外活動後、A 君と両親、関係者で集まり、振り返りを実施。A 君は学校や地域の方たちの協力で周りの子たちと同じように課外活動を受けられたことが自信につながったと話した。チームで今後も継続的に支えていくことも確認ができた。
上記のような事例を一歩として、住民主体による課題解決の仕組みにつなげていきたい。

都道府県名	神奈川県	市区町村名	藤沢市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	430,547（人）			世帯数	194,860（世帯）		
高齢化率	24.06（%）	生活保護受給率	12.9（‰）		面積	69.57（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	75.8（%）		公立小学校数	35	公立中学校数	19	
地域包括支援センター	直営：基幹型１か所　委託：16 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：１か所　委託：１か所（社協）						

※記入例　直営：１か所，委託：２か所（社協）

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

市内南部は湘南海岸を中心とした観光産業とシラス漁に代表される漁業、北部は自動車関連企業の進出に伴う工業地帯とキャベツ、トマト、養豚などの農畜産業、更には市内に 4 大学が立地するという学園都市としての性格も具備し、多様な機能を有する湘南の経済、文化の中心都市として発展した。

また当市では現在、高齢者に限定することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざし、行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくりを共通基盤とした「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民が気軽に立ち寄れる居場所「地域の縁側」において発見される困りごと、相談ごとが確実に専門的な支援につながるために、市民センターやコミュニティソーシャルワーカーとの連携により、幅広く受け止め必要な支援につなぐ体制を拡大したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○さまざまな活動のなかで、参加する人の変化をしっかり受け止めるという意識の醸成。 ○地域住民の“気づき”を埋め戻すことなく、相談支援機関につなぐ意識が高まること。 ○市民センター（行政機関）においては、相談ごとはしっかり受け止める、という意識を持つこと。 ○相談支援機関は、自分の専門とする分野以外の困りごとであっても、まずは相談の入り口になる、という意識を持つこと。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について伺います。

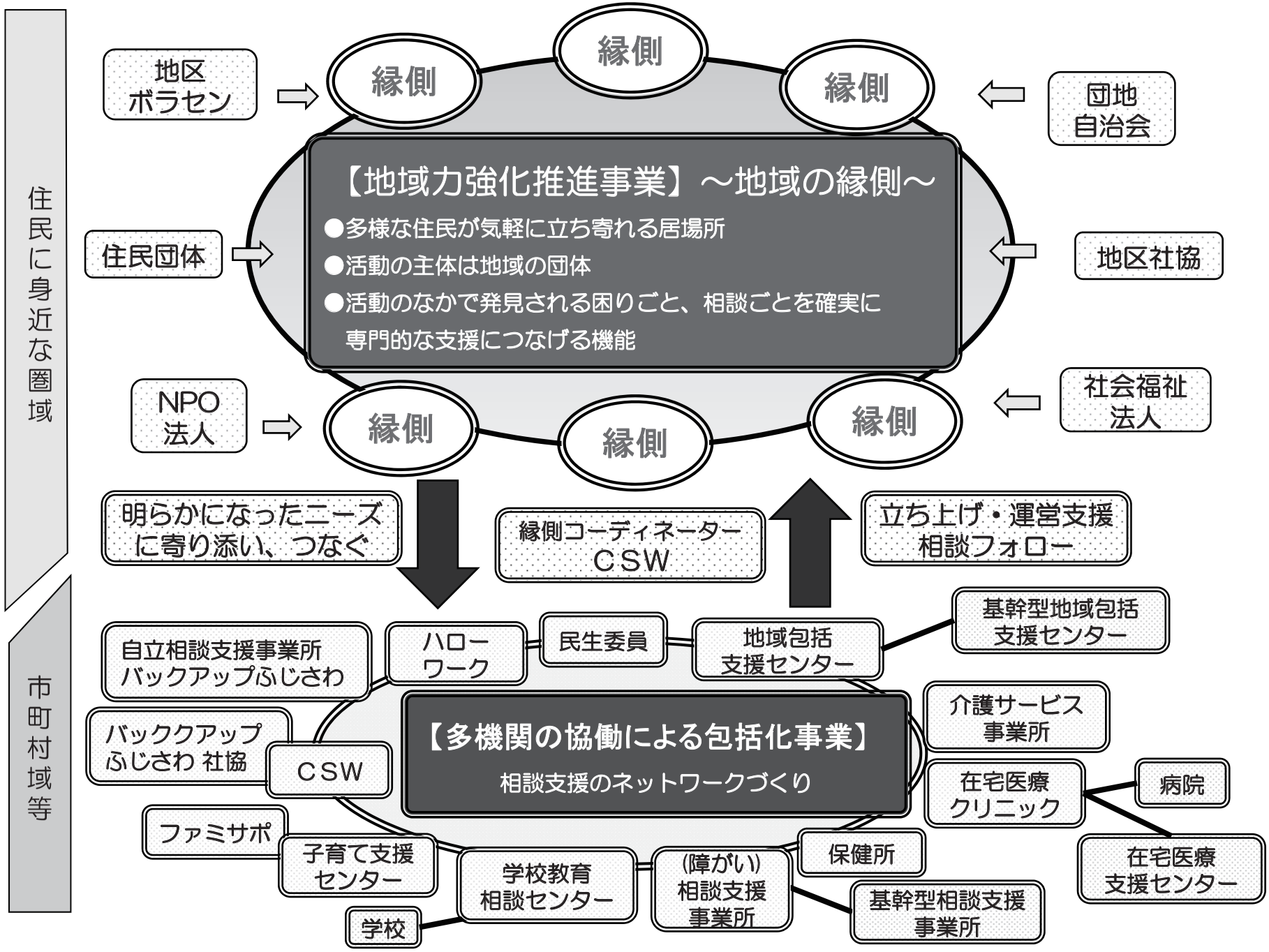
①実施主体（委託先）	市直営、社協一部委託
②事業実施に至った経緯	本市では市内 13 地区の特性を生かした地域づくりを進める中、小学校区程度の圏域を目安に多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所を「地域の縁側」と位置づけて運営を行う団体の活動支援を行い、設置を進めている。この「地域の縁側」は、地域の活動団体が主体となって取り組む活動の中で発見される困りごと、相談ごとなどを確実に専門的な支援につなげる必要性が求められる。 この活動を更に発展させ、多機関協働のネットワークとも連携する体制を構築したいため。
③事業実施体制 ※注１	※ 別紙
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 地域の縁側は小学校区 市民センター・公民館は 13 地区 ＣＳＷの配置は、市内 13 地区をフォローできる体制の構築を目指す。 （現在は 5 地区 5 名）

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	市内の地域団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会など）、任意団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人が運営主体となり、対象を限定することなく誰でも気軽に立ち寄れる居場所（高齢者、障がい児者、青少年、子ども等多世代が集い交流できる場所）「地域の縁側事業（基本型）」の設置。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	○「地域の縁側（基本型）」にて、気軽に困りごとや生活課題を受け止める体制をつくる。 ○地域の縁側で受け止めた相談ごとを、必要に応じて専門機関や必要な支援につながるような相談の仕組みを整える。 ○市社会福祉協議会への委託により、縁側事業の運営団体が主体的に活動するための立ち上げ支援や、地域住民やボランティア、地域の活動団体などが発見した課題に対し、必要に応じて専門的な機関や機能につなぐ役割を担うコーディネート機能を構築する。
	その他	
⑥事業の成果目標		・地域の縁側が、しっかりと地域に根ざしていく。 ・現在ある地域の縁側 18 カ所を H29 年度中に 3 カ所増。H30 年度も増やす方向で協議中。 ・地域の縁側にて受け止めた相談ごとに対応することを通じて、地域の中の様々な分野の専門機関が結びつく。（多機関協働による包括的支援体制構築事業に発展させる。）

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について伺います。

①実施主体（委託先）		市直営、社協一部委託
②事業実施に至った経緯		これまで、生活困窮者自立支援事業を活用する中で、制度の狭間への対応やＣＳＷの配置を進めてきたが、本事業として位置づけることで複合的な問題に対して、多機関が関わる包括的な支援体制を構築する。また市内の多分野にわたる相談支援機関が連携体制を組むことで地域住民の困りごとを身近な地域の中で解決できる体制を構築していく。
③事業実施体制 ※注１		※ 別紙
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		市 直 営：社会福祉士　生活困窮者自立相談支援事業所の主任相談支援員 病院のＭＳＷ6 年、生活保護のＣＷ4 年半、主任相談支援員 3 年 社協委託：社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、介護支援専門員 生活困窮者自立相談支援事業所の主任相談支援員 特養の相談員 9 年、ケアワーカー1 年、社協のケアマネ、障がい計画相談 2 年、主任相談支援員 2 年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		（直営、委託とも）生活困窮者自立相談支援事業所
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	ＣＳＷが地域において様々な活動団体や福祉の事業所と顔の見える関係性を築き、各関係団体・事業所が連携することを目的に話し合いを持つ場を設定する。この話し合いの場を地域における多機関連携の場と捉える。ＣＳＷを主体に各地区においても同様の場を展開していくことを目指す。 この連携（ネットワーク）を構築することで、各団体・事業所が受け止めた相談ことが、その事業所の機能の中では対応できないことであっても、その解決に向けて適当な事業所に介入を依頼できるような相談支援の環境をつくっていく。

	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	市長より委嘱された委員（医療機関・福祉関係機関・介護保険関係機関・子育て支援関係団体・地域で活動する市民団体・教育機関・学識経験を有する者・公募により選出された市民・社会福祉協議会・市）が年 4 回全世代型の地域包括ケアシステムの推進に向けた検討を行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組について検討を行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	地区単位での多機関連携の場において、地域の特性に合わせた社会資源の把握を行うとともに、不足する資源の創出についても検討する。また、協議体等とも連携しながら、活動を進める。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		・相談支援包括化推進会議：4 回／年 ・ＣＳＷ配置地区においては、地区単位での多機関連携の場を構築 ・行政主体としては、市域の北部の福祉関係機関の顔の見える関係づくりを行う。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		


住民に身近な圏域
市町村域等
地区
ボラセン
団地
自治会
住民団体
地区社協
NPO
法人
社会福祉
法人
縁側
縁側
縁側
縁側
縁側
縁側
【地域力強化推進事業】～地域の縁側～
●多様な住民が気軽に立ち寄れる居場所
●活動の主体は地域の団体
●活動のなかで発見される困りごと、相談ごとを確実に
専門的な支援につなげる機能
明らかになったニーズ
に寄り添い、つなぐ
縁側コーディネーター
CSW
立ち上げ・運営支援
相談フォロー
自立相談支援事業所
バックアップふじさわ
ハロー
ワーク
民生委員
地域包括
支援センター
基幹型地域包括
支援センター
バッククアップ
ふじさわ 社協
CSW
【多機関の協働による包括化事業】
相談支援のネットワークづくり
介護サービス
事業所
在宅医療
クリニック
病院
在宅医療
支援センター
ファミサポ
子育て支援
センター
学校教育
相談センター
(障がい)
相談支援
事業所
保健所
基幹型相談支援
事業所
学校

都道府県名	神奈川県	市区町村名	小田原市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	192,856（人）			世帯数	80,344（世帯）		
高齢化率	28.56（%）	生活保護受給率	15.56（‰）	面積	113.81（㎢）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	76.9（%）		公立小学校数	25	公立中学校数	11	
地域包括支援センター	直営：なし 委託：12 か所（社会福祉法人 9、医療法人 1、株式会社 2）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所（自立相談支援事業、住宅確保給付金支給事業） 委託：1 か所（学習支援事業・ＮＰＯ法人）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

小田原市は神奈川県西部に位置し、西は箱根連山、中心部を酒匂川が流れ、南は相模湾に面し、温暖な気候の地です。また新幹線をはじめ、鉄道５社が乗り入れ交通至便な街です。
小田原は戦国時代に北條早雲が関東一円を支配する拠点となり、江戸時代には東海道の宿場町と栄えました。現在は、商工業、農業、漁業のほか、漆器などの伝統産業もあり、小田原城などを中心に観光地ともなっています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	小田原市はケアタウンの実現するため、従来から施策を進めてきているが、行政だけでなく、地域や団体、法人と連携の充実を図り、地域での課題や実情に対応することができる体制を構築していきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	行政だけ、団体だけ、地域だけといったばらばらの対応で、誰かがやってくれるものという意識ではなく、お互いに協働して、複雑な課題を解決していく意識を醸成し、困難なことにもみんなの力で対応していけるようにしたい。 多くの関係者を結びつけるとともに、具体的かつ実動的な協議の場を設けたい。 また、地域での取組を積極的にバックアップするとともに、地域において課題への対応を自主的に考え、行動できるように支援していきたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		小田原市（小田原市事業協会…中間的就労事業）
②事業実施に至った経緯		小田原市としてケアタウン構想を掲げ、事業を推進してきたが、包括化されていない状況を踏まえ、市のセーフティネットを再構築する必要があったため。
③事業実施体制※注		別紙参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 基本は、市内２６地区の自治会連合会区域とする。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	当市のケアタウン構想の枠組み（高齢者、障がい者、子育て家庭等）である福祉の領域にとどめず、地域での取り組みや市民活動との連携を模索する。 地域の見守り活動、サロン活動を行うグループとの連携を図り、地域住民の心配事、問題を汲み取り、その解決が図れるよう、多方面の協力体制を構築する。 さらに、生活困窮者、生活保護利用者、複合的な課題を抱える市民に寄り添う伴走者を福祉関係以外の領域からも見出し、また育成を図る。 ①　ケアタウン構想 平成２２年に策定し、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支え

		る仕組みの実現を目指している。（サロン活動、見守り事業、生活応援隊事業、子育て支援など） ②　地域コミュニティ組織の設置 自治会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などの各種団体で構成される「地域コミュニティ組織」が市内 26 地区、全ての自治会連合会区域で設立され、地域別計画に掲げた目標を実現するため、地域住民、自らが課題解決に向け取り組んでいる。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	『福祉まるごと相談』窓口において、民生委員、地域包括支援センター、地域住民が把握した課題等を相談として受け止め、市の所管部署、専門機関等と連携し、課題解決に取組むとともに、地域のみなさんと共に対処する必要がある場合に一緒になって考え、行動できるようにしていく。
	その他	中間的就労事業の実施により、個々人に応じた就労の内容、機会を提供し、社会的つながりを確保するとともに、参加者の意欲を高める。
⑥事業の成果目標		地域での課題解決に係る取組の支援を従来の枠組みも活用しながら実施する。 中間的就労事業を実施し、いままで就労支援が行き届かなかった方に対し、その人にあった、就労プログラム等を提供し、具体的な就労ができる環境を整える。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		小田原市（小田原市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		小田原市において複雑化、複合化した課題を抱えた市民に対する支援は、各所管による個別の対応となっており、必ずしも市の各部署においても緊密な連携が図られているとはいえない。 各制度によって直接的に支援がなされないような場合にも、多機関との連携により、支援が図れるような体制の構築が必要であると判断したため。
③事業実施体制※注		別紙参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２名（正規職員・専任で２名）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ①社会福祉士（小田原市社協７年目） ②社会福祉士、介護支援専門員（小田原市社協２年目、入職前他市社協職員 14 年/社協・地域包括支援センター等にて勤務）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人　小田原市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	（周知活動） ・市社協に「福祉まるごと相談」窓口を設置。庁内各課への周知・個別ヒアリング、各地域包括支援センター管理者会での周知、地区社協会長会・民生委員児童委員地区会長会での周知をはじめ、関係機関向け周知を行った ・地域活動者向けに講演会を実施し、今後関係機関向けに「多機関の連携・協働に係る研修」（ソーシャルワーク）、「多機関協働の包括的支援に関する研修」（先行モデル地区）を開催予定である。 ・地域包括支援センターが実施する地域ケア会議・圏域会議に社協地区担当と共に相談支援包括化推進員が参加し、地域の課題の把握と福祉まるごと相談の周知を行っている。 （相談対応） ・相談をなんでも受けとめるという姿勢で、関係機関と連携しながら対応している。

	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・事業開始にあたり、行政各課に対し周知を行うとともに庁内連携強化を目的に会議を実施 ・ケースの対応・連携のための会議【随時】 ・顔の見える関係構築のための分野を超えた相談支援機関の連携会議を想定
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	検討中
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・以前から市全域で取り組まれている連合自治会単位での「地域コミュニティ組織」の中で地域課題を取り上げ、地域住民が主体となって取り組みを検討していく体制を市・市社協はサポートしていく。 ・生活のちょっとした困りごとを解決する支えあい活動“生活応援隊”の立ち上げや運営、地区社協が主体となって取り組むサロン活動の活性化等を社協地区担当職員（CSW）が中心となり関係機関とともにサポートしていく。 ・福祉まるごと相談に寄せられる相談と地区課題とをリンクさせる定例の地区担当者会議を開催する。 ・寄せられる課題の中から新たな事業の創出を市・社協一体となり検討していく。 ・神奈川県、かながわ生活困窮者自立支援ネットワークの会議、研修会に３回、参加し、神奈川県内で活動する団体、法人等と意見交換するとともに、新たな連携あり方について協議 ・社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を促進し、地域福祉の課題・生活課題に即した取り組みを展開していく。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		相談窓口を設置し、包括的な支援のコーディネートを行うとともに、多機関の連携を図ることとする。 ①相談件数　５件／月（包括支援センター、民生委員、他の機関ほか） ②ケア会議の開催（随時） ③包括化推進会議（１回）
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

【地域力強化推進事業について】

・地域での課題解決に係る取組の支援を従来の枠組みを少しずつ拡大することはできているが、その活動を有機的に結び付けることができていない。ひとつひとつの事業そのもの活動は、内容が充実してきている。

・また、あらたに中間的就労事業を実施し、いままで就労支援が行き届かなかった方に対し、その人にあった、就労プログラム等を提供し、具体的な就労ができる環境を整備した。今年度は生活保護制度の利用者が主であったため、より、多くの方を対象に中間的就労を体験、利用してもらえる取組としていきたい。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業について】

・「福祉まるごと相談」窓口を設置し、まずは、複合的な課題をなんでも受け止める体制を整備した。そのうえで、必要に応じてケア会議を開催し、包括的な支援のコーディネートを行うことができてきた。

・この取組を通じて、市の所管の縦割り的な対応についても、より柔軟に、連携を図る意識を持てるよう、調整会議、ケア会議などを実施することができてきた。

・また、市域の相談支援機関向けの研修を行い、支援専門員相互の連携をとることができるようにする取組も実施する予定である。

～『我が事・丸ごと』の地域づくり～

① 地域力強化推進事業
② 多機関の包括的支援体制構築事業

小田原市

小田原市における
地域共生社会の実現

バックアップ

福祉分野の専門家
による研修・アドバイス等

福祉事務所

ケアタウン構想

様々な課題を
抱える住民

住民が主体的に
地域課題を把握
して解決を試み
る体制づくりを
支援する

広報　防災
子育て・青少年育成　環境
文化教育　地域振興
交通　防犯
福祉健康

地域コミュニティ組織
小田原市まちづくり委員会



他人事を「我が事」
に変えていくような
働きかけをする機能

中間的就労
（働く機会・場の提供）

②

「丸ごと」受け止める場
【社会福祉協議会】
【地区社協・社協の地区担当】

複合課題の丸ごと　世帯の丸ごと　とりあえずの丸ごと

①

雇用・就労関係

社会福祉協議会

福祉まるごと相談



課題把握 明らかになったニーズに、
受け止め　寄り添いつつ、つなぐ

バックアップ



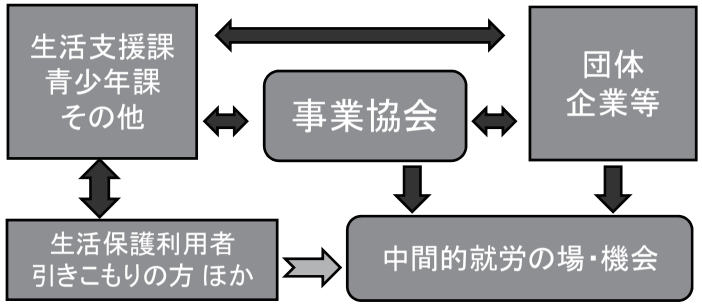
相談支援包括化推進員　2名の配置

①『福祉まるごと相談』窓口の設置
②庁内連携会議など組織横断的な連携体制
③他の行政機関、地域包括センター、医療機関とのケース検討会などのｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ
④民生委員、自治会、地区社協向けの研修の実施等

高齢関係
障害関係
保健関係
医療関係
児童相談所
教育関係
司法関係
権利擁護関係
家計支援関係
住まい関係

事業協会

中間的就労ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　1名の配置
①プログラムの作成、団体等との調整など
②参加者に係る調整等



・軽土木作業
・みかん収穫作業
・図書館での図書整理

都道府県名	神奈川県	市区町村名	綾瀬市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	84,283（人）(H30.2.1)		世帯数	34,150（世帯）(H30.2.1)			
高齢化率	26.7 （ % ） (H30.2.1)	生活保護受給率		11.20（‰） (H30.1.1)	面積	22.14（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		74.5 （ % ） (H30.2.1)	公立小学校数	10	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	直営：1か所、委託：4か所（介護保険関係事業所）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

綾瀬市は神奈川県のほぼ中央に位置し、横浜へは約 20 ㎞、東京中心部へは約 40 ㎞の首都圏域にあります。西に大山・丹沢連峰を望むとともに、遠く富士の秀峰を仰ぎ、カワセミやアユ、ホタルが見られる豊富な自然環境と、高い技術力やノウハウを持つ製造業事業所が集積するものづくりの環境が、調和しながら存在する魅力的な都市です。

市の南部で発見された石器群から、この土地には約４万年前から人々が暮らし始めたとされており、当時から清らかな水に恵まれて、人々の暮らしが幸福に満ちていたことがうかがい知れます。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域の様々な問題・課題に対し地域の資源や人材を総合的に捉え、多くの人が役割を担いながら協働で解決していく「自治の力」を高めることが狙いです。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	課題に特化したＮＰＯや市民活動団体など多様な主体が多く創出され、地区社会福祉協議会などの地縁組織と連携・協働し、課題解決が図られている状況。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		特定非営利活動法人（市からの委託）
②事業実施に至った経緯		子育てに悩む親、安心して外で遊べない子どもたち、不登校や引きこもり、経済的な問題から生活に不安を抱えている人、退職後の生きがいの喪失や介護の手が届かず悩みを抱えている高齢者など、地域ではさまざまな暮らしの問題を抱えており、個々の問題を地域の課題と捉え、課題を解決していく必要があったため。
③事業実施体制※注		行政 ⇔ 特非 ⇔ 市民
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市内全域。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	自分たちの力で、地域づくりを実践するため、先進地視察により先駆例を知り、実践者による講義とディスカッションにより理解を深めた。 また、スーパーバイザーのアドバイスのもと、参加者自らが研究テーマを検討し、研究発表を行い、その内容に対しても専門家からのアドバイスを受け、発表内容をより具体化することができた。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	
	その他	
⑥事業の成果目標		「自治の力」を高めるための新たな担い手となる人材の発掘・育成。

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

参加定員には満たなかったものの、新たな担い手となる人材の発掘や育成を行うことができた。

都道府県名	新潟県	市区町村名	新潟市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	797,677（人）			世帯数	335,684（世帯）		
高齢化率	28.0（%）	生活保護受給率	14.82（‰）		面積	726.45（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	98（%）		公立小学校数	108	公立中学校数	57	
地域包括支援センター	委託　27 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託　1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

新潟市は、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と自然に恵まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。
平成 8 年には「中核市」に指定され、平成 17 年には、近隣 13 市町村との合併し、平成 19 年に政令指定都市となりました。
国内最大の水田面積を持つ大農業都市でもあるという、他の政令市には見られない特徴を兼ね備えております。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	コミュニティーソーシャルワーカーを中心に、様々な相談支援機関との横串を通し、各区に存在する固有課題を少しでも前に進める。 また、相談支援機関のみでなく、様々な福祉専門職・地域の方々に広く連携する意義を伝え、個別課題を地域課題として捉え、ネットワークを活用し、解決に導いていけるような連帯意識の醸成を図りたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	上述のとおり、個の問題を地域の問題として捉える連帯意識の醸成。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	新潟市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	本市は政令市に移行した平成 17 年の広域合併により、市域が広域化し、各区による環境もさまざまであり、解決するべきテーマもさまざまである。 各区における地域課題を抽出し、さらに解決に導くため、個の問題を地域の問題として捉えるコミュニティーソーシャルワークの考え方をより浸透させ、推進していくことが重要であるため。
③事業実施体制※注	別紙参照
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 上記②で回答のとおり、本市は市町村合併により市域が広域化し、各区による環境もさまざまであり、解決するべきテーマもさまざまである。 よって圏域は各区とする。 北区　　人口：　75,273 人　　面積：108.79 ㎢ 東区　　人口：137,906 人　　面積：　38.23 ㎢ 中央区　人口：176,603 人　　面積：　38.25 ㎢ 江南区　人口：　69,184 人　　面積：　75.81 ㎢ 秋葉区　人口：　77,532 人　　面積：　94.90 ㎢ 南区　　人口：　45,536 人　　面積：100.59 ㎢ 西区　　人口：157,423 人　　面積：　95.54 ㎢

		西蒲区　　人口： 58,220 人　　面積：174.59 ㎢
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	本市８区各区の解決するべきテーマは以下のとおり。 （１）北区―認知症になっても安心して生活できる地域づくり （２）東区―個別課題を解決する地域住民相互の助け合いの仕組みの検討。 （３）中央区―ゴミ屋敷支援の実施を図るためのネットワーク会議・座談会の開催。 （４）江南区―生活支援全般（ささえあいのしくみづくり）の検討。 （５）秋葉区―ゴミ出し・生活困窮等支援や団塊世代等への閉じこもり対策の検討。 （６）南区―農村部の一人暮らし高齢者の増加，認知症高齢者と地域のかかわり。 （７）西区―引きもこり，無就労者への支援。 （８）西蒲区―買い物支援，ゴミ出し困難者への支援。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	上記のとおり、判明したニーズを掘り起し、地域課題として受け止め、住民相互による助け合い組織（ボランティア組織など）の立ち上げを図ると共に、当該組織に必要な専門職の関与を自発的に促すためのネットワーク会議の開催・専門職相互のネットワークを強化するための研修会などを実施。
	その他	
⑥事業の成果目標		（１）北区―医療と介護のささえあいネットを活用した多職種の連携・協働の推進。 （２）東区―住民相互の助け合い組織の立ち上げと助け合い事業の開始。 （３）中央区―ゴミ屋敷問題に係る実例の解消　1 件以上。 （４）江南区―多職種連携を目指した支援ネットワーク会議の開催。 （５）秋葉区―多職種のネットワーク会議の開催 （６）南区―多職種連携研修会の開催。 （７）西区―異業種交流会「にし.Co.Mi.NET」の開催。 （８）西蒲区―関係機関交流会の開催。 など、各区ごとにテーマに基づいた、客観的な目標を定める。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		新潟市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		多問題を抱える住民の課題を解決するためには、個別の課題の支援によるものでは解決することはできない。課題を抱える住民の個別課題を複合的に捉えると共に、当該個別課題の抽出から地域全体の課題として捉えるための仕組みづくり、解決に至るまでの支援などを実施する必要がある。この取組をより強化するため、相談支援包括化推進員を配置する。当事業では、新潟市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業と一体的に実施する。
③事業実施体制※注		別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		8 名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 資格については、社会福祉士、社会福祉主事　等 職種は、すべて CSW（コミュニティソーシャルワーカー） 職務経歴等は、CSW 経験年数は 1 年～8 年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		各区社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・地域住民によるネットワーク会議（座談会）の開催 ・福祉専門職によるネットワーク会議 ・各区に配置しているＣＳＷの事例検討会

	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・市内の「地域福祉コーディネーター」（新潟市で独自に設定している役職。地域福祉に関する多問題に対するアプローチ方法を学んだ福祉専門職のこと）との定例的な連携会議の実施。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	・地域資源の活用を図る取組を実施。 ・共助による助け合いサービスを利用者間の利用料徴収により賄う。 ・地域に存在する企業への協力依頼を図る。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・アウトリーチにより把握した個別課題を地域課題として捉え、地域住民を巻き込んだ課題解決を図る中で、地域の助け合い意識の醸成を図り、任意組織の立ち上げ支援まで実施（サロン立ち上げ、ボランティア組織立ち上げなど）
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		新潟市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業と一体的に実施するため、同様の目標を設定する。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

≪全体総括≫

（1）他機関の連携・協働を目的とした会議の開催について

①「互いの役割を共有する勉強会」: 連携・協働の素地となる相手（多職種）を知ることが目的。
⇒個別の支援において、他機関へのつなぎ・同行支援につながった。

②「新たな社会資源創出に向けた検討会」: できることのマッチングとないものを作ることが目的。
⇒ないものを作る部分では具体的なものは今年度できていないが、異業種との協働も含め模索。

（2）住民主体の地域課題解決の体制づくりについて

①「地域生活課題把握のための実態調査」: 困り感（大変）ではなく、生活実態の把握が目的。
⇒第 2 層生活支援コーディネーターを中心に中学校区エリアで高齢者へのヒアリング調査中。

②「個別ケースの支援の積み重ね」: 生活課題への理解と具体的な支援実施につなげることが目的。
⇒いわゆるゴミ屋敷支援の支援検討時から、住民が参画し自分たちの地域の課題だと認識。

③「丸ごと受け止める体制づくり」とりあえずの丸ごとを受け止める場をつくることが目的。
⇒日常生活圏域において地域包括支援センターと区社協を窓口として定めた地区もある。

≪各区別≫

（1）北区―医療と介護のささえあいネット主催で在宅医療と介護に役立つ勉強会を開催した。
多職種連携・協働の推進については、現在模索中。

（2）東区―住民相互の助け合い活動創出に向け、地域課題（生活実態）の把握の調査を実施中。
地域課題の把握後、助け合い組織の立ち上げに向けて動く予定

（3）中央区―ゴミ屋敷支援のガイドラインに基づく支援を 3 件実施。

（4）江南区―1 つの中学校圏域で地域住民による新規の見守り活動を開始。フォーラム参加者に対し、担い手になれると回答した方向けの研修会を 3 か月連続講座として開催。

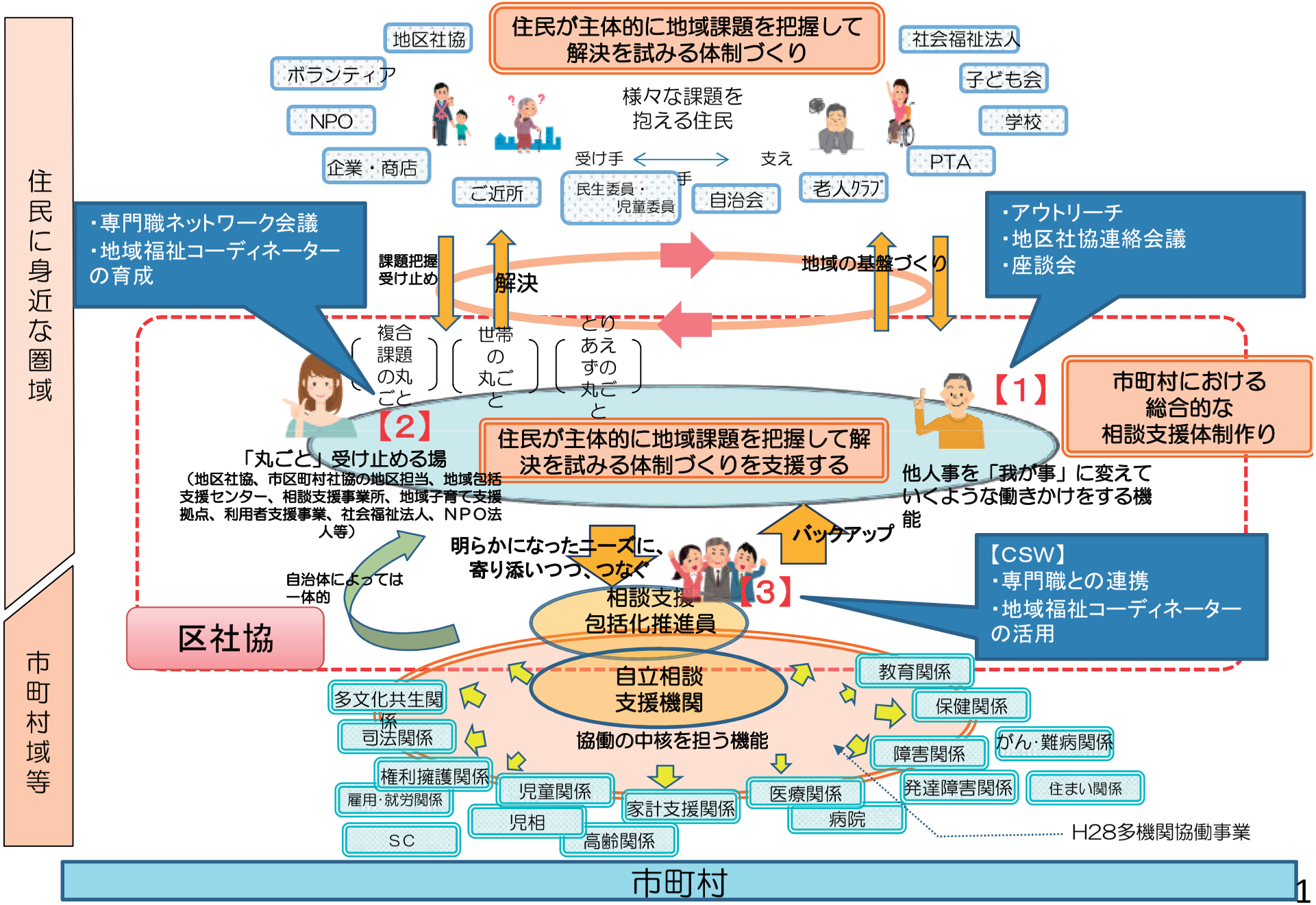
（5）秋葉区―ゴミ出し支援に関して住民・専門職・企業でのネットワーク会議を開催。
ひきこもり支援に向けた関係機関へのヒアリング訪問を行っている。

（6）南区―「地域での孤立を防ぐ」をテーマに 3 月に多職種連携のための研修会を開催予定。

（7）西区―「地域連携」をテーマに専門職・関係機関同士、企業、地域住民が参加をし、事例発表とグループワークで顔の見える関係づくりを行った。

（8）西蒲区―1 つの中学校圏域で相談支援包括化推進会議を開催。行政、自立相談支援機関、障がい基幹相談、保健師、介護・医療連携担当、弁護士、包括支援センター、生活支援コーディネーター、社協を構成メンバーとし、1 回目は「包括的アプローチの必要性を感じた事例の情報提供」、2 回目は「具体的なケース検討」を行った。

新潟市の事業のイメージ



都道府県名	富山県	市区町村名	氷見市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	48,908（人）			世帯数	17,677（世帯）		
高齢化率	36.0（%）	生活保護受給率	4.54（‰）		面積	230.56（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	12	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	直営：1 か所　委託：4 か所（ブランチとして市内 4 福祉事業所へ委託）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

氷見市は富山県の北西部、能登半島の付け根部分に位置し、東側は富山湾に面し、海越しに雄大な立山連峰が一望できるという豊かな景観が自慢のまち。

「ひみ寒ぶり」をはじめとし、ハトムギ・氷見うどん・はさがけ米・白ねぎ・稲積梅・氷見牛など海の幸、里山の幸を活用したまちづくりを展開している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	氷見市が目指すセーフティネットの構築（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）の実現に向け、①地域の相談窓口の担い手となる人材育成、②地区内での相談を受付ける場づくりや、相談を地区内関係者間での共有方法と地区内での支援につなぐ仕組みづくり、ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ（相談支援包括化推進員）などへつないでいく仕組みづくり、③育成されたサポーターや地域のなんでも相談所で受け付ける相談を、単に個別の課題として取り上げるのではなく、地域の課題として捉え『我が事』として考えられる地域環境づくりを目的とした研修会を開催する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域のなかに、住民の異変や状況変化などをキャッチできる人材の増（①③を通し） ・地域の中で相談を受け止める場と機能の創出（上記の①②） ・受け止めた相談を解決・改善に向けた連絡・連携の仕組みの創出（上記の②）
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		社会福祉法人氷見市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		地域の課題を「我が事」に変えていくための働きかけ、また、様々な課題を「丸ごと」受け止めるための体制構築については、これらの担い手の育成や環境の整備を図る必要がある。 このことから、市全体及び地区（ブロック）別の研修会等を行うとともに、活動拠点の構築についても支援する事業を市社会福祉協議会へ委託して実施する。
③事業実施体制※注		図１-①及び図１-②参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市内全域　人口：49,830 人　面積：230.56 k ㎡ モデル地区①　人口：8,957 人　面積：4.91 k ㎡ モデル地区②　人口：819 人　面積：4.94k ㎡
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域	別紙計画書①のとおり

	づくり）	
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	別紙計画書①のとおり
	その他	
⑥事業の成果目標		市内の全地区（小学校区単位）において、「なんでも相談所（仮称）」を開設する。今年度は、２地区をモデル地区として指定し、地区内の相談受付体制の構築等を支援する。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		社会福祉法人氷見市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		様々な関係者が、市民のあらゆる困りごとを共有するネットワークを広げるとともに連携を密にし、社会的孤立や排除のない共生の地域社会を作り上げていく必要があります。 　このため、既存の制度にとらわれることなく、地域における支えあい活動をコーディネートする人材（包括化推進員・コミュニティソーシャルワーカー等）を住民同士の顔が見える範囲（小・中学校区等）に配置することが求められています。 　さらには、このコーディネーターが中心となって、様々な生活支援のためのサービスが日常生活圏域で提供できる体制を構築することが必要となっています。
③事業実施体制※注		図１-①・１-②及び１－③参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ Ａ：社会福祉士/ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ/地域福祉・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ部門に 14 年勤務の後現職 Ｂ：社会福祉主事/ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ/社協入職とともに現職
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		ふくし相談サポートセンター
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	別紙計画書②のとおり
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	別紙計画書②のとおり
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	新たなサービスの開発等にあたっては、ボランティアの有効活用を図るほか、利用者に相応の負担を求めることも検討します。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	別紙計画書②のとおり
	オ　その他	

⑧事業の 成果目標	・新規相談件数　１２０件　→　終結件数　７０件（６０%） （うち、複合的な課題を抱えた相談　５０件　→　終結件数　２５件（５０%）） ・地域における相談窓口の設置数　１０地区（全２１地区中） ・相談支援ﾁｰﾑ会議（行政、専門職、地域によるケース会議）３０ﾁｰﾑ
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	前年度は、事業の趣旨や設置された包括化推進員の役割を、市内２０地区民生委員児童委員協議会を中心に周知を図ったが、市内全域への浸透に至ったとは言い難い状況である。 今年度は、地区社会福祉協議会（旧小学校区）単位での周知と共に、地域内における住民の困りごとを受け止める場・人材育成を進め、さらに、地域と専門職、専門職間の連携した支援体制づくりを個別ケースから進めていきたい。

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

地域力強化推進事業における達成状況について

〇現在、モデル地区として２地区に引き受けていただく。

・まったく新しい仕組みを検討するのではなく、既存の地域の取組みや各種団体の関係性などを強みを活かす視点、よりスムーズに①『地区内の相談事を共有』し、②『地域でできる支援についえ検討』する流れについて検討を進めている。

・現段階で、目に見える仕組みの構築までには至っていないが、関わっている方々は『これまでは福祉的な地域住民の悩みやその対応を（地区社協関係者や民生委員など）人任せ的な環境』を『福祉の個別の悩みや困りごとも、**地域ぐるみで取り組む必要がある**』との認識を共有できた。

〇全市での研修の実施

・「相談をつなぐ仕組みづくり」について考える研修会を実施。※内容は他県及び市内の実践報告

・上記のモデル２地区以外からも参加があり、地区内の困りごとを共有する仕組みに関心が高まってきている。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

〇相談受付状況…図２－①～⑤参照

・地域からの相談が多い。

→これまで、相談に挙がってこなかった「小さな情報」をもとに、相談が寄せられることもあり、市民に当職が周知されてきていることとあわせ、「地域の中での問題把握の力」が徐々に向上してきていると思われる。

※関わっていただいた多機関の集計・分析。終結事例の分析（その後の追跡）まで至っていないので、次年度に向けて事例のまとめと検証を進める必要がある。

１-①

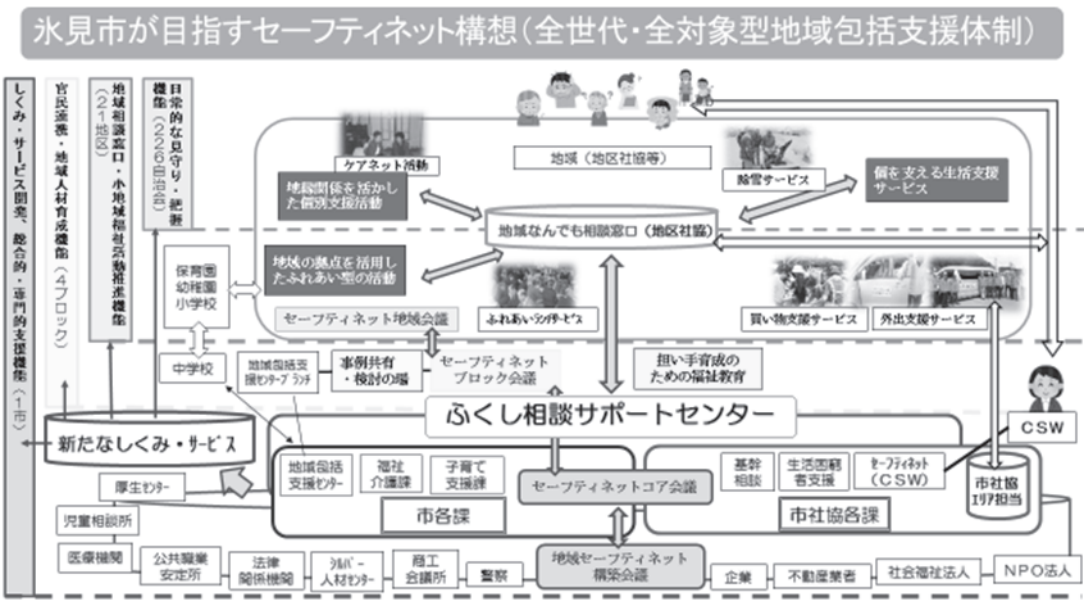


図１－②

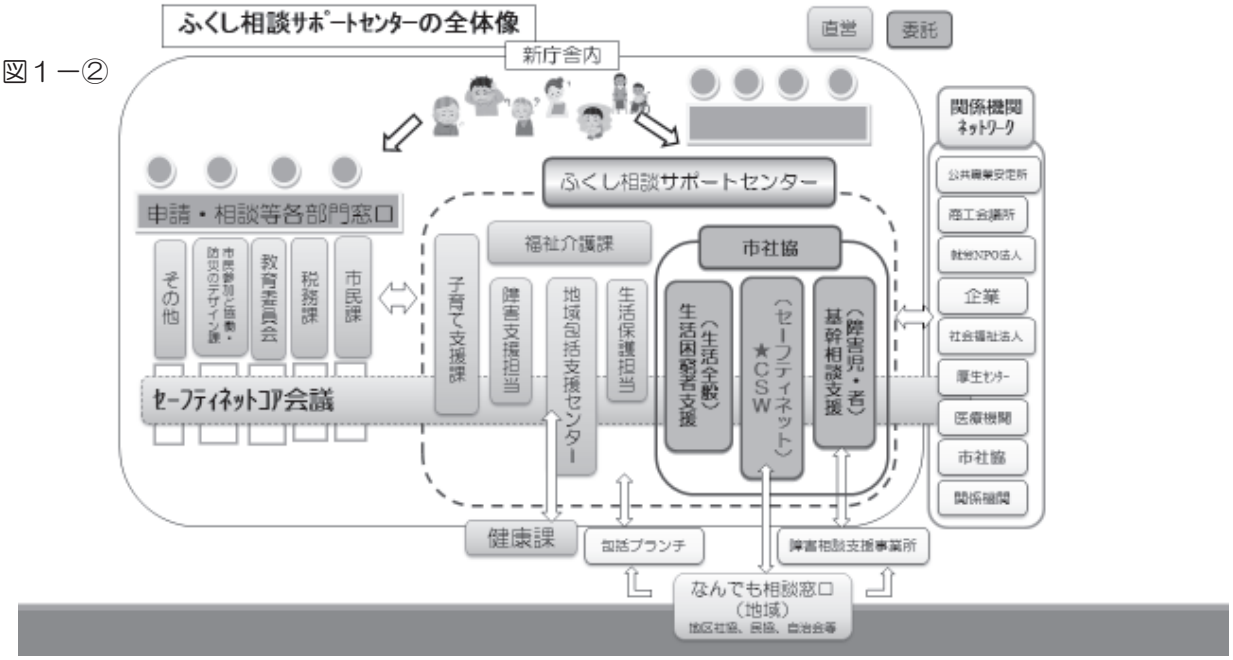

ふくし相談ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰの全体像
直営
委託
新庁舎内
関係機関ﾈｯﾄﾜｰｸ
ふくし相談サポートセンター
申請・相談等各部門窓口
その他
市民参加と協働・防災のデザイン課
教育委員会
税務課
市民課
福祉介護課
子育て支援課
障害支援担当
地域包括支援センター
生活保護担当
市社協
（生活全般）生活困窮者支援
（セーフティネット）★CSW
（障害児・者）基幹相談支援
セーフティネットコア会議
公共職業安定所
商工会議所
就労NPO法人
企業
社会福祉法人
厚生ｾﾝﾀｰ
医療機関
市社協
関係機関
健康課
包括ブランチ
障害相談支援事業所
なんでも相談窓口（地域）
地区社協、民協、自治会等

図１－③

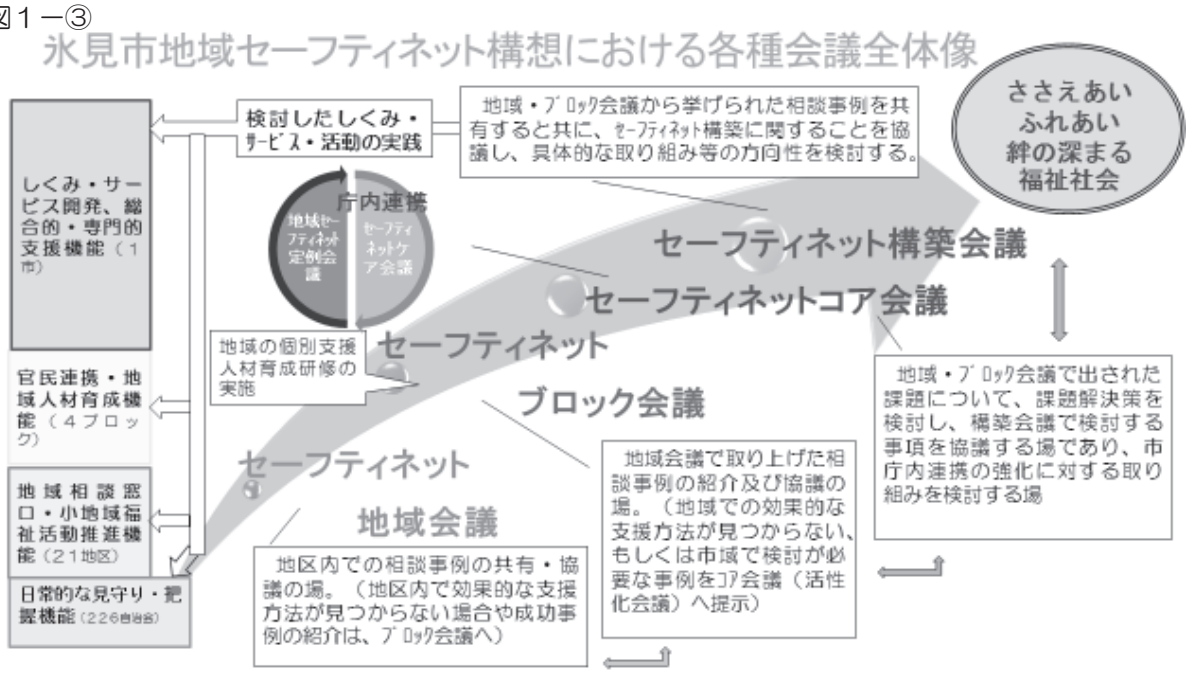

氷見市地域セーフティネット構想における各種会議全体像
ささえあい ふれあい 絆の深まる 福祉社会
検討したしくみ・ｻｰﾋﾞｽ・活動の実践
地域・ﾌﾞﾛｯｸ会議から挙げられた相談事例を共有すると共に、ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ構築に関することを協議し、具体的な取り組み等の方向性を検討する。
庁内連携
地域セーフティネット定例会議
セーフティネットケア会議
セーフティネット構築会議
セーフティネットコア会議
しくみ・サービス開発、総合的・専門的支援機能（１市）
地域の個別支援人材育成研修の実施
セーフティネット
ブロック会議
官民連携・地域人材育成機能（４ブロック）
地域・ﾌﾞﾛｯｸ会議で出された課題について、課題解決策を検討し、構築会議で検討する事項を協議する場であり、市庁内連携の強化に対する取り組みを検討する場
地域相談窓口・小地域福祉活動推進機能（21地区）
セーフティネット
地域会議
地域会議で取り上げた相談事例の紹介及び協議の場。（地域での効果的な支援方法が見つからない、もしくは市域で検討が必要な事例をｺｱ会議（活性化会議）へ提示）
日常的な見守り・把握機能（226自治会）
地区内での相談事例の共有・協議の場。（地区内で効果的な支援方法が見つからない場合や成功事例の紹介は、ﾌﾞﾛｯｸ会議へ）

図２－①

29年度（4月～12月）ブロック別新規相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
氷見	2	6	0	2	3	1	0	2	13	29
南條	6	2	1	3	2	4	0	1	3	22
上庄谷	1	1	0	0	0	2	1	0	1	6
灘浦	0	1	0	1	1	0	1	0	0	4
不明	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	9	10	1	6	6	9	2	3	17	63

図２－②

29年度（4月～12月）
主な当事者年代・男女別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明
男	0	1	1	5	3	(10)	5	7	1	3
女	0	0	4	1	1	1	6	10	1	3
合計	0	1	5	6	4	11	(11)	(17)	2	6

図２－③

29年度（4月～12月）相談内容別件数

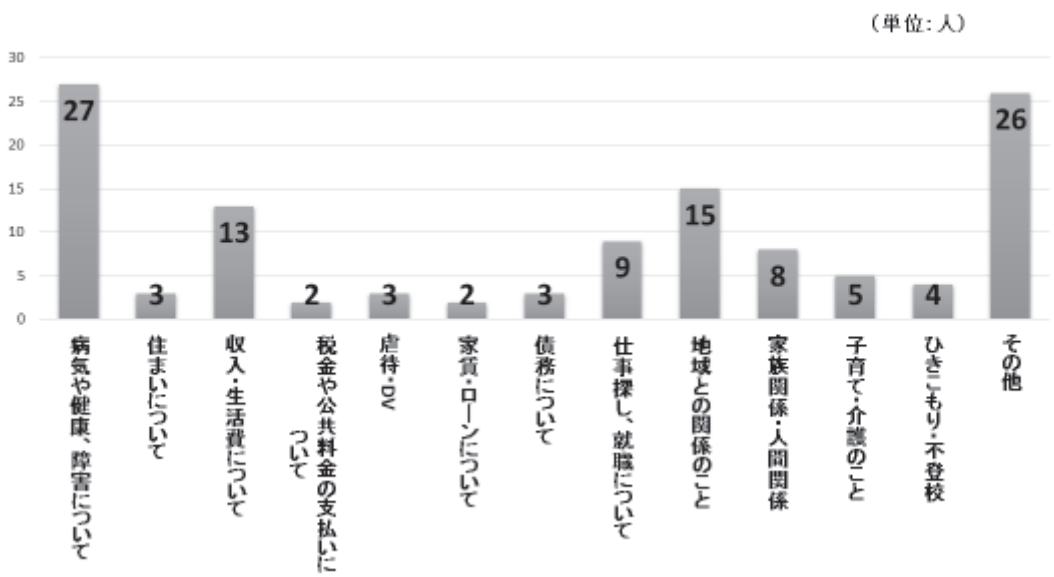


図２－④

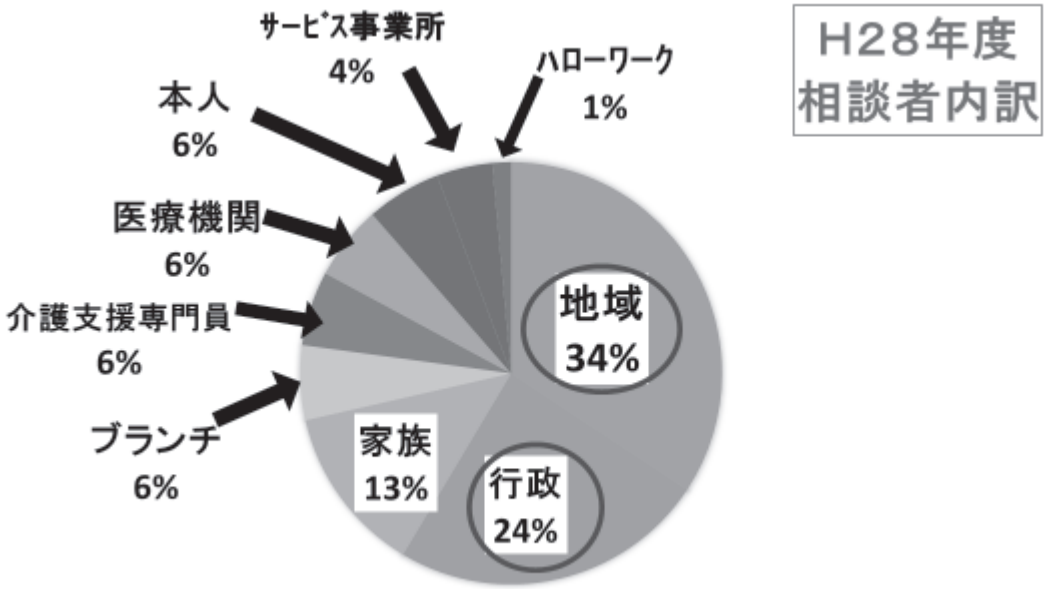
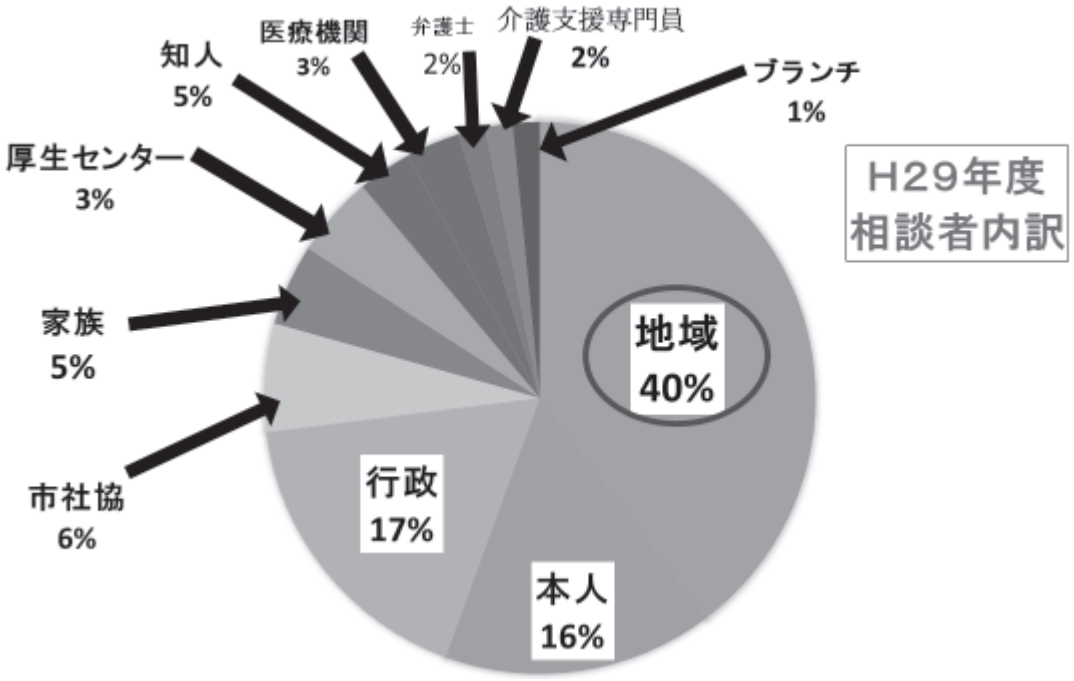

サービス事業所
4%
ハローワーク
1%
本人
6%
医療機関
6%
介護支援専門員
6%
ブランチ
6%
地域
34%
家族
13%
行政
24%
H28年度
相談者内訳

図２－⑤


知人
5%
医療機関
3%
弁護士
2%
介護支援専門員
2%
ブランチ
1%
厚生センター
3%
家族
5%
市社協
6%
地域
40%
行政
17%
本人
16%
H29年度
相談者内訳

地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上研修）事業実施計画書

1　業務の内容、実施予定期間及び実施場所

（ア）住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み
『地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上）研修』
→氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連する、地域の相談窓口の担い手となる人材育成を目的に、地域福祉活動のリーダーだけではなく、活動に関わるサポーター（地区社協役員や民生委員ではない地域住民）をも対象として、特に相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得を目的に実施する。

（イ）活動拠点づくり
『地区内の相談受付体制の構築（モデル地区指定）』
→①で育成された人材が活動に取り組むにあたり、地区内での相談を受ける場づくりや、相談を地区内関係者間での共有方法と地区内での支援につなぐ仕組みづくり、コミュニティソーシャルワーカーなどへつないでいく仕組みづくりを、モデル地区を指定し構築する。

（ウ）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ
『地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会』
→上記で育成されたサポーターや地域のなんでも相談所で受け付ける相談を、単に個別の課題として取り上げるのではなく、地域の課題として捉え『我が事』として考えられる地域環境づくりを目的とした研修会を実施する。

内　容	実施予定期間	実施場所	詳　細
（ア）住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み 『地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上）研修』	平成２９年７月～	氷見市いきいき元気館ホール他	◆「地域の担い手育成」（仮称） （１）全体研修 講師：日本福祉大学 教授　原田　正樹　氏 （２）地区（ブロック）別研修 講師：市内・市外の実践者 ※内容を開始地区（ブロック）と協議し、複数回とすることもある。
（イ）活動拠点づくり 『地区内の相談受付体制の構築（モデル地区指定）』	平成２９年１０月～	２地区程度指定地区内公民館等	◆「なんでも相談所（仮称）」の開設 （１）地区内検討会 ・相談所の具体的な開設方法の検討 ・地区内での相談共有ルールの検討 ・地区内での支援につなぐ仕組みづくり ・専門職への相談（情報）提供ルールの検討 （２）実験取組みの実施

（ウ）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ 『地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会』	平成３０年１月ごろ	氷見市いきいき元気館ホール他	◆地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会（仮称） 講師：個別支援や権利擁護等に関わる研究者または実践者等の県外講師

地域セーフティネット活性化事業実施計画書

1　業務の内容、実施予定期間及び実施場所

（1）コミュニティソーシャルワーカー（包括的相談支援推進員）の配置
→コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）を 2 名配置し、高齢・障害・児童その他対象者を限定せず、すべての市民の福祉に関わる相談に対応すると共に、地域で把握した「社会的孤立者」等の支援について、地域、専門職、行政が円滑に連携し支援できるようコーディネートを行う。

内　容	実施予定期間	実施場所	詳　細
①複合的な生活課題への対応とコーディネートを行う。	通年	市庁舎内	福祉の総合的な相談窓口として、包括的（高齢・児童・障害等分野に限定しない）に受け止めつつ、複合的な課題に対する適切なアセスメントと支援のコーディネートを行う。
②地域と専門職、行政をつなぎ、支援のコーディネートを行う。	通年	各地域拠点等	各地域で把握した「社会的孤立者」等に対して、訪問等により生活課題を把握し、必要に応じて、専門職、行政へつなぐと共に、地域による支援をコーディネートする。
③セーフティネットコア会議への参画	年４～６回	市庁舎	庁舎内の連携をスムーズに行うための情報共有の場に参画し、相談支援事例の紹介等を踏まえ、連携体制のルール等を構築する。
④支援に必要な社会資源開発をする。	通年	市庁舎等	相談事例を基に、各種制度や取り組みでは支援が難しい場合、地域や各団体、企業、専門機関の協力を得て、新たなサービスや取り組みを開発する。
⑤庁内連携を図るための会議を定例開催する。	年６～１２回	市庁舎等	各課が対応している案件や事例をとおして、情報共有及び勉強会を開催し、庁舎内の連携を図る。
⑥緊急事案に対する会議の開催。	随時	市庁舎等	緊急に検討が必要な事案に対して、関係者を召集し、対応策の検討及び役割分担を行い、迅速・適切な対応を行う。

（２）各種研修会の企画・調整
→セーフティネットを構築するにあたり、先進事例から学ぶための研修の調整等を行う。

内　容	実施予定期間	実施場所	詳　細
①セーフティネット構築フォーラム（仮称）	平成２９年 未定	氷見市いきいき元気館ﾎｰﾙ他	◆基調講演 「ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ（地域包括ｹｱｼｽﾃﾑ）の先進事例紹介」 【講師候補】 社会福祉法人 高島市社会福祉協議会 常務理事・事務局長　井岡 仁志 氏 ◆ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ 「氷見市におけるｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄを実現するために」（仮題） ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ及び登壇者→　氷見市内実践者（３名程）
②セーフティネット構築研修（仮称）	平成２９年６月～１０月	氷見市いきいき元気館ﾎｰﾙ他	氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連する支援困難事例の検討を実施する。 ◆「支援困難事例検討会」　講師：未定
③セーフティネット担い手育成講座	平成２９年６月～１０月	氷見市いきいき元気館ﾎｰﾙ他	氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連する地域のまどぐちとなる人材育成を行う。 ◆「地域の担い手育成講座」（仮称） 講師：市内・市外の実践者

（３）視察研修の企画・調整
→セーフティネットを構築するための先進地視察研修の調整等を行う。

① 長野県茅野市	平成２９年 未定	長野県茅野市	左記及び長野県茅野市におけるセーフティネットの仕組みについて学ぶ研修参画への調整を行う。
②大阪府堺市 ＊依頼は市より	平成２９年 未定	大阪府堺市	社会的孤立に至っている（至る可能性を秘めている）方々を把握し、円滑に支援へとつなげるためには、庁内連携が必要不可欠となる。そこで、庁内連携を先進的に進めている自治体を訪問し、体制づくりや日頃の連携方法について学ぶ。

（４）その他本事業に関係すること
→本事業を推進するための検討会議、事務局会議、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰとの調整を行う。

①事務局会議への参画	随時	市庁舎内	本事業を進めるための事務局会議に参画する。
②検討会議への参画（ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰとの調整）	年３回程度	市庁舎内	検討会議へ参画すると共に、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰとの進行の確認や日程調整等を行う。

２．コミュニティソーシャルワーカーの設置

（１）役割

職名	担当する業務	備考
コミュニティソーシャルワーカーA 【庁内連携担当】	①庁舎内で受けた相談の対応及びｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ ②相談窓口に寄せられた相談への対応（家庭訪問及び地域、専門職による支援のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ） ③ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄｺｱ会議への参画 ④新たな社会資源の開発 ⑤フォーラムの企画・運営 ⑥視察の調整	社会福祉士等の国家資格
コミュニティソーシャルワーカーB 【地域連携担当】	①地域相談窓口（ふくしなんでも相談窓口）のﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ（開設日への同席）及び会議等の企画・調整 ②相談窓口に寄せられた相談への対応（家庭訪問及び地域、専門職による支援のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ） ③ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄｺｱ会議への参画 ④新たな社会資源の開発 ⑤研修の企画・運営	社会福祉士等の国家資格

都道府県名	石川県	市区町村名	かほく市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	35,124（人）			世帯数	12,692（世帯）		
高齢化率	28.86（%）	生活保護受給率	3.796（‰）		面積	64.44（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		－（%）	公立小学校数	6	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営：1ヶ所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1ヶ所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成 16 年 3 月に河北郡の 3 町が合併し発足した。金沢市の北約 20 キロに位置し、日本海と山地・丘陵に囲まれ、緑豊かな自然環境である。なお、「住みよさランキング」では今年 4 位にランクされた。

地場産業としては、繊維産業が主要産業である。また、世界的哲学者の西田幾多郎出生の地である。「石川県西田幾多郎哲学館」があり、全国から哲学ファン等が訪れる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	「地域のつながり」の再構築を図ることを目的とする。具体的には、①住民の抱える生活課題を話せる地域づくり、②地域での身近な生活課題は、深刻化しないうちに地域で早期発見・迅速対応する支えあい活動に取り組む、③地域では支えきれない生活課題は、専門機関に確実につなげる体制づくりを目指して、「地域で話しあえる場」である「地域座談会」を開催する。また、PDCA サイクルに沿って、地域住民が把握した解決に対して、地域全体で実際に取り組み、地域による課題解決力の強化（地域力強化）を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	自身にも起こり得る身近な困りごとを地域で共有し、地域の困りごとは自分ごと（我が事）として受け止めて、住民自らが解決に取り組もうとする意識を醸成する。 複合課題を抱える住民が、地域住民の支えによって適切に専門機関へつなげるよう専門機関との協力や学習等を通じて、各分野の制度・サービスに対する理解を深める。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

① 実施主体（委託先）	かほく市（かほく市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	社会福祉協議会では、従来から自治会を単位として、地域の生活課題の見える化・取り組みの検討のために住民座談会を開催している。参加住民からは概ね好評の一方で、市内全体への広がりは円滑に進んでいないのが現状である。 これまでの実施を踏まえ、地域の生活課題の見える化・解決への意識づけに加えて、地域住民が主体的に取り組む支えあい活動の強化を図るとともに、地域だけでは解決が困難な課題に対して、市内の福祉専門職･機関及び地域住民、その他分野との連携を図りながら生活解決を目指す地域づくりの体制を構築するため、それらを話しあう場として「地域座談会」の実施に至るものである。
③事業実施体制※注	別紙参照
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市内 6 小学校区のうち、特徴の異なる 2 ヶ所で実施 ①Ａ地区／海沿いで転入者が多く人口が増加している学区（人口：７，３２３名） ②Ｂ地区／山間部の人口が減少している学区（人口：１，７５８名）

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域住民及び自治会、老人クラブ等の地縁組織、民生委員児童委員協議会等の福祉活動組織、福祉専門職、その他分野における関係者･機関等が参画する「地域座談会」を開催する。 地域座談会では、①地域における生活課題の見える化（意識化･顕在化）、②地域の生活課題に対する解決策の協議･検討、③解決に向けた具体的取り組みの実践、④取組みに対する評価･検証･改善点の協議、もしくは新たな課題への取り組みを検討していく。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	上記に同じであるが、より専門的･横断的な解決が求められる生活課題に対しては、福祉専門職、その他分野における関係者･機関等が、「地域座談会」へ積極的に参画し、地域における生活課題の把握、住民と協働し課題解決に向けて取り組んでいく。
	その他	「住民座談会」は、「住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくり」と「地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」の両方の機能を有する一体的な場を目指す。
⑥事業の成果目標		地域にとって「地域座談会」が地域課題解決のプラットフォームとなるよう定着を図る。 「地域座談会」において、地域課題及び専門職等が把握しているその地域における個別的かつ複合的等の課題で、住民のみでの解決が困難なケースにおいて、解決に向けた協議する場として推進していく。

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	（未実施）

5．成果目標の達成状況について

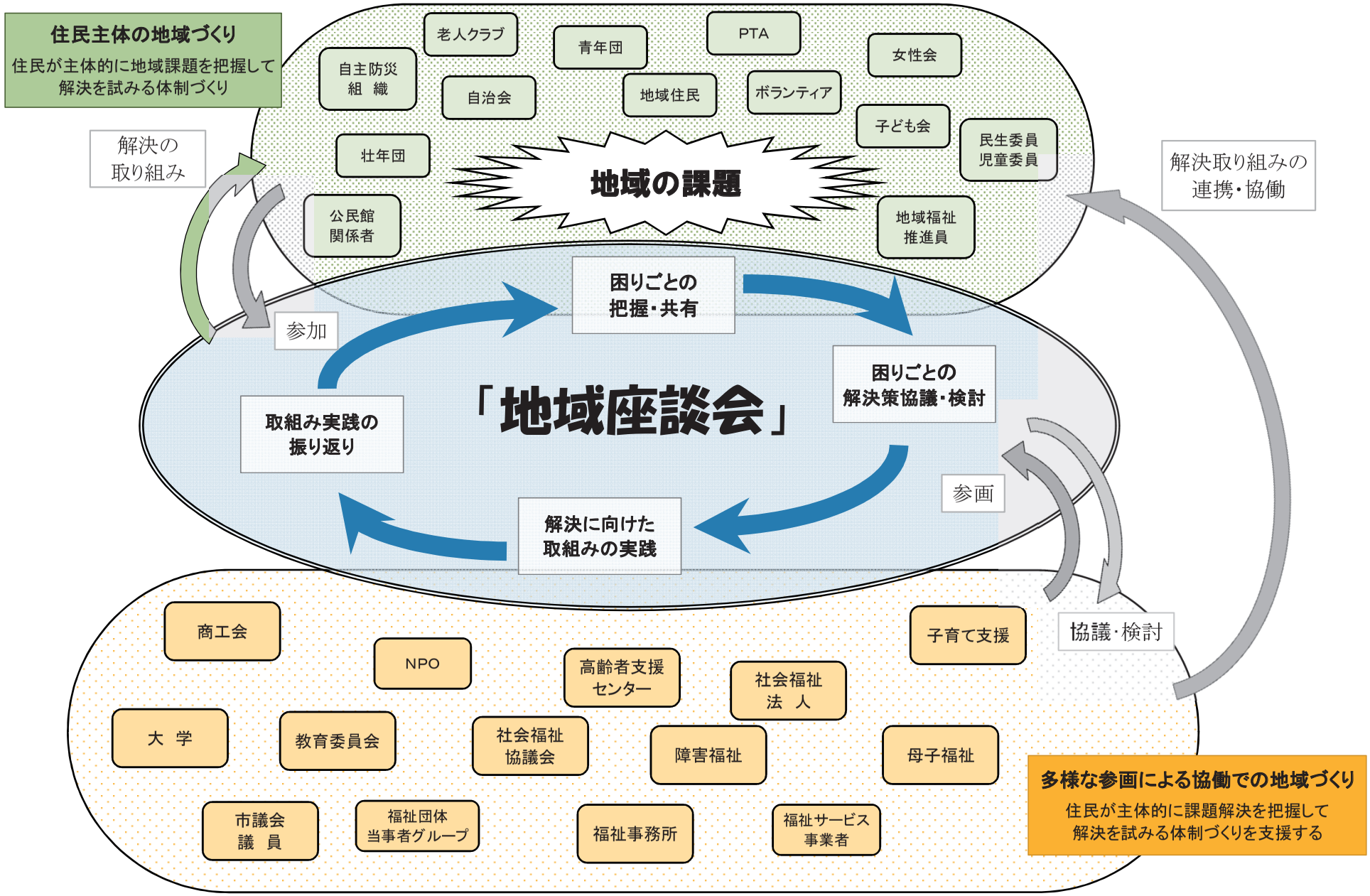
①「地域座談会」が地域における地域課題解決のプラットフォームとなるよう定着を目指す。

地域住民が、課題解決に主体的に取り組む意識づけをするには、長期的な視点に立って、対象地域で課題の把握と解決の取り組みを繰り返していくことで、当該地域の住民の意識が徐々に醸成されていくものと考えており、今後も継続的な開催を通じて取り組んでいくこととしたい。

②「地域座談会」において、地域課題及び専門職等が把握しているその地域における個別的かつ複合的等で住民による解決が困難な課題において、地域住民と解決に向けた協議する場としての推進。

「地域座談会」では、現在、「我が事の地域づくり」で示された３つの方向性のうち、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的･積極的な取り組みの広がりを重点的に取り組み、地域住民が地域の課題に目を向け、地域全体で取り組みを試みることを目指している。
取り組みを通じて、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくりの取り組みを段階的に進め、地域に対する意識の変化を促し、我が事の地域づくりを地域とともに一層醸成していくこととしたい。

「地域座談会」（地域力強化推進事業）



都道府県名	石川県	市区町村名	能美市

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	49,814(人)			世帯数	18,193(世帯)		
高齢化率	24.9(%)	生活保護受給率	2.36(‰)		面積	84.14(k ㎡)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		(%)	公立小学校数	8	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	委託 3 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営 1 か所						

1－2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

西部に白砂青松の美しい海岸線を有する日本海を望み、中央部には標高 2,702m の霊峰白山から流れ出る手取川に培われた肥沃な扇状地、そして東部には白山山系に連なる能美丘陵が美しい稜線を描いており、海・山・川・平地の自然に恵まれた豊かな地勢となっています。主な地目は山林約 42%、農地約 22%、宅地約 14%となっており、山林は東部に広く分布しています。本市では、第二次産業の就業者人口の割合が石川県・全国と比べて著しく高く、繊維工業、電子部品、デバイス製造業、生産用機械器具製造業などの「製造業」をはじめとする第二次産業が本市の基盤産業(稼ぐ力・雇用吸収力が高い産業)となっています。また、九谷焼の産地であることや新規企業の進出による影響により、「窯業・土石製品製造業」の稼ぐ力が比較的高くなっています。

2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン(「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」)の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域力の強化、相談窓口の一本化と多機関協働により、地域共生社会の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	① 他人事を我が事と受け止め、②地域の生活課題を共有し、③課題解決に向けて取り組む。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者(委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等)と協議している。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)		社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		全町会・町内会に設置した地域福祉委員会が、地域の生活課題を把握し(我が事として受け止める)、課題解決に向けて検討する役割を十分に発揮できるよう、市全体を統括・指導する支援員を配置する。
③事業実施体制※注		別紙資料参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容(人口や面積等)＞ 全町会・町内会
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域づくり)	現在、各地域福祉委員会に地域活動推進員を設置し、支援しているが、うまく機能していなかったり、活動に地域差がみられる。そこで、各地域福祉委員会(住民地域の課題を自分のこととして受け止める場)が課題を把握し、課題解決の対応策を検討できるよう、市全体を総括・指導する立場の支援員を1名配置する。(月1回は委員会を開催、年1回地域の障がい者の状況把握などの経過確認含む)また、各地域福祉委員会から出てきた課題を整理し、市全体の課題の把握・解決策を検討できるよう支援する。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築(「丸ごと」の地域づくり)	3地区のうち1地区の高齢者支援センターを高齢者の相談だけでなく、生活困窮者、障がい者の相談にも対応できるよう 1 名増員するとともに職員のスキルアップを図る。また、相談内容によっては、福祉総合支援センターと連携し、多機関をつなぐ機能を発揮する。
	その他	
⑥ 事業の成果目標		① 各地域福祉委員会の地域の状況に応じた活動の見える化(報告書の作成) ② あんしん相談センター(包括支援センター)と各地域福祉委員会との情報共有と連携 ③ 社協と各地域福祉委員会と連携した地域課題解決の具体的な行動地域数

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)		市、社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		現在、高齢者の総合相談支援は各圏域ごとの地域包括支援センターで行い、障害・生活困窮者の相談・支援は市福祉課で対応し、市民の相談窓口が対象者ごとに分かれているため、高齢・障害等複合する世帯の相談・支援の調整の一体的実施が難しい状況にある。高齢者・障害・生活困窮等あらゆる対象者の相談支援体制を一体的に行い、障害・生活困窮の支援体制の検討が必要である。
③事業実施体制 ※注		別紙資料1
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 保健師、社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		福祉総合支援センター(市)、高齢者支援センター(能美市社協)
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	寺井地区の高齢者支援センター(社会福祉協議会に委託)に相談支援包括化推進員を配置し、高齢者の相談だけでなく、生活困窮者、障がい者の相談にも対応できるようスキルアップする。また、複合的な課題を抱える者等の困難事例については、ケース会議やケア会議を開催し、関係多機関をつないでいく。相談窓口の PR や相談支援包括化推進員のスキルアップ、必要な体制整備については福祉総合支援センターが連携し実施する。
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	個の相談に対して、寺井地区の高齢者支援センターが必ず初回ケース会議を実施し、必要に応じて、多機関をつなぎ、ケア会議を開催する。
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	社会福祉法第 24 条公益事業に係る資金、社会福祉協議会会費や共同募金、ふるさと寄付金等を活用した SIB 型基金を、地元大学、金融機関等と連携した新地域基金の創設(別紙資料3)
	エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	地域包括支援体制推進協議体をもち、市のビジョンを明らかにし、各専門部会(健康づくり・在宅医療・介護連携会議、支え合いの地域づくりなど)から出てきた課題との整合性を図り、新たに必要となる社会資源を創出する。会議メンバーは、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、専門部会代表、社協、市職員(福祉課、高齢者かがやき支援室) 基金について検討している。
	オ その他	

⑧事業の成果目標	ア 相談体制の構築:相談件数 イ 多機関による地域ケア会議等の実施数 ウ 地域基金の創設 エ 地域包括支援体制推進協議体の設置
※事業実施 2 年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	

5. 成果目標の達成状況について

地域力強化推進事業

①各地域福祉委員会の地域の状況に応じた活動の見える化(報告書の作成)

・94 地域福祉委員会の一年間の活動状況、内容、取り組み等を 5 段階評価やマッピングで状況を評価し次年度につなげる報告書を作成中。平成 30 年 3 月完成予定

②あんしん相談センター(包括支援センター)と各地域福祉委員会との情報共有と連携

・報告書と合わせて報告予定

③社協と各地域福祉委員会と連携した地域課題解決の具体的な行動地域数

・報告書で合わせて報告予定

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

ア 相談体制の構築:相談件数

・別紙参照(10～12 月実績):新規生活困窮者相談数 6 人/年、〇生活困窮者継続支援数 2 件/年、〇複合的な問題のある相談数 21 人/年

イ 多機関による地域ケア会議等の実施数

・現状具体的な数や事例について把握していないが、年度末に向け整理予定。

ウ 地域基金の創設

・平成 31 年度創設を予定として、平成 30 年度で創設準備会を設置し具体的にしていく。

エ 地域包括支援体制推進協議体の設置

・地域共生社会の実現のため、地域包括支援体制推進協議体を設置し、課題・ビジョンの共有、地域づくり活動を展開。11 月 19 日、2 月 2 日実施。

能美市資料1

我が事・丸ごとの地域づくり推進事業

【平成29年度】

①地域力強化推進事業

（我が事・丸ごとの地域づくり推進事業）

資料1

①住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制支援

目的：地域福祉委員会の活性化
〇地域の課題を把握 〇課題解決に向けての対策の検討

★専門部会③
生活支援推進協議体との連携

社会福祉協議会に委託
〇CSW配置・地区担当

地域見守りネットワーク委員会、
支えあいのしくみづくり委員会、人づくり委員会

★地域福祉活動推進員養成事業

地域福祉委員会(91地区)　**地域福祉活動推進員**

各地域福祉委員会ごとに「課題→計画（ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ）→実施→実績報告」をまとめ提出

地域生活課題

福祉　介護　保健　住まい　医療　子供　介護予防　交通　就労　教育

別紙
1）3専門部会
2）3政策検討部会

②多機関協働による包括的支援体制構築事業

（地域包括的支援体制構築事業）

資料2

雇用・就労関係者　住まい関係者　児童関係者　教育関係者　医療関係者　保健関係者

寺井あんしん相談センター
（相談窓口）（相談支援包括化推進員配置）

〇相談対応（ワンストップ体制：高齢者・障がい者（児）・生活困窮等）〇関係機関をつなぐネットワーク構築〇困難事例検討会、地域ケア会議の開催等〇ケアマネ、相談支援専門員等支援

〇高齢者ケアマネ〇相談支援専門員（ケアマネ機能）
〇生活困窮支援員

家計支援関係者　司法関係者　食関係者

②－1　資料2
総合的な相談支援体制構築

②－2　別紙
地域包括支援体制の推進
（全世代・全対象型）

（市：基幹系機能）福祉総合支援センター、高齢者かがやき支援室

行政機能（虐待、後見人）　包括支援センターの支援　障害等支援の基幹機能

能美市資料2

寺井あんしん相談センター（平成29年10月～12月の状況）

■相談事業

相談件数（相談回数）				
18人（延53回）	内訳	新規・継続別		相談種別 （重複あり）
		新規	10人（延23回）	ひきこもり 2人 障がい関係 8人 サービス利用 5人 就労 2人 自殺企図 1人 医療機関 1人 家族問題 1家族
		継続	8人（延30回）	ひきこもり 1人 障がい関係 7人 サービス利用 2人 権利擁護関係 2人 生活困窮相談 2人 自殺企図 1人 家族問題 2家族

相談者	10月	11月	12月	計
本人			1	1
家族				0
市福祉課	6	6	3	15
相談支援専門員				0
高齢者支援センター	1			1
医療機関		1		1
町会・町内会関係		1		1
民生委員・児童委員	1			1
計	8	8	4	20

■多機関へつなげる
- 医療機関
- 相談事業
- 相談支援専門員
- 消費生活センター
- 市→警察
- 高齢者ケアマネージャー

■困難事例検討会
4事例（複合家族1件）

能美市資料3

企画書 地域福祉活動を支える地域基金創設について

『「ここで、最後まで、あなたらしく」生きる』を地域で支える、福祉起点のヒト・モノ・カネの「カネ」を回す仕組みづくり

健康福祉部　福祉課　　2017.10.27

1．背景・課題

背景
①社会福祉法人の改正社会福祉法第24条による「公益的事業」
②：多機関協働による全世代・全対象型地域包括支援体制の構築（我がごと丸ごとの地域づくり）
③：今後厳しくなると見込まれる財政運営と多様な公的課題解決手段への対応

課題
持続可能な地域包括体制として、他機関協働の地域福祉の政策経費・資金リスクを社会としてどう仕組化するか。

2．必要性

「我がごと丸ごとの地域づくり事業」
→本人中心、世帯丸ごとのケアを実現のため、制度の縦割りや多機関の顔の見える関係を構築中。

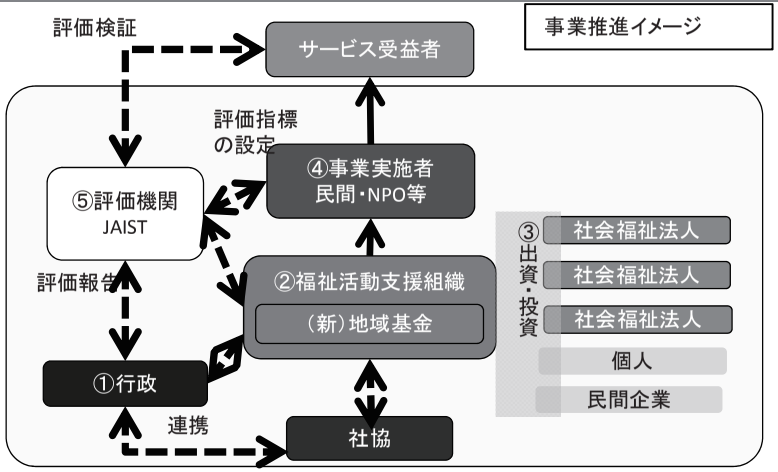
「ここで、最後まで、あなたらしく生きる」ことを実現する、官民多様な「チーム能美」をつくり実行する、**柔軟な実行力を担保する「カネ」の仕組みが必要！**
（総合計画1−1の市民力の向上を実現するにも、行動を起こすハードルを低くする）

3．手段・コンセプト

・地域基金の創設と民間運用による福祉活動実施

想定する役割
①**行政**：資金（一財・地域福祉基金・ふるさと納税等）・人的提供
②**福祉活動支援組織（中間支援組織）**
財団法人・NPO・一般社団法人などの形態
：資金の調達・管理・事業の管理
ex：財団法人・NPO・一般社団法人などで設立。
人的資源として銀行・銀行・行政OBなど
③**出資者**：社会福祉法人・個人・民間企業・財団等
④**事業実施者**：地域課題を解決する団体や企業等
⑤**評価機関**：事業のインパクト評価（事業成果の評価）
ex：JAIST産学官連携センター・民間社会的インパクト評価会社

事業推進イメージ



4．効果・実施の課題等

・少ない財源での政策課題解決の可能性
・福祉起点の全国的にも珍しい地方創生モデル
・事業年度にこだわらない柔軟な取組が可能。
（複数年度でも可能）
・民間運用による柔軟な事業実施支援

成果（アウトカム）
・基金利用した事業実施による地域による課題解決
→事業のインパクト評価として、別に設定可能
・市民セクターの「我が事」での経験と、活動活性化

5．中間支援組織

案1：まちづくり会社（財団法人等）の新設
例：銀行等連携・銀行OB人材等
・事業目的が明確であり、既存のしがらみがなく独立的に実施・評価できる
・資金の管理　　・組織準備多大
案2：ふるさと振興公社or社会福祉協議会への機能
・準備はスムーズだが、目的達成の人材はいない。
・基金の仕組み自体が、利害対立のリスク。

7．想定費用

・基金原資：総額1億
（市は地域福祉基金等活用）
・中間支援組織運営費500万（主に人件費）
・評価研究・委託100万

都道府県名	福井県	市区町村名	坂井市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	92,506（人）			世帯数	31,305（世帯）		
高齢化率	26.7（%）	生活保護受給率	1.73（‰）	面積	209.67（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	100（%）		公立小学校数	19	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	直営１か所　委託４か所（社協、社会福祉法人、医療法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営+委託（社協職員の市役所内出向）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

坂井市は福井県の北部に位置し、平成 18 年に坂井郡の三国町・丸岡町・春江町・坂井町の 4 町が合併して誕生しました。市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。
また、同市丸岡町はコシヒカリの生みの親「故石墨慶一郎博士」の出身地であり、コシヒカリのふるさとと言われ親しまれております。その他、若狭牛、越前がに、花らっきょう、越前そば、油揚げなど豊かな食に恵まれており、地場産業である越前織による織マークは国内シェアの 80%を占めております。また、景勝地「東尋坊」に代表される海岸線や日本最古の天守閣として知られる「丸岡城」などを有することでも有名です。なお、東洋経済新聞社「住みよさランキング」では、2012 年より 5 年連続で TOP5 入りの実績があります。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	坂井市における「身近な圏域」は、市内に２３あるまちづくり協議会の圏域を想定しているが、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の実施により、圏域ごとの人口等将来推計や地域住民や法人によるコミュニティー活動、サービス提供事業者等の社会資源、住民意識などを基に、地域のニーズ・課題を的確に把握し、次期地域福祉計画の基礎データとして活用することで、本市における地域共生社会の実現に向けた施策に反映させる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市おいて、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進展させる。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	坂井市
②事業実施に至った経緯	本市の自立相談支援機関は福祉総合相談室を所管とする直営とし、生活保護ＣＷ・ＳＶ・就労支援員が兼務により、生活困窮者対策と生活保護制度は一体的に実施してきた。平成 29 年度からは、市社協への委託により、有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士他）2 名を市へ出向してもらい、主任相談支援員及び相談・就労支援員を配置し自立相談支援機関の機能を強化した。 また、高齢分野の地域包括支援センター、生活支援体制整備事業や障害分野の相談支援事業などについては、社協はじめ社会福祉法人への委託により実施している。 これら各相談支援機関においては、複合的な課題を抱える相談者等が増加しており、ひとつの機関等で必要な支援の円滑な提供が困難なケースもあり、本市におい

		て包括的に受け止める総合的な相談支援体制構築の必要性を強く感じている。
③事業実施体制 ※注		高齢、障がい、自立支援、その他の分野の相談支援専門機関から構成する、坂井市相談支援包括化推進会議を設置して検討する。 ・検討に際しては、福井県立大学看護福祉学部奥西栄介教授・相馬大祐講師のアドバイス・助言。 ・事務局は、福祉総合相談室、社会福祉課、健康長寿課（基幹型地域包括支援センター）職員で構成する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		１人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士　生活保護ＣＷ３年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		機関種類　福祉事務所・自立相談支援機関 機関名称　坂井市福祉総合相談室
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①総合相談のあり方検討 ・事例の検討を通して、総合相談のあり方を検討する。（新たな相談支援体制の構築か、地域包括支援センター等の既存のセンターの機能拡充か等） ②相談支援アセスメントシートの開発 ・高齢・障がい・自立支援・その他分野の多機関が利用できる相談支援アセスメントシートを作成する。 ③コーディネーターの検討 ・ネットワーク構築にあたり、コーディネーターの必要性や既往のコーディネーターの役割分担等について検討する。 ④連携ルールのあり方検討 ・ネットワークにあたっての手順、連携ルール等を検討する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	検討スケジュールは、８月～９月の準備会ののち、１０月から６回にわたり推進会議を開催する。 第１回 10 月 27 日 基調研修会　第４回 １月 16 日 事例検討・報告書構成 第２回 11 月 14 日 事例検討　第５回 ２月 21 日 中間とりまとめ準備 第３回 12 月 19 日 事例検討　第６回 ３月 27 日 報告書・中間とりまとめ
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	県や多機関間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	坂井市における「身近な圏域」は、市内に２３あるまちづくり協議会の圏域を想定しているが、コミュニティーデータシート（圏域ごとの住基データによる将来推計や地域住民や法人によるコミュニティー活動、サービス提供事業者等の社会資源、住民意識などを見える化したツール）を活用した「地域力診断」を予定しており、各圏域の取り組み状況等を収集している。
	オ　その他	各圏域の「地域力診断」は、相談支援包括化推進会議において、地域のニーズ・課題の把握に活用する他、次期地域福祉計画の基礎データとして活用し、本市における地域共生社会の実現に向けた施策に反映させる。
⑧事業の成果目標		複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、本市において包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築する。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

坂井市相談支援包括化推進員を中心に、まず庁舎内部（市民福祉部）での意識統一のため、担当者間または各課内でのミーティングを複数回実施し、事業の必要性の共有を実施。また相談支援機関のヒヤリング調査と相談支援対応事案の検証を進めており、相談者等のニーズや課題の把握方法、相談機関の業務体制・内容、相談からの課題のつなぎ方・検討の仕方、地域との連携・資源の活用方法など、各分野の相談支援機関ごとに特色があることが分かった。

１０月２７日には、坂井市内の各分野相談支援関係者の総員である約５０名が一同に会して、相談支援包括化推進会議基調研修会を開催した。同志社大学大学院の上野谷教授からは、「我が事・丸ごと」に関して、いま必要な参加と協働、地域福祉の（とりあえず）定義、住民の力と専門職の役割などについて講義を受け、行政及び相談支援関係機関等において、多機関の協働による包括的支援体制の構築に向けた課題や必要性が共有できた。

坂井市相談支援包括化推進会議では、坂井市多機関の協働による包括的支援体制構築事業の各取組を踏まえ、今年度末には、坂井市の包括的な相談支援体制の構築の向けた中間報告をする予定である。

都道府県名	長野県	市区町村名	伊那市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	68,643（人）			世帯数	27,356（世帯）		
高齢化率	30.11（%）	生活保護受給率	2.2（‰）	面積	667.93(k ㎡)		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	75.09（%）	公立小学校数	15	公立中学校数	6		
地域包括支援センター	直営：1か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

南アルプスと中央アルプスの間、標高約600mに位置する盆地。電気部品を中心とする製造業が主要な産業業で、水稲、野菜、花卉、畜産などの農業も盛んである。観光では、高遠城址公園が「さくら名所百選に選ばれている。また、南アルプス、中央アルプス登山の玄関口となっている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	・自ら課題の解決に向かう地域・住民を多数生み出し、地域の福祉活動が充実・強化されていく状況を創る。 ・複数の課題が複合しているために解決の道筋を見出しにくい案件について、縦割の弊害を乗り越えて横断的に対応していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民の自主性、主体性、助け合い意識、地域を思う気持ちを高めたい。 ・多様な地域資源の連携による取り組みを連鎖させて進めたい。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

① 施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

① 施主体（委託先）	（伊那市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	保健福祉の相談において、一分野に限らず様々な課題が複合、融合した相談が寄せられており、多機関の相談窓口の連携を密にし、案件を丸ごと受け止める体制を整備する必要が生じた。
③事業実施体制※注	内的環境 庁内：社会福祉課（主管）、高齢者福祉課、子育て支援課、健康推進課、子ども相談室、税務課、管理課（市営住宅）、まいさぽ伊那市ほか 委託組織：伊那市社会福祉協議会 外的環境 民生児童委員、地区社協、ＮＰＯ、自治会、企業ほか
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 保健師（行政での実務経験者）、社会福祉士（生活困窮者自立支援員経験者）

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人　伊那市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	相談支援包括化推進チームを招集し、見立て・役割分担・コーディネイトを行う。 また、各窓口で使用できるチェックシートの作成、受付体制の整備を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	個別のケース会議及び、庁内での社会資源を調整する場の設定
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	企業ＣＳＲによる寄付の活用
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		・年間 200 件の相談対応 ・相談支援包括化推進会議の定例開催
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

・年間 200 件の相談対応という目標については、平成 29 年度の現在まで、包括化推進員が関わり、関係課が情報共有や協議を行いながら対応した案件は７件にとどまっている。

・相談支援包括化推進会議の定例開催という目標について、月１回、関係課と個別ケースの情報共有や事業に関する課題について協議を行っている。

都道府県名	長野県	市区町村名	原村

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	7,604（人）			世帯数	2,748（世帯）		
高齢化率	33.5（%）	生活保護受給率	1.2（‰）		面積	43.26（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	79.7（%）		公立小学校数	1	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	委託：1 か所（民間）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所 、社協及び県委託事業との連携						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

八ヶ岳連峰の阿弥陀岳（2,805m）を頂点に、その西麓の緩傾斜地に細長く広がり、最寄り駅はＪＲ中央東線「茅野駅」となります。年間を通じて日照時間は長く、雨量は少なく湿度が低い内陸性の気候で、気温の年較差、日較差が大きいことも特徴で、高原野菜や花き栽培が盛んです。豊かな自然環境、美しい星空と首都圏から近い立地条件から多くの観光客が来訪しています。また、村内には別荘地やペンションも多く、滞在して楽しめる環境があります。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	自ら住む地域に積極的に関わり、年齢や性別、障がいの有無、社会的・経済的な地位などに関係なく、「お互いが個人として尊重し合い、それぞれの特性を活かしながら支え合い、その人らしく生活することのできるむら」 “ありがとう”“お互いさま”地域で支えあう福祉の村、誰もが安心して暮らすことができる地域を目指します。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域に住む一人ひとりが福祉に関する意識だけでなく、地域状況に関する知識をも高め、人材データベース作成および活用検討の過程で誰もが支えられ支える存在であることを自覚し、住民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしながら連携し、支えあいの地域が定着していく。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		原村　（委託先：原村社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		住民同士の連帯感や他人への思いやりの意識の希薄化が進み、地域の支えあいの力が弱体化しています。平成 28 年 3 月策定、第 3 期原村地域福祉計画による施策として以下「地域での住民の支え合いの促進」を実施してまいります。 そのために体制の検討も含めて実施していく。
③事業実施体制※注		4 ページ参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ ①、人材データベース作成に向けた講座等開催→村内全域 ②、丸ごと受け止める身近な場のきっかけとなる、地域が主体となって、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場→村内 15 の区または自治会単位。 ③、②の見本となるような場として長野県が提案している「信州子どもカフェ」の実践→村内全域
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が	①地域の人々が、お互いに助け合い、支え合いながら生活していくためには、身近な地域に住む人々の間で、心のつながりを育んでいくことが大切です。→地域共生社会に向けた意識醸成のための講座実施。 ③助けが必要な方に何が必要かを考えるためにも、福祉分野に限らない人材バンク等により地域の力を顕在化できるよう模索します。→ニーズ把握と福祉分野に限

	事」の地域づくり）	らない人材データベース構築。そのための地域への周知（学習会および意見交換会開催）
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	②日頃から地域が主体となって、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場を増やし、こうした交流の中から住民が自発的に地域の福祉への関心を持ち、活動に参加していけるよう、きっかけづくりや既存の地域活動との連携を支援します。→これまで地域の高齢者を主な対象としていた「いきいきサロン」を徐々に地域の多様な世代が参加できるような機会に変えていきます。
	その他	
④ 事業の成果目標		・人材データベース作成に向けた講座等開催→１回 ・丸ごと受け止める身近な場のきっかけとなる、地域が主体となって、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場→３地区 ・③、②の見本となるような場として長野県が提案している「信州子どもカフェ」の実践→村内全域 ・人材データベース作成。活用についての検討１回以上開催

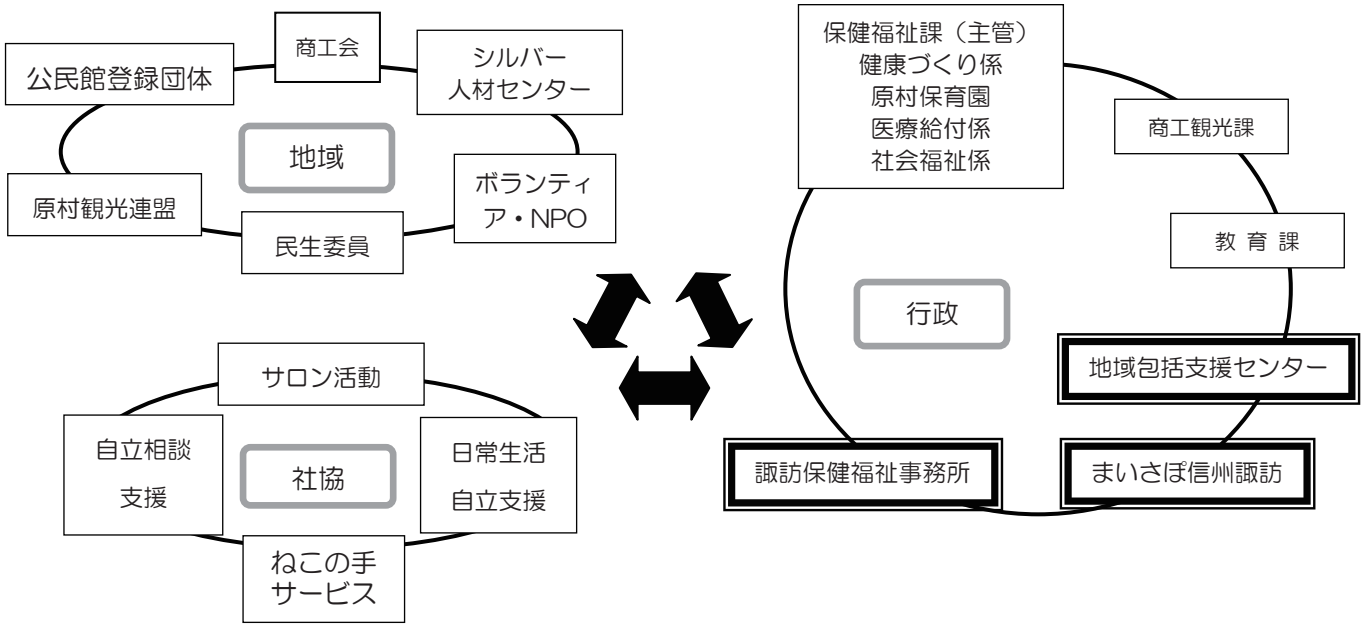
４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	「未実施」

５．成果目標の達成状況について

・人材データベース作成に向けた講座等開催→11/16 実施
・丸ごと受け止める身近な場のきっかけとなる、地域が主体となって、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場→３地区（大久保地区、払沢地区、菖蒲沢地区）にて実施
・性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会の見本となるような場として長野県が提案している「信州子どもカフェ」の実践→村内全域を対象に 3/3 開催予定
・人材データベース作成。→登録意向を社協が把握している「ねこの手サービス」協力会員やボランティア連絡協議会の参加団体、商工会の部会員等へアンケート形式で確認予定
・活用についての検討→地域福祉推進協議会で 3 月予定

※ ３ ③ 事業実施体制図



都道府県名	長野県	市区町村名	朝日村

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	4,615（人）		世帯数	1,508（世帯） 自治会加入 1,232 世帯			
高齢化率	30.9（%）	生活保護受給率	0.004（‰）6 世帯	面積	70.62（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	81.7（%）	公立小学校数	1	公立中学校数	1		
地域包括支援センター	直営：1 ヵ所　委託：0						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：0　　委託：東筑摩郡の 5 村で 1 ヵ所に長野県が設置						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

○総面積は 70.62ｋ㎡。面積の 87%が山林を占める。北・中央アルプスの接点となる鉢盛山（2,477m）を背にゆるく傾斜した扇状に台地が広がり、住居地と耕地をなした農業立村のむらです。
○平成 22 年度総就業人口 2,569 人；第 1 次産業　22.5%、第 2 次産業 27.7%、第 3 次産業 49.8%

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化進行、人口減少、地域の繋がりの希薄化等により、福祉ニーズが多様化・複雑化し、地域共生社会の実現が求められるため、当事業を採択し早期に実現化する。 １．「地域力強化推進事業の目的」；子供・高齢者・障害者など全世代を対象に、村民が村民の身近な地区で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり。 ２．「多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的」；現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者（8050 世帯など）に対して、村における育児、介護、障害、貧困、更には育児と介護に同時に直面する家庭(ﾀﾞﾌﾞﾙｹｱ世帯)等、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	朝日村（補助先；朝日村社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	「朝日村まち・ひと・しごと創生（村総合戦略）平成 28 年 3 月策定」では、人口目標を 2060 年に人口 4,000 人、維持し活力ある村をつくるとした。うち基本目標Ⅳは、「時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する『豊かなこころ・暮らしのあるあさひむら』」とし、項番３に「活力ある地域ｺﾐｭﾆﾃｨの構築と協働の促進」を定め、自治会ｺﾐｭﾆﾃｨやﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等が自主的に行う活動を支援する制度を創設し、ｺﾐｭﾆﾃｨの力を高め、地域活性化を図りますとしている。人口維持し村を存続するには、「我が事・丸ごと」の手法を村に取込み、地域力強化を進めて行きたい。
③事業実施体制※注	地域の要援護者の自立生活に向けた支援を住民自身が支え手となって実施することで、その人らしい尊厳ある暮らしを推進し、他人事を「我が事」に変えていく体制づくりと、生涯現役の「健康でいきいきとした朝日村」を目指す。
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 全村（5 区 35 地区）；　人口 4,615（人）、70.62（k ㎡）

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	①民生児童委員ＯＢ、村と社協が開催する「広げよう支えあいの手講座」修了者など、ボランティア活動に関心ある住民（元気高齢者など）や、就労できる生活困窮者や引きこもりの若者が支え手（有償ボランティア）を担う。　②一人暮らし高齢者や障がい者等の生活支援（ゴミだし、室内の整理整頓や不用品の片付け、買い物代行や電球の取替え、雪かき、畑作業など）を実施する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	①活動拠点は「えべやかたくりの里（村地域福祉拠点施設に位置付けた指定管理施設）等」とし、2025 年度までに、より住民生活に近い地区公民館や空き家・空き店舗などへの設置も検討する。　②生活支援協議体や地域ケア推進会議など他機関連携の場へ出席し意見交換を推進する。　③活動拠点では、月 1 回程度の住民誰もが参加できるコミュニティカフェを開催する。
	その他	新たな仕組みに終始せず、「長野県シニア大学卒業生」や「仕事を支える会」など既存の住民活動の担い手と協調する。
⑥事業の成果目標		①初動事業として有償ボランティアの仕組みを作り、事業開始後 3 年以内に村内活動として定着させる。②上記事業を開始後、活動拠点を定め、コミュニティカフェの開催を定例化する。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		朝日村
②事業実施に至った経緯		「朝日村まち・ひと・しごと創生（村総合戦略）平成 28 年 3 月策定」では、人口目標を 2060 年に人口 4,000 人、維持し活力ある村をつくるとした。うち基本目標Ⅳは、「時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する『豊かなこころ・暮らしのあるあさひむら』」とし、項番３に「活力ある地域ｺﾐｭﾆﾃｨの構築と協働の促進」を定め、自治会ｺﾐｭﾆﾃｨやﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等が自主的に行う活動を支援する制度を創設し、ｺﾐｭﾆﾃｨの力を高め、地域活性化を図りますとしている。人口維持し村を存続するには、「我が事・丸ごと」の手法を村に取込み、包括的な支援体制構築を進めて行きたい。
③事業実施体制※注		少子高齢化の進展、家族や地域社会の変容による地域課題を解決するため、地域共生社会をより具体化させたい。具体策として様々な対象者を包括的に受け止める相談体制を推進したい。相談支援包括化推進員は主に役場ＯＢが担う。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２名（実績ある役場ＯＢと認定社会福祉士）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ＯＡ　経歴等；村教育長、村総務課長、村住民福祉課長を歴任。 ＯＢ　経歴等；認定社会福祉士･主任介護支援専門員等の有資格者。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		朝日村地域包括支援センター
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	Ｏ相談支援包括化推進員は、ｱｸﾞﾘﾋﾞｼﾞﾈｽｾﾝﾀｰのｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの立場から農福連携、ｺﾐｭﾆﾃｨｽｸｰﾙのｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの立場から学福連携に取組んでいる。来年度は事業深化のため、村民福祉に関する生活ニーズの課題解決を踏まえ、その他担当課との庁内連携の役割（庁内連携会議など）も担うよう準備を進めている。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	Ｏ相談支援包括化推進員は生活支援協議体や地域ケア推進会議へ出席し、不足する社会資源の基盤整備を検討する。 Ｏ相談支援包括化推進員は総務課、住民福祉課、産業振興課、生活環境課、教育委員会の担当者を招集し、庁内連携会議を定例開催。相談支援包括化推進員の対応案件の事例検討会も行い、過不足ない社会資源の基盤整備を行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	平成 30 年度以降に地域福祉計画を策定し、自主財源確保のための取組（委託先による共同募金の活用や企業などの寄付金拠出の働き掛け）を位置づける。

	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	○アグリビジネスセンターとの連携から「子育て女性やシニアの活用」、「農福連携から障害者等雇用」の推進。　○小学校コミュニティスクールとの連携から「オープンランチ等」の推進。　○地域福祉を実践する社会福祉協議会の地域コーディネート力を高めるため、地域福祉活動計画の策定を社協へ勧奨する。
	オ　その他	相談支援包括化推進員は地域福祉コーディネーター養成研修（長野県社協主催・内容は講座 9 回修了）等の受講修了を勧奨し、調整力の向上を進める。
⑧事業の成果目標		○相談支援包括化推進員は、ｱｸﾞﾘﾋﾞｼﾞﾈｽｾﾝﾀｰのｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの立場から農福連携、ｺﾐｭﾆﾃｨｽｸｰﾙのｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの立場から学福連携に取組んでいる。来年度は総務課、住民福祉課、産業振興課、生活環境課、教育委員会との庁内連携会議を定例開催する。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

１．地域力強化推進事業

「あさひ有償生活支援サービス　いいせ」を平成 29 年 10 月開始。住み慣れた朝日村で、安心して暮らし続けることを目指して、日常生活で困ったときに、住民同士の地域の支えあい活動の一環として有償生活支援サービス。高齢、障がい、病気、産前産後、子育て中など困りごとある方が対象。

「いいせ」活動状況（12 月 15 日現在）＝「いいせ」登録件数　○利用会員 2 名　○協力会員 34 名

＝ 対応内容及び件数（１件で複数の相談有）＝コーディネート件数 7 件（雪かき 1 件、屋根とよ詰まり修理 2 件、通院支援 2 件、買い物支援 2 件、電化製品の取扱い 1 件、ゴミ出し 2 件）。

コーディネート結果（いいせで対応 2 件、他機関との調整 4 件、その他 4 件）。

２．多機関の協働による包括的支援体制構築事業

相談支援包括化推進員は、農福連携のためアグリビジネスセンターのアドバイザー役、学福連携のため小学校コミュニティスクールのＣＳコーディネーターとして活動。来年度は総務課、住民福祉課、産業振興課、生活環境課、教育委員会の担当者を招集し、庁内連携会議を開催予定。相談支援包括化推進員の対応案件の事例検討会も行い、過不足ない社会資源の基盤整備を行う。

①アグリビジネスセンター（援農ニーズ）との連携 ＝ 新たな支援人材確保の方向性

◆子育て女性やシニアの活用

援農ﾆｰｽﾞ調査で支援を希望する農作業を細かく把握することで、子育て中の女性やｼﾆｱでもできる農作業を洗い出す。また、短時間作業や時間の融通といった配慮により、眠っている村内ﾘｿｰｽを活用しやすくする。　⇒　保育園の協力で支援意向アンケートを実施できるか検討している。

◆農福連携の可能性

現在、高齢化による農業の人手不足を補う手段として、障害者雇用の活用が全国的に進んでいる。できる作業は限られるかもしれないが、これまで対象としてこなかった新たな担い手として検討していく。　⇒　村内の障害者就労支援施設「森のこびと」へﾋｱﾘﾝｸﾞし、連携の可能性を探る予定である。

②朝日小学校コミュニティスクール（CS）との連携

参画者（子ども、学習支援ボランティア＝住民、学校職員）一人一人が、「地域ぐるみで子どもたちを育てる」ことの価値（ねらい）、活動の具体・工夫（めりはり）、やり甲斐（見とどけ）を実感しながら取り組むＰＤＣＡ型の推進基盤作りを実施。出会いと交流から「自分が認められ、必要とされる感覚」や「やり甲斐（充実感）」を得て、自己肯定感・有用感を高めている。具体的な事業として「オープンランチ、ふるさと道場、CS ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ６年生社会科授業など」を実施している。

※相談支援包括化推進員は CS ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰとして活動。

都道府県名	静岡県	市区町村名	吉田町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	29,691（人）			世帯数	10,893（世帯）		
高齢化率	23.9（%）	生活保護受給率	0.52（‰）		面積	20.73（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	1 校	公立中学校数	1 校	
地域包括支援センター	委託：1 か所（社協）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

吉田町は、大井川河口の西岸に位置し、牧之原台地が北西側から中央部に突出しているほかは、町域の 90%以上が標高 20 メートル未満の平坦地です。大井川の豊かな伏流水や東名吉田ＩＣの開設によって、企業が進出し、工業が盛んになりました。

沿岸部に位置する当町では、喫緊の課題である津波防災まちづくりに取り組んでおり、平成 25 年度に 15 基の津波避難タワーの設置を完了し、現在、新たな安全と新たな賑わいの創出を図るため、県営吉田公園と吉田漁港をつなぐ、防災機能を備えた「海浜回廊」と水産振興につながる「多目的広場」を有する「シーガーデン」の整備に取り組んでいます。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	高齢者、障害者、生活困窮者、児童、母子等複合的な問題を抱えている相談者に対し、専任の相談員による「ワンストップ相談窓口」を設置することで、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、「たらい回し」が生じないよう、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の実施に伴い、既に実施されている各分野の支援や地域における取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」へ転換し、福祉等の枠を超えた地域の各分野の連携により、人と人との繋がりを再構築することで、住民を主体とした誰もが住みやすいまちづくりを実現する。 ・誰もが健やかに暮らせる環境の創出 ・誰もが生き生きと暮らせる環境の創出 ・安心して出産・子育てができる環境の創出
協議状況	―

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

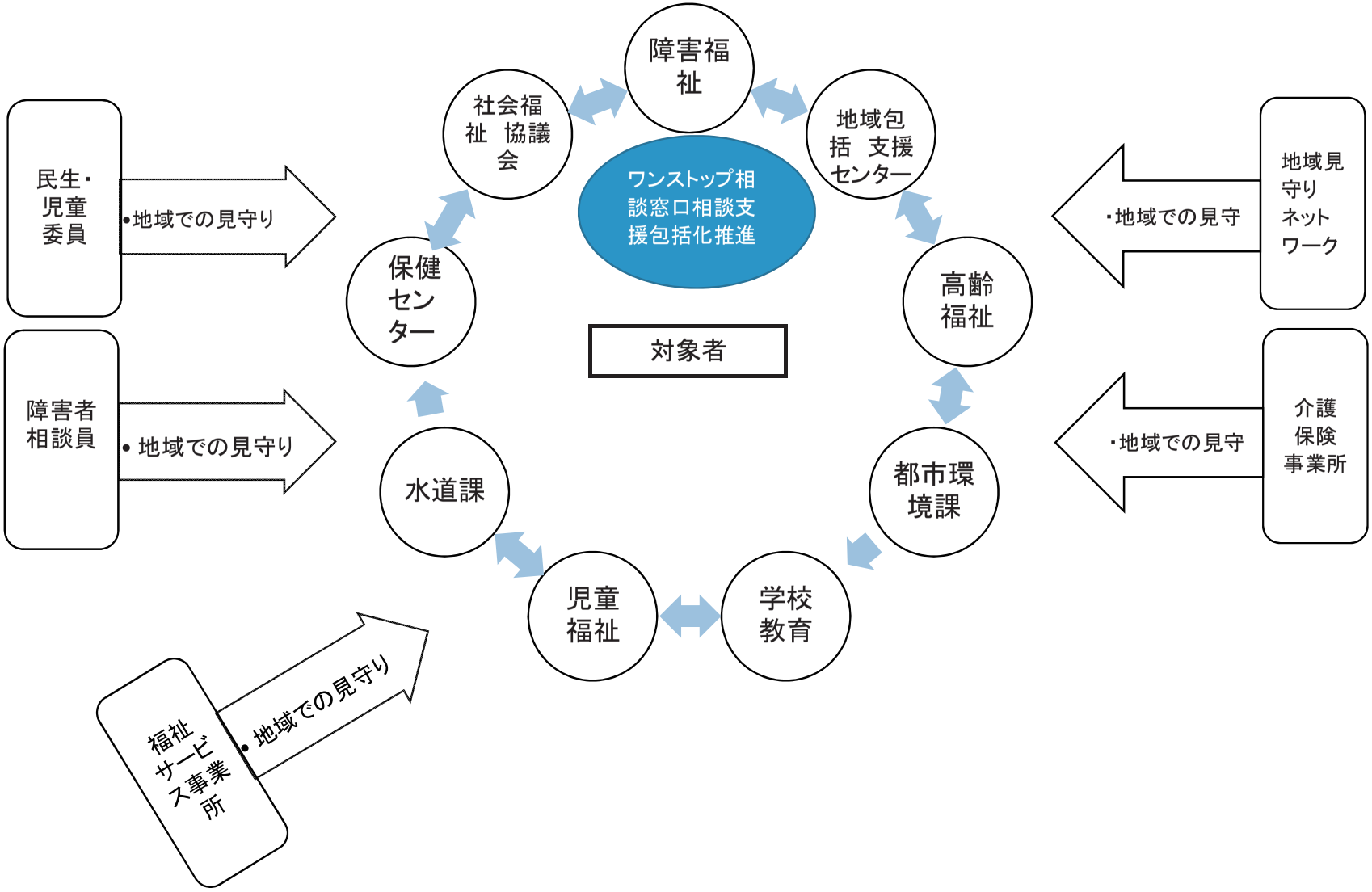
①実施主体（委託先）	吉田町
②事業実施に至った経緯	役場に相談に来庁した者の中には、複合的な課題を抱えている場合があり、そういた相談者を「たらい回し」にしないようにするための相談窓口の必要性を感じた。更に、相談を受けた課が表面化された相談内容に対応するだけで終わるのではなく、掘り下げて支援が可能な支援体制を構築の必要性を感じ「ワンストップ相談窓口」の設置を考えた。
③事業実施体制※注	別紙体制図参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 保健師、社会福祉主事
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		吉田町役場　福祉課
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	既存の会議を活用し、地域包括ケアシステムについての理解・協力を先ずは得ていき、徐々にシステムの拡大を図っていく。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	庁内複数課及び庁外関係機関が参加する既存の会議を活用し、周知及び連携を図っていく。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	正規職員（保健師）と臨時職員給を配置
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	今後検討
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		ワンストップ相談窓口を稼働させる
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

H28 年度よりワンストップ相談窓口の相談員を公募により求めたが担い手が見つからなかった。平成 29 年度に入り僅かな期間、担い手を確保できたものの退職してしまい、その後新しい相談員を確保できていない。そのため、町の保健師がその役割を担い始めたところである。ワンストップ相談窓口と地域包括ケアシステムの周知を平成 30 年 2 月の町内関係機関の会議で行う予定である。

吉田町地域共生社会の実現に向けた体制図～安心した生活（地域課題の解決力強化のための多機関協働）第一歩～



都道府県名	愛知県	市区町村名	豊田市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	425,333（人）			世帯数	177,718（世帯）		
高齢化率	21.75（%）	生活保護受給率	5.67（‰）		高齢化率	21.75（%）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		地区による	公立小学校数	77	公立中学校数	28	
地域包括支援センター		委託：27 か所（社会福祉協議会、社会福祉法人）					
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社会福祉協議会）					

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

○平成１７年の合併により、都市部と山村部を備える広域な自治体。
○トヨタ自動車の本社が立地しており、自動車産業や関連産業が盛ん。
○２０～４０代の男性の占める割合が比較的多いとともに、北海道や九州からの転入も多い。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	○総人口は２０３０年ピーク（４３万人）を迎え、その後減少。高齢化率は、２０４０年には３１．１%となり、その後も上昇する。 ○このような予測に対し、８０５０問題やダブルケアを始めとする複合課題を抱える世帯が増加しており、またこれらの複合課題を丸ごと受け止める仕組みが必要であるとともに、できるだけ早期に発見するためには身近な地域において、アウトリーチを行う仕組みが求められる。 ○また、公的サービスでは対応できない課題も多いため、押し付けではない地域での支え合い活動も支援していかなければならず、本事業を通じ、個別支援の充実と支え合いの地域づくりを連動させて実施する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○できるだけ住み慣れた地域で暮らしていくため、少しでも不安も感じたことをすぐに相談でき、住民間での支え合いを含む包括的・総合的な支援が受けられる地域となる。 ○押し付けではなく、仮に認知症や障がい者であったとしても、自身ができる範囲で協力し、住民間が支え合う地域となる。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	豊田市（豊田市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	・本市において、複数の所属で対応しているケースが現状で年間１５０件を超えており、今後も増加が見込まれている。このような課題に対応するためには、できるだけ身近な地域において個別支援と支え合いの地域づくりを行う体制の強化が必要である。
③事業実施体制	別添参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	行政型：１２人 社協型：５人

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		行政：１２名のうち１１名は行政事務職、１名は行政保健師職 社協Ａ：社協職員（相談支援歴３年・地域支援歴16年）、社会福祉士 社協Ｂ：社協職員（相談支援歴６年・地域支援歴５年）、社会福祉主事 社協Ｃ：社協職員（相談支援歴９年・地域支援歴６年）、社会福祉士 社協Ｄ：社協職員（相談支援歴０年・地域支援歴７年）、社会福祉士 社協Ｅ：社協職員（相談支援歴９年・地域支援歴５年）、社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類名称		豊田市福祉部福祉総合相談課 社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・豊田市役所及び豊田市役所高岡支所に設置する「福祉の相談窓口」において、複合的な課題を抱える個人や世帯の把握を行う。また、民生委員や区長に対する聞き取りや情報提供をもとに積極的にアウトリーチを行い、潜在的な課題の把握にも努める。 ・各地域で行われている相談支援や地域づくりに関する会議等に出席するとともに、定期的な連絡会を設定し、相談支援機関や地域とのネットワーク構築を図る。 ・これら取組で構築されたネットワーク等を活用し、「福祉の相談窓口」機能を通じて把握した個人・世帯を必要とする既存サービスへのコーディネートを行う。また、把握された課題などを踏まえて地域のネットワークとの連携によりインフォーマルサービスの創出と提供に取り組む。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	【参加者】ＣＳＷ（社協型・相談支援包括化推進員）、福祉総合相談課職員（行政型・相談支援包括化推進員）、地区担当保健師、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所（＋場合によりケアマネ、交流館職員） 【開催数】９月（ケアマネ・障がい相談）、１月（若園）、２月（竜神） 【内容】共通するケースの共有、各機関が把握する地域課題・地域づくりに関する取組共有、これらに関する共働の役割整理など
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	・社協の共同募金のうちテーマ型募金の計画的かつ効率的な運用（予定） ・地元企業ＣＳＲ部門に対する啓発と協力呼びかけを通じた寄付や資源の活用（予定） ・地元市民団体のみならず、認知症カフェ参加者や障がい者日中活動施設利用者など支えられる側の支える側への転換活用による人材確保（予定）
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・高齢者の生活支援に対する「お助け隊」の立ち上げ支援。 ・地域のＮＰＯと連携した「学習支援」に向けた開催準備。 ・手帳のない障がい者や困窮者の活動場所を見据えた、地域の中小企業向け「障がい理解セミナー」の開催。 ・地域の特別支援学級に在籍する児童の保護者が将来を考えることへのヒントを与える事業所見学会の企画。
	オ　その他	・地域福祉計画内にコーディネーターの配置として記載、豊田市総合計画に総合相談窓口運営として記載し行政計画上でも位置づけを行っている。 ・地区担当保健師も同時に支所展開させ、健康づくりとの連携も想定している。
⑧事業の成果目標		ア　相談件数　：　300件 イ　支援をコーディネートした件数（プラン作成を含む）　：100件 ウ　支援の終結件数　：　40件 エ　新たなボランティア等の立ち上げ　：　3件
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		―

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

＜数値は１月２６日時点＞

ア　相談件数　：（全市域）６０２件（高岡地区）１４４件

イ　支援をコーディネートした件数（プラン作成を含む）　：年度末で集計予定

ウ　支援の終結件数　：年度末で集計予定

エ　新たなボランティア等の立ち上げ　：（全市域）１つ（高岡地区）１つ

【資料２】「『地域密着型』包括支援体制」の考え方

豊田市 TOYOTA CITY

＜全体の方向性＞「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

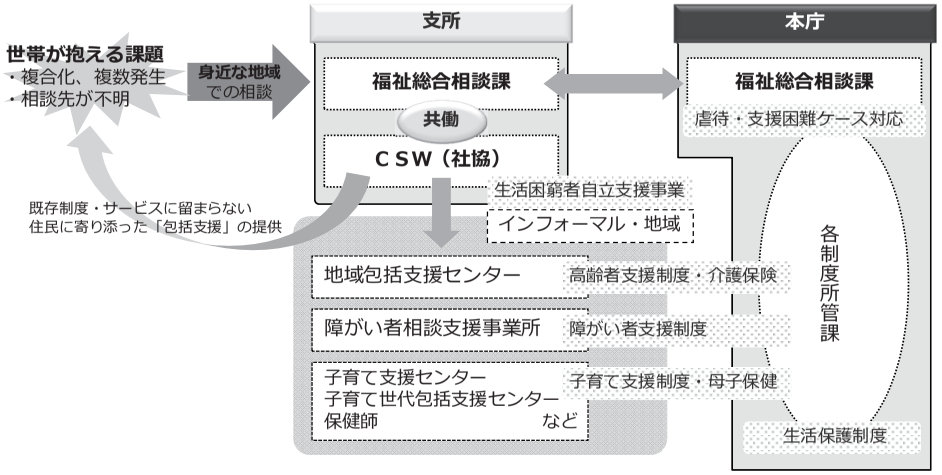
○「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多く、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行わる必要がある。

ポイント！「個別支援」と「支え合いの地域づくり」の連動性

「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される

個別支援

支所配置の「福祉総合相談課」と「ＣＳＷ(社協)」が共働して、相談受付からアセスメント、支援のコーディネートを実施するとともに、「ＣＳＷ(社協)」が中心となり、既存制度・サービスに留まらない地域住民に寄り添った「包括支援」の提供を行う。

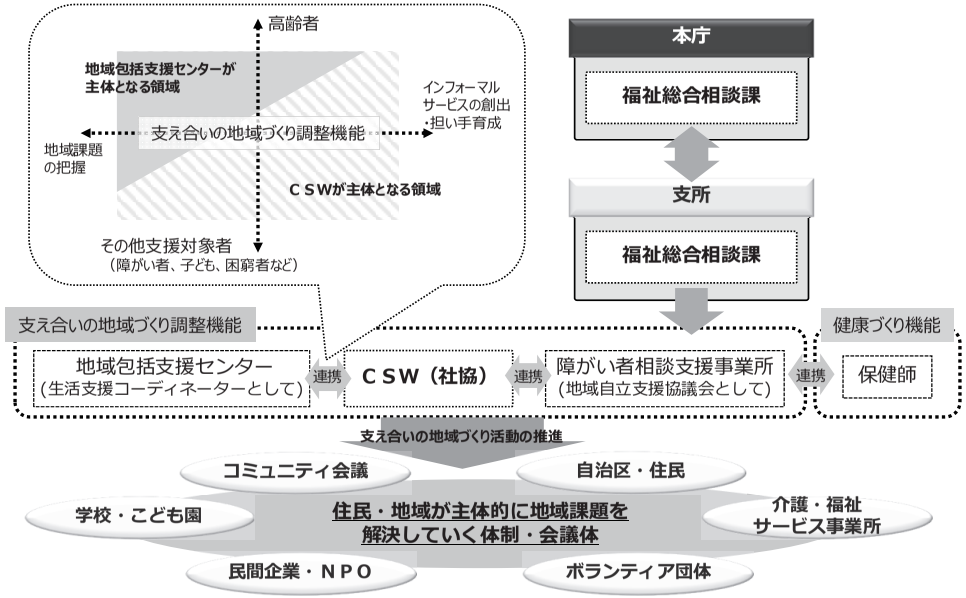


	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○虐待・支援困難ケースへの対応 ○地域密着型包括支援体制の全体管理 ○全市的な施策展開の検討
	支所	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、既存制度へのつなぎ・紹介 ○ＣＳＷの後方支援（既存制度間の調整・コーディネートなど）
ＣＳＷ（社協）	支所	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成 ○モニタリングを含む寄り添い型の定期的なケース管理（訪問） ○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター 子育て世代包括支援センター 保健師	各地域 本庁 拠点支所	○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース） ○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問

連動した実施

支え合いの地域づくり

「ＣＳＷ(社協)」と「地域包括支援センター」、「障がい者相談支援事業所」が連携し「支え合いの地域づくり調整機能」を担い、「福祉総合相談課」の後方支援を受けながら、住民活動を推進して「支え合いの地域づくり」を展開するとともに、必要に応じて施策立案・全市展開までつなげる。



	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	支所	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
ＣＳＷ（社協）	支所	○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援 ○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導
地域包括支援センター	中学校区	○協議体・地域ケア会議の開催調整・運営 ○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討
障がい者相談支援事業所	ブロック	○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整 ○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討

都道府県名	愛知県	市区町村名	長久手市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	57,370（人）			世帯数	23,292（世帯）		
高齢化率	16.4（%）	生活保護受給率	0.18（‰）		面積	21.55（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	53.8（%）		公立小学校数	6	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	委託：2 か所（社会福祉協議会・愛知たいようの杜）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社会福祉協議会）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本市は、名古屋市東側に隣接し、市西部は市街地整備された都市部、市東部は自然豊かな田園部と、都市と農村の両面の地域性を併せ持つ。平成２４年１月に単独で市政施行し、人口増加率は10．7%と県内1位で、平均年齢は39．4歳と全国的にも若いまちである。

また、観光拠点としては、徳川・豊臣軍が戦った「小牧・長久手の戦い」の古戦場や、「愛・地球博記念公園（モリコローパーク）」、「トヨタ博物館」、「長久手温泉ござらっせ」や農産物直売施設「あぐりん村」、などがあり、市外からの集客施設がある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	本市の総合計画において、「誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助け合いによる地域福祉を推進し、お互いに支え合うまちを目指します」と掲げており、かつて住民が地域で担っていた役割や居場所を取戻し、互いに助け合うことで生きがいを持って充実した日々を過ごす「幸福度の高いまち＝日本一の福祉のまち」を実現することを目指して事業に取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の住民が、役職・団体・立場などによって変わることなく、お互いに関心を持つ「おせっかいな人」になること。 地域社会での課題を発見し、その課題を市民・事業者・行政が共有し、その課題にむけて様々な支援をし、地域として支え合う仕組みづくりをし、それぞれが個々のできる範囲で地域に貢献することにより、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる場所、居場所がある「たつせがある」まちとなることを目指していく。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	本市は、高齢化率は低いが、名古屋市中心部への利便性も良いことから、転入者も多く、地域のつながりが希薄になりがちで、今後の人口減少、高齢化社会をむかえるにあたって、地域の課題の発見や、地域での見守りなど、地域住民による支え合いの体制づくりが喫緊の課題である。 現在、本市においては、小学校区単位での地区社協の設置に取り組んでおり、地域課題の把握やそれを解決する仕組みづくりを推進していることから、更なる地域力強化に向け事業実施に至ったもの。
③事業実施体制※注	別添のとおり
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 長久手市南小学校区 人口：約 10,700 人 面積：約２．０５（k ㎡）

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	・地区社協を設置し、CSW を配置する。 ・地域福祉に関しての意識醸成のため、地区の住民に対し、地域福祉学習会等を実施する。 ・地域住民ボランティアとして、地域の見守りが必要な人の把握や、地域のサロンや地域福祉学習会の担い手として、サポーターの養成を行う。 ・空き家などを活用して、住民が気軽に立ち寄り交流を図ることができる場の拠点づくりを行う。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	・CSW による「なんでも相談」の実施により、地域住民の相談を包括的に受け止め、解決に向けた話合いの場を設け、必要に応じて、行政等支援機関につなぐ。 ・地域の課題把握のため、地域情報交換会を実施し、地域の様々な関係者や団体と意見交換・情報共有を行う。
	その他	
⑥事業の成果目標		①地域福祉学習会等の講座を各校区１０回程度開催する ②学習会参加者にアンケートを実施し、理解度７割程度を目指す。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		長久手市 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 社会福祉法人愛知たいようの杜
②事業実施に至った経緯		福祉ニーズの多様化・複雑化に伴う、複合的な課題を抱える世帯等に対する、対象者別の縦割りの相談体制では対応が困難であるため、各相談機関の横断的な連携体制を構築する必要があることから、事業実施となったもの。
③事業実施体制※注		別添のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		３人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士、保健師等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		市役所内　悩みごと相談室　他
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	複合的な課題を抱える対象者に対し、包括的な相談対応を目指し、包括圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、対象者の支援ための関係機関の調整や、アセスメント、相談事案の進行管理を行う。 また、相談支援包括化推進員の統括を市役所悩みごと相談室が担い、各地域における相談支援を円滑に行うため、相談支援包括化推進員会議を開催する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	相談支援包括化推進員会議を定例的に行い、多機関・他分野で適切な支援を協議。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	共同募金等の活用や、企業からの寄付金の働きかけなど、安定した自主財源の確保について検討する。

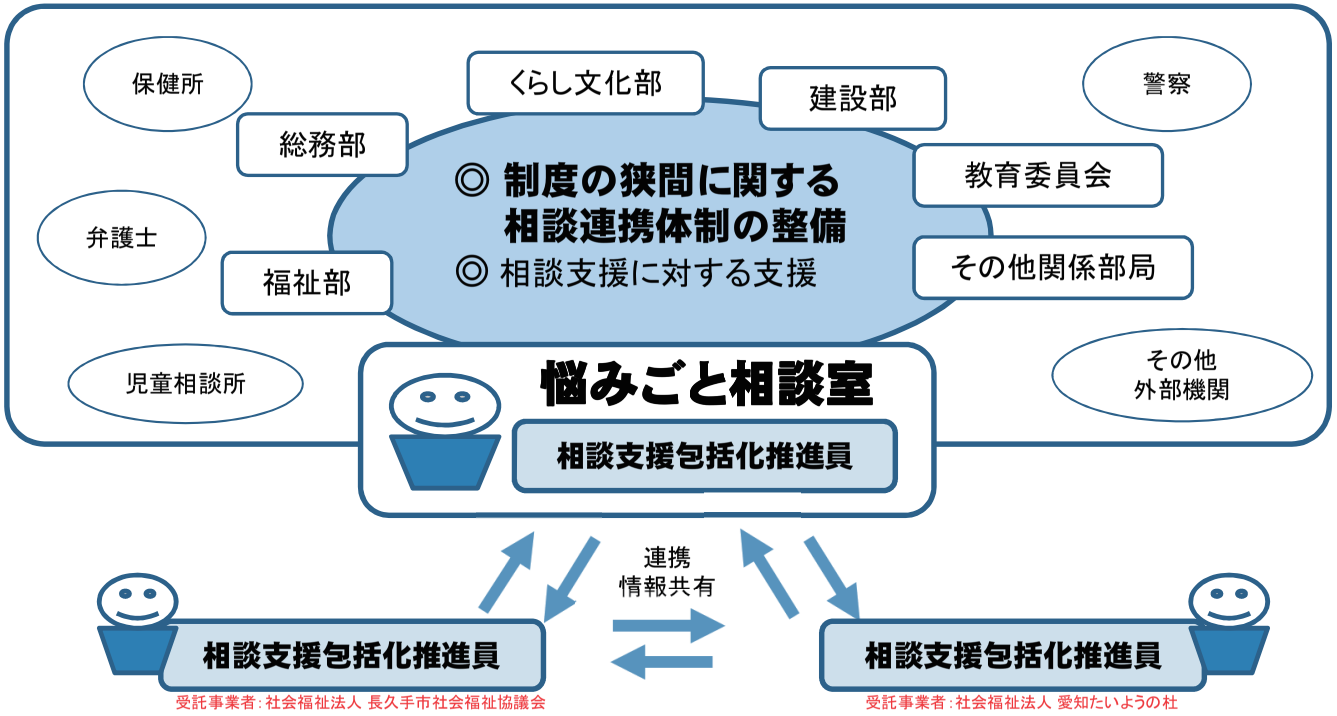
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	生活支援コーディネーター等を活用し、地域に不足する資源を把握して、地域住民やボランティア等による地域の支え合いの体制づくりを行う。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		関係機関の連携の構築や多職種の協働を推進し、包括的な相談支援体制の構築・調整を図る。 ・そうだんシートを活用した、複合的な課題を抱えるものに対する支援 ・支援の終結（課題の解決や各制度へのつなぎ等） ・相談支援包括化推進会議の開催・情報の共有
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

各相談機関とビジョンを検討中

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業イメージ図

多機関協働相談支援包括化推進事業



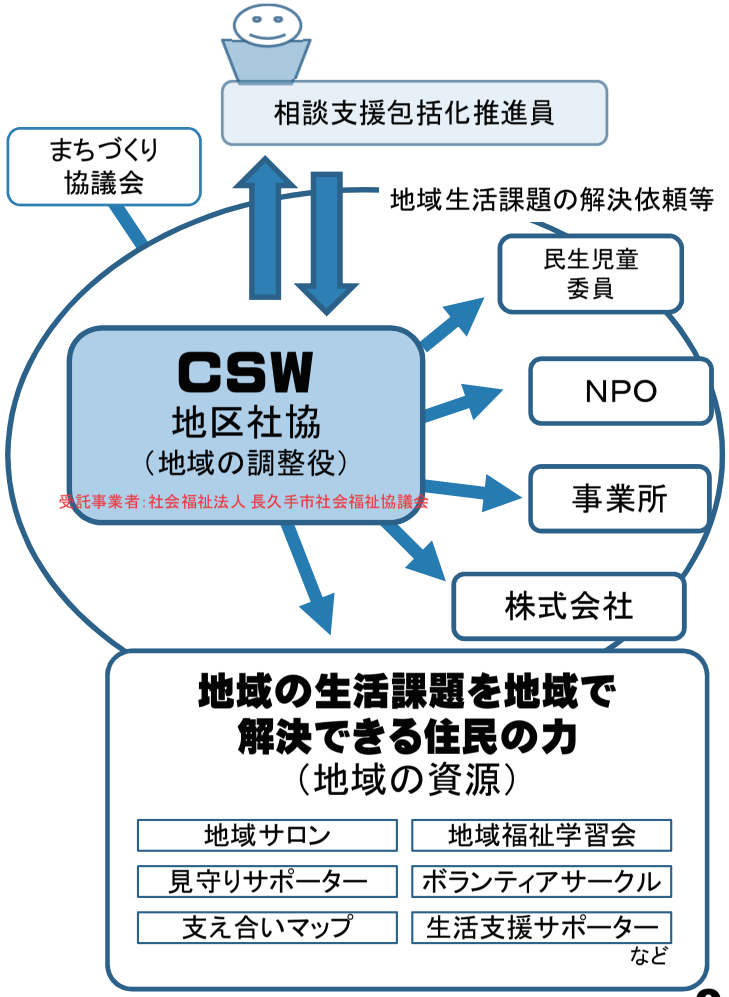
相談支援包括化推進員の仕事

- ○　担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題（複合的課題）等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
- ○　また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やCSW（地区社協）などの地域の調整役に対応を依頼
- ○　各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
- ○　課題解決のために不足する新たなサービスの創出　など

【長小校区・東小校区・北小校区】　【南小校区・市小校区・西小校区】

地域力強化推進事業

◎　小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
◎　地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



都道府県名	愛知県	市区町村名	東浦町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	50,419（人）			世帯数	20,224（世帯）		
高齢化率	24.5（%）	生活保護受給率	2.87（‰）	面積	31.14（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	65.4（%）		公立小学校数	7	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	委託：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	福祉事務所が知多福祉事務所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあります。
産業は、古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発展し、社会経済の変化により、現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっています。農業においては、巨峰を中心としたブドウ栽培やイチゴ、蘭の施設園芸などを行っています。徳川家康の生母である於大の方の生誕地でもあります。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	急速な高齢化の進展や福祉課題を抱える要援護者が増加しているなかで、住民の地域福祉活動等を支援するための専門的な福祉コーディネーターとして、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における見守り、要援護者の発見、つなぎ機能を強化し、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協力により、解決に導く地域力の向上を図ることを目的としています。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が発見した困りごとを、解決に導くことで、さらに地域で困りごとを発見する力になります。発見力の向上は、地域で起きている課題を、我が事として捉えることにつながるため、地域力の強化になります。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	東浦町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	本町は、平成 26 年から２年間話し合いを行い、平成 28 年３月に東浦町地域福祉計画を策定しました。 本計画を策定する議論の中で、地域で活動する福祉関係機関の方々をはじめ、現場では、公的制度の「はざま」を救う制度がないことや、相談を一方的に受ける体制から、地域に出向いて相談を受ける体制への変化の必要性が挙げられました。 そこで、本計画の中で、アウトリーチで相談を受け、個別課題を支援し、地域を巻き込んだ課題解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーを配置することを明記し、地域福祉を推進することとしました。
③事業実施体制※注	【内的環境】 庁舎内の連携を図るため、支援調整会議を随時開催しています。 支援調整会議では、コミュニティソーシャルワーカーからの情報を基に、支援の方向性、進捗状況等を確認しています。 【外的環境】 コミュニティ、民生・児童委員、各福祉関係機関と連携を取り、地域で困りごとを抱える方の発見をしています。
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 本町は、７地区にわかれており、北と南に分かれ２名で担当しています。 北（森岡地区、緒川地区、緒川新田地区）人口 24,279 人 南（石浜地区、石浜西地区、生路地区、藤江地区）人口 26,140 人

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域住民が地域の課題を自分のこととして捉えてもらえるよう意識醸成を図り、地域住民の力で、地域課題を解決できるよう、地域の仕組みをコミュニティソーシャルワーカーが地域に出向き、住民活動と連携することで形作っています。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	相談者の分野を特化せず、声なき声を拾い上げるコミュニティソーシャルワーカーを配置します。 コミュニティソーシャルワーカーが、地域に出向いて相談を受け、相談に対して、行政機関、社会福祉法人、地域包括支援センター、医療機関、NPO 法人、ボランティア団体等関係機関及び地域住民で、垣根を越えたネットワークを構築し、相談者等に適切な支援のつなぎが機能する体制づくりを行います。
	その他	
⑥事業の成果目標		地域の意識醸成、分野の垣根を越えた支援ネットワークの構築

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

意識醸成を図るため、次のことを行いました。

【①サロン・老人クラブへの出前講座】

コミュニティソーシャルワーカーの役割について、町内で行われているサロンや、各地区老人クラブへ出向き、説明会を開催しました。説明会で相談窓口を知った方から、公的制度の「はざま」で悩んでいる相談がありました。

【②地域に向けて支え合いの地域づくりフォーラム】

５年後、10 年後の「自分の暮らしぶり」を想像し、住みよい地域のために、自分たちにできることのきっかけづくりとして、フォーラムを開催しました。

講演会を行うとともに、すでに地域で活動している地域住民の活動発表を織り交ぜ、身近で活動している団体の紹介も行いました。すでに活動している団体の活性化、新たに活動をはじめようとしている団体への助言を行うことができました。（フォーラム参加者数 200 名）

【③ひがしうらおすそわけ隊養成講座】

「できること」の分け合いから、個人のできる範囲でお手伝いする互助の仕組み「ひがしうら おすそ分け隊」を始める隊員の養成講座を開催しました。

東浦町の現状として、高齢化率、認知症等の数値を示すとともに、福祉の施策動向を説明し、他自治体で活動する方からの事例報告を行いました。また、グループワークで「気づき」や「必要性」について学び、地域に求められる支援の担い手養成講座となりました。（養成講座参加者数 30 名）

支援ネットワークの構築として、次のことを行いました。

【①支援調整会議】

高齢者、障がい者、生活困窮者、児童、ひきこもり者等、地域の中で心配されている方たちを対象とし、関係機関内で支援調整会議を開催しました。

コミュニティソーシャルワーカー、福祉課、児童課、中学校と、現状や支援方針の情報共有を行いました。

【②町内社会福祉法人等による支援体制構築に向けた検討会】

町内の社会福祉法人をはじめとする福祉団体等による地域の支え合い活動への支援体制構築に向けた検討会を開催しました。

地域貢献について、福祉団体等で協力体制を構築し、地域住民のニーズに合った事業を展開していく議論を重ねています。

都道府県名	三重県	市区町村名	伊勢市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	127,474（人）			世帯数	54,290（世帯）		
高齢化率	30.4（%）	生活保護受給率	9.1（‰）		面積	208.35（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	81.8（%）		公立小学校数	23	公立中学校数	11	
地域包括支援センター	委託：4 か所（社協 2 か所、社会福祉法人 2 か所）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本市は三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市。伊勢志摩国立公園の玄関口として豊かな自然と美味しい食材に恵まれた伊勢市には、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源があふれる。また、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮ご鎮座の町として栄えてきた。
地場産業としては、観光産業が発展。神宮年間参拝者数は 800 万人を超える。
課題としては、働く場所を求めて若者の都市部への流出が多くなり、伝統行事が途絶えてきている。
また、人口減少に伴い、少子高齢化や過疎化、小中学校の統廃合が急速に進んでいる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	住民に身近な圏域では、住民が身近なところで相談できる福祉なんでも相談窓口を設置し、住民や民生委員児童委員が幅広い相談を受け、必要に応じて相談機関に相談を繋げられるような仕組みを構築する。 市全体の圏域では、相談支援機関の充実を図り、福祉に関するあらゆる相談に対して住民や福祉関係者、行政等が連携して解決できるよう取り組むことで、市民が安心して生活できる仕組みづくりを目指す。 具体的な数値目標は平成 30 年度中にサロン・会食へ出向き専門職員が福祉なんでも相談所として対応する。それと並行して小学校区単位でのモデル地区数か所程度を実施したいと考えている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	一部の住民に相談員になってもらうことで、相談者の個々の相談内容を自分の問題のように考え、地域全体の課題として解決に取り組んでもらえるような体制を目指す。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人　伊勢市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	ケアマネージャーや地域包括支援センター、障がい者相談支援センターからそれぞれの制度で対応できない制度の狭間の対応が増え、そこからの貧困やひきこもり、母子家庭、ごみ屋敷など行政施策でも対応できないなどワンストップでの対応が求められてきた。 また、声なき声を掘り起こすために職員が地域に出向き身近な場所での相談体制づくりが求められている。
③事業実施体制 ※注	行政（福祉関係部局） 社協（委託先）　地域福祉担当　17（正規 12、嘱託 5）生活サポートセンター担当 7（正規 6、嘱託 1） ※ＣＳＷと生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、住宅確保給付金）の一体型で相談者にアプローチ 地域福祉ネットワーク会議開催、民生委員定例会参画、地域懇談会開催、福祉なんでも相談開催

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市全域
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	学習会①地域福祉ネットワーク会議 ②各地区民生委員児童委員協議会の定例会 ③地域懇談会（自治会単位、まち協単位、サロン・会食等の集いの場）
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	① 行政担当部局に加えて高齢・障がい、児童、困窮等の福祉関係部局と連携会議 ② 小学校区単位で設置のまちづくり協議会への福祉・防災活動等 ③ 市内にＣＳＷと生活困窮者自立支援事業を併設した機関を設置し、各関係機関・団体との連携
	その他	ゴミプロジェクト
⑥事業の成果目標		市内全域の包括圏域において地域福祉ネットワーク会議を年２回開催し、住民や福祉関係者等からアイデアや提案を踏まえて活動していく。 職員がアウトリーチした形で福祉なんでも相談所をサロン・会食等の集いの場で展開し、定着を図る。また、市内の地域アセスメントを行ったうえでの地域特性からより身近な公民館や市の公共施設等で相談所を開設し有効活用し、誰もが気軽に立ち寄れる場所づくりに努める。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

・住民に身近な圏域では、住民が身近なところで相談できる福祉なんでも相談窓口を設置し、地域展開していくために、職員が地域に出向いて幅広い相談を受け、必要に応じて相談機関に相談を繋げた。
A 支所 10 件、B 支所 13 件、C 支所 9 件、D 支所 9 件。開催場所として、（サロン、高齢者会食会、自治会、公民館）で実施。　※詳細資料別添（Excel ファイル、写真）

・市内中部圏域、西部圏域の包括圏域において関係機関との情報共有やそれぞれの立場で協力できることを考える場として地域福祉ネットワーク会議を年 1 回開催した。中部圏域 9 月 28 日（木）、西部圏域 10 月 13 日（金）に実施した。対象は、圏域の保健医療関係者、包括支援センター、障害者相談支援センター、民生委員児童委員、行政福祉部局各課、警察。
第 1 回目の内容は、【重層的な課題がある事例の報告と意見交換会】という内容で会議を進めた。
※詳細資料別添（写真）

・【第 2 回】我が事・丸ごと地域づくり研修会参加の職員から、地域福祉担当職員向けに報告と勉強会を H29.11.13 に実施。（写真）

・我が事・丸ごと地域づくり研修会を実施　平成 30 年 1 月 12 日　講師　厚労省　地域福祉専門官　後藤真一郎氏　対象⇒社協、行政、介護・障害事業所、民生委員等 130 名参加。職員の制度理解と資質向上を目的。
※詳細資料添付（写真）

平成29年度　福祉なんでも相談内容

日時	開催場所	内容	返答内容
6月24日	○○公民館 （○○町食事会）	普段道を歩いていて体調が悪くなったりしたとき、社協の人、その服を着ている人を見かけたら声をかけてもいいのか。	声をかけてください。
		一人暮らしだが、娘に食事を届けてもらっている。配食サービスを利用できたら娘の負担も軽くなると思う。市でそのような事業をしていると聞いたことがあるが、どうゆうサービスか。	その様な事業はあるが、市の事業のため詳細は市役所へ確認していただきたいことを伝えた。
		膝が痛くて通院したいがバス停までが遠い。	傾聴した。他の参加者からも同調する声が聞かれてタクシーの利用について話に挙がっていた。
7月20日	サロン開催場所 （ふれあいいきいきサロン○○の橋）	9月以降のサロンに来てくれているボランティアを探している	ボランティア担当者へ報告し依頼するグループを検討することとした。
8月22日	○○公民館 （○○ふれあいサロン）	なし	
8月24日	○○第二公民館 （○○○ふれあいサロン）	健康体操を1年以上続けて効果を実感している。次は脳トレ活動をしたいがどうしたらよいか。	書店や図書館の書籍、雑誌、新聞の利用、インターネット上の無料プリントを案内した。
		ボランティアに依頼して健康体操をしているがもう少し座ってもできる体操にしたい。	ボランティアさんへ意見を伝えます。
		市の健康体操を学びたい。	健康課を案内した。
		このような集いの場があると大変助かる。助成は出ているのか？	サロンの助成について説明をした。
		健幸倶楽部つどいはどんな様子か。	利用者も増えつつあり、順調に運営されている。興味のある方はつどいに紹介することを伝えた。
8月30日	○○一丁目公民館 （○○1丁目高齢者食事会）	なし	
9月1日	児童施設地域開放室 （○○サロン）	なし	
9月4日	○○町公民館 （○○町いきいきサロン）	大腿骨の骨折をした後、ぐずついた天気になると調子が悪い。どうにもならないことだけど。	受診先への相談を勧めた。
9月6日	○自治会館 （○○の会）	近所の人の認知症が大分進んできている。	詳細を聞き、○包括支援センターへ繋ごうとしたが、相談済みであった。
9月25日	割烹料理店 （○○ふれあい食事会）	なし	
11月8日	福祉健康センター （○○学区老人会食会）	隣の住人の様子について。相談先がわからない。	生活サポートセンターを紹介した。食事会後直接相談してもらった。
		今後の会食会で焼き芋機を借りたい。	貸出物品の中にあるため申請するよう伝えた。
11月20日	割烹料理店 （○○ふれあい食事会）	なし	
12月8日	○○公民館 （○○会/会食会後民生委員によるミーティングにて）	ヘルパー養成講座に参加したいが、民協定例会のある水曜日に重なっていけない。残念である。	曜日変更の要望があったことを担当者へ伝えることを伝えた。
		障がい者サポーター養成講座に参加したが、実技などがないままバッジをもらっても、実践にいかせない。車いすの操作指導などをしてもらえる機会はあるのか？	車いすの操作については出前トークのテーマにもあるので、活用してください。
		○○街道の三叉路（○○バス停）が、交通量が増えた近年、非常に危険である。市に信号の設置を要望しているが予算がないと断られる一方。白線も消えかけている。カーブミラーや横断旗の設置をまち協で進めているが、非常に危険な場所なので信号を設置してほしい。もしくは代替案を提示してほしい（バス停を移動するなど）。	状況を把握した。写真データあり。
12月13日	福祉健康センター （○○学区老人会食会）	なし	

日時	開催場所	内容	返答内容
H29.4.23	サロン開催場所	サロン立ち上げにむけての打ち合わせ 回覧チラシの相談。通帳作成について。 また、区長へも連絡してほしいとのこと。	通帳作成の際、金融機関から確認の電話があり、趣旨を説明。 区長へもサロンが新たに始まることを報告。
H29.8.17	対象者宅	区長からの相談。 スズメバチの巣があり、駆除が必要であるが、市は防護服の貸出のみ、社協はどうか？駆除してくれるボランティアはないか？	区長と現地で待ち合わせ。巣は、２階軒下にあり、駆除は専門業者に依頼すべきと助言。その場で、業者に電話し値段等を聞き区長に伝え了承。 後日、対象者が業者に依頼し駆除したと報告あり。
H29.8.23	コミュニティセンター	会食会参加者（ボランティア団体で活動している） 放課後児童クラブの運営が社協から変更となってから、依頼がないが聞いてもらえないか。	クラブに確認。来てもらいたいが、上司の承諾が必要なので、また連絡する。
H29.9.1	本人宅	市支え合い・助け合い米支援事業についての申し込みたい。 ※支所まで来るのが困難であるとのことだったので、必要書類を本人宅へ届け、面談をした。	ただ単に、お米をもらえると思い連絡をしたとのこと。（経済的には困っていない様子。バリアフリー工事をし現金で支払い済） 他の困りごととして、台風が接近してきた際の情報の入手方法を言われていたので、ケーブルテレビの一般放送加入に係る経費の資料・災害時要援護者登録制度の資料を持参し概略を説明し了承を得る。
H29.10.8	自治区　当夜祭会場	区長からの相談。 区には児童公園があるが、ボールを蹴って遊べない。神社へ行く左側に自分の土地があるので、区長をしている間に公園を作りたいと考えている。 社協の助成は受けられるのか。	持ち帰り後日返答
H29.11.16	神社前土地	H29.10.8の相談を受け、区長とともに現地へ。 ※区長から選挙が終わるまで忙しいとのことで、この日に決定。 区の承認を得られれば区へ寄付し、区が管理していく。 様々な申請をきちんとし、平成30年度中の整備を考えている。	社協の助成金は限度額がある。 他の助成金等も考えてもらい、本格的な整備となった際に、再度打ち合わせをすることで了承。
H29.11.16	公民館	会食会参加者 病院への通院手段がバスしかなく、本数が少ないうえに乗り換えが必要。福祉タクシーを利用できないか。	居宅介護支援係に確認。足の不自由な人しか利用できないとのことを本人に伝え了承を得る。
H29.11.20	支所事務所	H29.11.17(金)にボランティアセンターに相談があった人へ連絡したところ、来館してもらった。 町内で福祉サロン的なことをできないかとのこと。町内の他のサロンも見学に行ったが、自分がイメージしているものと少し違う。イメージとしては、市福祉健康センターの「スマイル」のミニ版。日時を設定せず、いつでも来てもらえる場所を提供したい。また、将来的には、食事も提供できればと考えている。	連絡先を聞き、様々な情報提供をさせていただくことで了承。
H29.12.15	本人宅	H29.11.20の相談者宅へ。 社協に食器の寄付があり、その活用先として相談者宅を訪問。写真を見てもらい、活用いただけるかの確認。	「ぜひ、活用したい。保管場所もあるので、持ってきてください。」との返答。
H29.12.27	支所事務所	サロン代表者 サロン参加者で、少し、様子が気になる人がいるので、何とかならないか。	地域包括支援センターにも連絡。現状確認に行くことで了承を得る。

平成29年度　福祉なんでも相談内容

日時	開催場所	内容	返答内容
4月21日	町内（農作業小屋）	デイサービスで風呂に入りたい。	ケアマネージャーに依頼するようすすめた。
5月1日	公民館	特になし。	特になかったため、〇地域包括の紹介を行った。
5月13日	公民館	特になし。	
6月12日	公民館	①菓子博来場時の車イスレンタルについて	①会場入り口付近にブース有り。申し込み方法をアドバイス。
		②思いやり駐車場について	②各種手帳を持ち、申請窓口（市等）を案内。
6月18日	まち協事務所	特になし。	特になかったため、社協事業の紹介を行った。
7月7日	公民館	①認サポを以前受けたが、認サポの活動をひろめていきたい。	
		②防災センターを訪問したい。	②防災センターの情報紹介と訪問時の申請の説明。後に日程調整等することとなった。
		③引き籠りの高齢者について（参加者の夫が外出したがらない）	③健康面には問題なし。極力外出しやすい方法等をアドバイス。
9月5日	保健福祉会館	地域住民で不潔な方がいる	一度持ち帰って調査することとした。以前、包括が関わっており、現在は〇〇障がい相談所が関わっている。
12月14日	公民館	特になし。	
12月15日	老人会館	特になし。	

平成29年度　福祉なんでも相談内容

日時	開催場所	内容	返答内容
5月25日	子育てサロン	・未就学児が集まれる場所は他にどこがありますか。 （ほとんどのお母さんが4月の自己紹介時、県外の方と判明） ・歯磨きを嫌がるので困る	・行政がしている子育て支援センターは、ＨＰ等をみて知っていたので、社協に登録している子育てサロンを紹介。 ・お母さん自作の歌を歌って、楽しい歯磨きにしてみることを提案。（経験上）
5月31日	コミュニティカフェ	コミュニティカフェの概要等説明について	基本毎月最終水曜日10：00～14：00でオレンジ主催、社協が 協力して行っていくことを説明。なんでも相談としてみなと職員でも相談可。また、確認後に返答も有ることを説明。
7月13日	子育てサロン	・どこの保育園が良いかわからない。 ・上の子が、保育園を嫌がる（泣く）	・園によって、それぞれ特徴や力を入れていることがあるので、労力はいるが、時間があるのであれば、気になる保育園を見学させてもらってはどうか。 ・経験話などをする。
7月26日	コミュニティカフェ	介護に関する困りごとについて	○○居宅の説明、○地域包括の説明を行い、日常での困り事に対してアドバイス等行う。
8月31日	子育てサロン	子ども（男の子）の育て方を親から色々と否定的に言われるので落ち込む。（自分に弟がいるが、弟は男だったけど、こんなんじゃなかったなど）みんな違って良いのにと分かっているが、言われると嫌になる。	同じ環境で育っても、兄弟姉妹で性格も違うんだから全然気にしなくていい。それぞれ個性がある。まだ、幼ない時期だから全部ができるわけじゃないなど。
10月25日	コミュニティカフェ	避難所についての質問（隣の神社小学校が 避難所になっているがみなとふれあいセンターを避難所にしてもらえないのか？）	2年前までは○○ふれあいセンターも避難所となっていたが、避難者の把握や開設体制のことから現在の状況になっていることを説明。
11月29日	コミュニティカフェ	独り暮らしをしているため毎日風呂焚きが手間のため銭湯に行きたいが近くにない。みなとふれあいセンターの風呂に入れてもらえないか？	現在は健康倶楽部○○と利用者のみが使用しているが、利用対象となるかどうか？○地域包括へ繋げる。
12月21日	子育てサロン	未就学児が集まれる場所は他にどこがありますか。 （御薗支所だよりを見て、初めて来た方から）	行政がしている子育て支援センターは、ＨＰ等をみて知っていたので、社協に登録している子育てサロンを紹介。 5日後の子育てサロン紹介。
12月26日	子育てサロン	未就学児が集まれる場所は他にどこがありますか。 （御薗支所だよりを見て、初めて来た方から）	行政がしている子育て支援センターは、ＨＰ等をみて知っていたので、社協に登録している子育てサロンを紹介。

アウトリーチ　集いの場での相談風景（H29.4.21）









日時：毎日午前 9 時頃から 11 時（水戸黄門）が始まるまでの間。自然とみんなが集まってくる。

場所：○○町海岸付近の納屋。（夏と冬で座る場所をかえている）

内容：団欒会

自分達で飲み物等を準備している。様々な情報交換、近所の話等行っている。

今回は相談として介護サービスの相談を受けた。

地域福祉ネットワーク会議





地域福祉ネットワーク会議



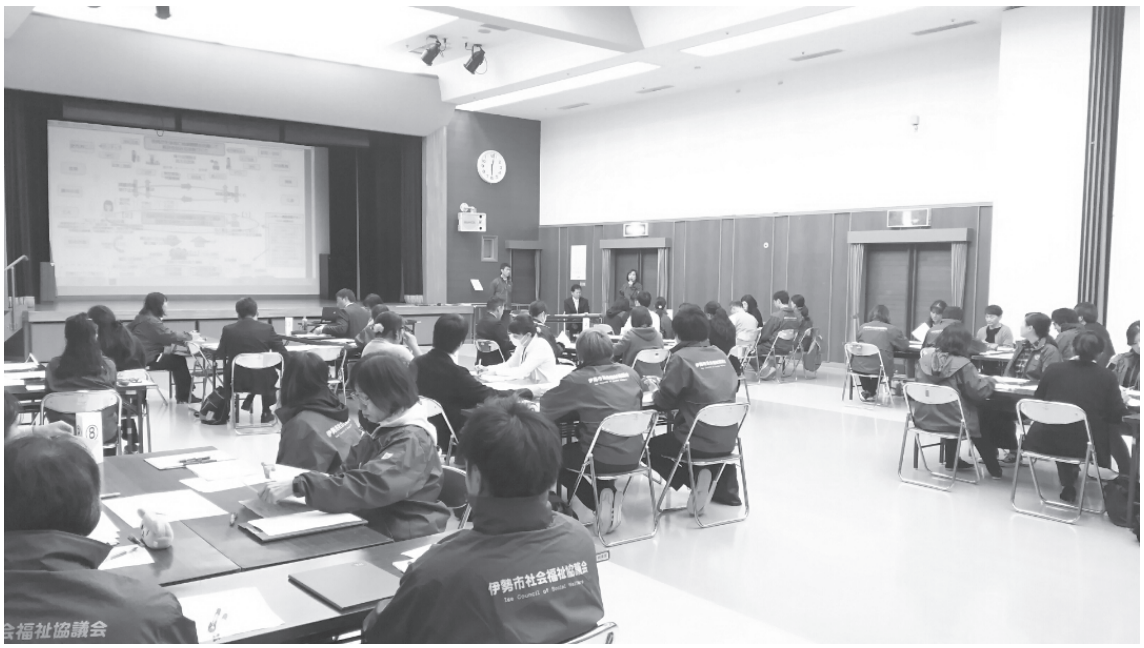



「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組について
「我が事・丸ごと」の地域共生社会
○制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
○地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、
○人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながることで、
○住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
◆今後の福祉改革を貫く基本コンセプト


我が事・丸ごとの地域づくり研修
～各分野による多職種連携と地域住民等との協働による地域連携の取組～
「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組について

職員勉強会（29.11.13）





都道府県名	三重県	市区町村名	桑名市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	142,951（人）			世帯数	57,919（世帯）		
高齢化率	25.08（%）	生活保護受給率	8.1（‰）		面積	136.68（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	84.6（%）		公立小学校数	28	公立中学校数	10	
地域包括支援センター	直営：1 か所、委託：5 か所（社協 2、社会福祉法人 1、医療法人 2）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

桑名市は、三重県の最北部に位置し、東は桑名郡木曽岬町及び愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び員弁郡東員町、南は伊勢湾及び四日市圏域に接している。
地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と伊勢湾に面し、木曽三川と員弁川がつくる沖積平野、輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯が広がっている。
鉄道や自動車交通も早くから発達し、現代においても広域交通の拠点であるとともに、名古屋市から25 ㎞圏という立地特性から西部丘陵地をはじめとする住宅都市としても機能している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	介護や障害、子育てあるいは世帯単位での複数分野の課題を抱えている状況等、複雑化する福祉分野の相談に対応するためには、相談者の状況に応じて、分野を問わず横断的かつ包括的に支援できる体制づくりが必要である。相談内容ごとに窓口が分かれるといった縦割りを廃し、分野を問わず横断的かつ包括的な相談業務行い、適切な福祉サービスへつなげる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	複合的な課題を抱えた対象者には、地域住民相互の助け合いが重要であることから、地域住民・ボランティアの協働を促進させる。 また様々なニーズに対して、地域の社会資源を活用し、対応していく。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	桑名市（委託先：社会福祉法人桑名市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	福祉関係や市民の方々との意見交換の中で、行政は、高齢、障害、子育てなど、分野別の対応（縦割り）で、「複合的な悩みに対して相談しづらい」、「どこに相談してよいか分からない」との意見をいただき、地域の福祉をより良くするためには、縦割りの解消が必要であるとの考えから、横断的かつ包括的に相談業務を行う福祉の総合相談窓口「福祉なんでも相談センター」を開設した。

<table>
<tr><td colspan="2">③事業実施体制
※注</td><td>
地域包括支援センターの一部を移転し（ブランチ型）、そこに、新たに障害や子育て等の相談業務を追加して、複雑化する福祉分野の相談に横断的かつ包括的に対応するモデル的窓口として「福祉なんでも相談センター」を開設した。総合相談事業の運営は、地域包括支援センターの委託先でもある桑名市社会福祉協議会に委託し、市の再任用職員１人を配置している。
<table>
<tr><th>市民からの相談内容</th><th>対応する機能</th><th>モデル事業</th><th></th><th>相談業務を実施</th><th></th><th>相談者への支援</th></tr>
<tr><td>高齢</td><td>地域包括支援センター
（主な業務）
・介護予防支援
・介護予防ケアマネジメント業務
・総合相談支援業務
・権利擁護業務
・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
↑
制度横断的な連携ネットワークを構築して実施</td><td rowspan="4">福祉なんでも相談センター窓口</td><td rowspan="4">⇒</td><td>高い専門性が求められるケース</td><td rowspan="2">⇒</td><td rowspan="2">多機関の協働による包括的支援体制を充実させ支援</td></tr>
<tr><td>障害</td><td>相談窓口</td><td>複雑に問題が絡み合っているケース</td></tr>
<tr><td>子育て</td><td>相談窓口</td><td rowspan="2">総合相談窓口で解決</td><td rowspan="2">⇒</td><td rowspan="2">相談業務終了（場合によっては、継続的な見守りが必要）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>相談窓口</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">④相談支援包括化推進員の配置予定人数</td><td>３人</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤相談支援包括化推進員の経歴等</td><td>保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称</td><td>福祉なんでも相談センター</td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑦事業内容</td><td>ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</td><td>様々な福祉分野の相談に対して、包括的に対応する窓口を設置。相談内容を解決するために必要な制度やサービスの紹介、内容が複数の分野に関わる場合は、関係部署や関係機関との支援調整、専門職による予約制の相談等を行い、複雑化したニーズに対応していく。また、情報システムを用いて、関係所管課と情報共有を図る。</td></tr>
<tr><td>イ　相談支援包括化推進会議の開催方法</td><td>必要に応じて相談支援包括化推進会議（総合相談調整会議）を行う。また、支援調整会議、地域包括ケア会議、自立支援協議会等の会議を活用し、他機関との連携や支援内容等の検証・調整・見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>ウ　自主財源の確保のための取組の概要</td><td>ボランティア団体の取組について情報収集をするなど、地域にある社会資源の活用を図る。</td></tr>
<tr><td>エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要</td><td>相談支援包括化推進会議（総合相談調整会議）や支援の過程で見えてくる地域の課題から、必要な社会資源の検討・創出につなげる。</td></tr>
<tr><td>オ　その他</td><td>予約制で、市の専門職（理学療法士等）による相談を実施する。</td></tr>
</table>

⑧事業の 成果目標	包括的な相談支援業務、相談支援包括化推進会議（総合相談調整会議）、支援内容の情報共有を通じて、多機関との協働による複合的な相談事案の解決を図る。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	

５．成果目標の達成状況について

相談内容が複雑な案件について、市保健福祉部各課と委託先である桑名市社会福祉協議会の職員が集まる総合相談調整会議において、支援の方向性などを検討した。また、福祉分野以外の相談も受けることがあるが、他部署への連絡・調整等により、解決を図ることができている。

都道府県名	三重県	市区町村名	名張市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	79,517（人）			世帯数	33,588（世帯）		
高齢化率	29.4（%）	生活保護受給率	7.7（‰）		高齢化率	29.4（%）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		84.23（%）	公立小学校数	15	公立中学校数	5	
地域包括支援センター		直営：1か所					
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所（社協）					

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部にあり、大阪へ６０km、名古屋へは１００km で、ちょうど近畿・中部両圏の接点に位置していて、山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水とともに、風光明媚な自然に恵まれている。

昭和３８年以降には大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市制発足当時３万人であった人口も、昭和５６年度には人口急増率全国 1 位になるなど発展を続け、８万５千人台まで増加したが、現在では約８万人と減少傾向にある。

平成１５年合併せずに単独市の道をあゆむことになったのをきっかけに、住民と協働による我が事・丸ごとの地域づくりを進めてきた。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

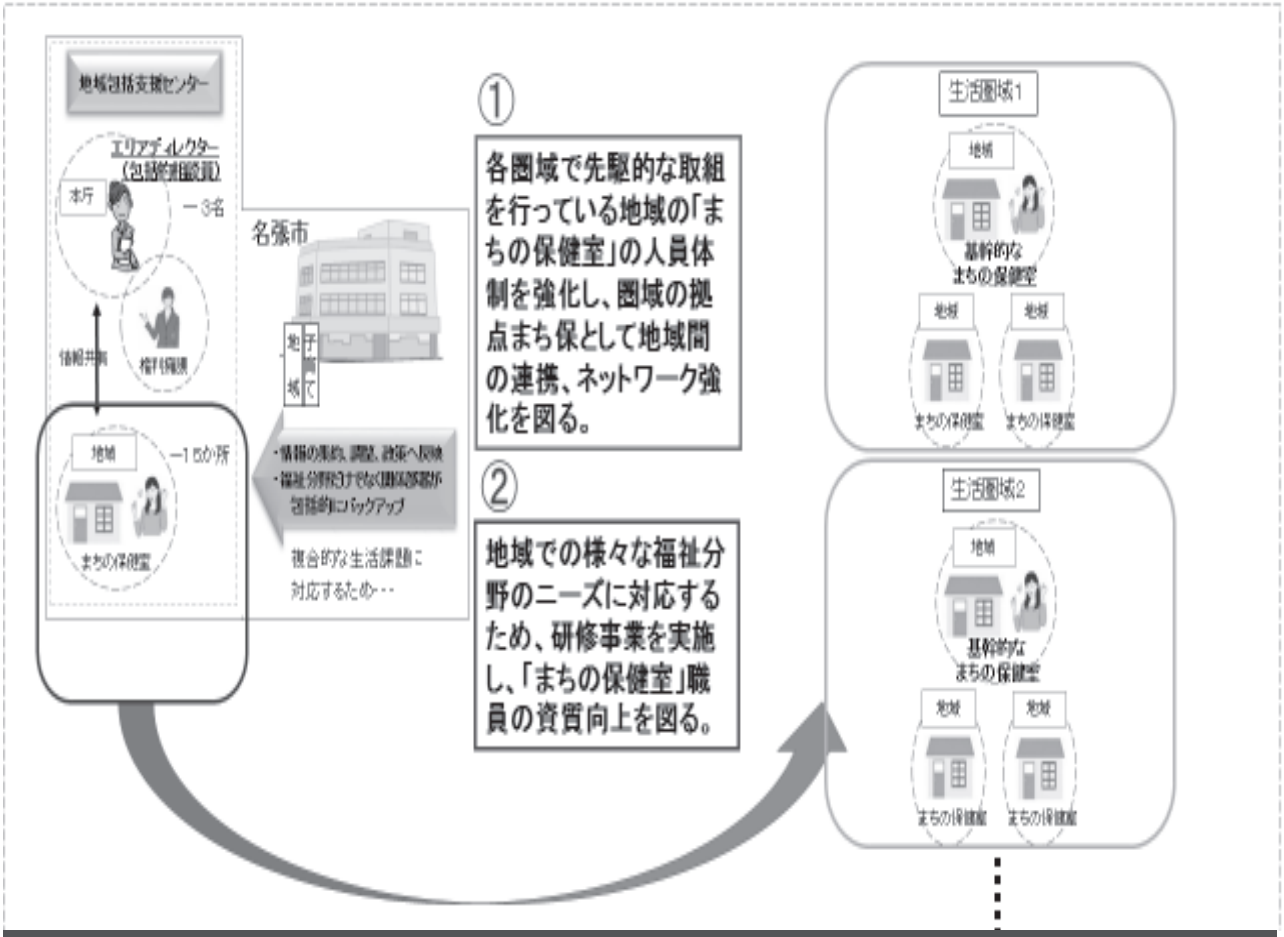
本事業に取り組む目的・狙い	小学校圏域ごとに設置された住民自治組織「地域づくり組織」ごとに地域計画「地域ビジョン」を策定し、地域ごとの理念・目標が設定され、基本方針、将来像等を定めた。それらをまとめたものを市の総合計画地域版とした。本事業では地域ビジョンに沿った取組について、後方支援が出来るよう、専門職の配置等により地域でのネットワークづくりの強化、課題解決能力の向上を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・ボランティア等の活動の参加、生活支援と介護予防の取り組みの推進、 ・与えられる福祉から、住民同士ともに創る福祉への転換 ・地域での活動者の増加と住民同士の相互連携によるコミュニティ機能の向上
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

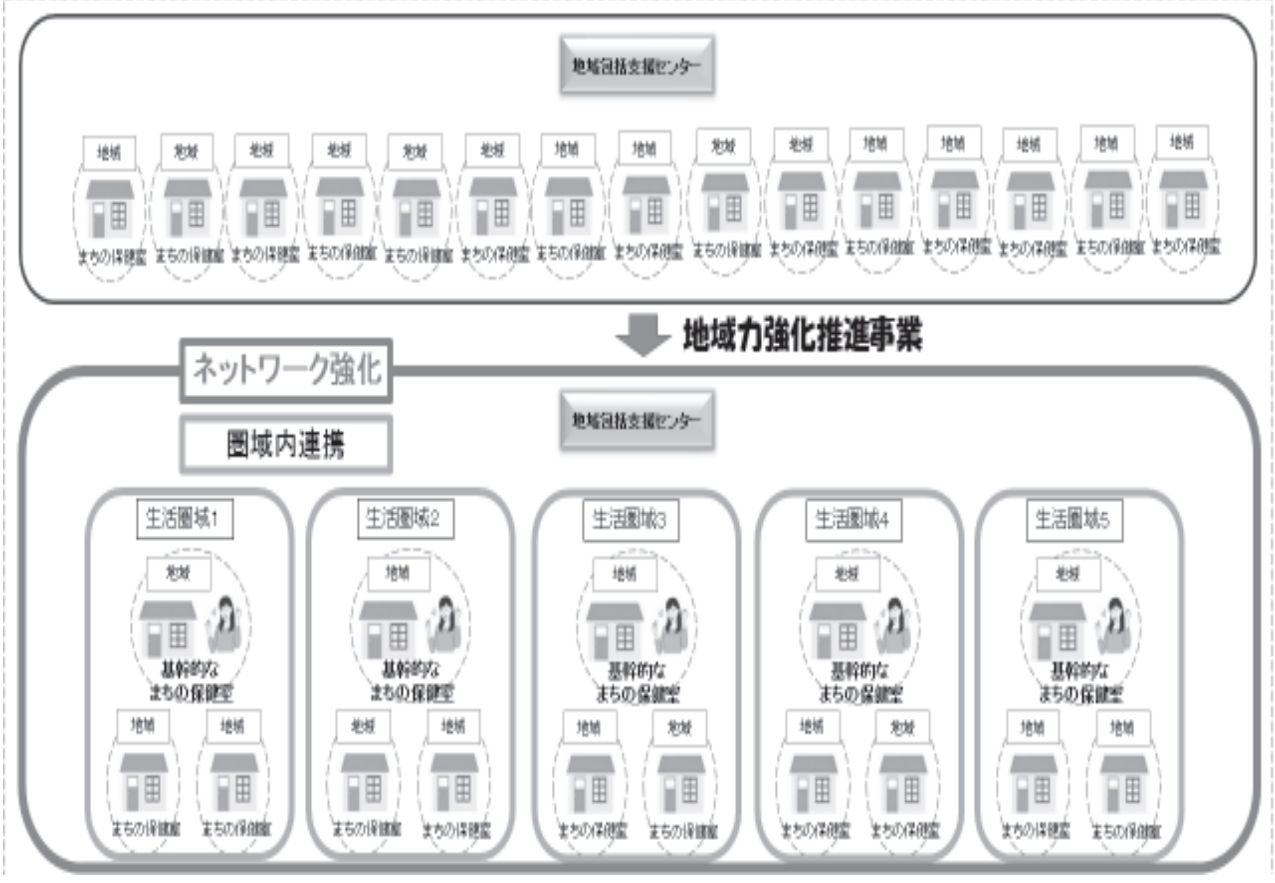
①実施主体（委託先）	名張市（一部研修事業については、大学に委託予定）
②事業実施に至った経緯	名張市では、各地域づくり組織において有償ボランティア、配食サービス等生活支援の取組が進展しているが、これらの取組を市全域に展開するためには、活動拠点の整備及び圏域での連携や地域づくり組織間のネットワーク強化が必要であるとともに、各地域において、多様化、複雑化する福祉ニーズを把握し、取り組んでいくことが重要である。 こうした地域の取組を支援するために、地域住民による自主活動の拠点として、地域住民による有償ボランティア組織立ち上げ支援を行うとともに、より市民に身近な地域づくり組織の単位で１５地域すべてに配置した地域福祉の拠点である「まちの保健室」の機能強化を図り、職員の人材育成を図る。
③事業実施体制※注	名張市では、小学校圏域ごとに設置された地域づくり組織が様々な生活支援介護予防の活動を展開するとともに、地域での分野を問わないまちの保健室の相談支援体制に加え、本庁の地域包括支援センターは基幹型包括支援センターとして、障害分野の相談窓口も吸収し、相談窓口をワンストップ化した。 これらの取り組みにより、住民一人ひとりの生活に目が行き届く体制が整いつつある。

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 小学校圏域１５か所ごとに地域づくり組織とまちの保健室を設置している。 きめ細やかな支援、地域の活性化は実現しているが、日常生活圏域（中学校区）単位での圏域内連携、情報共有等を進めることで、地域間のばらつきを解消し、地域福祉推進に資する取り組みとなると考えている。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	名張市では、平成１８年度に地域包括支援センターを設置し、そのブランチとして市民により身近な地域づくり組織の市民センター等１５地域すべてに地域福祉の拠点として「まちの保健室」を配置し、名張市版ともいえる地域包括ケアシステムを推進している。 　各地域づくり組織において有償ボランティア、配食サービス等生活支援の取組が進展しているが、これらの取組を市全域に展開するためには、「まちの保健室」の体制強化が必要であり、各圏域で先駆的な取組を行っている地域の「まちの保健室」の人員体制を強化し、圏域の拠点として連携、ネットワーク強化を図るものである。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	「まちの保健室」は、初期相談、健康づくり・介護予防事業、地域とのネットワークづくり等地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるが、近年は地域での生活課題も複雑化し、子ども、障害者、生活困窮者。認知症、難病、認知症、DV、虐待、消費者被害等様々な相談内容となっており、様々な福祉分野のニーズに対応するため、職員の資質向上を図るため、大学に委託し、研修事業を実施する。
	その他	自助や公助に加え、既存制度を支える共助の基盤を整備し、生活困窮者等複合的な課題を抱え、支援を必要とする人を可能な限り身近な地域で支える体制を構築するため、各地域での有償ボランティア組織設立に係る経費に対して支援補助を行う。
⑥事業の成果目標		・各圏域で拠点となる「まちの保健室」の人員体制を強化し、圏域内での連携、地域間のネットワーク強化を図る体制を構築する。 ・研修事業により、「まちの保健室」職員の資質向上を図り、地域での複雑な生活課題を把握し、福祉ニーズに対応できる人員体制を構築する。 ・地域住民による自主活動の拠点として、地域住民による有償ボランティア組織立ち上げ支援を行う。

「まちの保健室」基盤強化、機能強化



「まちの保健室」基盤強化、機能強化①詳細



４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		名張市
②事業実施に至った経緯		福祉ニーズの多様化、複雑化、担い手の不足など、変化する社会環境に対応するためには、介護や障害、子育て、生活困窮者といった分野の垣根を越えて、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みが必要である。
③事業実施体制※注		本事業により設置される相談支援包括化推進員(エリアディレクター)により、市内１５か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室の包括的相談支援体制をバックアップし、複合的な生活課題を抱える対象者を地域全体で支援していくことが可能となる。 地域での個別ケース会議（エリア会議）の開催を積み重ねることで、顔の見える関係を構築していくことに加え、地域や関係機関との連携を構築するため、全市的な協力の呼びかけを行っている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		３名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ① 社会福祉士、介護支援専門員、主任、生活保護 CW、民児協事務局、厚労省出向 ② 社会福祉士、精神保健福祉士、室員、地域包括支援センター ③ 社会福祉士、室員、地域包括支援センター（元まちの保健室職員）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		地域包括支援センター
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	地域包括ケアシステムを基本に、高齢者、子ども、障害者、生活困窮者、就労支援、認知症、健康づくり、難病、DV、消費者被害等、子どもの貧困、教育に関する相談に対して市直営の地域包括支援センターがワンストップで対応できるよう、相談支援包括化推進員（エリアディレクター）を３名設置し、体制強化を図る。 具体的には、市内１５か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室が地域づくり組織（まちづくり協議会）等と連携し、地域の課題や困難ケースを把握する。課題が複雑化し、支援困難なケースについては直営の地域包括支援センターへ情報が集約され、エリアディレクターに引き継がれる。 エリアディレクターは相談者の複合的・複雑化した課題を的確に捉え、その解きほぐしと支援の見立てを行うとともに、相談支援包括化推進会議（エリア会議）を利用し、様々な関係専門機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする「現場の旗振り役」となる。 エリアディレクターが対応したケースについては個別の相談記録を作成し、支援の見立て（プラン作成）を行う。 エリアディレクターによる必要な見立て（プラン作成）と連絡調整が済めば、ケースは基本的にその地域のまちの保健室が持つことになり、地域づくり組織（まちづくり協議会）や関係専門機関と連携しながら、地域での暮らしを支えていくことになる。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	個別のケース会議（エリア会議）を積み重ねることで、地域ごとの連携強化を行う取り組みに加え、エリアネットワーク会議という全市的な会議を開催し、それぞれの機関ができることの再認識や、研修を通じて関係機関等の顔の見える関係を構築し、規範統合と連携強化を図っていく。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	社会資源である地域住民同士の互助で取り組む有償ボランティア組織等が自主財源で安定した運営できるよう、エリアディレクターが生活支援コーディネーターと連携し、助言、情報提供等の運営支援を行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	複合的・複雑化した課題に対応することを積み重ねることで、地域の課題や必要なサービスが抽出されるため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターや地域づくり組織（まちづくり協議会)、行政担当部署と連携し、必要な提言を行い、立ち上げ支援には深く関わる予定である。
	オ　その他	

⑧事業の 成果目標	平成２９年２月当市が独自に行った調査（まちの保健室の把握件数）において以下の①～⑤の支援困難ケースは合計１１１件に上ることが分かった。 これらのケースの減少を目指し、生活の質を高めるため、優先度に応じて順次対応していく。 また、地域の関係者や関係機関等が積極的に関わっていくことで、それらの経験の積み重ねにより、地域の対応力を高めていくことを目標とする。 ①ダブルケア世帯。親の要介護状態の程度は問わず、子育ては就学前とした。 ②65 歳以上の親と 50 代前後の不就労の子の同居世代で、「子が親に依存」している状態世代。 ③18 歳～20 歳であり、児童養護施設を利用したくても年齢要件で利用できない人。 ④　支援拒否がある人 ⑤　ゴミが出せずに溜まりはじめている人～ゴミ屋敷に住む人
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	相談支援包括化推進員は地域に存在する関係機関の力を引き出し、結果的に地域の課題解決能力を高めていくのが主たる業務だと考える。しかしながら、マクロの成果を目的としつつも、ミクロの個別ケース対応に引っ張られて、本来の目的を意識して動く余裕がない。 複合的な課題を持つケースの調整役ではなく、周囲からは困難ケースの対応者としての役割と認識を持たれている。（ちなみに困難ケースとはほとんどの場合、支援拒否ケースである）





５．成果目標の達成状況について

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業として】
●エリアディレクター（相談支援包括化推進員）による平成２９年度エリア会議（多機関が協働し課題解決にあたる個別会議）の開催１９件（平成３０年１月４日現在）
●エリアディレクターによるエリアネットワーク会議（相談支援包括化推進会議）の開催
〈開催形式〉エリアネットワーク会議、名張教福連携サミット、農福連携講演会、
厚生労働事務次官鼎談、厚生労働省老健局長講演会、
同志社大学永田准教授による講演会（年２回）
〈実施内容〉地域共生社会実現に向けての啓発（関係機関や地域住民対象）
〈開催頻度〉年７回開催予定
【地域力強化推進事業として】
●まちの保健室の職員について３名雇用（７月、９月、１１月採用）し、圏域内での連携、地域間のネットワーク強化を図る体制を構築した。
●同志社大学へ研修事業を委託し、各相談支援機関に対し、
講演会やグループワークを行っている。
〈開催頻度〉平成２９年度５回開催
〈開催内容〉「地域共生社会の実現について」同志社大学　永田祐准教授による講演
各相談支援機関職員対象のグループワーク
●有償ボランティア立ち上げ支援　本年度２地域（薦原、赤目地区）支援し有償ボランティアは１５地域中９地域で実施される予定。

都道府県名	三重県	市区町村名	いなべ市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	45,721（人）			世帯数	17,482（世帯）		
高齢化率	26.14（%）	生活保護受給率	3.1（‰）		面積	220（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	69.04（%）		公立小学校数	11	公立中学校数	4	
地域包括支援センター	委託：1 か所(社協)						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所(社協)						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

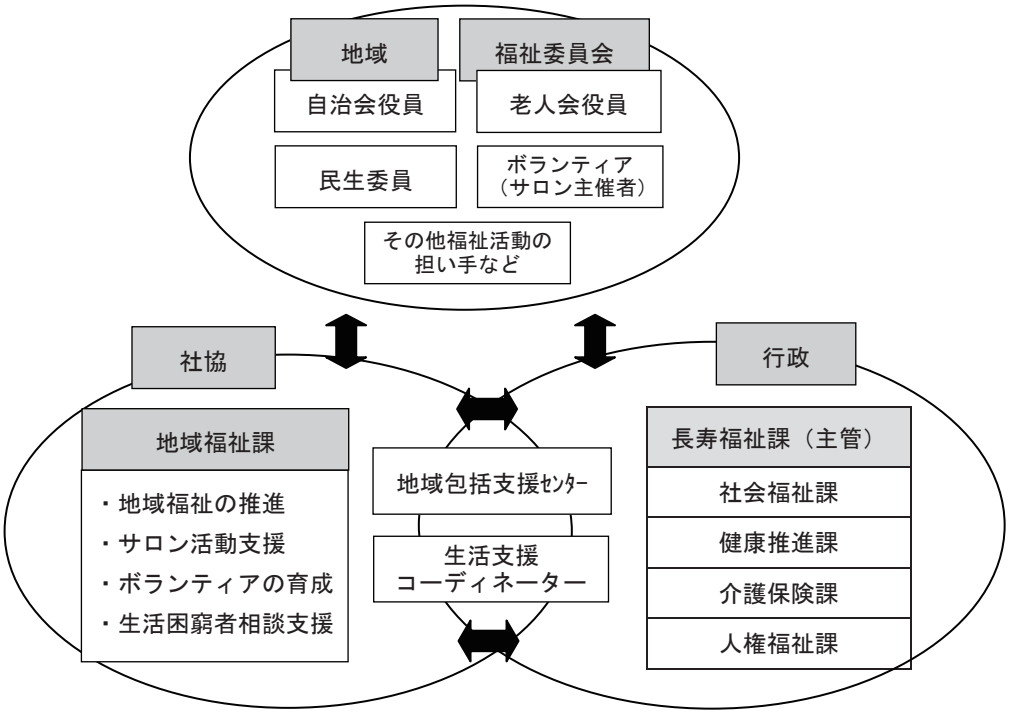
平成 15 年 12 月 1 日に北勢町、員弁町、大安町及び藤原町が合併していなべ市が誕生しました。
いなべ市は、三重県の北の玄関口、中部圏域の一画に位置し、地理的条件から、積極的な企業(工場)立地とともに、自然環境を生かした観光産業や農業の振興を推進しています。
さらに、地域と連携し、生きる力をはぐくむ教育・福祉、自然と調和した快適な生活環境の整備、市の財産や市民を守る防災活動など、市民の暮らしを支える活動を促進しています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	高齢者等が要介護状態となっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民が自主的かつ主体的に運営し、地域の課題を地域で話し合う機会を持ち、その中で課題解決に向けた取組を検討しながら活動につなげていけるよう、基盤づくりを全市的に進めていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	困り事の相談や何かの時の支えなど、介護サービスや生活支援サービスだけに頼るのではなく、近所同士の見守りや自治会内での支えあいなど、互助の取組が重要であることを地域住民が気づき、まずは課題の共有、話し合いの場づくりを主体的に実施してもらう。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	いなべ市（いなべ市社会福祉協議会に一部委託）
②事業実施に至った経緯	これまでは社協事業として、各地区での福祉委員会立上げの支援を行っていたが、市内全域へ事業を浸透させることが難しく、平成 28 年度末で 4 か所のみの設置であったため、市事業として全市的に設置を促進することとした。

<table>
<tr><td>③事業実施体制
※注</td><td> 
</td></tr>
<tr><td>④事業の対象地域について</td><td>＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞
最も身近で、かつ、地域のつながりが強い範囲である自治体単位を基本圏域とする。（市内 119 地区）
複数の自治会による共同実施も可能とするが、住民同士の顔が見える範囲、意識が及びエリアでの設置を基本とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤事業内容</td><td>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）</td><td>自治体単位を基本圏域として、自治会役員、民生委員児童委員･主任児童委員、老人会役員、ボランティア、サロン主催者等で構成する福祉委員会を設置推進し、地域住民が自主的かつ主体的に運営を行い、地域の課題を地域で話し合いながら、解決に向けた取組、活動につながっていくよう、市と社協が協働し、地域に入ってコーディネートを行っていく。
そこで把握された地域課題等については、市、社協、地域包括支援センターほか、市関係部署で共有し、課題解決に向けて検討を行うほか、地域へのフィードバックと支援を行っていく。</td></tr>
<tr><td>地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）</td><td>平成 31 年度以降に実施予定。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>⑥事業の成果目標</td><td colspan="2">福祉委員会の設置箇所数と各地区での開催回数。</td></tr>
</table>

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

【事業の成果目標：福祉委員会の設置箇所数と各地区での開催回数】
平成２９年度１月５日現在実績　福祉委員会設置地区数２０／１１９自治会

〇福祉委員会登録票提出地区１８自治会
〈北勢〉
鼓⇒２回開催、南中津原⇒１回開催、一之坂⇒２回開催、小原一色⇒１回開催、其原⇒０回開催

〈藤原〉
坂本：平成２４年度設置⇒４回開催、本郷：平成２８年度設置⇒４回開催、山口⇒１回開催
旧立田小学校区（篠立、古田）：平成１８年度設置⇒０回開催

〈大安〉
中央ヶ丘：平成２５年度設置⇒５回開催、丹生川片樋⇒２回開催、北垣内⇒１回開催
戸井⇒１回開催、大井田⇒０回開催、小原⇒０回開催

〈員弁〉
北金井⇒３回開催、楚原⇒１回開催

〇福祉委員会登録票未提出地区２自治会
〈北勢〉
麓村

〈藤原〉
東禅寺

都道府県名	三重県	市区町村名	伊賀市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	93,120（人）			世帯数	39,946（世帯）				
高齢化率	31.6（%）	生活保護受給率	9.2（‰）		面積	558.31（k ㎡）			
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	83.7（%）		公立小学校数	21	公立中学校数	10			
地域包括支援センター	直営：3 か所								
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所								

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

伊賀市は、京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町、伊勢神宮参拝者の宿場町として栄えてきました。
こうした地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも、独自の文化を磨き醸成してきたまちでもあります。
また伊賀忍者や松尾芭蕉のふるさととしても知られ、国内外から多くの観光客が訪れます。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	すべての市民が　住みなれた地域で 安心して　人生の最後まで　暮らせる　まちづくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市民が自分らしい生活ができるまちづくり まちづくりに関わるすべての市民の主体的な参加をめざす
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	伊賀市（伊賀市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	伊賀市では、第２次伊賀市地域福祉計画（平成 23～27 年度）に基づき、平成 25 年度から伊賀市社会福祉協議会が中心となり、地域が主体的に地域課題を把握し、地域自らが課題解決に向けた検討を行う、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ支援を行ってきた。ただし、取り組み当初では、支援を行うための専任職員の配置は難しく、兼務での対応となっていたため、市全域での地域福祉ネットワーク会議の立ち上げに苦慮していた。
③事業実施体制※注	
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 伊賀市内に３９ある住民自治協議会単位 人口　４８７人～１２，５１２人 面積　０．２０ｋ㎡～４７．２４ｋ㎡

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域が主体的に、地域課題を把握するための調査（または、地域と伊賀市社会福祉協議会の協働による調査）を行い、把握した課題について地域全体で考え、地域自らが課題解決に向けた検討を行う場として、市全域に地域福祉ネットワーク会議の設置を目指しており第３次伊賀市地域福祉計画（平成 28～32 年度）に位置づけている。そのため、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ及び設立後の運営支援を目的に、伊賀市社会福祉協議会に地域を支援するための専任職員を配置するとともに、活動支援につながるよう地域福祉活動拠点づくりを進めることとしている。 なお、活動拠点づくりに際しては、本市における公共施設の適正化も踏まえ、住みなれた地域に所在する公共施設跡地を活用することにより、これまで以上に住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努め、住民主体の地域福祉活動の活性化を目指している。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域課題の解決に向けて、地域自らが地域課題の解決に向けた取り組みを行うことに合わせ、その活動を支援するため伊賀市社会福祉協議会に配置する地域福祉コーディネーターが地域に入ることにより、地域内の個別の困りごとについても、本市における相談支援の最初の窓口である地域包括支援センターへつなぐ役割も担うことが期待される。 また、住民の身近な公共施設跡を活動拠点として整備し、多くの住民が参加しやすい環境づくりに努めるなど、住民が困りごとを相談するきっかけづくりに資することができる。 さらに、地域における自治組織との連動・連携・協働により、福祉面からの視点だけではなく、あらゆる生活課題に関する視点なども踏まえた情報交換・共有などにより、福祉における課題解決に加え、地域全体の課題解決にもつながることが見込まれる。
	その他	
⑥事業の成果目標		伊賀市内全域の住民自治組織単位（39 地区）で地域福祉ネットワーク会議の立ち上げを目標とし、今年度では６団体において設立を目指す。（設置済：22 地区）

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	伊賀市
②事業実施に至った経緯	子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症及び虐待などの最初の窓口として、市内３箇所（中部・東部・南部）に地域包括支援センターを設置しているが、集約された相談解決に多機関との連携が必要な事例については、福祉相談調整課が相談事案を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐこととしている。しかし、各地域包括支援センターの相互連携をより強固にすることや、福祉相談調整課においても、相談事案解決のさらなる迅速な解決、見えてきた課題などを関連施策の見直しにつなげることなど、各課題の解消が求められている。
③事業実施体制※注	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	５人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士　１名・保健師　４名
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター・福祉相談調整課

⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	相談の最初の窓口として地域包括支援センターを中部・東部・南部の市内３箇所に設置しているが、さらなる３つの窓口相互の連携強化のため、相談支援包括化推進員を中部、東部および南部サテライトにそれぞれ１人配置することで、機関相互の連携をより強固なものにブラッシュアップする。 また、複合的な問題の迅速な解決に向け、福祉相談調整課内に相談事案調整担当として相談支援包括化支援員（社会福祉士１人　保健師１人）を２人配置する。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	複合的な相談事案の場合、福祉相談調整課が、随時、相談支援包括化推進会議（相談事案を調整する会議）を開催すると同時に、それぞれの機関が受け持つ支援方法や役割を明確にし、早期解決につなげる。 （平成２８年度での同様の調整会議開催実績は、２６回）
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	平成２８年策定の第３次伊賀市地域福祉計画にも盛り込んでいるとおり、地域自らによる地域福祉活動を高めるため、地域福祉財源を創出し、循環するしくみづくりを進める。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	個別支援から見えてくる課題を、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが行う地域支援を通して、住民自治協議会単位に設置及び設置予定の協議体において、地域で必要な社会資源の検討・創出につなげる。
	オ　その他	伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動し、平成２８年４月から子育て支援体制の強化にともなう部局を設置するとともに、相談支援包括化推進員を福祉相談調整課に担当として２人、最初の窓口となる地域包括支援センターの中部、東部および南部サテライトにそれぞれ１人配置し、相互機関の連携を強化している。
⑧事業の成果目標		引き続き今後も福祉の総合相談窓口の役割を継続し、複合的な相談事案の解決に努める。 また、相談事案など個別支援から見えてきた課題は、地域支援や市全体の施策に反映していく。 今後は、福祉の総合相談窓口としてだけでなく、人権担当部署や外国人担当部署などあらゆる部署との連携も検討していく予定である。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		個別支援から見えてくる課題から地域課題の発見や施策等の検討につなげる福祉施策調整会議に、本年度からより先進的な視点を取り入れるため学識経験者に参加をお願いした。今後もこのサイクルを継続し、地域課題の解決に向けた新たな施策の創出をめざす。

５．成果目標の達成状況について

地域力強化推進事業

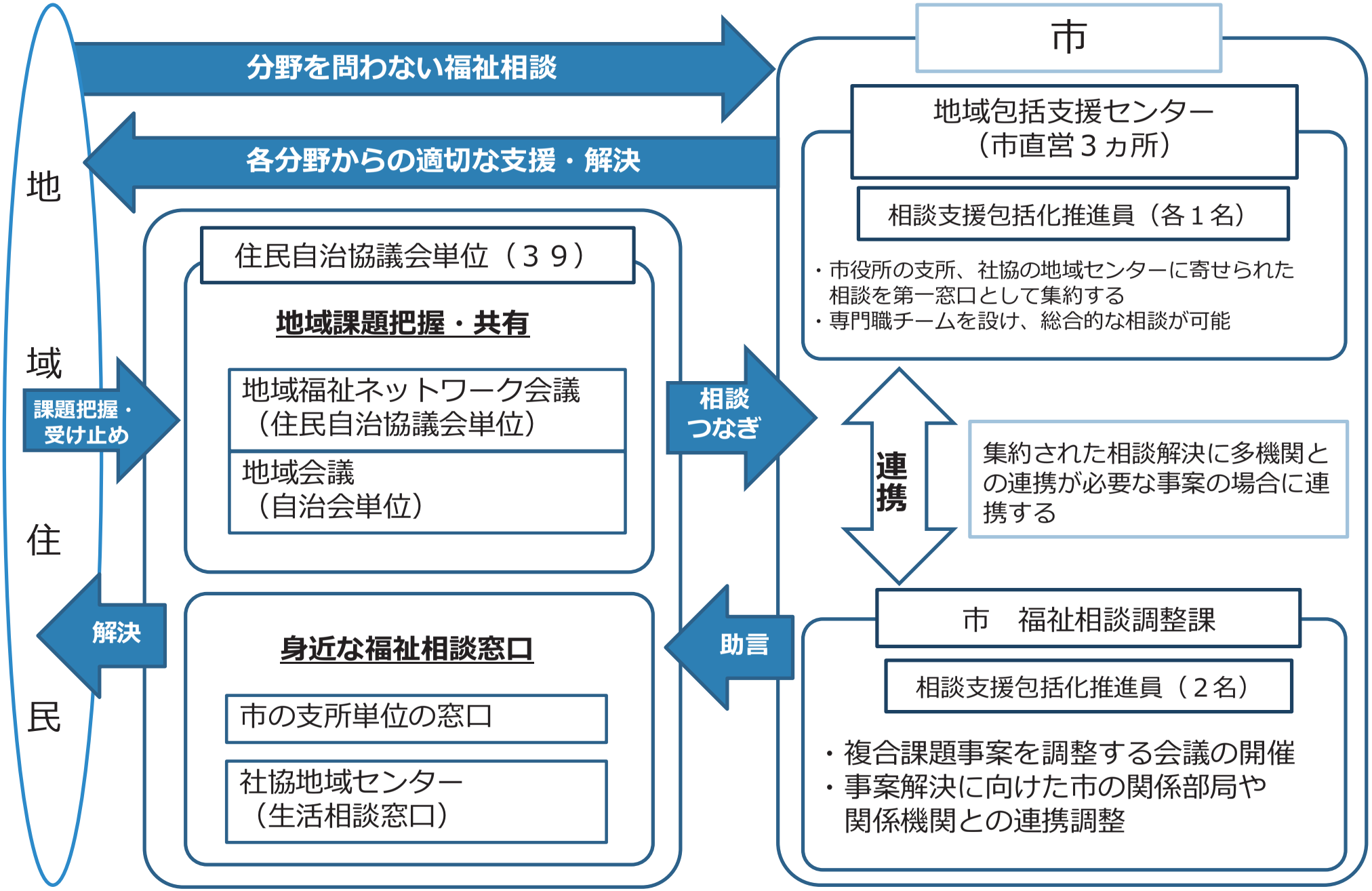
　３９の住民自治協議会単位で地域福祉ネットワーク会議の立ち上げを目標とし、現在２６団体で立ち上げ済み。本年度中に立ち上げ予定の団体が２、３団体あり、継続して支援している。

　また、地域福祉ネットワーク会議立ち上げ後もそれぞれの地域独自の取り組みを進めるため、継続的に運営支援を行っている。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

　平成２９年度に相談事案など個別支援から見えてきた課題（８案件）を、本年度の福祉施策調整会議で検討を行った。うち３つの案件については対応済となり、残りの案件についても検討した対応策により継続して対応している。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



都道府県名	三重県	市区町村名	御浜町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	8,889（人）			世帯数	4,253（世帯）		
高齢化率	37.29（%）	生活保護受給率	5.2（‰）		面積	88.13（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	4	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営（保険者である広域連合からの委託）：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	県の福祉事務所から県社協へ委託して実施						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

当町は三重県の南端にあり、紀伊山地を背に太平洋を臨み、七里御浜の中間部に位置し、古くから柑橘類の栽培が盛んで「年中みかんのとれるまち」として典型的な海洋性気候で降雪はほとんどなく、温暖で雨の多い地域である。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	相談支援全般に関わる中で、様々な専門分野での相談業務は実施されてきているが、相談には複合的な問題を抱えるケースであったり、制度の隙間をつくような問題を抱えるケースも多い。当事業を通じて、相談体制の仕組みを確立することで、複合的な相談や専門分野に属さない相談にも横断的に対応する位置づけを明確に位置づけることができ、対応する部署を明確化することができる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	総合的に関わる形を明確にし、地域福祉計画・地域福祉活動計画とも連動した形で、生活支援コーディネーターとの連携なども図りながら、専門分野の枠を超えて、横断的に課題解決や地域づくりを進めていくきっかけづくりにしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	御浜町（御浜町社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	昨年度、町と社会福祉協議会が一体計画として策定を行った第３次地域福祉（活動）計画をまとめる過程において、複合的な課題を抱える世帯への支援対策等の必要性があがり、多職種が協働しながら、総合的に関わる必要について検討することとしていたところと、当事業の趣旨と合致するところが多くあり、事業としての位置づけも明確化されることから、実施することとした。
③事業実施体制※注	事業を社会福祉協議会に委託し、地域福祉担当職員１名と障がい担当職員１名との２名を兼務により推進員として配置。また、生活支援コーディネーターも社会福祉協議会に配置していることから、協議体や推進会議、地域福祉関係の内部会議等、様々な分野との連携を図り、幅広い課題に対して包括的な支援を行う体制構築を目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２名（兼務）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	① 社会福祉協議会において４年間の介護業務と５年間の地域福祉業務。生活困窮や権利擁護に関する相談支援を行っている。（資格：社会福祉士・介護福祉士） ② 前職での６年間の介護業務と社会福祉協議会での２年間の介護業務の後、３年前より介護支援専門員としての業務にあたり、今年度からは障がい者特定相談支援業務を兼務。（資格：介護福祉士・介護支援専門員）

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		種類：社会福祉協議会 名称：御浜町社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	地域課題等について、今後新たに位置づける総合相談所や推進会議メンバーとの連絡を密にとり、地域包括支援センターや民生委員等とも連携を図りながら把握に努め、事業所や地域等にも周知を行いながら連携体制の構築を図る。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	地域福祉（活動）計画で取り組むべき活動の一つとして本事業を位置づけることとしており、計画推進委員会（仮）と一体的に開催できればと考えている。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	実態把握をする中で、必要な資源の確保や事業展開に必要なものについては、共同募金配分金や社協会費、社会福祉充実財産当の活用ができればと考えている。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	現在、様々なたまり場があるものの、社会的な孤立状態にある全ての方のニーズに即しているわけではないので、就労支援等も視野に入れながら、生活支援コーディネーター等とも連携をはかり、必要な社会資源の開発等に努めていく。
	オ　その他	推進員の資質向上は基より、他機関等において相談対応を行っている職員や相談員の研修を実施する。
⑧事業の成果目標		現在の把握及び何らかの形で関わっているケースが１０件程であることから、調査を進めていくことで２０件程度の把握、支援を行うこととする。その過程で、地域課題等の把握もまとめていくこととする。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

社会福祉協議会に設置した窓口を「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」における総合相談所として位置づけたことにより、役割が明確となり、生活困窮やなんからの障がいがあると思われる方、複合的な課題を抱える世帯の相談対応がスムーズになり、対象となる相談実績として、９月以降１７件の相談があった。

相談ルートとしては、行政や介護支援専門員が多くなっており、新規ケースと以前からのケースを整理しながら、２名の相談支援包括化推進員と生活支援コーディネーターが中心となり、ケースに応じた専門職を招集し会議を開催し、支援方針の整理と役割分担、情報共有の方法を検討している。なお、現在まで開催した会議メンバーや意見交換を進めた専門職としては、行政障がい者担当、行政税務担当、地域包括支援センター、介護支援専門員、病院ワーカー、生活保護ワーカー、日常生活自立支援事業専門員、民生委員児童委員等となっている。

また、相談内容に応じて、行政窓口を中心とした対応にするのか、社会福祉協議会で対応するのかを整理できるよう、役割分担を両社で共有しながら対応にあたることができた。

これらそれぞれの課題を個別のケースの課題としてとらえるのではなく地域課題としてとらえ、ボランティアや担い手養成、サービス検討を行うことで、地域力の強化につなげていくほか、地域福祉（活動）計画に絡めたり、生活支援体制整備事業と連動するような体制づくりを進めました。

都道府県名	滋賀県	市区町村名	彦根市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	112,660（人）			世帯数	46,539（世帯）		
高齢化率	23.9（%）	生活保護受給率	8.1（‰）		面積	196.87（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	17	公立中学校数	6	
地域包括支援センター	委託：6 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

国宝の彦根城をはじめ歴史的町並みを有する市北部、新興住宅地が多い市中部、農村集落が大半を占める市南部にわかれ、市内でも地域性に違いが見受けられる。産業面においては、３Ｂと言われる仏壇、バルブ、ブラジャー（縫製）の地場産業が発展を遂げたが、安価な外国製品の流通により、地元製造業が低迷し、現在は地場産業の伝統産業の維持に努めている。地元産業における雇用は将来の見通しがつかず低迷しているものの、飲食店や小売業、警備事業等のサービス産業の雇用が増加傾向にあり、彦根職業公共安定所管内は、県下においても有効求人倍率は高い（H29.5 時点　1.70 倍）。高齢化率は平成 29 年 3 月時点で 23.9%

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行後、本市では家計相談支援事業を除く全事業に取り組み一定の成果を挙げてきた。また、平成 29 年 4 月からは家計相談支援事業にも取り組み、本市における包括的支援体制の更なる強化を図るところであるが、住民を主体とする地域力の強化が今後の大きな課題である。第 2 次彦根市地域福祉計画でも、地域レベルにおけるつながりを深め、助け合う地域となるような取組を行い、支えあい、信頼しあい、つながりあえるまちづくりを目標としており、地域で発生している問題について、他人事と考えず、一番に地域住民が我がごととして捉え解決を図ることを目指している。よって、住民主体によるボランティアや事業所等と連携し、これらが中心となって見守りと地域レベルでの問題解決を図っていける枠組みを構築するものである。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の困りごとを自分事のように捉えられる意識の変化。また、住民主体による見守り合いの関係作りやちょっとした困りごとをボランティアや地域住民で考え取り組める変化を起こしたい。行政、各専門機関、住民が一緒になって地域の課題に取り組めるような変化を起こしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	2-2 本事業に取り組む目的・狙いのとおり
③事業実施体制※注	別紙「実施体制イメージ図」のとおり
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 1-1 自治体の基本情報のとおり（対象地域は市域） ※なお圏域の考え方については、各小学校区（2,613～12,603 人） 　次年度はモデル地区に指定した地域（小学校区）で事業に取り組む予定

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	別紙「委託仕様書」のとおり
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	別紙「委託仕様書」のとおり
	その他	
⑥事業の成果目標		地域の課題や困りごとの解決に向け、住民個人や自治会、ボランティアグループ・ＮＰＯ、民生委員児童委員、さらには事業所が、それぞれの立場で「我が事」として取り組んでいく地域を目指す。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		彦根市 （彦根市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行後、本市の自立相談支援機関における相談支援については、庁内に相談推進委員会を設けるとともに、地域包括支援センター等の庁外関係機関と連携を図り、アウトリーチによる早期発見と早期支援に努めてきたところである。一方で、「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」といった状態にあるとの声も多く聞こえてくることから、今後ネットワークからの連絡体制を今以上に強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていくもの。
③事業実施体制※注		別紙「総合相談　体制図」のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		彦根市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	別紙「委託仕様書」のとおり
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	別紙「委託仕様書」のとおり
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	別紙「委託仕様書」のとおり

	工　新たな社会資源の創出のための取組の概要	別紙「委託仕様書」のとおり
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」とならないよう、ネットワークを活用した連絡・支援体制を強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていく。複合的な課題を抱える者に対する相談件数について年間 240 件、支援の終結件数は 48 件を目標とする。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

〇地域力強化推進事業について

・おたがいさんサポーター講座（基礎 2 回、ステップアップ講座 8 回）を開催。おたがいさんサポーター登録者数も 97 名となり、地域の見守り合い（地域の課題を我が事のように）の意識を高めていく地域作りが進んできている。また、「見守り合い活動推進事業」の一環として「振り返り会」を実践し、地域課題の“見える化”と住民同士での課題共有が徐々に進んできている。

・福祉教育では、小学校 46 回・中学校 1 回と 47 回実施。「福祉について」や「障害の理解」、「車いすの体験」等を行い、次世代も見据えた子ども世代からの地域力強化の実施に取り組んでいる。また、地域（小学校区、自治会単位向け）での出前講座についても 42 回実施。住民が主体的に地域の課題に取り組んでいけるような講座（見守り合い等）を実施している。そのことから、地域での見守り合い活動（サロンや見守り訪問等）が増加している。（※見守り合い活動推進事業として取組自治会数：22 自治会）

・ボランティア相談や地域の困りごとのアウトリーチを通じて、生活支援ニーズの把握にも取り組んでいる。送迎ボランティアのニーズについては、公共交通の機能に課題がある地域を対象に、住民の支え合いの中でできることを含め検討する機会を設けるなどして取り組んでいる。住民の意識としても、「自分の地域で困っている人がいるのなら何とかしたい」との声も上がってきており、地域課題を我が事のように考える地域も増えてきている。また、次年度のモデル地区予定の地域では、「ちょっとした困りごと」の解決に向けた取り組みを住民主体で行っていきたいとの声から、人材バンクの立ち上げに至っている。

・行政やボランティア団体等が、把握しているそれぞれの社会資源情報においてもあまり共有化が図れていない現状もあったが、ネットワーク会議等を開催したことで情報共有や連携の在り方について、少しずつではあるが、情報等の連携がスムーズに図れるような雰囲気に変わってきている。

〇多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

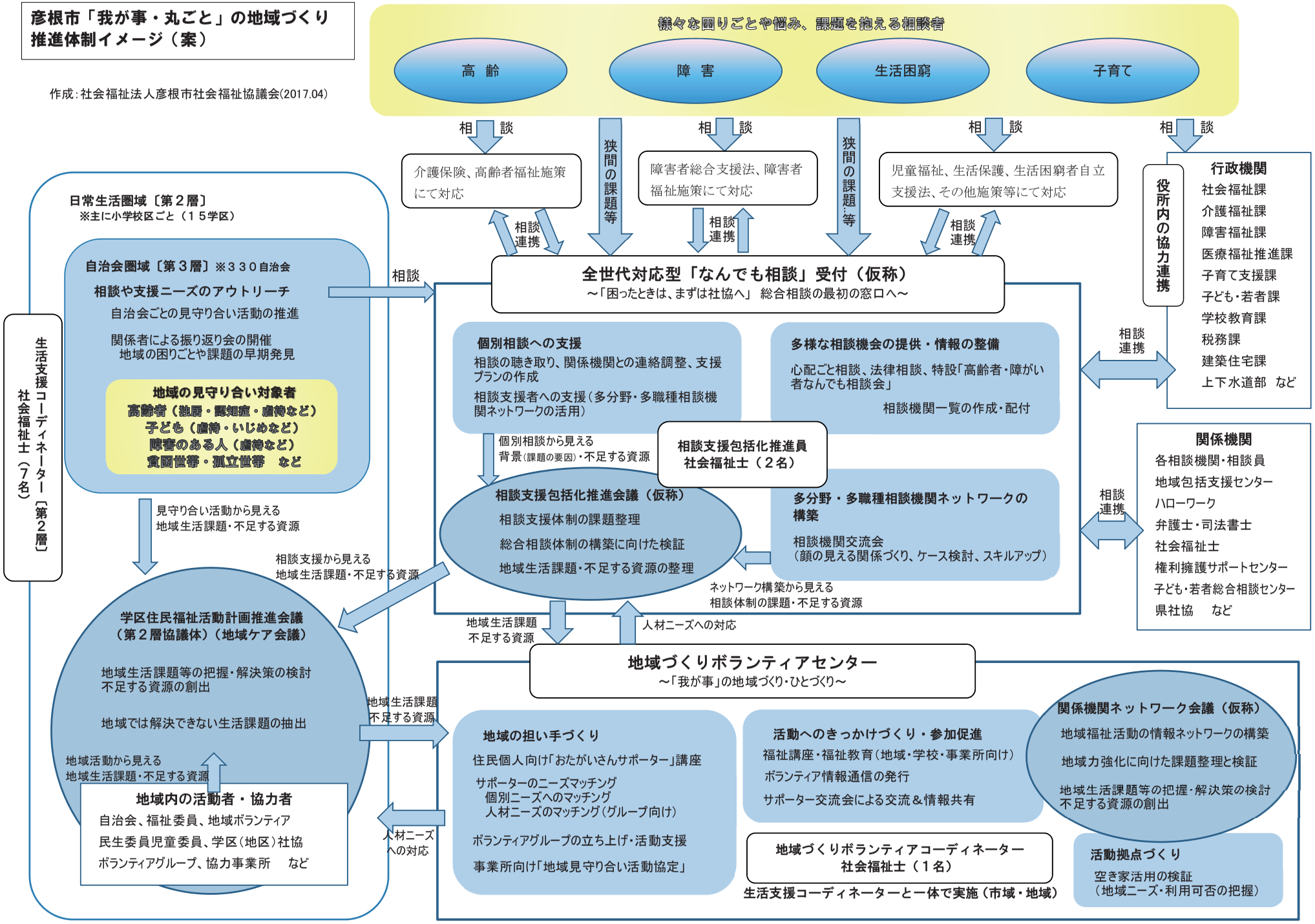
・ネットワークを活用した連絡・支援体制の強化については、年３回相談機関交流会を開催して相談機関同士の強みを知り合うことができた。また、相談機関窓口紹介名簿（暫定版）が発行できたことにより更に連携体制が強化できた。

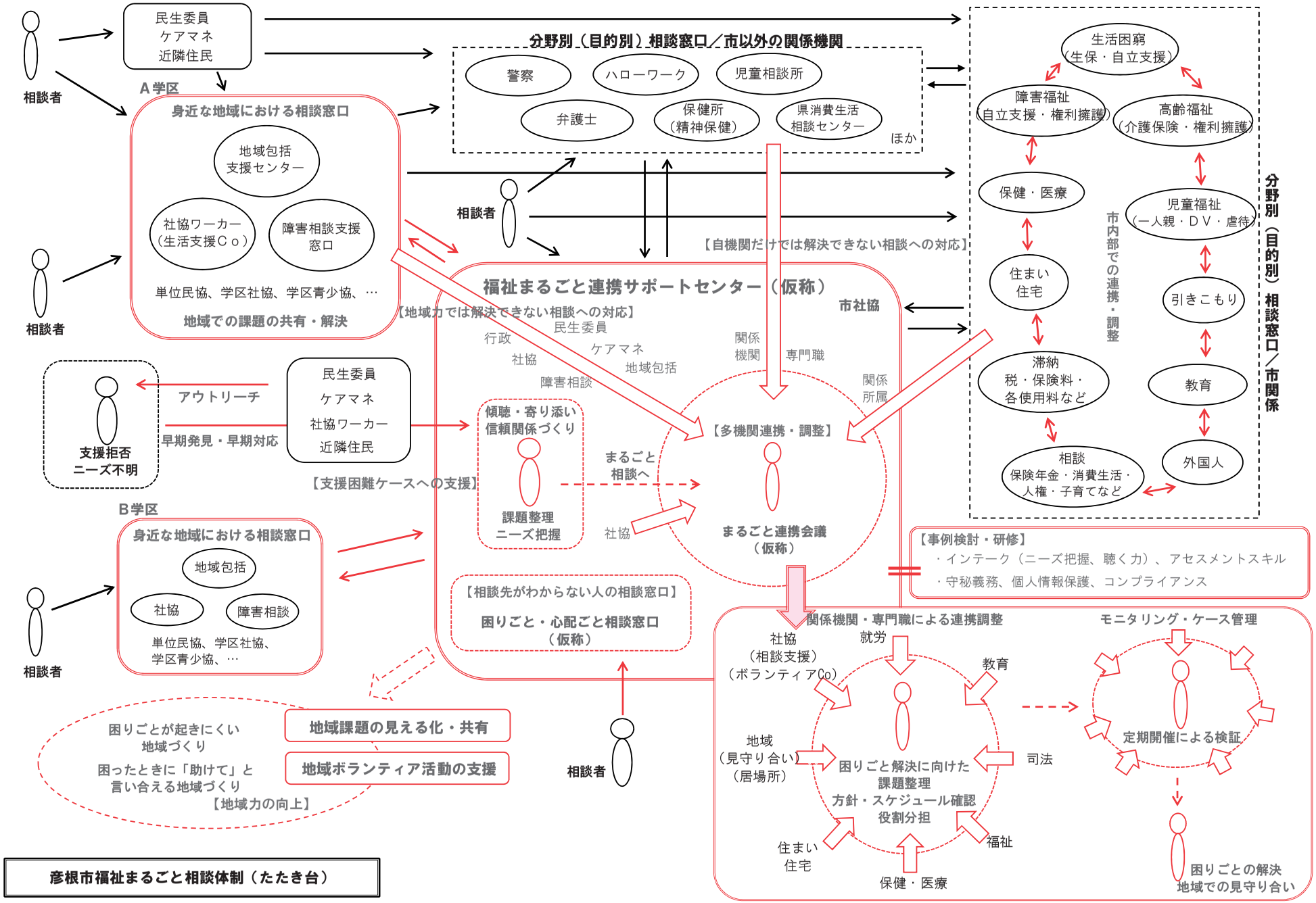
・多様な手法で早期かつ積極的に把握することについては、地域支えあい推進員が各地域でインテークしてきたケースについて内部で情報共有や支援の方向性を話し合うことにより体制を整えつつある。地域力強化推進事業との連携についても同じである。

・年間の相談件数、終結件数ともに目標数値には達していないが、個々のケースについて丁寧に対応することで「こんなことまで相談に乗ってもらえるのか」といった今までと違った評価が民生委員から得られている。

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進体制イメージ（案）

作成：社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(2017.04)





彦根市福祉まるごと相談体制（たたき台）

別紙１

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業業務委託仕様書

１　委託業務の名称

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進業務委託

２　目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、本市における地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび市における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

３　委託業務期間

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで

４　委託業務の内容

上記２の目的を達成するため、受託者は、次の（１）および（２）に掲げる業務を遂行するものとする。

なお、各業務の実施に当たっては、市をはじめとする関係機関との連携および協働を図るとともに、５に定める人員を適切に配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。

（１）地域力強化推進事業

ア　住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）

小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うＮＰＯ等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

（ア）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

（イ）活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、

住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

（ウ）住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。

イ　地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり）

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築する。

（ア）地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能

住民に身近な圏域において、福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、ＮＰＯ法人等が相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。

（イ）地域生活課題の把握等

地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、把握した地域生活課題について、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。

（ウ）地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題について、住民自ら又は関係者、専門職等と連携、協働し、課題解決に向けた取組みを行うことができる機能を構築する。

ウ　その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等（※１）に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

ア　相談者等に対する支援の実施

５に規定する相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の（ア）から（オ）までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

（ア）相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接または相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。

（イ）プランの作成

（ア）により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。

（ウ）相談支援機関等との連絡調整

（イ）により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の間で調整を行う。

（エ）相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

（オ）その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ　相談支援包括化ネットワークの構築

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の（ア）から（ウ）に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

（ア）あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。

（イ）相談支援包括化推進員は、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。

（ウ）相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

ウ　相談支援包括化推進会議の開催

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

（ア）各相談支援機関の業務内容の理解

（イ）相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法

（ウ）地域住民が抱える福祉ニーズの把握

（エ）地域に不足する社会資源創出の手法

（オ）本事業による支援実績の検証

エ　自主財源の確保のための取組の推進

相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業または個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

オ　新たな社会資源の創出

相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

カ　その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

5　業務遂行における人員の配置

受託者は、本業務を遂行するに当たり、事業ごとに適切な知識と経験を有する者を配置するものとする。

（１）地域力強化推進事業

地域づくりボランティアコーディネーター　１名

（２）他機関の協働による包括的支援体制構築事業

相談支援包括化推進員　２名

※他の業務との兼務を可とする。ただし、この場合には、本業務と他業務との比率に応じた人件費のみを委託対象とするものとする。

6　受託者の責務

（１）　受託者は、市から提供を受けた資料等は、本委託業務以外に使用してはならない。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りではない。

（２）　受託者は、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、または公表してはならない。

7　報告義務

（１）　受託者は、５に掲げる人員の決定（変更を含む）後、速やかに市にその内容を報告すること。

（２）　受託者は、委託契約締結後速やかに業務計画書を提出して市の承認を受けるとともに、受託期間中においては適正な管理を行うこと。

（３）　受託者は、事業実施の成果、取組上の課題について業務終了後、市へ報告すること。

（４）　受託者は、当該業務の取組状況等について、市からの報告の求めに速やかに応じること。

8　その他

本仕様書に規定のない事項についての疑義は、市および受託者双方の協議の上決定する。

都道府県名	滋賀県	市区町村名	野洲市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	51,091（人）			世帯数	19,756（世帯）		
高齢化率	25.25（%）	生活保護受給率	5.2（‰）		面積	80.14（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	98.94（%）		公立小学校数	6	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営						
生活困窮者自立相談支援事業	直営						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

野洲市の基幹産業は、米作りを中心とする農業です。農業は現在大きな転換期にあり、時代に即応した米作りや、果物や野菜などのブランド化、ふるさとの作物を加工した新商品の開発などに力が注がれています。
また、農林水産業等における資源を、まちづくりに生かすための施設の整備や、地産地消を進めています。
そして、まちのもう一つの産業は、大規模な電気機械器具製造業等の工業です。製造業は、まちの経済の大きな支えとなっているほか、雇用の機会を増やし、地域の活力を生む源泉として成長が期待されています。
しかし、日本経済の低迷が続く今日、全国的に新産業創出への取り組みが進んでいます。野洲市でも、新しい産業を育て、活力あふれるふるさとづくりのために、IT 関連産業、環境に配慮した新エネルギーなどの新産業創出の支援をします。
また、三上山から琵琶湖までの野洲市の自然や歴史遺産を有効に生かした観光産業にも力を入れており、農業・商工業・地域産業の振興とバランスの取れた活力あるまちづくりを推進しています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	市役所の庁内連携の取り組みが進む中で、地域にある様々な機関と顔の見えるつながりを作り、地域で活躍するプレイヤーを増やすために、市が拠点となってつながりを構築する必要がある。体制として、自立相談支援機関である市民生活相談課が拠点となり、チームで実施体制を整備する。具体的には、野洲市見守りネットワーク協定を締結した 14 協力事業者・6 協力団体との連携を活用して、地域の見守りを通じて生活困窮者の発見と支援につなげる。協力事業者・団体は随時募集で募り協定を推進する。当該事業を利用して、地域において認知症等の捜索につなげる仕組みを構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「変化」とは、起こすものではなく、起きるものである。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	直営

②事業実施に至った経緯		平成 28 年 10 月スタートした、野洲市くらし支えあい条例を活用し、市内で活動する事業者や団体と見守りネットワーク協定を締結し、異変に気づいたら市民生活相談課に連絡するなど、地域における「ゆるやかな見守り」活動を行なっています。この活動をより推進するため、本事業を実施した。
③事業実施体制※注		市役所の庁内連携の取り組みが進む中で、地域にある様々な機関と顔の見えるつながりを作り、地域で活躍するプレイヤーを増やすために、市が拠点となってつながりを構築する必要がある。体制として、自立相談支援機関である市民生活相談課が拠点となり、チームで実施体制を整備する。具体的には、野洲市見守りネットワーク協定を締結した協力事業者・協力団体との連携を活用して、地域の見守りを通じて生活困窮者の発見と支援につなげる。協力事業者・団体は随時募集で募り協定を推進する。当該事業を利用して、地域において認知症等の捜索につなげる仕組みを構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		1 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		野洲市市民生活相談課
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課において、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を構築する。自立相談支援において受けた相談で、育児、介護、障がい等の世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に受け止める体制を強化するため、各機関との顔の見えるネットワーク作りの強化に取り組む。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	毎月開催する支援調整会議の拡大会議として相談支援包括化推進会議を年間 4 回開催する。事務局が市民生活相談課。参加者は、支援調整会議に参加する弁護士（貧困問題に取り組むＮＰＯ法人から法律家の派遣を受ける）、ハローワーク、社会福祉協議会など、他テーマに沿って関係機関に要請する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	野洲市くらし支えあい条例に基づく事業を活用し、地域の事業者、団体、自治組織と見守りネットワーク協定の締結を推進して、地域の見守り体制に取り組む。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		①地域で活動する事業者、関係機関、団体、自治組織との関係作りを推進するため、見守りネットワーク協定の協力事業者・団体を増やす。 ②相談支援包括化推進会議を年間４回実施する。 ③相談支援包括化推進員が相談案件を年間 10 件受ける。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

①地域で活動する事業者、関係機関、団体、自治組織との関係作りを推進するため、新たに見守りネットワーク協定の協力事業者・団体を 11 事業者・団体と締結した。28 年度と合わせて合計 31 事業者・団体との協定締結となっている。

【野洲市見守りネットワーク協定　協力事業者・協力団体】
ＫＤＤＩ株式会社コンシューマ関西支社コンシューマ滋賀支店
京都銀行守山支店
株式会社ダスキン　クリーン・ケア営業本部近畿地域本部
株式会社ＯＶＯピタットハウス野洲店
明治安田生命保険相互会社滋賀支社
からだ元気治療院　心陽守山店
株式会社ポーラ京都センター
第一生命保険株式会社滋賀支社
ヤマト運輸株式会社滋賀主管支店
野洲市国際協会
親子英語サークルHoney

②相談支援包括化推進会議を年間４回実施した。
・第 1 回（6 月 12 日）講義「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けた取り組み
　講師：滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課　関　宜幸　氏
・第 2 回（8 月 10 日）講義「滋賀県におけるひきこもりの実態と支援について」
　講師：滋賀県立精神保健センター　相談支援係主査　藤支有理　氏
・第 3 回（11 月 10 日）講義「高島市における生活支援体制整備事業について」
　講師：社会福祉法人高島市社会福祉協議会
　　係長　松本道也　氏
　　コミュニティワーカー　宮田早苗　氏
・第 4 回（2 月 9 日）講義「守山市における高齢者のごみ出し問題・ごみ屋敷問題」
　講師：守山市健康福祉部地域包括センター　主査　坂口敦子　さん
　報告　「野洲市における『我が事・丸ごと』の取り組み」～ごみからはじまる支援の形～
　報告者：野洲市地域包括支援センター　主事　木村芙早枝　さん

③相談支援包括化推進員が相談を１８０件受けた(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)。

都道府県名	滋賀県	市区町村名	東近江市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	114,935（人）			世帯数	43,109（世帯）		
高齢化率	25.1（%）	生活保護受給率	6.35（‰）	面積	388.37（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	79（%）			公立小学校数	22	公立中学校数	9
地域包括支援センター	直営：1 か所　委託：0						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所　委託：0						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中間に位置しており、東の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に面し、山地からなだらかな丘陵地や平野へと広がり、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまち。道路交通の利便性や大都市圏に近接する条件を生かし、電気機器、IT 関連など多くの企業や事業所が集積する内陸工業都市として国土軸の一翼を担い、まちが発展してきた。また、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれて稲作、果樹、野菜、畜産等の農業が盛んで、京阪神の大消費地の食を支えてきた地でもある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	・誰もが役割をもち孤立しない地域共生社会の実現に向けた協働のまちづくりを進める。 ・福祉制度のはざまをつくらない新たな地域福祉のしかけをつくる。 ・上記の取組を応援する公民協働のしくみをつくる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・一人一人の市民が地域で考え、話し合い、行動できるようになる。 ・対象者別の福祉制度の連携強化や、共通課題への一体的な支援体制が構築される。 ・行政が主体となり、地域福祉を応援する社会福祉法人と連携して、民間事業所や市民が活躍できる環境がつくられる。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		東近江市 （①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会／②学校法人日本福祉大学）
②事業実施に至った経緯		地域住民等が主体となって、地域の課題を解決する取組がすでに生まれている。それらの取組を市全体に広げていくためには、活動を見える化し、共有していく必要がある。また、活動の担い手の人材育成、関係機関と行政等の連携・ネットワーク化を図る必要があることから、本事業の実施に至った。
③事業実施体制※注		別紙のとおり。
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 地区社協及びまちづくり協議会の地区単位である１４地区を本事業の実施対象圏域としている。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域	①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 住民や専門職に対する地域課題に関する学習会、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加を促進するための取組を実施。既存のコミュニティセンターを中心に、住民や専門職、社会福祉法人等の活動・交流の場づくりを行う。（講座開催、啓発資料製作等）

	づくり）	②学校法人日本福祉大学 　住民主体の地域づくりをバックアップする立場である社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人、行政、事業者等を対象にした研修会等のプログラム開発、実施。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 　地域生活課題の把握や解決策の検討を行うため、住民や地域の関係機関の意見交換、交流の場として、集会やフォーラムを開催。 ②学校法人日本福祉大学 　地域生活課題を包括的に受け止める体制を構築するため、有識者委員会や庁内プロジェクトチームの会議運営や取組への助言及び社会福祉法人の地域貢献に向けた取組を実施。
	その他	
⑥事業の成果目標		・住民や、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人や行政、事業者等の地域福祉活動に対する関心が高まる。 ・住民と専門職が地域課題を共有し、解決に向けた意見交換ができる場を形成する。 ・住民を中心に、地域の関係機関が相互に働きかけ、影響を与え合える地域を創造する。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

①住民や、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人や行政、事業者等の地域福祉活動に対する関心が高まる。
【達成状況】
住民に対しては、地区ごとに開催する学習会や生活支援サポーター養成講座により、活動の受け手、担い手の両面からの意識づけを進めている。社会福祉法人に対しては、「地域における公益的な取組」を切り口とした講義や意見交換の場を設け、施設利用者だけでなく、地域にも目を向けていく動きが出始めている。行政内部では、社会福祉法に位置付けられている「地域福祉の推進」や「包括的支援体制の構築」を庁内４部１１課の職員で構成するプロジェクトチームで共有しつつ、検討を進めている。

②住民と専門職が地域課題を共有し、解決に向けた意見交換ができる場を形成する。
【達成状況】
東近江市社会福祉協議会のＣＳＷを中心に、各地区に出向き、住民の困りごとを会話の中から見出し、専門機関につなげる関係性が形成できてきている。また、社会福祉法人が地域住民を対象としたサロンを開催したり、住民と一緒になって地域活動を始めようとしたりする動きが出てきている。

③住民を中心に、地域の関係機関が相互に働きかけ、影響を与え合える地域を創造する。
【達成状況】
「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を契機として、「地域のために、自分は何ができるのか。」という問いを共有しながら、地域ぐるみで取り組もうとする動きが出始めている。今後、こうした地域住民主体の活動が市内各地区で展開されるよう働きかけ続けるとともに、行政や専門機関によるバックアップの仕組みを整備していく必要があると考える。

【事業実施体制】地域力強化推進事業　～ 滋賀県東近江市 ～

実施主体

東近江市（行政）



○ 住民主体のまちづくり
○ 地域福祉計画の推進
○ 庁内横断的な連携体制
○ 包括的な支援体制の検討

地域福祉プロジェクト委員会

・ 健康福祉政策課（事務局）
・ 生活福祉課（生活保護）
・ 福祉総合支援課（生活困窮者、高齢者）
・ 長寿福祉課（介護保険）
・ 障害福祉課
・ 健康推進課（地域保健、介護予防）
・ 発達支援センター（発達障害相談支援）
・ 地域医療政策課
・ まちづくり協働課（市民活動･市民協働）
・ こども家庭課（子育て施策）
・ 商工労政課（就労対策）

委託先

学校法人 日本福祉大学



地域福祉基盤づくり事業

○ 研修のプログラム開発・実施
○ 関係機関の横断的研修
○ 社会福祉法人の地域貢献促進に向けた支援

委託先

東近江市社会福祉協議会



共助の基盤づくり事業

○ 地域福祉活動へのきっかけづくり
○ 地域の関係者の意見交換、交流の場づくり（地域課題の共有）

【委託組織内】
地域福祉課（＝事業委託先）
相談支援課、在宅福祉課、総務課

地区社協（14地区）
民生委員児童委員
ボランティア
サロン活動グループ

【各地区の主な構成員】

社会福祉法人



まちづくり協議会



・自治会
・サービス事業者、NPO法人
・企業、商店　　等

都道府県名	滋賀県	市区町村名	米原市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	39,543（人）			世帯数	14,343（世帯）		
高齢化率	28.08（%）	生活保護受給率	4.04（‰）		面積	250.39（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	98.7（%）		公立小学校数	9	公立中学校数	6	
地域包括支援センター	直営：１か所、委託：１か所（公社）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：１か所、委託：１か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

【地域性】2005 年、旧 4 町が合併して米原市となる。滋賀県唯一の新幹線の駅を有するほか、JR 東海・西日本・近江鉄道が乗り入れ。また、名神高速道路・北陸自動車道 IC も立地するなど、近畿エリアにおける広域交通の要所である。
【産業等】従来から、鉱業、製造業の割合が高く、隣接する地域と比較すると卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業の比率が低い。地場産業は近江真綿、彦根仏壇、彦根バルブ、上丹生の木彫り
【観光】豊かな自然や歴史に惹かれて年間160万人の観光客が四季を通じて訪れる地域です。また、関西屈指の雪質を誇るとされるスキー場があり、スキーやキャンプ、パラグライダーなどのアウトドアスポーツも盛んであるほか、天の川ほたるまつりなど、四季を通じた多彩なイベントや、修学旅行生の農家民泊など都市と農村の交流が繰り広げられています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	時代に合わせた多様な居場所・支え合いを充実させ、地域から掘り起こされた個別支援ケースをＣＳＷや相談支援機関が受け止め、関係機関につなぐ役割を構築していくことで、地域課題の解決力の強化を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○自治会の役割の見直し ○地域（自治）の再編 ○自治会という意識の強い反面、校区等でのつながりの必要性。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人米原市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	住民主体の取組から、地域で孤立したり、見守りや支援が必要な方のケースが掘り起こされてきているが、それらを受け止めつなぐ仕組みが十分機能していないことが課題となった。この課題から、地域で気軽に集まることのできる拠点『居場所』をつくり、互助によるコミュニティの構築と地域の活性化図っている。 一方、地域課題に取り組む人材や組織の育成、解決に必要な取組を通じて、多様な主体が参加する広域的な支え合いの仕組みづくりを目指し、地域支え合いセンターを設置している。福祉関係だけでなく、地元の商店や企業、農業や市民活動者など様々な分野の活動者が集い、新たなつながりのもとで社会資源を開発し、具体的な生活支援の充実をめざしている。

		これら自治会を単位とした活動への支援強化と市内全域を対象とする支え合いセンターによる地域づくりの体制の強化、それらをつなげる包括的な支援体制づくりを進める。このように、米原市が推進してきた住民主体の活動を生かし、福祉の枠を超えた活動者が参画する地域づくりをすすめる中で、包括的な支援体制を構築する
③事業実施体制※注		別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		１人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人米原市社会福祉協議会（地域福祉課）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	○自治会単位の見守りネットワーク会議において、住民の気づきや発見による支援ニーズを、地域包括支援センターやＣＳＷ等専門職が住民に身近な地域で受け止めるとともに、相談支援担当者連絡会議や生活困窮者自立相談機関支援調整会議において、複雑複合化したニーズを抱えるケースについて情報や課題、支援の方向性を共有する。 ○相談機関等多機関協働による包括的な支援を進める中で、生活困窮者自立支援事業の就労支援事業のほか、市内の福祉事業者の支援等、相談支援から具体的な生活支援へつないでいく。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	○代表者会議：相談機関等の代表者等により、本事業の効果的な事業推進を検証する。（年２回、今年度は 12 月に 1 回開催） ○相談支援担当者連絡会議：担当者の情報交換や連携強化、ストレスマネジメントの場として開催する。（年 6 回、今年度は 1 月、3 月の 2 回開催） ○多機関協働によるケース検討会議（随時開催）
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	○共同募金や社会福祉協議会の善意銀行の活用見直し ○住民主体の支え合い活動については、コミュニティビジネスの手法を取り入れながら、地域での「仕事」づくりをすすめることで、担い手の活性化と事業の継続性を担保していく。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	「まいばらまるごと交流会」と称し、福祉事業者や相談支援機関、市民活動者、企業や農業経営者等によるつながりと新たな活動づくりの場を設定する。この交流会から生まれたアイデアを具体化していく過程で、行政の関係部署と活動リーダー等によるプロジェクトを随時立ち上げ、具体的な社会資源を開発していく。
	オ　その他	○複雑多問題ケース研修会の開催 　複雑多問題を抱える方等の事例検討を通じて、多機関がどのように連携し、どのように支援対象者にアプローチすべきかを事例を通じて学び、実際の連携強化・相談支援力の強化につなげる。 ○地域カルテの作成・共有（社会資源台帳） 　地域の特徴や社会資源について、データ化したカルテを市民や事業者等の協働により作成することで地域への気づきを促すとともに、地域や事業者が支援に活用できる情報を共有する。
⑧事業の成果目標		相談支援包括化推進会議の定期開催を通して、地域課題の共通認識、情報共有、円滑な連携ができる。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

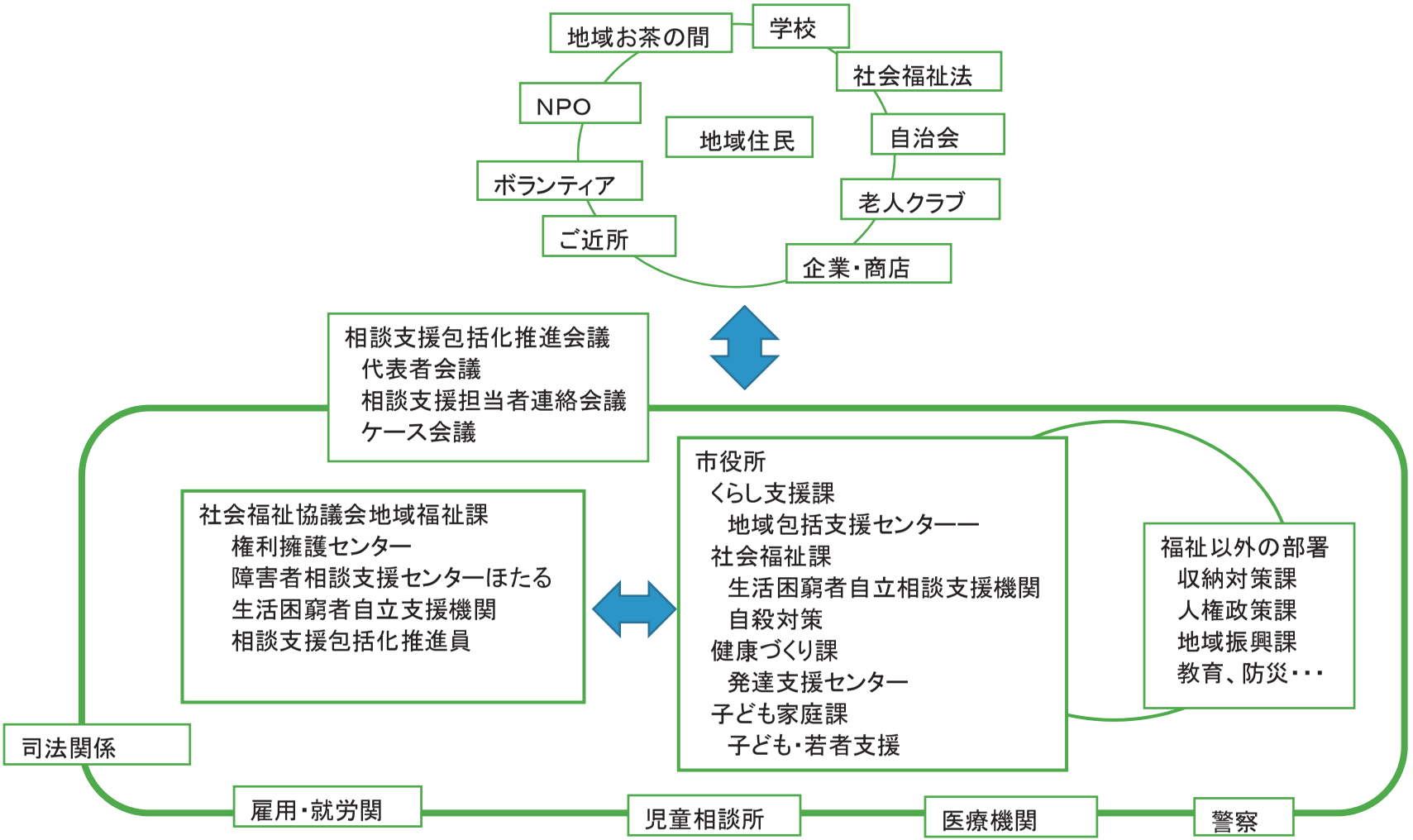
５．成果目標の達成状況について

●Ｈ29.12 月
　代表者会議において、相談機関等の代表者に事業の趣旨を周知し、効果的な横連携のしくみに関する合意を得た。

●Ｈ29.12 月～Ｈ30.1 月
　相談機関等の担当者に事業の趣旨を説明し、ヒアリングを実施した。
H30 年 1 月から相談支援担当者連絡会議の定期開催し、担当者が抱える課題、提供可能な支援を共有するとともに、複合的な課題を抱える担当者の自立支援する観点から、包括的支援の検討、連携強化、ストレスマネジメントの場とする。

●H30 年 2 月
　「多機関の協働による包括的相談支援の大切さについて」の研修会を予定している。
　事業は取り掛かり始めたところで、会議、研修会の実施、予定をしている状況。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施体制



都道府県名	京都府	市区町村名	精華町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	37,579（人）			世帯数	14,780（世帯）		
高齢化率	22.9（%）	生活保護受給率	1.2（‰）		面積	25.66（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	90（%）		公立小学校数	5	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	委託：２か所（特養、社協）						
生活困窮者自立相談支援事業	なし（府保健所が実施）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

精華町は、京都府の南西端に位置し、豊かな自然と歴史を大切に継承しながら、関西文化学術研究都市の中心地としての開発が進む創造性豊かなまちである。春には、イチゴ狩りスポットとして、多くの家族連れなどで賑わい、近年はスイーツタウンとしても注目されている。日本の里の風景をテーマにした「けいはんな記念公園」では、春は桜、秋は紅葉など、四季折々の風景を楽しむことができる。

特に、地域性として、既存地域と開発地域の格差、高齢化率の違い等は顕著であるため、今、全国的に進められている、地域包括ケアシステムにおけるサロン活動（高齢者が主体となる）は限界がある。

同町の既存地域における高齢化率は、35%以上がほとんどで、開発地域は 20%以下なので、地域間の格差は増大する一方である。

２．事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	高齢化や核家族化の進行は、精華町でも多くの福祉課題を生み出してきている。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯に限らず、現代社会になじめない人や地域社会とかかわりを持とうとしない人、生活困窮者など地域には深刻な生活課題を持った人が増加してきている。 このような時代を迎える中で、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域・自宅で安心して今までどおりの生活ができるようなまちづくりを進めるためには、よりきめ細やかな福祉活動を展開することとともに、包括的な支援体制を構築することが重要である。 自治会単位の小地域福祉委員会活動を充実・強化し、加えて小・中学校区圏域におけるフォーマル、インフォーマル組織等が連携することにより、制度だけでは解決できない福祉課題・生活課題の問題に対応し、住民とともに地域のニーズ発見・相談支援のシステムを構築するとともに、各団体が地域の課題について横断的に調整・推進するためのネットワークを構築することを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	人と人との支えあいによる地域コミュニティの充実を図るには、身近な顔の見える関係が構築できる地区や自治会、隣組が大事になります。しかし、自治会は大小さまざまであるとともに状況も異なるため、集会所などの施設を利用した地域づくりや隣同士の助け合いを考え、具体的に何をするのか、住民ニーズをもとに推進させたい。 そのためにも、例えば、小・中学校区ごとで各自治会等で実施されている先進地事例や福祉資源等をまとめた（仮称）地域福祉行動計画を作成し、全町的に情報発信するなどの取り組みを行い、自治会単位での小地域福祉活動の自主的な取り組みを起こさせる。 また、役所等の業務分析や本来業務は何かの検討を行い、機能の整理とどこに視点を置くのか、地域の人たちに対する包括的相談支援の役割・機能を整理する。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	精華町（委託：精華町社会福祉協議会）

②事業実施に至った経緯		精華町は、学研都市地域の住民が増えたことに伴い、新しいコミュニティ（自治会）も増加している。一つの町の中に、新旧自治会が混在しているところから、高齢者福祉や子育て支援、コミュニティづくりといった生活課題について地域差が大きくなってきており、多様化する生活課題やサービス需要の拡大に対して、専門職の計画的な関わりが必要な状況である。
③事業実施体制※注		アンケートの実施と町内５つの小学校区ごとに分かれての住民懇談会「せいか我が事・丸ごと懇談会」の開催。（チラシ参照）
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 小学校区圏域（５小学校）
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	①調査：アンケートの実施 住民懇談会の開催　平成２９年８月５日（土） ②小地域福祉委員会（町内２０自治会が実施）の活動支援 小地域福祉委員会関係者交流会の開催　平成３０年１月２０日（土）
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	①相談ネットワーク活動の実施 「社協ふくし相談」の実施　毎月２回 ②空き家を活用した地域福祉活動拠点づくり事業 生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられている中、人と人とのつながりの再構築を目ざし、誰でも気軽に利用できる居場所づくりの実施と相談ネットワークの構築。
	その他	介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場、『せいかえんづくり』という第２層協議体も活用し、複層的な体制づくりを模索した。
⑥事業の成果目標		住民の生活課題が複雑化している昨今、公的サービスだけでは課題の解決は困難な状況になっており、住民主体の助けあいが重要となっている。 小地域福祉委員会関係者交流会を開催し、小学校区圏域の校区連絡会設置に向けて検討しました。次年度は小学校区圏域の校区連絡会を設置・実施することで、地域住民、福祉専門職、企業などが共に小地域における福祉的課題の解消に向けて共に活動し相談できる体制づくりを目ざす。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	精華町（委託先：精華町社会福祉協議会、相楽福祉会）
②事業実施に至った経緯	高齢化や核家族化の進行は、精華町でも多くの福祉的課題を生み出している。また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯に限らず、現代社会になじみない人や地域社会とかかわりを持とうとしない人、生活困窮者など地域には深刻な生活課題を持った人が増加している。 このような中、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域・自宅で安心して今までどおりの生活ができるようなまちづくりを進めるためには、よりきめ細やかな福祉活動を展開すると共に高齢者・障害者・児童等の枠組みを超えた絆ネットワーク（相談支援体制）構築を目ざす。
③事業実施体制※注	自治会単位の小地域福祉委員会活動を充実・強化し、加えて、小・中学校圏域におけるフォーマル・インフォーマル組織等が連携することにより、制度だけでは解決できない福祉課題・生活課題に対応し、住民とともに地域ニーズの発見・相談支援システムを構築するとともに、各団体が地域の課題について横断的に調整・推進するためのネットワークを構築することを目的とする。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	１人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人　精華町社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・せいか協働女子会の実施　平成３０年２月２０日（火） ・せいか支えあいフォーラムの開催　平成３０年３月２４日（土） ※別紙開催要項・チラシのとおり 来年度以降、せいか協働女子会（＋男子会）を定期的（毎月）に実施し、支援体制の確立や提案をもとに、行政サイドの組織体制再編をめざす。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	絆コーディネーター（相談支援包括化推進員）及び町と協働で絆ネットワーク構築に関する意見交換の場等の開催。（未開催） 【協議体：第１層全体会としての位置づけと委員選考に行政内部で調整中のため】
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	町商工会を中心とした「まちの福祉サポート店」からの寄付や共同募金、そして当初計画していた地域力強化推進事業で計画している健康ポイント制度の寄付ポイントを活用し、自主財源の確保に努める予定であったが、地域力強化推進事業の内容が不採用だったため、計画変更を強いられ、内部調整が進んでいない。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	障害者差別解消法に基づく対応要領の策定を進めるためのアンケート調査や研修、啓発活動を実施。
	オ　その他	平成 30 年度以降、地域福祉計画をはじめとする健康・福祉・子育て等の個別計画への基礎資料等の収集ができ、計画の見直しを図ることができる。
⑧事業の成果目標		生活実態（社会参加、就労、医療等）における行政サービスの評価等の実態を把握し、高齢者や障害のある方等の活動に参画する団体等の変化をみること、５年後に再調査して関係者等の実態を比較することにより、これらの活動（住民参加・参画型活動）の成果を評価することは可能になった。 また、相談業務を通して、これらにより効果的で主体的な行政施策を推進するための新たな資源を組織機関で提案・創造し、安心して暮らせるまちづくりを向上させるしくみづくりを確立させるための仕掛けはでき、町内の専門職等の意識づけもでき、毎年度の成果目標が立てやすくなった。

５．成果目標の達成状況について

○民生児童委員協議会､居宅介護支援事業所等連絡協議会､ボランティア団体など既存団体に呼びかけ、団体間の交流を図る場で協議し組織化を図る協議をした。
○既存の情報集約内容を活用し、サービス提供機関や専門相談機関のリストに加え、住民協働の資源も加えた資料を作成し、情報の集約を図る協議をした。
○地区の民生児童委員、小地域福祉委員会等と協働し、地域情報に関するヒアリングを実施することにより、地域のニーズを把握できる体制を整備するための、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に協力した。
○相談ネットワークを構築するために、相談等の情報集約化を図る協議をした。
○相談等によりあげられた課題に対して、専門職員がチームを組み、調整・連絡会議を開催した。
○困難ケース等に対して、行政や関係機関等、専門職員が課題を検討する場として、（仮称）地域包括連絡会議を組織するため、せいか協働女子会を開き、専門職間の情報交流を図った。
○地域間の連絡調整や情報等の共有を行い、自治会や小地域福祉委員会活動等との協働と、地域としての見守り体制を整備する場として、せいか支えあいフォーラムを開催した。
○高齢者・障害者虐待等の権利擁護問題に迅速に対応するために、法律関係者・医療機関等を交えた既存の権利擁護部会を拡充設置した。

平成２９年度小地域福祉委員会関係者交流会　開催要項

１．目　　的　　本会では、平成１８年度から自治会単位の小地域福祉委員会活動を推進しています。

現在町内４２自治会の内２０自治会がモデル地区として小地域福祉委員会を実施しており、見守りや支え合い活動を中心とした取り組みがされています。

小地域福祉委員会の活動実践者を一堂に集め、交流会を開催することで、他地域の活動者同士の横のつながりを強化し、活動内容の充実につなげます。

２．日　　時　　平成３０年１月２０日（土）
午後１時３０分～午後４時００分

３．場　　所　　地域福祉センターかしのき苑２階大ホール

４．内　　容　　（１）各小地域福祉委員会からの活動報告
（２）意見交換
（３）講　　評
（４）事務連絡

５．アドバイザー　　天理大学　人間学部　教授　渡辺一城氏

６．参加対象　　小地域福祉委員会活動実践者
小地域福祉委員会実施の自治会長
小地域福祉委員会実施の地区福祉推進委員
小地域福祉委員会実施の民生児童委員

７．主　　催　　（福）精華町社会福祉協議会　地域福祉課
電話　　０７７４－９４－４５７３
ＦＡＸ　　０７７４－９３－２２７８
chiikifukushi@clock.ocn.ne.jp

「せいか協働女子会」
～みんな困ってへん？助け支え合う地域づくりとは～開催要項

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域をつくるには、住民が主体となり、助け合うことが大切です。少子高齢化や社会的孤立などが大きな社会問題となり、住民の福祉や生活課題が複雑化している昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなってきている現状があります。

そのような現状から、国では「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくとともに、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の相談支援体制整備を図るために地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）を設置しました。

このような時代を迎える中で、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域、自宅で安心して今まで通りの生活ができるまちづくりを進めるためには、よりきめ細やかな福祉活動を展開するとともに、高齢者・障害者・児童という枠組みを超えた絆ネットワーク（相談支援体制）を構築することが重要です。

精華町内の福祉全般事業（高齢者・障害者・生活困窮者・子育て等）で活躍する女性相談支援員等を対象にランチを交えた気軽なスタイルで、日ごろの活動内容や悩みを語っていただきながら、繋がりの強化を目ざすことを目的に開催します。

１．日　　時：平成３０年２月２０日（火）
　　午前１０時００分～午後１時００分
２．場　　所：ここらく
　　精華町祝園西１丁目 8-1 ほうその共生ビル１階
　　（南都銀行精華支店となり）
　　電話： 0774-95-7902
３．主　　催：社会福祉法人精華町社会福祉協議会・精華町

４．参加対象：精華町内の女性相談員支援員等

５．講　　師：同志社大学　社会学部　教　授　上野谷加代子氏
　　同志社大学　社会学部　准教授　野村　裕美氏

６．内　　容：

１０：００　　開会

１０：１０　　講義「地域共生社会とは」

～女性が社会にいつづけることの意義～（仮称）

１０：５０　　演習「あなたは巻き込み型？！」

１２：００　　ランチタイム

～おいしいランチとおいしいダイアローグ～

１３：００　　閉会

７．主　　催：社会福祉法人精華町社会福祉協議会・精華町

８．問合せ・申込み先：精華町社会福祉協議会　地域福祉課

ＴＥＬ　０７７４－９４－４５７３

ＦＡＸ　０７７４－９３－２２７８

※この事業は、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業補助金を活用しています。

ごめんなさい！
女性限定です

せいか協働女子会

～みんな困ってへん？助け支え合う地域づくりとは～

多くの人たちが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進めるためには、きめ細やかな福祉活動を展開するとともに福祉分野の枠を超えた相談支援体制を構築することが重要です。ざっくばらんに日ごろの活動や悩みを語りながら、せいか版丸ごとの相談支援体制を目ざし、繋がりませんか？

日　時：平成３０年２月２０日（火）
午前１０時００分～午後１時００分
場　所：ここらく
精華町祝園西一丁目８－１
ほうその共生ビル１階（南都銀行精華町支店となり）
参加費：５００円（うれしいワンコイン！ランチ代です）
参加対象：精華町内の女性相談員・支援員等
主　催：精華町・精華町社会福祉協議会

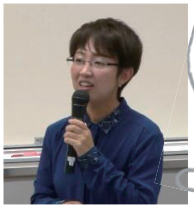
内　容

10:00	開会
10:10	講義「地域共生社会とは」 ～女性が社会にいつづけることの意義～（仮称）
10:50	演習「あなたは巻き込み型!?」
12:00	ランチタイム～おいしいランチとダイアローグ～
13:00	閉会

講師紹介

ランチを交えた
気軽なスタイルで
連携・協働につい
て考えましょう！





スピーチの機会を設けました。
テーマは
「私をもっと生かせる場面」
スピーチしていただける方を
大募集です！

上野谷加代子氏
同志社大学社会学部　教授

野村裕美氏
同志社大学社会学部　准教授

問合せ・申込み先

精華町社会福祉協議会　地域福祉課　TEL: 94－4573

この事業は「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業補助金を活用しています。

都道府県名	大阪府	市区町村名	大阪市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	2,714,710（人）			世帯数	1,352,413（世帯）		
高齢化率	25.3（%）	生活保護受給率	16.9（‰）		面積	225.21（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	66.0（%）		公立小学校数	292	公立中学校数	130	
地域包括支援センター	委託：66 箇所（社協、その他民間法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：24 箇所（社協、その他民間法人）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

1889 年に市制が施行された。大阪府には日本全国の人口の約７%、日本に居住する外国人の約 10%が大阪に集中するなど、東京都に次ぐ大都市といえる。府庁をはじめ、経済の中心が大阪市内に集まっているなど、大阪市は大阪府の中心的な都市である。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	・大阪市では、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、平成 27 年度から各区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、地域の見守り体制の強化に取り組んできた。 ・また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者を支援するため、平成 29 年度から相談支援体制の充実に向けたモデル事業を 3 区において実施し、区保健福祉センターが中心となり、様々な施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組んでいる。 ・地域における見守り活動による支援と専門的な相談支援機関による支援の取組みの相乗効果により、相談支援機関・地域・行政が一体となった「総合的な相談支援体制の充実」を図り、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・個別事例への支援を通じ、相談支援機関や地域住民、行政のそれぞれが「面」としてつながることにより、課題が深刻化する前に早期に把握・早期に対応を行う「予防的なアプローチ」が可能となると考えている。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	各区社会福祉協議会（見守り相談室）
②事業実施に至った経緯	・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、2015（平成 27）年度から各区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施している。 ・これまでの取組みのなかで、ＣＳＷが支援する「自ら相談できない要援護者」の多くが複合的な課題を抱えていることが明らかになってきた。 ・そのため、福島区・東淀川区・平野区において、複合的な課題を抱えた要援護者に対し施策横断的に支援を行う「総合的な相談支援体制の充実」モデル事業（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）と同事業を一体的に実施し、要援護者の発見からアウトリーチによる本人との関係づくり、専門的な相談支援機関の支援に適切につなげるための一連のしくみづくりに取り組んでいる。
③事業実施体制※注	・ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）：包括圏域に 1 名の配置 ・調査員（地域への名簿提供に係る同意確認業務を行う事務員）：各区 1～2 名配置

④事業の対象地域について		福島区、東淀川区、平野区 ※多機関の協働による包括的支援体制構築事業と一体的に実施
⑤事業内容	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	・ＣＳＷが、住民の中から選出され域福祉活動の中心的な役割を担う「地域福祉コーディネーター」等との連携のもと、地域課題の把握と課題解決に向けた地域住民への働きかけ、要援護者の早期発見と関係機関へのつなぎなど、「課題を丸ごと受け止める機能」を担う。 ・解決が難しい複合的な課題を抱えた要援護者に対し、区保健福祉センターが開催する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域関係者が連携して支援するためのネットワークを構築する。 ※見守り相談室の取組み ◇機能１・行政と地域が保有する情報を集約して要援護者名簿を作成し、地域へ提供 ◇機能２・自ら相談できない人や孤立死リスクが高い人等にＣＳＷがアウトリーチ ・制度の狭間の要援護者や複合的な課題を抱える要援護者（世帯）を発見した場合、「つながる場」を活用し、適切な支援や地域の見守り活動につなげる ◇機能３・認知症高齢者が行方不明になった際に、事前登録のあった協力者（地域団体、民間事業者等）に対し、身体特徴等をメールで配信し、早期発見や事故の未然防止を図る
	その他	
⑥事業の成果目標		・地域福祉活動に関わる住民等に対しアンケート調査を実施し、事業の効果検証を実施（例「各地域の実情に応じた見守りや相談の体制が充実している」と感じる地域住民等の割合が 60%以上」）

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

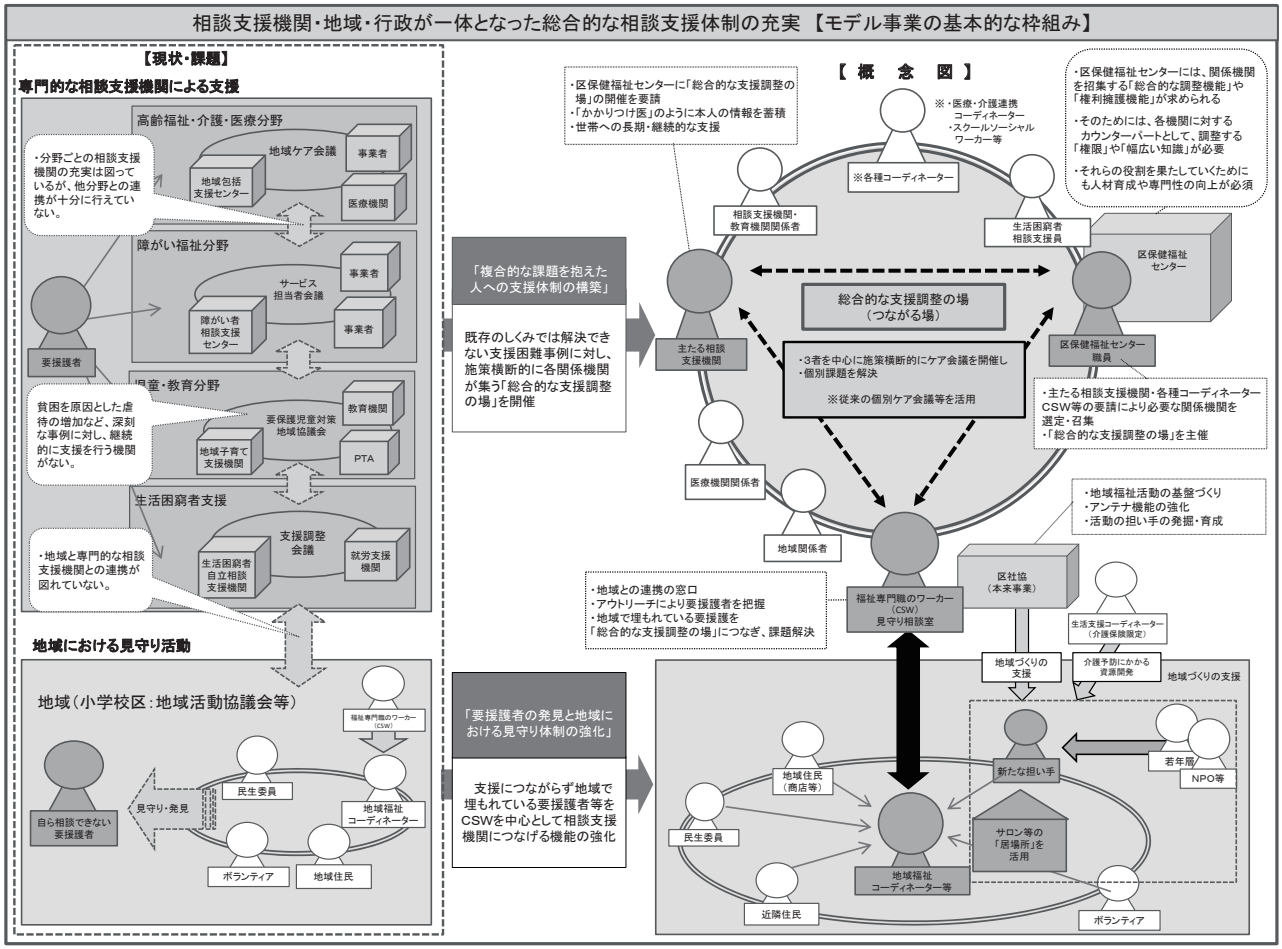
①実施主体（委託先）		大阪市
②事業実施に至った経緯		・平成 27 年度に相談支援機関（委託、293 ヶ所）に対して実施したアンケート調査において、「他の相談支援機関の機能・役割が分からない」、「個別ケア会議への参画を依頼しても来てもらえない」、「連携にあたって主導的な役割を担う機関がない」「連携の場やツールがない」等、分野を超えて連携する際の様々な課題が明らかとなった。 ・これらの課題の解決に向けて、区保健福祉センターが中心となり、複合的な課題を抱えた要援護者に対し、相談支援機関・地域・行政が一体となり支援するためのしくみづくりを行うモデル事業を 3 区（福島区・東淀川区・平野区）において開始した。
③事業実施体制※注		①区保健福祉センター職員(1 名／区)　②非常勤嘱託職員(1 名／区) ③スーパーバイザー（2～3 名／区）　④学識経験者（1 名）
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		3 名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		大阪市本務職員（生活困窮者自立支援事業担当係長）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		区保健福祉センター
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・既存のしくみでは解決が難しい要援護者に対し、区保健福祉センターが中心となり、支援方針を共有し、役割分担の明確化を図るため、関係機関や地域関係者が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催。 ・世帯丸ごと・課題丸ごとの支援に向けて、相談支援機関・地域・行政職員を対象とした研修等を実施し、取組みの担い手を育成。 ・施策横断的な相談支援機関の連携に向けて、情報共有ツールや支援マップ等のツールを開発。

	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・本人にとって「主たる相談支援機関」やＣＳＷ等からの要請により、区保健福祉センターが必要な関係機関を選定・召集し、「つながる場」を開催。 ・「つながる場」には適宜スーパーバイザーが参画し、対応内容や支援方針に関する専門的な助言を行うとともに、対応の振り返り等を行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	・市民の寄付金等により蓄積された「ボランティア活動振興基金」等を活用し、区内に必要とされるボランティアの育成等を実施。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・「つながる場」の取組み等を通じ、区内で必要な社会資源を把握し、企業やＮＰＯ等、新たな資源等の開発を行う。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		・平成 29 年度に規模の異なる 3 区においてモデル的に事業を実施し、効果や実施手法等の検証を行い、全市での事業実施を目指す。

５．成果目標の達成状況について

・各区の実情に応じた事業スキームを構築
・効果検証に向けて、モデル区内の相談支援機関・地域関係者に対しアンケート調査を実施
・現在策定作業中の「地域福祉基本計画」に反映

◇ 事業の実施体制



◇めざすべき理想像

本人を中心とした「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」【めざすべき理想像】

地域における見守り活動による支援

・専門的な相談支援機関の支援のしくみとの連携により、「課題解決力」を向上

・個別事例の解決を通した「気づき」により、他の要援護者に対する「支援の輪」の展開

「総合的な支援調整の場」において支援方法の役割分担

それぞれの取り組みの相乗効果により「地域の福祉力」を向上

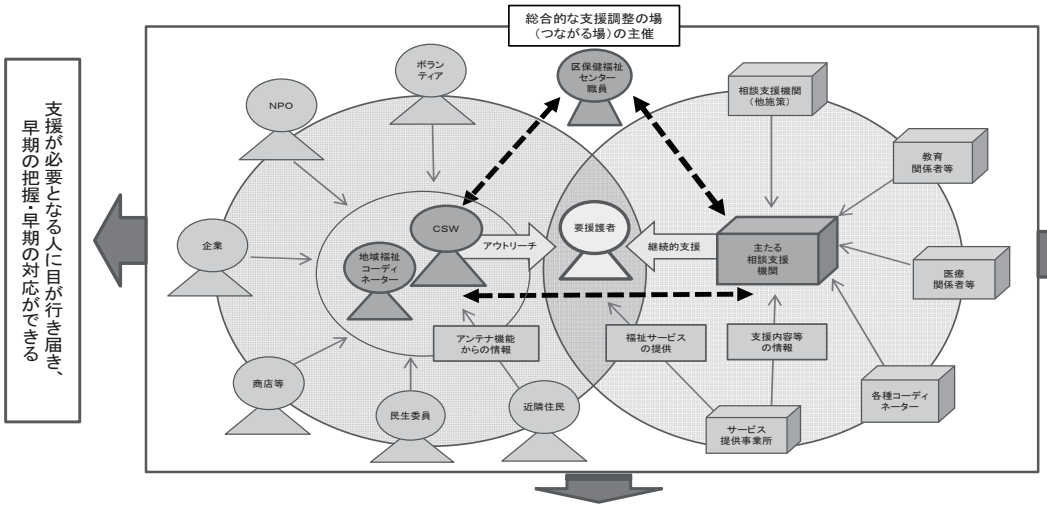
専門的な相談支援機関による支援

・地域との連携ができるしくみにより、よりきめ細やかに本人の地域生活を支援

・「主たる相談支援機関」に支援内容等の情報を一元化し、ライフステージの変化にも対応した長期・継続的な支援

問題が深刻化する前に対応できる「予防的アプローチ」の実施

複合課題等、支援困難事例に対し、的確に対応し、課題解決できるしくみの構築



だれもが住み慣れた地域で
安心して暮らせる地域社会の実現

都道府県名	大阪府	市区町村名	豊中市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	403,947（人）			世帯数	187,875（世帯）		
高齢化率	25.3（%）	生活保護受給率	26.03（‰）		面積	36.6（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	45（%）		公立小学校数	41	公立中学校数	18	
地域包括支援センター	委託：7 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所，委託：2 か所（社協・一般社団法人）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大阪経済の中心である大阪市の北側に隣接する住宅都市であり、阪急電鉄や北大阪急行、大阪モノレールの鉄道網に加え、名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路などの幹線道路網、さらに大阪国際空港が立地するなど、その交通の利便性の高さなどを背景に、早くから住宅地が開発され、生活に必要な社会基盤が整い、教育・文化、福祉が充実した住宅都市として発展を遂げてきました。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	① 福祉部局である地域福祉課は地域福祉計画や地域包括ケアシステムを通じて相談を受け止める体制づくりを進めており、関係機関と住民が協働し地域に潜在化した課題を発見し、受け止めていく機能を構築していく。 ② 商工労政部局であるくらし支援課は生活困窮者制度を所管しており、①で受け止めた課題のうち、解決が困難となった複雑な課題について、多機関で連携を図りながら出口につないでいくための仕組みを構築していく。 福祉分野と商工労政分野を担う２つの部局が連携することで、地域共生社会の実現をめざしていくもの。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市民が役割を持ち、自助、互助・共助、公助の協働のもと、「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせることができる地域」を実現する。 そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	豊中市では、平成 14 年度に「健康福祉条例」を策定し、社会福祉法で努力義務としていた「地域福祉計画」の策定を義務付けた。平成 15 年度に計画の策定をするにあたって、約 2,000 人が参加した小学校区ごとの住民のワークショップを実施した。その中で出た意見等をふまえ、地域の住民同士の支え合いの仕組みである「福祉なんでも相談窓口」と、制度の狭間や複合的な課題に対して、個別支援を行うとともに、住民主体での見守りや支援を行うことができるような地域づくりを行う専門職である「CSW」が設置された。
③事業実施体制※注	別紙のとおり
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 小学校区を基準とした体制（３８地区）、日常生活圏域（市内７圏域）ごとの体制（地域福祉ネットワーク会議など）と、市域全体の体制（地域包括ケアシステム推進総合会議など）の三層構造となっている。

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	【他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ】 ・地域住民自らが普段からの関係をベースとした地域づくりを行うために、主体的に見守り、声掛けなど活動を行う取り組みを支援する。 【活動拠点づくり】 ・日常生活圏域（７か所）ごとに設置した地域福祉活動支援センターを小地域ごとに住民が主体的に行う相談窓口や各種取組を支援する拠点として位置づける。 【住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施】 ・福祉課題が見えにくくなっている高層マンション等の集合住宅において、マンション居住者同士のつながりを深めること及び異なるマンション間の取り組みに対する情報や課題解決の手法を共有することを目的にマンション交流会を開催する。 ・住民等の相談対応力を高めるための相談員研修を実施して、自助力・地域力の向上を図る。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	【地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能】 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が各分野別相談機関のハブ機能を担い、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める機能を構築する。 【地域生活課題の把握等】 ・全小学校区でアンケート調査を行い福祉課題に対するニーズ・シーズを定量的に把握・分析するとともに、特に課題が多い地区に対しては全戸訪問（見守りローラー作戦）により定性的に地域生活課題を把握する。成果物として見守りマップを作成し、課題の見える化を行う。 【地域生活課題に対する解決策の検討等】 ・地域生活の課題を集約する場を設置し、分野を超えた関係機関及び住民が協働で解決策の検討を行う。
	その他	・平成 30 年度に全国校区福祉・小地域福祉活動サミット in とよなかの開催が予定されており、当該事業の取り組み内容を全国に向けて発信し、良好事例としての横展開ができるように成果目標の達成に努める。
⑥事業の成果目標		・多機関の協働による包括的支援体制構築事業と一体的に実施して、地域共生社会が実現できている。 ・住民同士の「支える人」・「支えられる人」という関係にとらわれない全市民参加型の地域が醸成されている。 ・分野を超えた関係機関ネットワークが有機的に連携し合い、住民同士の自主的な取り組みをバックアップできている。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

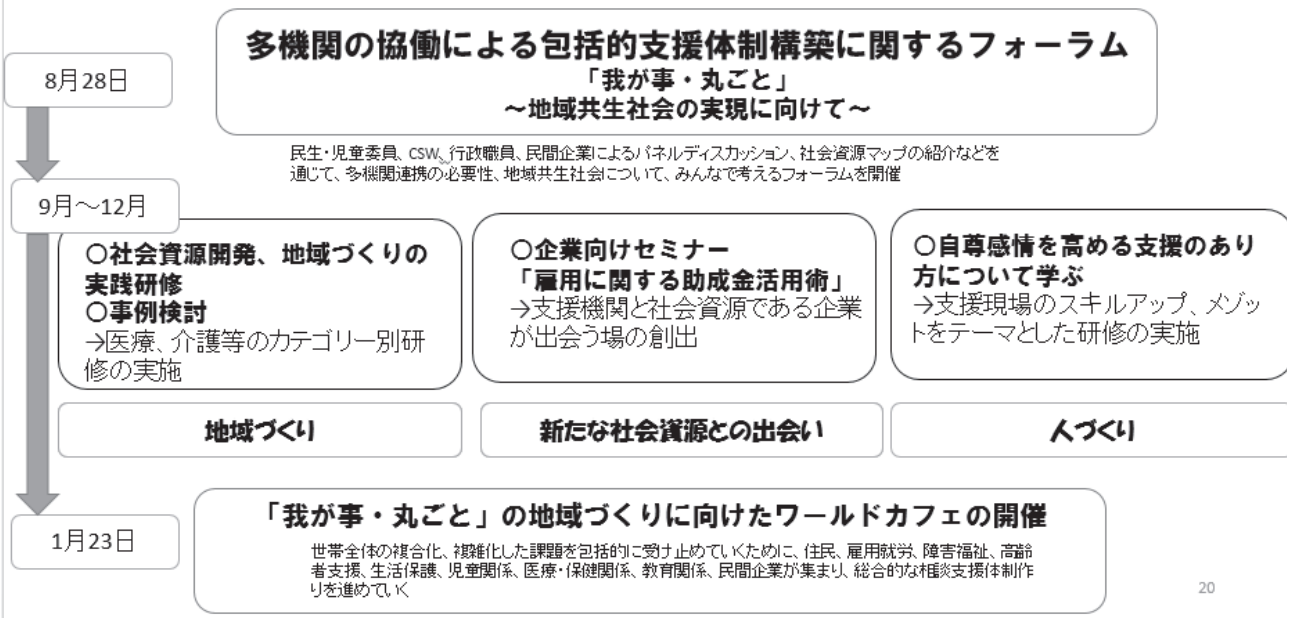
①実施主体（委託先）	豊中市　（豊中市社会福祉協議会、一般社団法人キャリアブリッジ） ※直営＋委託方式により３機関が連携し実施する
②事業実施に至った経緯	本市が直営＋委託方式（2 か所）にて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置。相談内容をみると、病気、メンタルヘルス、多重債務、経済的困窮、就職困難等相談者自身が複数の課題を抱えているケースのほか、高齢の親の介護や子どもの障害等相談者が属する世帯全体の支援が必要なケース等も多く、多分野・他機関による包括的な支援体制のさらなる充実が必要となっている
③事業実施体制※注	別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4 人（専任 3 人、他事業との兼務 1 人）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	豊中市地域就労支援センターの就労支援コーディネーター、生活困窮者自立相談支援機関相談員、コミュニティーソーシャルワーカー業務等従事者。（資格）キャリアコンサルタント、社会福祉主事、職業カウンセラー（障害者）、一般財団法人生涯学習開発財団認定コーチ等資格保有者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	くらし再建パーソナルサポートセンター@くらし支援課 くらし再建パーソナルサポートセンター@社協 くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき （生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）

⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・自立相談支援機関それぞれに相談支援包括化推進員を配置することによりワンストップにて相談を受付け、支援調整会議にて支援方針・プランを作成した後、個々の状況に応じて必要な関係機関と連携し、支援を実施する。また、必要に応じて、個別ケース検討会議を実施する。 ・３か所の自立相談支援機関それぞれが持つ支援ネットワークの整理を行いながら、不足している社会資源の洗い出しを行い、その結果を踏まえ社会資源の開拓・育成を図る。また、最終的には、緊急時など必要に応じて各支援機関が有機的に直接連携できるよう、関係機関を対象とした研修会や交流会を実施するほか、平成２８年度に作成した各機関の支援内容、体制等の情報共有を目的に作成した社会資源マップの活用を進める。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	豊中市パーソナルサポート会議を活用し、本事業について、庁内外の関係部局や関係機関に周知するとともに、意見交換を行う。個別ケースについては、自立相談支援機関（直営）にて毎週支援調整会議を実施するほか、必要に応じて関係する支援機関による個別検討会議を実施する。また、３か所の自立相談支援機関の連絡会議を毎月実施し、それぞれの状況について情報交換及び意見交換を行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	豊中市無料職業紹介所や豊中市社会福祉協議会のネットワークを活用し、民間事業者に寄付等の依頼を行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	現在の社会資源の状況把握を行いながら、必要な社会資源の洗い出しを行い、その結果を踏まえながら、本市に必要な社会資源の開拓を行う。
	オ　その他	本事業の関係機関への周知、社会資源の開拓・育成、関係機関の連携強化等本事業の取組みを効果的、円滑にすすめるため、定期的に関係機関を対象に研修会や交流会を実施する。
⑧事業の成果目標		・支援調整会議の実施（毎週） ・個別ケース検討会議の実施（必要に応じて随時） ・関係機関の連携強化を目的とした研修会への参加機関数　　５０団体（機関） ・関係機関の連携強化を目的とした研修会への延べ参加人数　２００人 ・新たな連携先の開拓　５件
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		ワールドカフェ方式による事例検討を行った結果、各機関からは「連携先の情報が不足している」「所属部署の連携方針が不明確」「連携方法がわからない」といった声があり、それぞれの役割を知る研修等を継続的に行い、多機関で同じ課題に取り組む顔の見える関係性づくり、出口となる社会資源、特に雇用の受け皿として「企業」との関係構築を強化する。

５．成果目標の達成状況について

成果目標	直営	@社協	@いぶき	合計
支援調整会議の実施**（毎週）**	８２回	１２回	３８回	１３２回
個別ケース検討会議の実施**（随時）**	２３回	１２回	１０回	４５回
関係機関の連携強化を目的とした研修会への参加機関数 **50 団体**	８３機関	３４機関	１３機関	１３０機関
関係機関の連携強化を目的とした研修会への延べ参加人数 **200 人**	１９８人	３４人	２０人	２５２人
新たな連携先の開拓　**５件**	９件	２件	３件	１４件

＜平成 29 年度実施の研修会＞

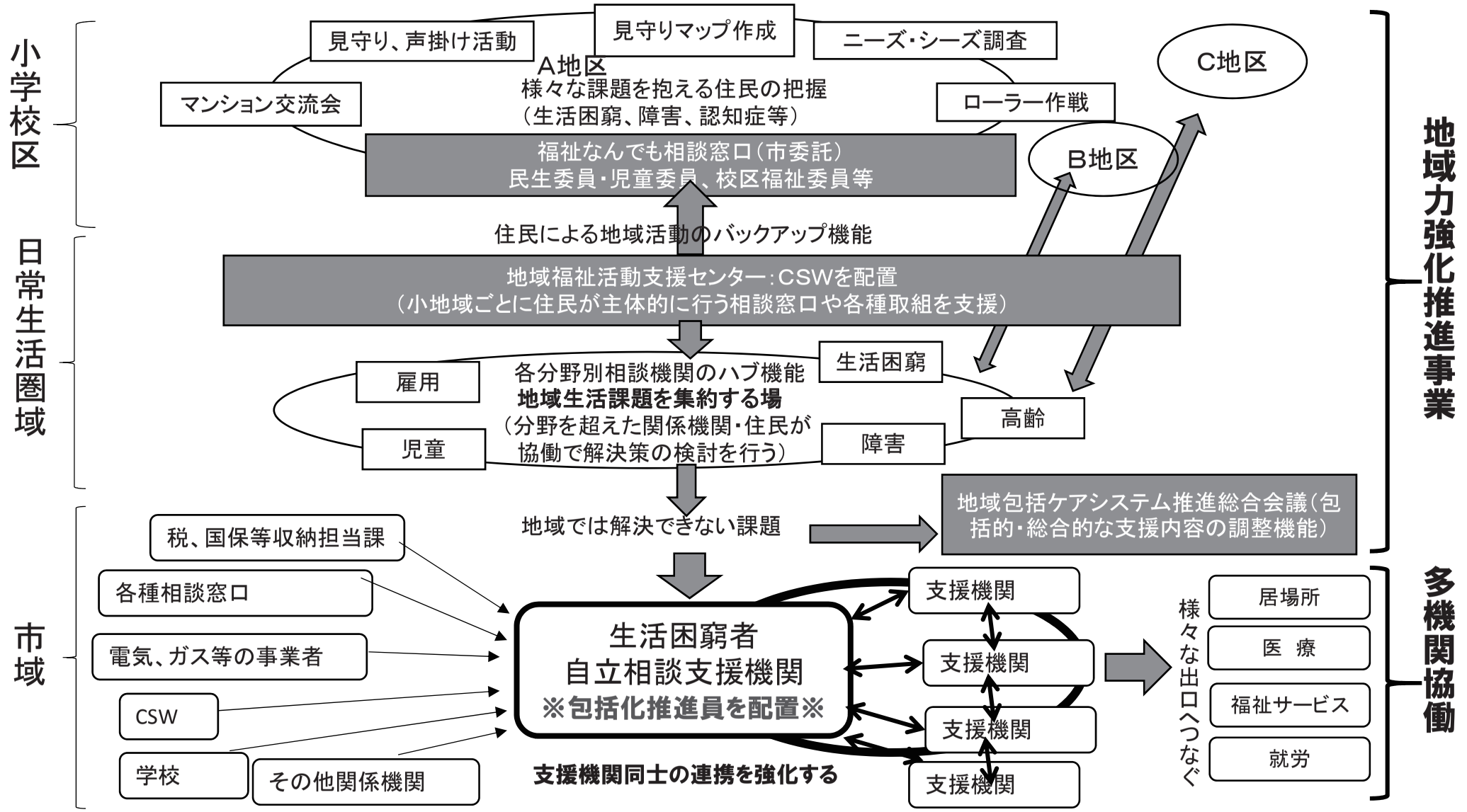


8/28 多機関の協働による包括的支援体制構築に関するフォーラム	参加 139 人　52 機関
9/14 企業向けセミナー「雇用に関する助成金活用術」	参加者 59 人　25 社＋6 機関
10/19 自尊感情を高めるための研修	参加者 20 人
10/27 多機関連携による包括的支援体制構築に関する研修会	参加者 23 人
12/12 多機関連携による包括的支援体制構築に関する研修会	参会者 45 人
1/23 多機関連携のワールドカフェ	約 120 人参加予定
2/9 多機関連携による包括的支援体制構築に関する研修会　予定	

＜新たな連携先の開拓＞

職場実習受入れ先の企業、飲食店、介護施設や、企業見学会に協力いただいたものづくり企業など。

大阪府豊中市　事業実施体制　別紙



都道府県名	大阪府	市区町村名	池田市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	103,556（人）			世帯数	47,835（世帯）		
高齢化率	26.5（%）	生活保護受給率	7.7（‰）		面積	22.14（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	約 33（%）		公立小学校数	10	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	委託 4 か所（社協、特別養護老人ホーム、社団法人医師会、医療法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営 1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

古くから街道が交わる交通の要衝として栄え、近隣地域の中心として発展。近年においては、大阪国際空港をはじめ複数の幹線道路が整備され、交通の利便性が高い住宅都市となっている。また山や川に囲まれ自然豊かな地域でもある。観光名所としては、インスタントラーメン発祥の地として建てられたインスタントラーメン発明記念館、五月山動物園などがある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	・各相談支援機関が連携し、世帯全体の課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築 ・地域住民・福祉関係者のネットワークを構築し、困難を抱えている世帯等を早期に発見し、課題解決につなげようとする仕組み作り
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・自分の住む地域の困っている人や世帯に関心を持つ人が増える。 ・すでに何らかの活動に従事している人に関しては、他の住民や団体ともつながりを深め、ともに話し合う場ができる。 ・どの地域にも居場所や相談できる人・場があり、困っている人・世帯が見つけられる仕組みがある。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	池田市（委託先：池田市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	地域福祉計画等の改定を行い、地域福祉の推進の重要性をうたっているが、各地域では担い手不足やつながりの弱まりが課題となっている。実働性のある社会福祉協議会とともに、今後地域の連携を強化し、地域力強化事業に取り組んでいくにあたり、その下支えとなる包括的支援体制の構築に着手することに至った。
③事業実施体制※注	社協を中心に行政、民間、その他団体等の情報共有・連携を進める。行政内でも関係部署等と情報共有・連携に努める。これにより次年度以降に取り組む地域力強化推進事業をサポートする体制を築く。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ①社協において CSW 等の経験を有し、社会福祉士等の資格を保有する中堅職員 ②福祉業務の経験があり、社会福祉士等の資格を保有している職員

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		池田市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①CSW 等既に配置されている相談支援員と協働し、複合した相談の特徴と相談機関間の連携の状況について把握する。 ②相談支援機関のネットワーク化を図るため、相談支援包括化推進会議を定例的に開催する。 ③複合課題の相談があった場合、ネットワークを通して相談支援包括化推進員に連絡が行われるようにする。 ④相談支援包括化推進員は、相談者や支援機関担当者等との面談などを通し、課題を把握し、ネットワーク参加団体間の役割分担と調整を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援拠点（相談窓口）、人権協会(人権相談窓口)、教育相談窓口（教育研究所、スマイルファクトリ）など各分野の相談機関に呼びかけ、四半期に１回程度会議を開催する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	共同募金配分金を活用した自主財源の確保
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	小学校区単位で活動している民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、地域コミュニティ推進協議会等を基盤に、各地区の地域性、体制、必要性などを勘案し、優先順位の高いところからモデル的に住民相互の助けあいによる課題解決の仕組みを構築する。その際、生活支援コーディネーター等多職種とも連携して取り組んでいく。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		①潜在的なニーズ把握 ②研修会の開催 ③相談支援包括化推進会議の設置・開催 ④相談支援包括化ネットワーク構築 ⑤「制度の狭間」「複合した課題」などの相談への対応
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

①潜在的なニーズ把握：アンケート調査・ヒアリングを地域包括支援センター、居宅介護支援事業をはじめ関係機関へ実施し、27 機関・団体からの回答をもとに報告書を作成
②研修会の開催：３月に開催予定
③相談支援包括化推進会議の設置・開催：準備中
④相談支援包括化ネットワーク構築：準備中
⑤「制度の狭間」「複合した課題」などの相談への対応：随時対応中

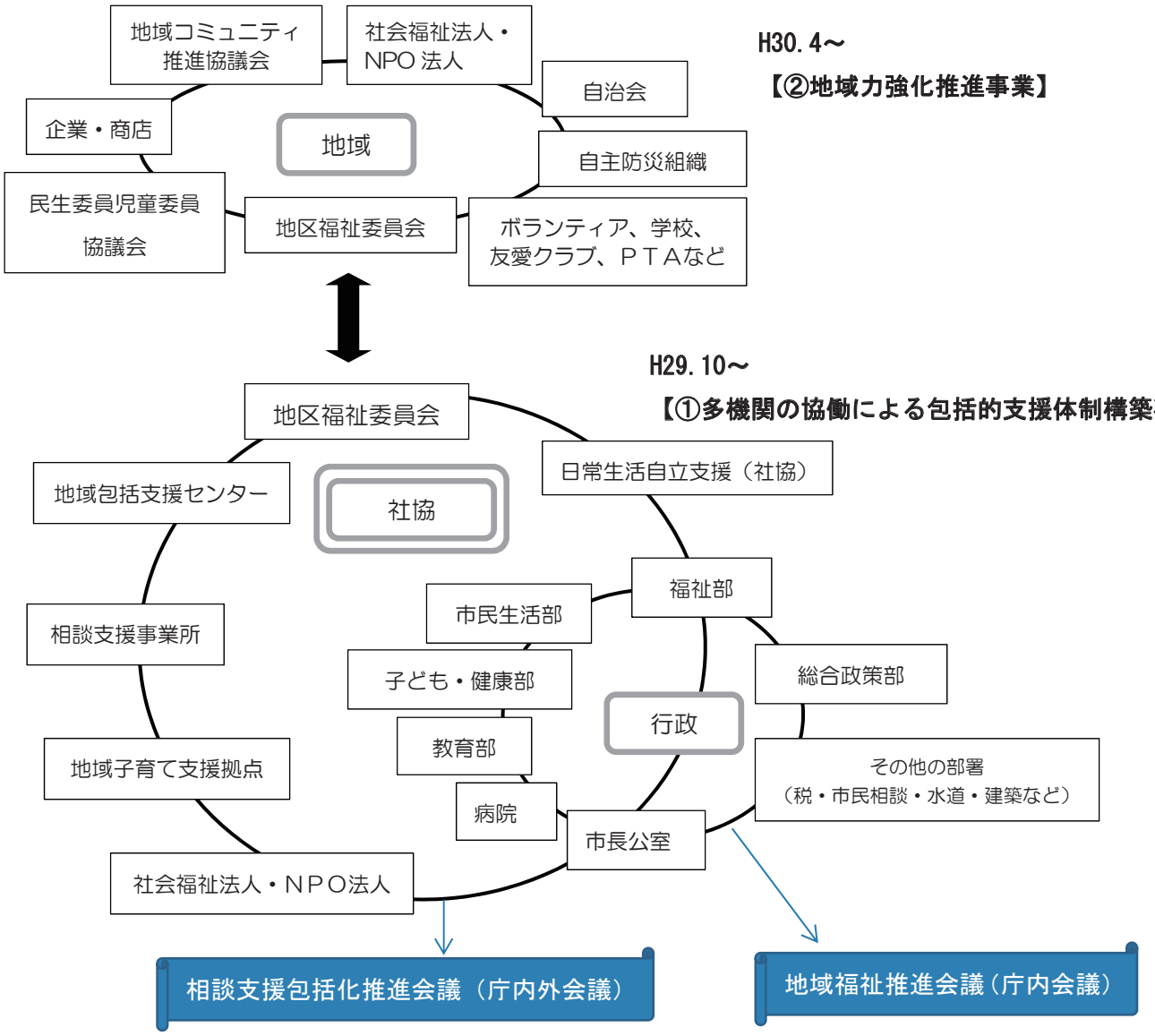
池田市版「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業　概要（案）

事業名：「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（財務会計事業名：地域福祉推進事業）
①多機関の協働による包括的支援体制の構築事業　H29.10～実施
②地域力強化推進事業　H30.4～予定

事業の目的：住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制をつくることで、地域で困難を抱えている世帯の早期発見・早期解決につなげる。

想定する課題：介護・障害・貧困・育児などの課題、またはそれらが複合化・複雑化した課題、制度の狭間にある課題

各事業の内容：
①多機関の協働による包括的支援体制の構築事業（委託先：池田市社会福祉協議会）
各相談機関が連携し、世帯全体の課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築する。
②地域力強化推進事業（委託先：池田市社会福祉協議会）
個人や団体同士がつながり、困難を抱えている世帯等を早期に発見し、課題解決につなげようとする地域の仕組み作りを支援する。



都道府県名	大阪府	市区町村名	高石市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	（人）56,452			世帯数	（世帯）22,813		
高齢化率	（%）26.8	生活保護受給率	（‰）15.73		面積	（k ㎡）11.30	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）70.3		公立小学校数	7	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	委託：1か所（社協）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大阪府の南部に位置し、北と東は堺市に、南は和泉市・泉大津市に隣接し、西は大阪湾に面している。府道堺阪南線、国道 26 号線、府道和泉泉南線、大阪湾岸線の主要道路と南海本線、ＪＲ阪和線が南北に走っており、高石・羽衣・富木３駅から大阪の中心部まで 20 分、また関西国際空港にも 20 数ｋｍと近く、便利で住みよい住宅地となっている。臨海部は埋め立て造成による堺泉北工業地帯となっており、石油化学工業、ガス製造所などが整備されている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	すでに地域で支援を行っている民生委員、校区福祉委員、地域包括支援センター、自治会などの支援状況を集約し、また市の関係機関が抱える情報をデータベース化したものを基本台帳とし、継続した支援が必要な場合は、その台帳をもとに地域での協力をお願いし、きめ細かい情報収集ができるようにするなど地域のなかでの見守りなどを進めていくネットワークを構築していきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	支援を行う、見守るといった地域でのネットワークの中から新たな課題情報収集できるようなしくみにしていきたい。そして、その情報提供をするなど、地域に戻していけるような形をケース検討するなかで進めていく。また、その場合、個人情報は極力必要最小限にすることにより、地域の支援者に負担をかけないようにしていく、つまり、日常生活のなかでの見守りとできれば地域の協力が得やすいと考えます。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	高石市（高石都市開発株式会社、社会福祉法人高石市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	地域包括ケア推進に向け、生活支援体制の構築を図るべく、概ね自治会エリアごとでコミュニティカフェを定期的に実施しており、生活支援コーディネーターが参画し、関係性を深めることで、課題の早期発見・支援につなげている。 しかし、生活様式の多様化などにより地域が希薄化し担い手が高齢化していることから世代交代が地域活動団体の共通課題となっている。これまで地域に関わってこなかった市民が気軽にふれあい、誰もが参画しやすい地域の体制づくりを行うため事業実施に至る。
③事業実施体制※注	・小学校区ごとに地域団体が集まる運営委員会を設立し、情報共有や自主活動の場づくり、生活課題を包括的に受け止める体制づくりを行う。 ・中核的な商業施設である「アプラたかいし」にて、イベント等を行いながら住民誰もが気軽に立ち寄り交流できる場づくりや住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点として設置する。

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 高石市全域　　（人口）58,128 人
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	Ａ校区において地域団体が集まる運営委員会を設立、各種団体の情報共有や自主活動の場づくり、気になるケースや生活課題等について検討を行っている。 他地域においても小学校区ごとに順次、運営委員会を設立していく予定で、地域関係団体に働きかけを行っている。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	「アプラたかいし」のイベントにおいて地域住民の協力や、相談支援包括化推進員や専門職の協力を得つつ“よろず相談所”を開き、身近で気軽に相談、立ち寄れる場とする。また、地域住民が集うスーパーやコミュニティカフェ等における出張相談も行う。この中で、専門的な支援が必要な相談については、相談支援包括化推進員と連携しつつ、適切な支援機関につなぐ。
	その他	
⑥事業の成果目標		・運営委員会の開催数　3 回 ・「アプラたかいし」イベントにおける参加者数　700 人 ・よろず相談及び出張相談での相談件数　420 件

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		高石市 （社会福祉法人高石市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		地域包括ケア推進に向け、生活支援体制の構築を図るべく、概ね自治会エリアごとにコミュニティカフェを定期的に実施し、地域での支え合い（第三層）を目指してきた。ここで把握される課題が、経済問題、障害への対応など多面化してきたことから事業実施に至る。
③事業実施体制※注		①小学校区ごとに、多機関を巻き込んだ中間的な協議の場（第二層）の形成 ②市内医療・介護・福祉関係者が一同に集う「地域包括ケア会議」の「丸ごと」化（第一層）の形成
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・地域包括支援センター職員 ・生活支援コーディネーター
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人高石市社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・民生委員や校区福祉委員、関係機関等に事業についての事業説明。困り事を抱えたケースの情報交換や地域の課題を把握。 ・スーパーやイベント等における出張相談の実施。 ・子育て支援拠点、障害者の相談支援専門員、消費生活センターなどの多機関との連携関係を構築し、ケース検討や協議の場への参加呼びかけ。 ・貧困世帯等への住居確保等の支援体制の構築。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・小学校区ごとに多機関によるケース検討会議（相談支援包括化推進会議（第二層）を形成し、情報交換・支援プランづくりを行う。 ・市各課と社協、関係機関による「多機関協働地域包括ケア会議（第二層）」を開催し、困難事例に関するケース検討・支援プランづくりを行う。 ・医療、介護、福祉関係者などが一同に集う「地域包括ケア会議（第一層）」に第二層での検討案件で市全体に関わるものや新たな資源開発、制度的な対応について議論する。

	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		・相談支援包括化推進会議（第二層）の参画機関数　15 団体 ・相談支援包括化推進会議（第二層）におけるケース検討　年 42 回 ・社会資源提案数　5 件
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

・Ａ校区小地域包括化推進委員会の設立。参画団体数 14 団体。2 回開催。
（校区福祉委員、民生児童委員、自治会、老人クラブ、婦人団体、ボランティア連絡会、小学校、ＰＴＡ、障害作業所、企業、地域包括、生活支援コーディネーター、社協独居訪問員、行政）
2 か月に１回程度委員会を開催予定。見守り支援（プライバシー保護）部会とコミュニティカフェ連携部会にわかれ、要援護者の情報共有や個人情報の勉強会、コミュニティカフェの情報共有等を行っている。
・「アプラたかいし」において、様々な住民が参加できるようなイベントを実施。
イベント時に相談支援包括化推進員や専門職の協力を得つつ“よろず相談所”を開き、生活課題の把握を行っている。
・多機関協働地域包括ケア会議の設置。参画機関数 10 団体。
（市社会福祉課・高齢障がい福祉課・地域包括ケア推進課・健幸づくり課・人権推進課・経済課・学校教育課・こども家庭課、社協、地域包括支援センター）
困難事例においてケース検討、支援プランを作成している。

都道府県名	大阪府	市区町村名	阪南市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	55,516（人）			世帯数	24,152（世帯）		
高齢化率	30.05（%）	生活保護受給率	11.24（‰）		面積	36.17（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	59.8（%）		公立小学校数	8	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	委託：2 か所（社協 1・医療法人 1）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

阪南市は、北を大阪湾に面し、南を和泉山脈と接しています。和泉山脈から流れ出る河川が形成した平野部が 古くから生活の場となっています。農業・漁業・綿織物産業などが盛んで、1970 年前後から大阪市のベッドタウンとして人口が急増しました。古くからの産業の衰退や新興住宅地域の急速な高齢化、少子高齢化の急速な進展や人口減少が課題となっています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域での支え合いの基盤は弱まりつつあるが、行政側から住民の資源化や無償の労働力化をすると、住民の主体性が損なわれ、持続可能な支え合い基盤の強化につながらない。これらの課題に対しては、地域づくりの専門性をもったワーカーによる丁寧な住民へのアプローチや協働なくして実現しないと考える。阪南市では、小学校区を基盤とした地域福祉推進の蓄積があり、その上で、新たにコミュニティワーカーや生活支援コーディネーター等との連携・エリア分けによって「共生の地域づくり推進員」を配置し、丁寧な住民の主体形成・地域福祉活動の発展を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民主体の地域活動や住民と専門職が協働した個別課題のキャッチ体制などを充実するための必要な拠点の整備、また持続可能な地域づくりのための住民の主体形成（福祉教育）や新たな次世代の担い手づくりをおこなうことで、“自分たちの地域は自分たちでつくる”ためのハード、ソフト両面の基盤強化をおこなう。特に、子どもの参加や子どもの担い手化を核にすることで、大人がつながる接着剤や、大人が新たに活動に参加する起爆剤にしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	阪南市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	既存職種であるコミュニティワーカーや介護保険制度の生活支援コーディネーター等と連動した小学校区単位の地域づくりを支援する専門職の配置を総合的・統合的に進める必要があるため、「共生の地域づくり推進員」を配置する。
③事業実施体制 ※注	・「共生の地域づくり本部長」1 名（市域） ・「共生の地域づくり推進員」2 名（包括圏域・生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 2 層と兼務） ※既存ｺﾐｭﾆﾃｨﾜｰｶｰ 3 名と上記 2 名の計 5 名で 12 校区の地域づくりを担う 図は別紙
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 「共生の地域づくり推進本部長」が市域全体。 「共生の地域づくり推進員」2 名と、既存のｺﾐｭﾆﾃｨﾜｰｶｰ 3 名の計 5 名で 12 校区を担当するため、推進員はひとりにつき 2～3 校区（概ね中学校区圏域）を担当する。

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	●生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ(2層)と兼務で2名の「共生の地域づくり推進員」を配置 ●「共生の地域づくり推進本部長」が市域の地域づくり、関係団体連携を進める ＜事業＞ ○“我が事”の担い手づくり ・「子ども福祉委員」の創設 市内1中学校区においてモデル的に呼びかけ 12名の生徒が参加し、地域の困りごとを福祉委員や民生委員とともに解決 現在同中学校で2期メンバーを募集。次年度に向けて他校区へ拡充予定。 ・担い手同士の協働の橋渡し 地域のサロン等に、民間配食企業や行政書士等をコーディネート ○地域での活動・個別相談・参加のための拠点・居場所づくり ・共生の居場所 10月より、新たに福祉施設を開放した共生型サロン、病院施設を開放した認知症カフェの立ち上げ支援 地域交流館を改修し、認知症カフェや共生型サロンを実施 ・地域での居場所づくり 坂の多いまちで身近な居場所(サロン)を住民と共に立ち上げ。サロンには高齢者だけでなく親子連れも参加。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	●CSW・地域包括等既存の専門職種との地域ニーズキャッチネットワーク構築 ・ CSW や地域包括支援センターや我が丸の共生の地域づくり推進員がキャッチした課題や地域活動の動きなどを共有する「地域情報共有会議」を毎月各圏域別に実施。 ・ サロン等の普段の地域活動に、地域包括支援センターや行政職員が積極的に出向くよう、随時コーディネート。 ●「丸ごと」につながる課題を関係各課・地域の各種団体で議論し共有 ・ 地域福祉推進計画の場で、行政11課、各種団体38団体参加 ・ ゴミ屋敷やその他制度の狭間の課題をグループで出し合う
	その他	
⑥事業の成果目標		・福祉委員会、子ども福祉委員の参加者数 ・地域での活動拠点の設置 ・多世代交流サロンの創設　など

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

・福祉委員会、子ども福祉委員の参加者数　⇒1校12名
　10月から活動開始　1中学校で12名が参加　12件の活動に延べ56名が参加
　現在二次募集をしており、1月末でさらにメンバー増加予定。

・地域での活動拠点の設置　⇒1か所
　地域交流館においてカフェスペースの改修
　　認知症カフェや共生型サロンに使用

・多世代交流サロンの創設　など　⇒2か所
　共生型サロン「ライフケアきらきら」
　　高齢者施設の食堂スペースを開放し、地域の高齢者や障がい者等が参加するサロン
　　施設の地域貢献としてのサロン開設を支援し、運営を側面支援。
　認知症カフェ「くつろぎ」
　　地域の病院内の一室を開放し、回想法ボランティアグループが主催の認知症カフェ
　　の立ち上げを支援。地域包括と協働で運営支援。

都道府県名	兵庫県	市区町村名	芦屋市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	95,740（人）			世帯数	44,113（世帯）		
高齢化率	27.97（%）	生活保護受給率	7.2（‰）		面積	18.57（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	33.3（%）		公立小学校数	8	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	委託：4 か所（社会福祉法人 2 か所，財団法人 1 か所，その他 1 か所）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

芦屋市は，北は緑豊かな六甲の山々が連なり，南は，大阪湾を臨む自然環境や温暖な気候に恵まれた有数の住宅都市として，全国にその名を知られています。これは，芦屋市が古くから住宅地・別荘地として発展してきた歴史があり，また昭和２６年には，「芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行され，芦屋市自らも，「国際性・文化性あふれる住宅都市の建設」を目標として，まちづくりを進めています。
★芦屋市公式ホームページ　http://www.city.ashiya.lg.jp

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体の「地域発信型ネットワーク（※）」と専門職の連携による支援のネットワークの融合を図り，「我が事・丸ごと」の地域づくり，包括的な支援体制の整備を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市において，既に多様なニーズを受け止めるワンストップ機能として「総合相談窓口」に，「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え，様々な機関と連携した支援を進めてきているが，専門職による支援が必要な多問題複合支援ニーズを抱えた世帯等を丸ごと受け止める地域づくり（住民が主体となり「丸ごと」を受け止められるような体制整備）が不十分な状況であるため，これらの課題解決に向けて，「地域力強化推進事業」を実施するとともに，住民主体の「地域発信型ネットワーク」と専門職の連携によるこども，高齢者，障がいのある人等の支援のネットワークを効果的に連携させ，全世代の生活課題について包括的に受け止め，解決に導くことができるような包括的支援ネットワークの構築を目指す。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	芦屋市(一部社会福祉協議会他)
②事業実施に至った経緯	本市では，平成 12 年度から取り組んできた「芦屋市地域発信型ネットワーク(地域の課題を地域で解決する仕組み)」において，様々な地域(主に小学校区単位)で，住民主体の見守り活動や居場所づくり等を進めるとともに，平成 27 年度には，従来から設置していた「福祉の総合相談窓口」に「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え，様々な機関と連携し，いわゆる制度の狭間支援等を進めてきた。しかし，専門職の支援が必要な生活困窮者等(制度の狭間支援を含む)が住み慣れた地域で暮らし続けることのできる支援体制は，十分に整備されているとは言えず，複合的な課題を抱えた住民を支える体制を整備していく必要があることから，住民主体の「地域発信型ネットワーク」と専門職の連携による支援のネットワークの融合を図り，「我が事・丸ごと」の地域づくり，包括的な支援体制の整備を目指す。
③事業実施体制※注	添付資料「芦屋市事業実施体制図」参照
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市内全域（９５，７４０人　１８．５７キロ㎡）

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	上記②のとおり，住民主体の「地域発信型ネットワーク」の取組により，これまでも地域の課題解決に向けた様々な取組が行われている。今年度は，特に多くの地域において認識されている課題のひとつである「認知症」への理解を深め，「認知症」になっても，安心して暮らし続けるために，認知症当事者やその家族へのインタビューを専門職と共に地域住民が取り組むとともに，「地域発信型ネットワーク」の事務局を担う社会福祉協議会の職員や認知症地域支援推進員が，高齢者の見守り等を行う市内事業所にアンケート調査を実施した。現在は，これらの取組を踏まえ，専門職を中心に，「認知症ケアパス」の作成を進めている。 また，前述に併せて，町ごとに住民主体で，社会資源の把握・開発を目的とした「地域白書」を作成した。 各町において，「わが町を再発見」し，地域生活課題に向けてモデル地域（３地区）を設定し，地域で取り組める内容を検討している。 これらの取組により，成果目標に示す③，④に結びつくことが期待できる。さらに，以上の取組による効果測定や分析評価を学識経験者により実施。次年度の取組に生かす。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	上記②のとおり，本市において，既に多様なニーズを受け止めるワンストップ機能として「総合相談窓口」を有しており，平成 27 年度からは，「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え，様々な機関と連携した支援を進めてきた。しかし，当該相談者の就労の課題は，短時間での解決が難しく，相談者が一般就労までのステップを踏むことができる「社会参加のきっかけとなる居場所づくり」が特に必要であると認識している。当該居場所は，相談者の「居場所」の機能だけでなく，相談者を支える「担い手」としても誰もが活躍できる機能を持たせることで，支援が必要な世帯を「丸ごと」受け止められる「全世代交流」の居場所としての役割を果たし，就労，生きがい等の創出の意義が期待できる多機能な性質を持っている必要がある。それを身近な地域に創っていく取組を進めた結果，成果目標①，②については，既存の資源を含め 3 小学校区に開設。中学校区には，既存 1 か所と平成 30 年度に 1 か所整備予定である。
	その他	上記に示す取組の他，本市の少子高齢化，人口減少を課題に据えた「行政改革」を推進する取組として，「全世代交流」並びに「健康増進施策の推進・高齢者の社会参加」のプロジェクトを発足。当該プロジェクトの構成員である市職員が取組を進める過程で，社会福祉法の改正の背景や趣旨について理解を深めるとともに，「自発的福祉の推進」「多様な主体との連携の必要性」について学んだ。これを踏まえ，「多様な主体の自発的福祉を高める」ことを目的に，連携を模索する多様な主体へのインタビューを実施。その主体は，約 30 団体に及んだ。 インタビューでは企業等が本来の業務以外に，積極的に地域づくりにつながる取組を進めていることが分かり，多様な主体と市職員が一堂に会する「こえる場!」の開催に至る。 「こえる場!」では，「目指すべき未来」の共有やそれを実現するための意見交換を行い，市職員と多様な主体だけでなく，主体間同士の連携により，新たな取組が生まれる可能性を共有して活動した結果，成果目標⑤について，５つの新たな取組を把握できている。
⑥事業の成果目標		①　全世代を受け止め多機能な取組を進める居場所を各小学校区に 1 か所（市内 10 か所程度）整備 ②　住民主体の地域活動を進める拠点を各中学校区に 1 か所（市内 3 か所）整備 ③　①並び②の活用による地域発信型ネットワークの活性化 ④　③による発見機能（入口）と支援機能（出口）の強化 ⑤　「その他」に示す「多様な主体」同士が連携し，新たな取組の展開，増加

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

①　全世代を受け止め多機能な取組を進める居場所を各小学校区に 1 か所（市内 10 か所程度）整備
　→既存の資源を含め 3 小学校区内に開設
②　住民主体の地域活動を進める拠点を各中学校区に 1 か所（市内 3 か所）整備

→中学校区には，既存 1 か所と平成 30 年度に 1 か所整備予定

③ ①並び②の活用による地域発信型ネットワークの活性化

→町ごとに住民主体で，社会資源の把握・開発を目的とした「地域白書」を作成。

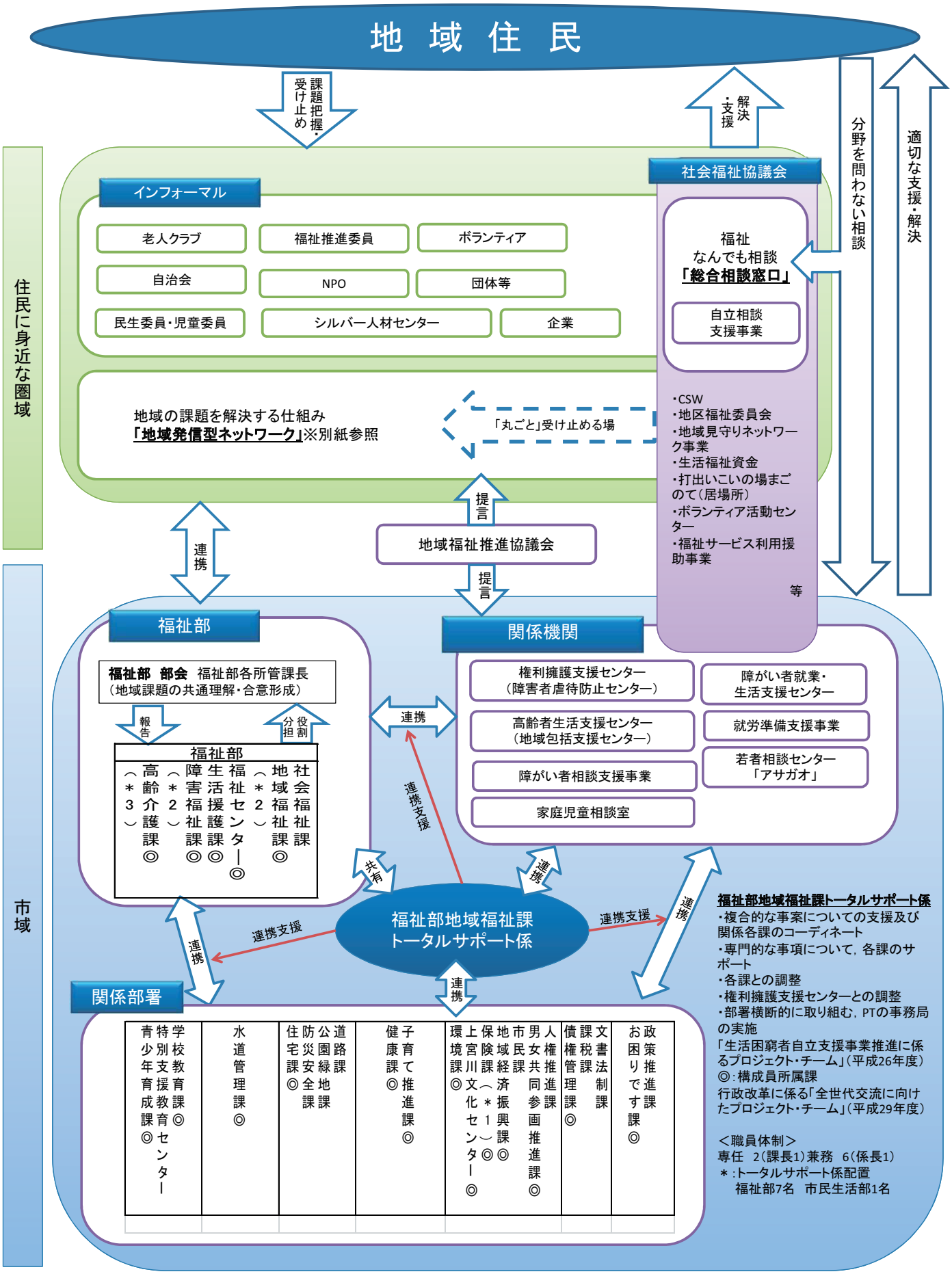
各町において，「わが町を再発見」し，地域生活課題の解決に向けてモデル地域(3 地区)を設定し，地域で取り組める内容を検討している。

④ ③による発見機能(入口)と支援機能(出口)の強化

→認知症当事者やその家族へのインタビューを専門職と共に地域住民が取り組むとともに，「地域発信型ネットワーク」の事務局を担う社会福祉協議会の職員や認知症地域支援推進員により高齢者の見守り等を行う市内事業所にアンケート調査を実施。現在は，これらの取組を踏まえ，専門職を中心に，「認知症ケアパス」の作成を進めている。平成 30 年度は，「認知症ケアパス」を活用し，認知症当事者やその家族の支援体制を構築する。

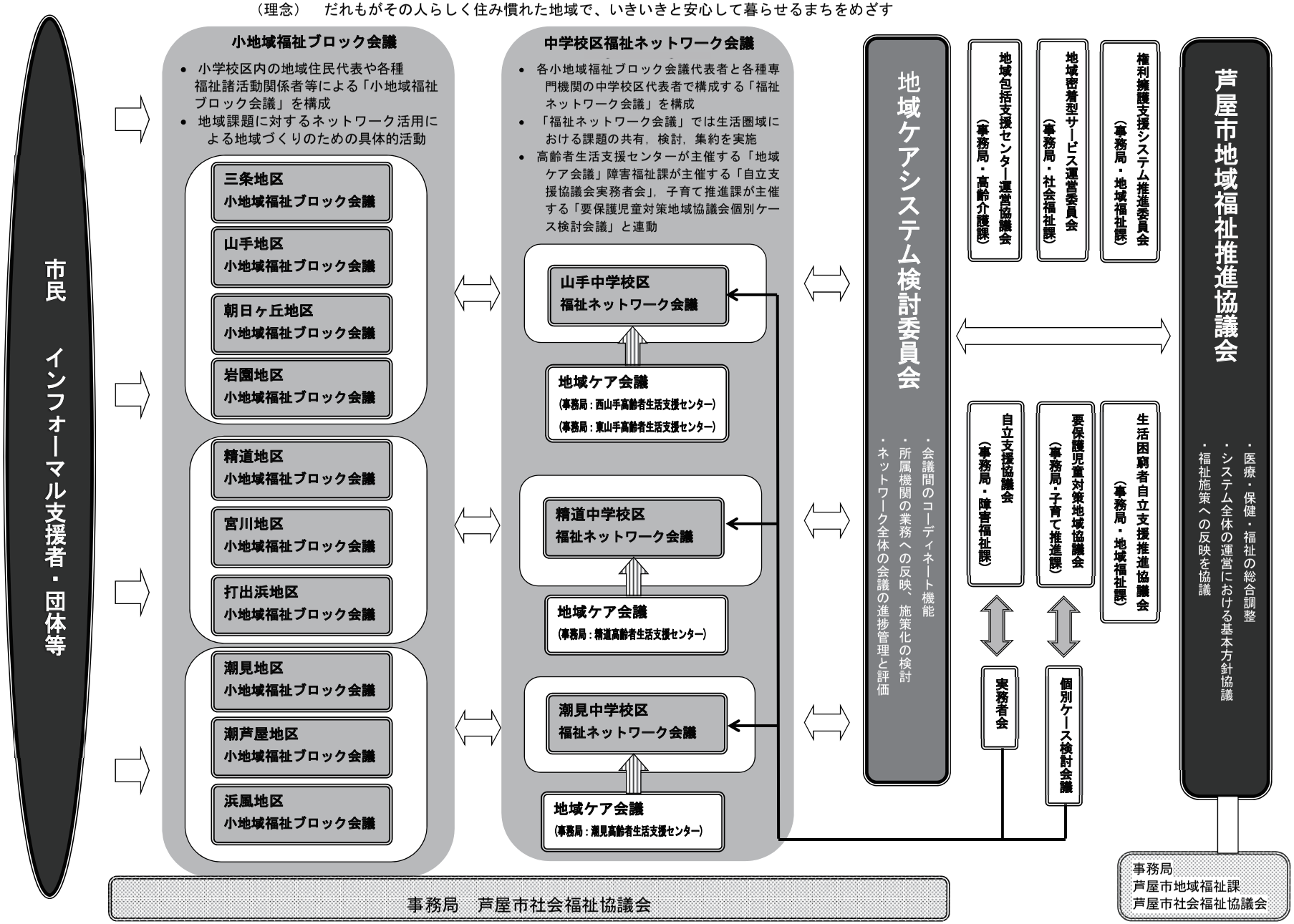
⑤ P2「その他」に示す「多様な主体」同士が連携し，新たな取組の展開，増加

→主体間同士の連携により，5 つの新たな取組を把握できている。


地域住民
課題把握・受け止め
解決・支援
分野を問わない相談
適切な支援・解決
住民に身近な圏域
市域
インフォーマル
老人クラブ
福祉推進委員
ボランティア
自治会
NPO
団体等
民生委員・児童委員
シルバー人材センター
企業
地域の課題を解決する仕組み
「地域発信型ネットワーク」※別紙参照
「丸ごと」受け止める場
社会福祉協議会
福祉
なんでも相談
「総合相談窓口」
自立相談
支援事業
・CSW
・地区福祉委員会
・地域見守りネットワーク事業
・生活福祉資金
・打出いこいの場まごのて（居場所）
・ボランティア活動センター
・福祉サービス利用援助事業
等
提言
地域福祉推進協議会
連携
福祉部
福祉部 部会 福祉部各所管課長
（地域課題の共通理解・合意形成）
報告
役割分担
福祉部
高齢介護課◎（＊3）
障害福祉課◎（＊2）
生活援護課◎
福祉センター◎
地域福祉課◎（＊2）
社会福祉課
関係機関
権利擁護支援センター（障害者虐待防止センター）
障がい者就業・生活支援センター
高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）
就労準備支援事業
障がい者相談支援事業
若者相談センター「アサガオ」
家庭児童相談室
連携
連携支援
共有
連携
福祉部地域福祉課
トータルサポート係
連携支援
連携
連携
関係部署
学校教育課◎
特別支援教育センター
青少年育成課◎
水道管理課◎
防災安全課
住宅課◎
公園緑地課
道路課
子育て推進課◎
健康課◎
環境課◎
上宮川文化センター◎
保険課（＊1）◎
地域経済振興課◎
市民課◎
男女共同参画推進課◎
人権推進課
文書法制課
税課
債権管理課◎
政策推進課
お困りです課◎
福祉部地域福祉課トータルサポート係
・複合的な事案についての支援及び関係各課のコーディネート
・専門的な事項について，各課のサポート
・各課との調整
・権利擁護支援センターとの調整
・部署横断的に取り組む，PTの事務局の実施
「生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム」（平成26年度）
◎：構成員所属課
行政改革に係る「全世代交流に向けたプロジェクト・チーム」（平成29年度）
＜職員体制＞
専任 2（課長1）兼務 6（係長1）
＊：トータルサポート係配置
福祉部7名 市民生活部1名

芦屋市地域発信型ネットワーク　２０１５．４～

（理念）　だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



都道府県名	兵庫県	市区町村名	たつの市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	77,968（人）			世帯数	30,300（世帯）		
高齢化率	28.8（%）	生活保護受給率	4.78（‰）		面積	210.87（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	91.53（%）		公立小学校数	17	公立中学校数	5	
地域包括支援センター	直営１か所、在宅介護支援センター5 カ所（社福法人、医療法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営１か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

地域性	・兵庫県の西南部の西播磨地域に位置し、南北に長く、移動に車がないと不便であるが、コミュニティーバスや市民乗合タクシーなどを運用している。 ・自治会組織率約９０%、民生委員・児童委員の欠員もなく、地域のつながりも比較的ある地域である。
地場産業	手延素麺、醤油醸造、皮革、かばん産業
観　光	播磨の小京都と言われる龍野城と脇坂藩の城下町に連なる古い町並み、江戸時代に海の宿場として栄えた室津港　など

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	・福祉に関する相談のワンストップ受付 ・介護保険、障害者等施策との連動と協働
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・福祉施策が必要な市民へ適切に支援が行き届き、自立支援ができる体制づくり。 ・様々な相談支援を行っている中、縦割りの施策ではなく庁内及び庁外の関係機関と連携し、不足する資源の発見及び必要な資源の開発を分野問わず包括的に行っていく。また必要な資源開発を行政だけが行うのではなく、協議体等市民自らが課題に取組む体制を構築していきたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	たつの市
②事業実施に至った経緯	地域包括支援センターとして相談支援を行っている中で、無職のひきこもりの息子や介護と生活困窮など複合的な課題を有する事例が多く、制度の縦割りの相談支援では、十分な対応ができないことがあったため、本事業を実施することとなった。
③事業実施体制※注	・地域包括支援課内に総合相談支援係を新設し、ふくし総合相談窓口を設置 ・保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員、主任介護支援専門員などの資格を持った職員を５名配置 ・複合的な課題がある場合は、関係部署と情報共有を行い連携して支援を行う。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・看護師、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、訪問看護ステーション管理者 ・社会福祉士、地域包括支援センター職員

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		たつの市役所健康福祉部地域包括支援課総合相談支援係（ふくし総合相談窓口）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	・たつの市役所内にふくし総合相談窓口を設置し、市民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などからの相談を丸ごと受け止め、市役所全体で包括的な支援ができる体制構築に向けたコーディネートを行う。 ・相談支援包括化推進会議を開催し、多様なネットワークの構築を行う。個々の事例については、地域ケア会議等を活用し、多機関、多職種での検討を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	・介護支援専門員、相談支援専門員、自立支援相談員など福祉分野関係者 ・龍野公共職業安定所、西播磨障害者就業・生活支援センター、ひめじ若者サポートステーションなど雇用分野関係者 ・弁護士、司法書士、法テラスなど司法分野関係者 ・保健所、医療ソーシャルワーカーなど医療分野関係者　などを参集。 ・年４回開催
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	共同募金、善意銀行などと連携しながら、寄付及び遺贈に関する情報収集を行い、実現に向けた取組を行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・相談支援包括化推進会議にそれぞれの分野で困っている、課題と感じていることを持ち寄り、資源が不足しているものについては、介護保険法に基づく地域ケア会議等や生活支援体制整備事業と連携し、資源開発を行う。
	オ　その他	ふくし総合相談窓口での相談内容、相談件数、連携状況支援内容等の実績を取りまとめ、相談支援包括化推進会議でフィードバックし、共に課題分析、必要な連携ツールの検討を行う。
⑧事業の成果目標		・相談対応件数：3,000 件(延件数) ・寄付及び遺贈に関する勉強会を実施 ・相談支援包括化推進会議を年４回開催
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

- 行政不服審査会へ諮問し、関係課と個人情報共有ができる体制構築
- ふくし総合相談窓口に係る作業部会に参加した課と緊密な連携ができている。
- 相談件数（目標）３，０００件／年
  ４月～９月目標：１，５００件
  ４月～９月実績：１，３５２件（達成率：約９０%）
- 寄付及び遺贈に関する取組み
  ５月にコミュニティーサポートセンター神戸の取組みを視察。
  社協と情報交換。
- 相談支援包括化推進会議を年４回実施
  第１回相談支援包括化推進会議の内容
  「我が事・丸ごと」についての説明
  ふくし総合相談窓口のＰＲと役割説明
  第２回相談支援包括化推進会議の内容ｘ
  各相談支援機関の紹介及び抱える課題の共有について
  第３回相談支援包括化推進会議の内容
  生活困窮に関する意見交換
  第４回相談支援包括化推進会議の内容
  「生活困窮」に関する連携方法(案)に関する協議

都道府県名	奈良県	市区町村名	桜井市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	57,993（人）			世帯数	24,643（世帯）		
高齢化率	29.9（%）	生活保護受給率	20.16（‰）		面積	98.92（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	99.6（%）		公立小学校数	11	公立中学校数	4	
地域包括支援センター	委託：4 か所（社会福祉法人ほか）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（株式会社）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

奈良盆地の中央東南部に位置し、県庁所在地の奈良市までは 20 ㎞圏内、大阪市へは 40 ㎞圏内にあり、市域全面積の約 60%が山間部である。地場産業としては木材、素麺、皮革製品などがあり、また古墳、古社寺、万葉歌碑などをはじめとする数多くの自然・歴史・文化資源に恵まれていることから、観光の地として知られている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	“いざというとき”の相談窓口をはじめ、協議・検討会議の場やコーディネーター等が複数存在する中、その役割や機能を整理し、システムとしての再構築を目指す。また福祉分野にとらわれない多様な相談支援機関のライブラリーを構築することで、中学校区域を念頭に地域の特性や個人的情報を反映した実務的なネットワークの構築に必要な基礎資料とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の成果としては相談窓口のための基礎資料であり、地域の相談者には間接的な影響しか生じないが、地域共生社会の概念を本事業の内容やアンケート、ヒアリング、会議開催等を通じて相談支援機関にまず理解してもらうことで、今後の連携強化の基礎づくりとしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	桜井市（一部事業は NPO 法人医療と介護のボランティアさくらいに委託）
②事業実施に至った経緯	“いざというとき”の相談窓口をはじめ、協議・検討会議の場やコーディネーター等が複数存在する中、その役割や機能を整理し、システムとして再構築するために「桜井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を公募、相談支援包括化推進員の配置とネットワーク構築に係る事業について委託する。
③事業実施体制※注	・【実施主体】社会福祉課　担当１名、社会福祉協議会　担当２名 ・【受 託 者】NPO 法人医療と介護のボランティアさくらい　３名 内、相談支援包括化推進員　２名 ・外的環境として相談支援包括化推進会議の会議員（第２回会議で名簿を作成予定）
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２名

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・介護支援専門員、介護福祉士 ・作業療法士、生活支援コーディネーター研修修了
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	NPO 法人医療と介護のボランティアさくらいに委託、相談支援包括化ネットワークの構築に向け、各相談支援機関にアンケート調査を実施。また、より具体的な課題の把握のためにヒアリング調査を行い、受託期間中に結果を取りまとめる。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	桜井市と桜井市社会福祉協議会との共催で開催し、市域から県域にまたがる、福祉以外を含む可能な限り多分野の支援機関に参加を呼びかけた。 県担当課による事業概要の説明と支援機関どうしの紹介の場を設けて理解を深めてもらい、その後規約に従いネットワークの構築のための担当者部会を設置した。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	桜井市と桜井市社会福祉協議会で、旧小学校区を基本とした 13 の地区社会福祉協議会を通じた、地域貢献の取組や共同募金の活用等を検討する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	桜井市と桜井市社会福祉協議会で、旧小学校区を基本とした 13 の地区社会福祉協議会と各自治会に２名程度配置されている地域福祉委員を中心として、地域に不足する課題を掌握、きめ細やかな連絡調整を通じて社会資源の創出を図る。
	オ　その他	受託者の自主事業による事例検討会議の開催とその報告書を作成する。
⑧事業の成果目標		・相談支援包括化推進員によるプラン作成数　５件／月（受託期間中総数 25 件） ・多機関協働ガイドブック（仮称）の作成・配布 ・相談支援包括化推進会議を通じた地域共生社会の実現に向けた事業啓発
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

・相談支援包括化推進員によるプラン作成　11 月：２件　12 月：５件
・多機関協働ガイドブック（仮称）の作成のための調査
　　アンケート調査先　11 月：39 件
　　ヒアリング実施先　11 月：40 件
・相談支援包括化推進会議　12 月 22 日　第１回開催：参加 29 機関
　　参加機関　内訳　【暮らし・法律】　２機関
　　【就業・労働】　４機関
　　【犯罪・事故】　３機関
　　【家庭】　２機関
　　【子ども・女性】　４機関
　　【高齢者・障害者】　５機関
　　【その他】　９機関
・事例検討会議　12 月 27 日開催：参加６機関
　　事例：「複合課題（不登校・ひとり親）を抱える困窮者」

都道府県名	奈良県	市区町村名	王寺町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	23,674（人）			世帯数	10,125（世帯）		
高齢化率	27.6（%）	生活保護受給率	17（‰）		面積	7.01（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	91.3（%）		公立小学校数	3	公立中学校数	2	
地域包括支援センター	直営１ヶ所						
生活困窮者自立相談支援事業	なし						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

王寺駅は奈良県有数の交通の要所であり、大阪のベッドタウンとなっているため、面積は狭いが人口密度は奈良県屈指である。特段の地域産業が無いこともあり、町内の達磨寺や明神山、マスコットの雪丸を活用した観光事業に近年力を注いでいる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	コンパクトな町なので、地域住民のつながりは都市部と比較すれば残っており、行政も縦割りの弊害は少なく、課題があれば連携して解決するという土壌はある。ただ、行政や事業所に相談して解決してもらうという方法が定着しているからか、地域福祉についての取組は進んでおらず、直近の町総合計画に関するアンケートでも地域福祉の優先度、重要性は低かった。また、住民活動についても活発だが、行政が主導となり行う、もしくは行ってもらっているものが多く、自発的な活動は少ないことから、地域課題を我が事として考える人を少しでも増やしたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	今後も課題について行政や介護福祉事業所等が連携して解決している事実や取組を知ってもらい、さらに課題解決へ住民の力を借りるなどして、課題解決には住民の力が必要であることを理解してもらい、行政と住民との協働意識が強くなってほしい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		王寺町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		奈良県より事業実施について勧めがあり町が実施を決定、町長が社協会長でもあり、社協に町出向職員が多いことからスムーズに社協へ委託することとなった。
③事業実施体制※注		内的環境（社協職員２名、町福祉介護課） 外的環境（中和吉野生活自立サポートセンターなどの相談支援機関。今後民間団体や事業所にも事業を周知し協力を広く求めていく）
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ コンパクトな町であることから、圏域は１つとする。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	・本事業について、行政や社協の取組のアピール、将来的な地域共生社会実現の必要性などを重点に置いて関係団体、住民、企業等へ説明を行う。 ・課題の解決について、対象者の人柄や地域住民の関係性、個人情報への配慮などを勘案しながら、可能な範囲で地域住民に情報提供し、協力を求める。（地域に課題を持つ人がいること、行政や相談機関が取り組んでいること、その人のためにできることがあることを知れば、我が事につながるのでは。）

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	・本事業について、社協、行政、県域の相談機関、介護福祉の事業所などが共通した認識を持ち、より連携を行っていけるような働きかけを行う。 ・モデル的に、特定の場所、日時に CSW が訪問し、総合相談受付を行う。地域住民にも負担にならない範囲で協力を求めていく。
	その他	
⑥事業の成果目標		・困りごとを抱える人、特に孤立している、複雑な課題を抱える人を重大なことが起こる前に一人でも多く支援できる。 ・我が事丸ごとの地域づくり、地域共生社会について支援者、住民の理解が広まる。

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

5．成果目標の達成状況について

委託事業者による地域福祉のキーパーソンとなる方への聞き込みや､複雑な課題を抱えた世帯の調査により､支援者の連携についてはできている傾向であることは再認識できた｡今後はできていることを生かしながら、同じ認識を行政や介護福祉事業所、民間団体へ持ってもらうためのより効果的な方法と、地域住民への啓発方法を委託事業者と共に考え、委託事業者に実践してもらう。

都道府県名	奈良県	市区町村名	下市町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	5,726（人）			世帯数	2,513（世帯）		
高齢化率	43（%）	生活保護受給率	4.15（‰）		面積	64.07（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	1	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	未実施						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

下市町は、紀ノ川の上流、吉野川とその支流である秋野川、丹生川などか流れ、森林に包まれたまちです。豊かな森林資源をもつ吉野地域と都市地域を結ぶ接点に位置していることから、中世以降、商業の中心地として“市”が開かれるなど、賑わいをみせていました。しかし、近年の林業の衰退、少子高齢化により、わが町も過疎化・高齢化が進んでおります。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民が地域の助け合いにより、以前よりも住みやすくなったと思ってもらえる地域づくりを進めていきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が以前のような身近な住民の助け合い等ができる町にもどり、その活動が地域全体にいきわたるようにしていきたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		下市町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		地域住民の身近な付き合いが、我が町でも稀薄になっており、以前のような身近な住民の助け合い等ができる町にもどれるようにと考え事業実施に至った。
③事業実施体制※注		
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 下市町全域
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	居場所・見守り活動の推進　自治会単位での活動の立ち上げ及び継続支援 ・自治会単位での住民座談会の開催
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ご	自治会の活動拠点の活用・広域型の活動拠点の確保 ・民家や空き店舗の地域福祉目的で活用促進するための条件整備 ・活動づくりへ向けた拠点整備助成 町内におけるＣＳＷアウトリーチ型巡回配置

	と」の地域づくり）	・活動からの気づきをもとに、地域の課題を抽出し、住民と専門職協働で地域課題化する。
	その他	住民等に対する学習、活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施
⑥事業の成果目標		各自治会で我が事丸ごとを実現する圏域活動を実施する。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

〈他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ〉

・圏域の設定について、地域福祉を推進していくためにお互いが顔の見える身近な地域で活動できる事が大切だと考え、自治会域を身近な生活圏域とした。

・既存の社協職員をＣＳＷとして配置し、町内 2 エリアに分けそれぞれ地域を担当し身近な生活圏域を支援。

・身近な生活圏域へＣＳＷ周知並びに「気になる」を大切に地域住民が課題の早期発見し、それを繋いでもらえるように説明。また、それとあわせて住民座談会を開催し、地域の良い所・課題について地域で共有し、関心を高めてもらうよう（我が事化）働きかけている。

（41 自治会域中 28 自治会開催）

〈居場所・見守り活動の推進〉

・ＣＳＷのアプローチ（活動立ち上げ支援・助成など）などにより、２か所ふれあいいきいきサロンの立ち上げに至る。（町内 24 カ所から 26 カ所に）

・既存のサロンへの継続支援。（活動を通じた気づきを早期発見機能として活用）

〈住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み〉

・多くの方に小地域福祉活動を知ってもらい、活動への関心向上や参加するきっかけづくりとなるよう、「しもいち支え合いセミナー」と題し 29 年度中に 2 回開催。（2 月に第 2 回開催予定）

ＣＳＷの周知に回らせて頂いた地域からの参加や、今までサロンなど福祉的関りの少ない区長さんなどの参加も多く関心が高まってきているように感じる。

（第 1 回目は、～あなたの「得意」が「役割」の場所～のテーマで町内でも活発に行われているサロン活動（つながり）の意義、サロン活動運営での課題などについて開催。）

（第 2 回は“支える”から“支え・合う”地域～5 年後、10 年後の自分たちの町づくり～のテーマで開催予定。）

都道府県名	鳥取県	市区町村名	琴浦町

１．自治体の基本情報

１－１．自治体の基本情報

人口	17,845（人）	世帯数	6,517（世帯）		
高齢化率	35.0（%）	生活保護受給率	7.5（‰）	面積	139.97（k ㎡）
地域包括支援センター	直営 ： １か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営 ： １か所				

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）について、簡潔に記述してください。

平成１６年９月１日、２町合併により琴浦町が誕生しました。琴浦町は鳥取県のほぼ中央に位置し、南部は山地に囲まれ北は日本海に面しています。日本海側は沿岸漁業・商工業地帯、丘陵地帯は畑・果樹園地として耕作されています。
人口は減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。

２．事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・関係機関・民生児童委員・集落の福祉委員等と連携しながら、制度の谷間にある要援護者への支援と包括的な相談体制のネットワークシステムの構築を目指す。 ・地域での支え合い、助け合い活動の推進。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・相談支援体制の確立とネットワークづくり ・地域住民による支え合い活動の組織化（地域を地域住民で見守るという意識が生まれ、見守りや居場所づくりなど日常の支え合い活動へとつながっていく。） ・関係機関と連携して社会資源の検討・創出にむけた取り組み
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		町からこのモデル事業委託についての話があり、この事業が社協本来の仕事（地域で支える地域を作る。）であるという思いで受託する。
③事業実施体制※注１		別紙
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ①社会福祉主事　地域福祉活動担当、フードサポート事業担当、福祉教育担当 ②社会福祉士　　日常生活自立支援事業担当、成年後見援助事業、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ担当
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		ことうらあんしん相談支援センター
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①把握の方法　　福祉事務所、包括支援センター、介護支援専門員、障がい者相談支援員からの情報提供 民生児童委員、集落の福祉委員、愛の輪協力員からの情報提供 ②ネットワークの構築、福祉事務所、包括支援センター、社協総合相談所相談員、司法書士、福祉教育関係相談支援事業所等と協働しチームアプローチによる支援に取り組む。 ③障がい団体等へのヒヤリングを実施し、ニーズ把握に努める。 ④民生児童委員の協力のもと、実態把握の調査に取り組む。 ⑤支援の方法　　世帯全体のニーズに対する総合的なアセスメント、支援のコーディネートを行う。

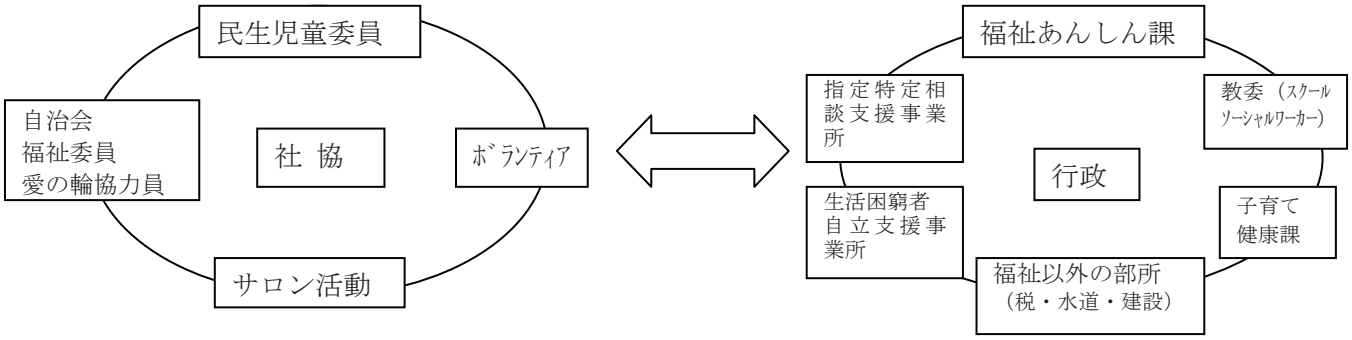
		⑥事業ＰＲ　　ＰＲチラシ・広報紙によるＰＲ・地域共生社会の実現に向けた取組のＰＲ映像の作成
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	①推進会議の参加者　福祉事務所、包括支援センター、障がい者相談支援員、司法書士、社協 ②開催回数　　年２回（担当者会議はその都度開催予定） ③会議の内容　・課題を抱えるケースの情報提供　　・支援内容の検討　　・支援内容の調整 ・新たな社会資源の創出
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	①社会福祉協議会会費を増やす取り組み（一般会費・賛助会費の会員増） ②地域福祉事業に対する寄付金を増やす。　③助成事業の活用　　④地域貢献事業の活用 ⑤共同募金の活用
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	①ボランティアセンター登録者と協働して生活支援ボランティアの組織化の立上げ ②福祉委員（各集落１名）や愛の輪協力員、民生委員との協働により地域住民による支え合い活動の組織化 ③包括支援センターなど関係機関と連携して社会資源の創出に向けた取組みを進める。
	オ　その他	（関連事業） ①生活困窮者等への生活支援サービス（フードバンクの提供）
⑧事業の成果目標		本事業により、相談支援センターに相談することで円滑な相談体制を整備することができる。（Ｈ２９目標） ①心配ごと相談（４５件）、法律相談（４０件） ②日常生活自立支援事業（相談１３件） ③福祉資金貸付（町貸付け相談　１０件、県貸付け相談　３０件） ④生活困窮者等相談支援事業（１０件）・・・町直営 ⑤成年後見援助事業（５件） ⑥ボランティアセンター（６５件）
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		①前年度は複合的な課題を抱える世帯が３ケースであったので、今年度は民生委員に実態調査を依頼し、課題を抱える世帯の抽出に努める。 ②前年度は新たな社会資源の創出まで取組みが進まなかったので、今年度は課題内容を検討しながら、民生児童委員・福祉委員・自治会長等を中心に地域住民による支え合い活動、ボランティア登録者と協働して生活支援ボランティアの活用を進めていきたい。

５．成果目標の達成状況について

成果目標の達成状況	本事業により、相談支援センターに相談することで円滑な相談体制を整備することができた。（Ｈ２９実績） ①心配ごと相談（２５件）、法律相談（２２件） ②日常生活自立支援事業（相談１４件） ③福祉資金貸付（町貸付け相談　１０件、県貸付け相談　１７件） ④生活困窮者等相談支援事業（４件）・・・町直営 ⑤成年後見援助事業（４件） ⑥ボランティアセンター（７０件） （事業のＰＲ） ・事業ＰＲチラシの作成、社協広報紙（毎号）に掲載し、事業のＰＲに努めた。 ・社協の地域福祉研修会、障がい者団体連絡会で事業のＰＲに努めた。 ・事業ＰＲ映像を作成し、民生委員研修会等で上映し、事業のＰＲ、新たなニーズ発掘に努めた。 （課題の把握） ・民生児童委員協力のもと、「地域で複合的な課題を抱える方（世帯）に対する調査」を実施した。 課題を抱える世帯５８世帯に民生児童委員と同行訪問し、担当者会議を４件開催した。 ・自立相談支援員、社会福祉士、地域包括支援センター、民生児童委員、かかりつけ医等多機関が協働しその家庭の支援に努めた。 （地域課題から見えてきた社会資源について） ・集落で孤立している人を集落の愛の輪協力員（高齢者・障がい者の見守りをする人）、傾聴ボランティアにつなげた。 ・ひきこもり・失業者の就労について、就労支援員と協働し進めた。（８件）このうち１件を就労につなげた。 ・居場所づくりについて他の法人と実施に向け協議を行った。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業

③事業実施体制



都道府県名	島根県	市区町村名	松江市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	203,787 人（H29.12）			世帯数	89,199 世帯（H29.12）		
高齢化率	28.52%（H29.3）	生活保護受給率	137‰（H26）		面積	572,99（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	68.5%（H22）		公立小学校数	35	公立中学校数	17	
地域包括支援センター							
生活困窮者自立相談支援事業							

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

松江市は東に中海、西に宍道湖、北は日本海に面しています。市街地は宍道湖と宍道湖と中海を結ぶ大橋川をはさんで、南北に広がり、南には緑豊かな山々を有しています。水と緑の豊かな自然環境に恵まれ、国宝松江城もあることから、観光産業に力を入れています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	松江市においては、長年松江市社協が住民と共に地域福祉を担ってきた。 本事業を取り組むことにより、 ○地域課題を解決する担い手を地域住民の中で育成する。 ○地域の中に総合的な相談支援体制を構築する。　ことを目指した。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の取組みを通じて「地域力」を高める。 「地域力」とは 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し手、解決を試みることができる力。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		松江市（松江市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		これまで、松江市社協は様々な相談分野での相談を担ってきた。（高齢者、障害者、生活困窮者等） また、平成 24 年度より、ワンストップの相談支援体制づくりを目指し、社協内での連携を深めてきた。これまでの取組みを通して、入口支援（早期発見）から、課題解決に向けた出口支援の必要性を認識し、体制づくりに取り組んできた経緯がある。
③事業実施体制※注		別紙参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ １．**中央レベル**：全世代、全対象に対応する。 事業展開を組み立てるコントロールタワー ２．**地域レベル**：CSW・地域包括支援センター相談員が中心になって相談支援 ３．**公民館レベル**（地区社協）：公民館を拠点にした相談窓口
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	１．担い手の育成（くらしあんしんサポーター） 各講座の卒業生が地域で活動するための講座を受講して頂く ①　最初の一歩研修　②熱き心育成研修　③時々地域デビュー研修 ２．高台ローラー作戦 高台の地域課題を調査して、課題整理をする。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	１．新たな社会資源の創出 ①移動支援　②買い物支援 ２．社会福祉法人及び企業とのコラボ 「社会福祉法人連絡会」との協働による事業展開 ３．社協がモデル的に行う公民館での café 居場所づくり
	その他	
⑥事業の成果目標		１．担い手育成　100 名程度 ２．高台ローラー作戦の実施（調査し、高台の問題の潜在化を図る） ３．「法人連絡会」との協働、地域貢献活動

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		松江市（松江市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		松江市社協は歴史的に古くから,公民館及び地区社協と連携し、地域活動に取り組んできた。公民館には福祉担当職員が配置されてぃる。社協内では、平成 28 年度から地域福祉課に CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)を配置して、コミュニティーソーシャﾙﾜｰｸを展開している。
③事業実施体制※注		別紙参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		8 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 市社協の CSW（コミュニティーソーシャﾙﾜｰカー）　社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		市社協地域福祉課
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	中央の拠点として「総合相談調整室」を設置し、市社協内外の多機関との連携強化を図る。入口支援（早期発見）から解決に向けた出口支援（継続的な支援、課題解決　等）まで連動した支援体制を整える。 （個別相談の流れ） ① CSW による相談対応⇒②対策会議（対応困難事例について係長以上で協議） ② 困難事例検討会議（法テラス等の外部助言者を交えての事例検討会）
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	くらし相談支援センター運営協議会（年２～３回開催）が同会議を兼ねる ＊毎月、社協内で実務者会議を実施し「なんでも相談」の共有を図る。また、事業の進捗管理をする。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	平成 28 年度　市内 47 か所の参加による「社会福祉法人連絡会」を立ち上げた。市社協は、事務局を担っている。今後は、財源、人材的な連携強化を図る。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	○なんでも相談員の養成（地域住民による公民館を拠点にした相談窓口） ○なんでも相談支援サポーターの養成（話し相手、日常的な生活支援などで支援する。ワンコイン）
	オ　その他	○福祉相談システムの開発（書式の統一） ○なんでも相談電話の設置
⑧事業の成果目標		１．多機関の協働が必要な相談ケース　50 件 ２．なんでも相談支援サポーター（ワンコイン） ３．福祉推進員の研修

※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	

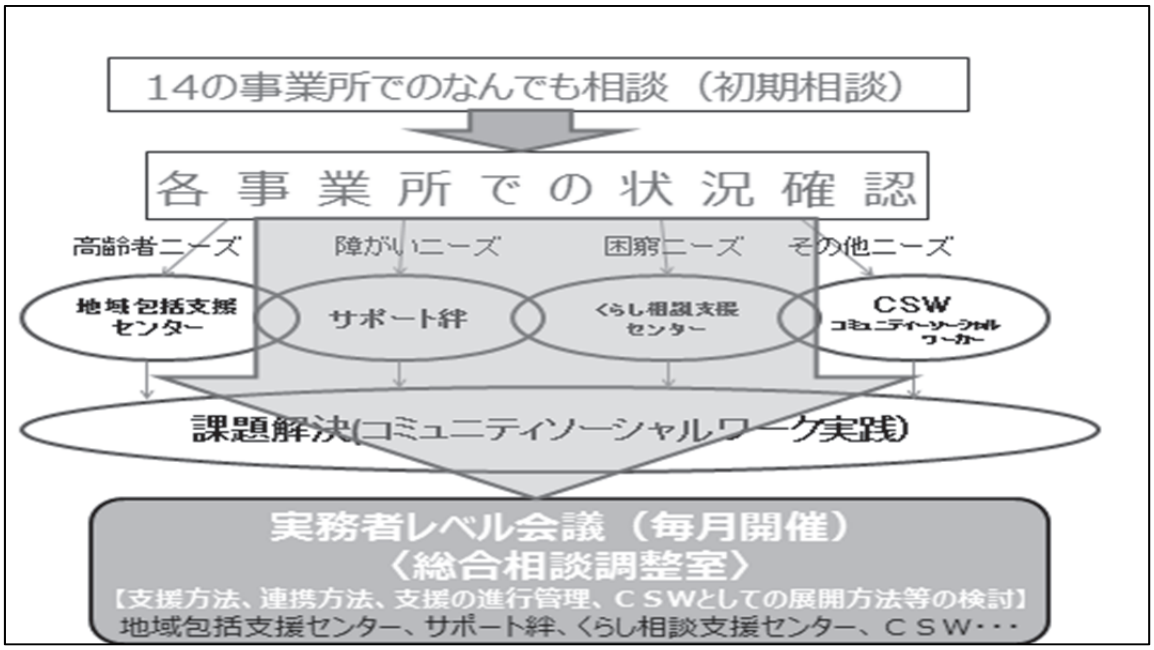
５．成果目標の達成状況について

別紙参照

別紙）松江市における

多機関の協働による包括的支援体制構築事業成果目標の達成状況報告

福祉なんでも相談　全体のイメージ図



① 福祉なんでも相談所の開設

市内 14 カ所の事業所（市社協本所支所、 8 カ所の地域包括支援センター、市内 4 カ所の市社協介護事業所）でのなんでも相談の実施。

月間相談件数

7 月	31
8 月	26
9 月	17
10 月	23
11 月	14
12 月	20

主な**相談内容**としては…

上位 3 つは、1 位:生活支援、2 位:健康問題、3 位:近隣関係

相談者では、1 位:本人、2 位:民生委員、3 位:家族

個別対応のみならず、地域の支え合いや地域展開が必要な課題(ニーズ）対しては、今後コミュニティソーシャルワーク的展開(新たな支え合い等の仕組みづくり）が必要と考えられる…

その**課題(ニーズ)**として

●精神障がい者の社会的孤立　●買い物支援

●ゴミだし支援　●災害時の支援体制づくり

●話し相手　●ペットの世話

②　福祉なんでも相談所の周知

・民生児童委員、福祉推進員への周知
・ケーブルテレビでのＰＲ
・路線バスでの動画ＰＲ
・チラシ、ファイルの作成 配布

③　福祉総合相談システムの開発

福祉なんでも相談で把握したケースの社協内での情報共有のシステムづくり
・相談管理システム「ゆめと」をベースの開発中

④　総合相談調整室の設置

中央レベルに「総合相談調整室」を設置し、全世代・全対象の相談対応するための連携方法や地域レベルの「ふくしなんでも相談所」、包括エリア及び公民館・地区社協エリアの相談支援のあり方や本事業の展開方法の企画等、コントロールタワー的な役割を果たす。

○相談マニュアルの作成

○相談対応スキルアップ研修会

STEP 1　　STEP 2
『各対象者ごとの知識とサービス』
『相談のいろは』・・・相談マニュアルの活用を中心に
STEP 3
『緊急性の判断について』
STEP 4
『面接技法　　コミュニケーションの取り方』
STEP 5
『自分の面接場面での振り返り方法を学ぶ』
STEP 6
『自分の対応を振り返る　～プロセスレコードを活用して～』

○実務者会議の実施

○困難事例への対応

対策会議（対応困難事例に対し市社協内各課係長参加による事例検討会）

困難事例検討会議（外部助言者の参加による事例検討会）

⑤　コミュニティソーシャルワーク機能の強化

地域福祉課 8 名のコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）が制度の狭間のニーズや既存の相談機関では支援できないケースへの対応、またその個別ケースの支援からみえてきた課題(ニーズ）に対して地域での支え合いの仕組みづくり等を実践していく。そして、待ちではなく　『アウトリーチ（出向いていく）機能』を強化していく。

ふくしなんでも相談電話の設置（２２－７８３０）

⑥　入り口支援（早期発見等）から
解決に向けた出口支援（課題解決等）の取組として

⑥－１…福祉推進員の相談キャッチ能力の向上

福祉推進員の日頃の見守り活動から早期に問題を把握し、ＣＳＷに相談を繋げることを強化するため、特にコミュニケーション能力を高めるために臨床心理士を講師に研修会を開催。

＊全体研修会と地区研修会を開催

⑥－２…巡回相談の実施

ＣＳＷが早期にニーズを把握するため、民生児童委員地区定例会、なごやか寄り合い事業等に出向き、相談対応する。特に大庭地区においては、公営住宅を重点的に地区社協と協働で巡回相談を開催。

⑥－3…法テラス島根、島根県弁護士会との協働による「なんでも相談会」の実施

市民公開講座終了後、3 つの相談室を設け、弁護士と地域包括支援センター相談員と 2 名体制で相談対応。

＊１０月、１月実施

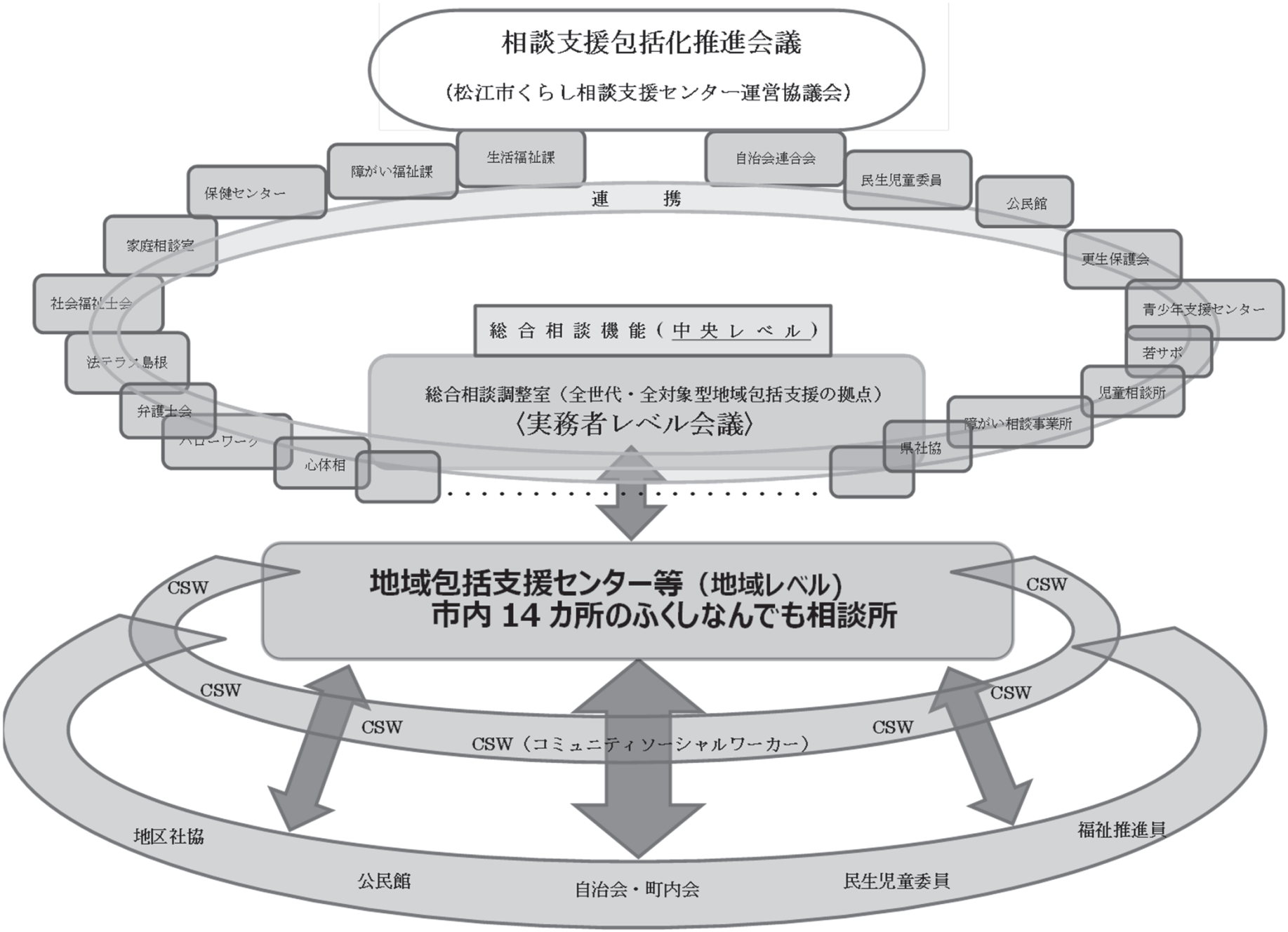
⑥－４…「なんでも相談支援サポーター」の仕組みづくり

広域的に「なんでも相談支援サポーター」を養成し、ワンコインで庭の草取り、買い物、話し相手等、具体的支援を行い、またその過程でキャッチしたニーズをＣＳＷにつなげる。

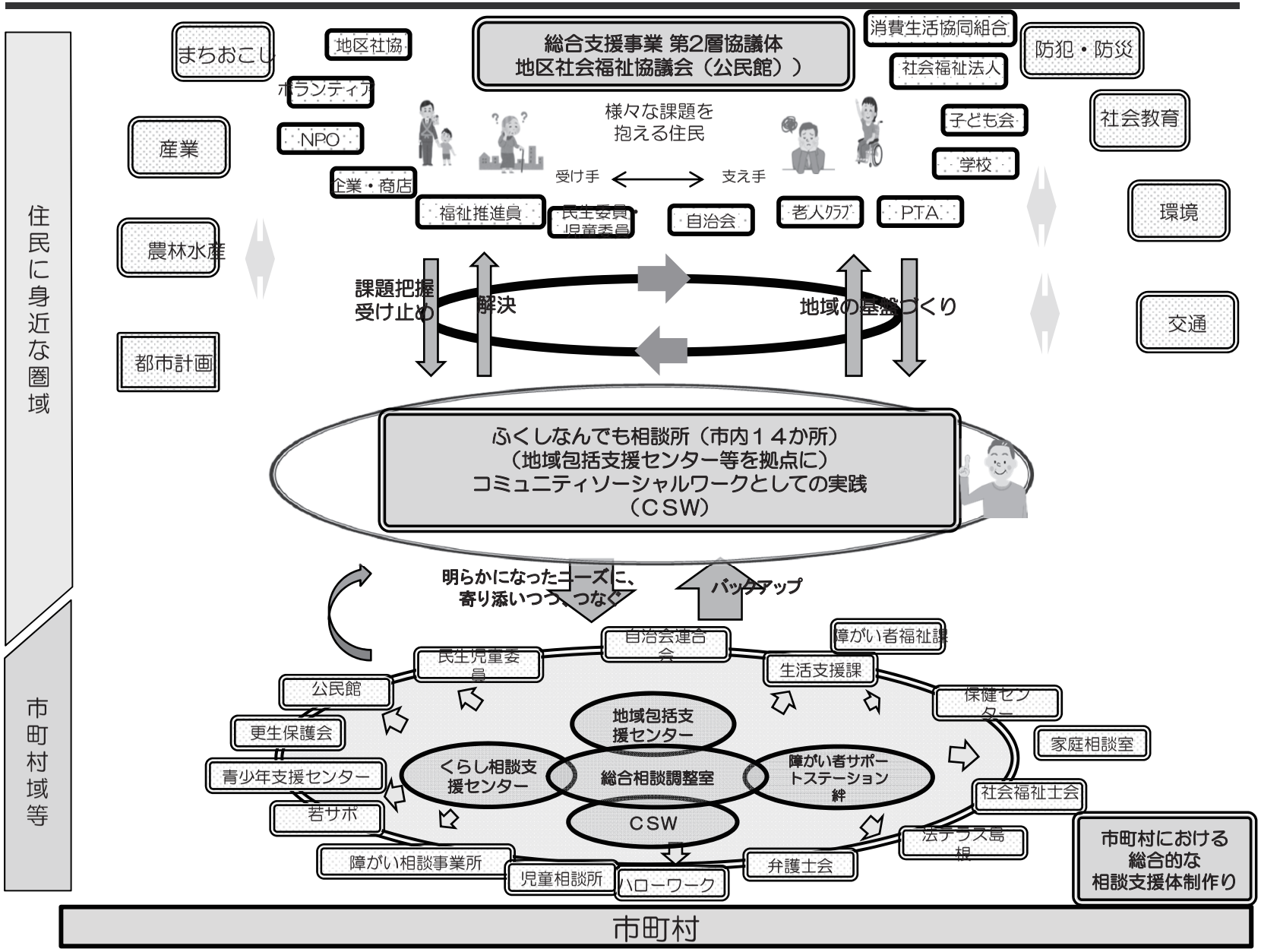
＊3 月立ち上げに向け準備中

参考：松江市社協組織（当事業関連部署）

□　**総務課**
介護センター　認定調査
□　**地域包括ケア推進課**
地域包括支援センター　在宅医療介護連携センター
□　**生活支援課**
松江市暮らし相談支援センター　障がい者サポートステーション絆
法人後見　日常生活自立支援事業　貸付事業
□　**地域福祉課**
コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）　生活支援コーディネーター
ボランティアセンター


相談支援包括化推進会議
（松江市くらし相談支援センター運営協議会）
連　　携
生活福祉課
障がい福祉課
保健センター
家庭相談室
社会福祉士会
法テラス島根
弁護士会
ハローワーク
心体相
自治会連合会
民生児童委員
公民館
更生保護会
青少年支援センター
若サポ
児童相談所
障がい相談事業所
県社協
総合相談機能（中央レベル）
総合相談調整室（全世代・全対象型地域包括支援の拠点）
〈実務者レベル会議〉
地域包括支援センター等（地域レベル）
市内 14 カ所のふくしなんでも相談所
CSW
CSW
CSW
CSW
CSW
CSW
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）
地区社協
公民館
自治会・町内会
民生児童委員
福祉推進員

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



都道府県名	岡山県	市区町村名	倉敷市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	484,056（人）		世帯数	206,183（世帯）			
高齢化率	26.2（%）	生活保護受給率	15.2（‰）	面積	355.63（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	63	公立中学校数	27	
地域包括支援センター	委託：25 か所（社会福祉法人、医療法人、社協）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：2 か所（社会福祉法人、ＮＰＯ）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・全国有数の観光地、倉敷美観地区があり、平成 27 年の観光客数は 5,287 千人。
・水島臨海工業地帯を有し、倉敷市の製造品出荷額（平成 26 年）は全国第３位（4.6 兆円）で工業都市の面もある。
・市内には 3 次救急を担う医療機関が 2 か所あるなど、医療サービスは充実している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

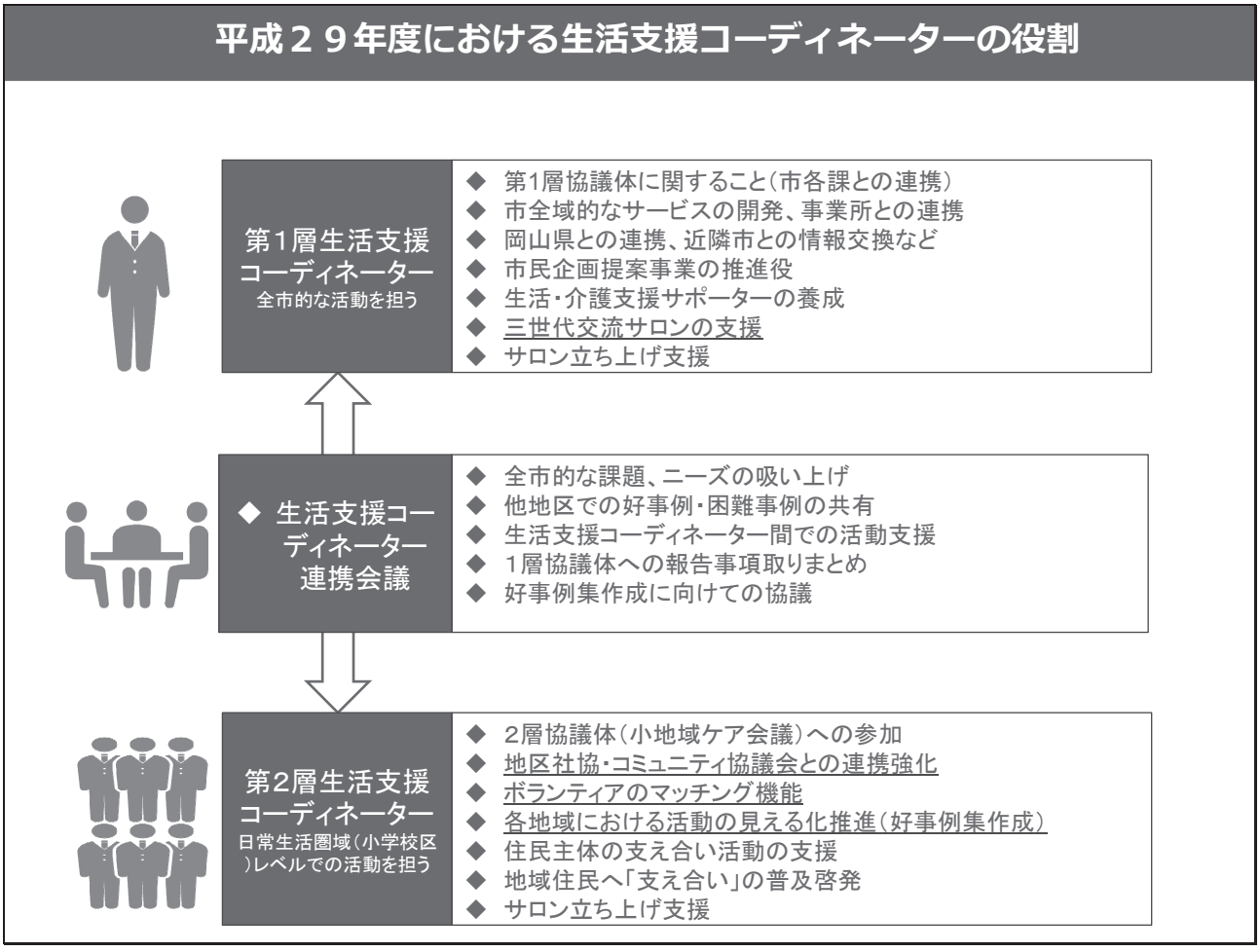
本事業に取り組む目的・狙い	平成 28 年度から地域づくりを応援する生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のサロン活動の見える化や生活支援・介護サポーター等の人材養成を行い、高齢者が地域で元気に活躍できる場や人づくりを推進した。 本事業ではコーディネーターが子どもや障がい者など、地域で多様な住民を支え合っている活動事例を収集し、ガイドブックにまとめ、市内の各地域へ働きかけを行うことで、さらに地域の支え合い活動を推進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	元気な高齢者が支援を必要とする高齢者や障がい者等を支援していくこもできると、小地域ケア会議や地区社協等で我が事として考えられる機運をつくり、多世代交流サロンや子ども食堂、見守り活動等が地域住民主体で実現されることを目指す。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		倉敷市（倉敷市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		地域の支え合い活動を推進している生活支援コーディネーターの働きかけにより、高齢者サロンの立ち上げや地域内で生活支援や移動支援を行おうとする動きがでるなど、一定の成果があった。 この地域づくりの中心となる生活支援コーディネーターの活動の充実といきいきポイント（ボランティアポイント）の強化を図り、高齢者の方だけでなく様々な住民が地域で活躍できるよう、モデル事業の実施に至った。
③事業実施体制 ※注		地域づくりを応援するため、28 年度に倉敷市社会福祉協議会に配置した第 1 層（全市域）生活支援コーディネーター（１名）と 29 年度に新たに配置した第 2 層（日常生活圏域）生活支援コーディネーター（２名）が連携し、「高齢者」「福祉」といった対象や分野にとらわれず、全世代を対象にした地域づくりを進めるために取組みを行う。　※別添資料参照
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 基本的に生活支援コーディネーターが全小地域ケア会議に参加し、地域づくりを支援していくため、市全域（484,056 人）を対象としている。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づ	本市では、これまでも地域づくりを進めるため、小学校区域など住民に身近な圏域で小地域ケア会議（５８組織）、地区社会福祉協議会（５４組織）、コミュニティ協議会（４７組織）を設け、地域課題を議論したり、見守り等地域活動を推進するとともに、そこでの議論等を通じ始められた命のバトン、認知症カフェなど地域の先進的な取組について市の施策とし、市全体に広がるように取り組んできた。

	くり（「我が事」の地域づくり）	今回はこのような地域づくりの流れをさらに強化する観点から、三世代の交流のサロンや子ども食堂、認知症カフェなどの居場所づくりの取組、見守り活動など高齢者だけでなく多世代の方々が関わる地域の支え合い活動等について、生活支援コーディネーターが中心となって、小地域ケア会議、地区社会福祉協議会、コミュニティ協議会と連携して調査。その中の好事例をガイドブックにまとめ情報発信し、市内全域への横展開を図る。 また、高齢者の社会参加を進め、介護予防や地域貢献につなげるため実施しているいきいきポイント制度（ボランティアに応じてポイントを付与。ポイントに応じて年間５０００円まで換金できる仕組み）について、対象年齢を「６５歳以上」から「４０歳以上」に拡大するとともに、対象施設を高齢者施設や子育て支援施設だけでなく、障がい者施設にも拡大することを通じ、児童館での読み聞かせ等地域でのボランティア活動を推進し、地域の支え合いを強化する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域課題の情報共有・解決の検討を行う小地域ケア会議について、生活支援コーディネーターが参加し、高齢者以外の子どもや障がい者等の課題解決の検討や取組みが実現できるように、情報提供や関係機関との連携を図るなど、地域の支え合いの強化に向けて、その機能の充実を図る。 あわせて生活支援コーディネーターが地区社協やコミュニティ協議会等の地域活動を支援し、多世代交流の推進を図ることを通じ、高齢者が子どもを見守る等の地域での取組みを支援するほか、高齢者や障害者の生活・移動支援の取組みについて生活支援コーディネーターが行政や地域、ＮＰＯ等との連携を推進する等の支援を行う。
	その他	
⑥事業の成果目標		・地域の支え合い活動の好事例を収集し、５事例程度を地域支え合い活動のガイドブックにまとめて見える化を図る。 ・いきいきポイントのボランティア登録者数を 700 人（637 人：平成 29 年 3 月 31 日現在）に増やし、ボランティア活動を推進する。

別添資料（事業実施体制）



４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 （委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

・地域の支え合い活動の見える化

生活支援コーディネーターが地域の支え合い活動の好事例を収集し、見守り支援、外出支援、こども食堂、認知症カフェ、ゴミ出し等の困りごと支援など１０事例程度をまとめ、地域支え合い活動のガイドブックとして３月に開催する支え合いのまちづくりフォーラムにおいて、ガイドブックに取り上げた方たちの発表とともに参加者や地域の関係者等に配布する予定。

好事例を収集する過程で従来、把握できていなかった子ども食堂について、現時点で市内に７カ所の子ども食堂があることが分かった。今後、福祉部署と生活支援コーディネーターとで訪問し、実情を把握し子ども食堂への支援方法検討を予定する等、地域の支え合い活動を支援しようとする動きも出てくるようになった。

また、認知症の方を地域で支えるため、認知症カフェを地域で立ち上げようと小地域ケア会議で意見が出され、地域住民と地域包括支援センター等が、地域内の社会福祉法人に協力依頼し、開設に向けて前向きに進めている地域も出ている。

さらに、今年度、高齢者や障がい者の移動支援が課題であるとされた地域で、コーディネーターが地域の民生委員や地区社協役員等と運行形態や運営方法などについて情報提供しながら、話し合いを進めていった結果、７月から地区社協で福祉無償運送により高齢者、障がい者の移動支援の活動が始まることになるなど成果があがっている。

・いきいきポイントのボランティア登録者数を 700 人を目標として推進

今年度からボランティア対象の年齢を６５歳以上から４０歳以上の方に拡大したところ、４０～６４歳の７５人（平成２９年１２月３日時点）が新たにボランティアとして活動されており、その内６０～６４歳までの方が４１人であり、退職後に地域でボランティア活動をしたいという方の掘り起しにもつながっている。

また、ボランティア活動場所を介護保険施設に加え、平成２８年度から子育て施設、平成２９年度から障がい者施設も対象としたところ、子育て施設１８か所、障がい者施設１３か所がボランティア受入れ施設として登録がされている。

このような取り組み等により、いきいきポイントの登録者が７２０人（平成２９年１２月３１日時点）となっており、平成２８年度の６３７人から約８０人増え、ボランティア活動を通じた社会参加の推進について一定の効果が出ている。

都道府県名	広島県	市区町村名	呉市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	228,247（人）		世帯数	111,480（世帯）		
高齢化率	34.32（%）	生活保護受給率	16.38（‰）	面積	353.76（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	74.1（%）		公立小学校数	36	公立中学校数	26
地域包括支援センター	委託：8 ヶ所 （社協 2 ヶ所，医療法人 1 ヶ所，社会福祉法人 4 ヶ所，一般社団法人 1 ヶ所）					
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 ヶ所（社協）					

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

瀬戸内海で一番長い海岸線（約 300km）や山々，海に浮かぶ多くの島々など豊かな自然環境に恵まれ，海軍が築いた造船，鉄鋼，機械金属，パルプ産業などの「ものづくり」の技術を引き継ぎ，大和ミュージアム，音戸の瀬戸，御手洗町並み保存地区など多様な地域資源で満たされたまちです。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	育児、介護、障害、貧困等の生活課題を抱えるケース、またはこれらが混在するケースを包括的に受け止める総合相談支援体制づくり（入口づくり）と、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制・活動づくり（出口づくり）を支援・推進することによって、すべての人が安心して暮らし続けることができる地域づくりと、年齢や障害の有無を問わず、それぞれが社会的役割を担うことによって、生きがいと活力のある「地域共生社会」の実現を目指していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民自らが地域の課題（福祉分野以外も含む）に気づき，それが自分に直接関わることのない事案であっても，地域の社会資源を活用しながら自らで対応し解決を試みるようになる。特に，地域で見過ごされ，孤立し，自力で相談もできないような人について，皆が「我が事」と捉え，相談体制につなげていけるような意識の変化を起こしていきたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

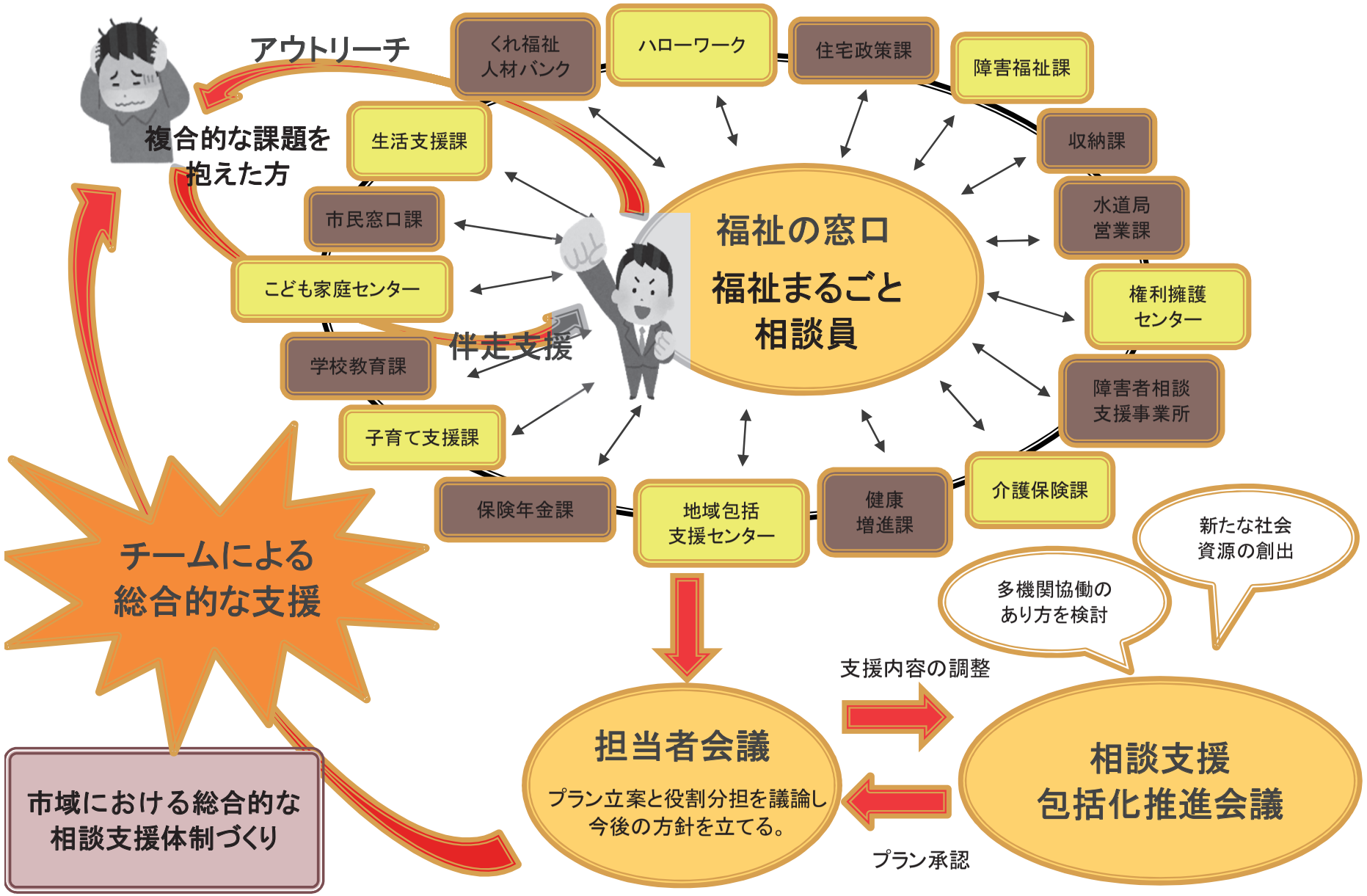
４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	呉市（委託先：呉市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	本市は，平成２８年２月の新庁舎完成に伴う執務体制の構築において，福祉の各分野に関わる案内や相談を総合的に行う機能を併せ持ち，ワンストップで対応できる窓口（福祉の窓口）を開設した。当該窓口を運営するに当たり，厚労省が平成２７年９月に提唱された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」内に示されていた「包括的な相談支援システムの構築」を目指し，各相談支援機関等と連携を図りながら，複合的な課題・制度の狭間にあたる課題等についての調整役を担う相談員１名を配置し，多様な福祉ニーズに対応することとした。
③事業実施体制※注	別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 名

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ・平成 20 年 4 月～平成 28 年 3 月：介護福祉施設の相談業務 平成 28 年 4 月～　　：現職 ・資格：社会福祉士（平成 20 年取得），介護支援専門員（平成 28 年取得）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		・種類：生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（呉市社会福祉協議会に委託） ・名称：「福祉の窓口」に「福祉まるごと相談員」として配置。
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	市役所２階に福祉の総合相談窓口である「福祉の窓口」を設置。ここに相談支援包括化推進員（福祉まるごと相談員）を配置し，包括的な対応が必要なケースの相談を受けるとともに，多機関協働体制のもと分野横断的な支援を展開する。必要に応じて共同募金の地域特配等の民間財源を活用しながら既存の制度・サービスでは対応できない問題に対処できる社会資源の開発を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	包括的支援が必要な事案について，先ず包括化推進員が直接の関係機関を招集，担当者会議を開催し，課題の整理・方針検討を行う。包括化推進会議には意志決定機関としての機能を付与し，担当者会議で話し合われた事を基に支援内容を調整（承認），支援実績を検証するなどチームアプローチを行う（その際，新たな社会資源についても協議する）。包括化推進会議は，生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業に係る支援調整会議を活用し，事案に応じて，新たに専門機関を招集して開催している。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	具体的社会資源の創出並びに運営の財源に充当するため，共同募金の配分金の活用や社会福祉法人の地域公益活動への取組との連携を行っている。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	平成２８年度は，生活困窮者自立支援制度内の一時生活支援事業の対象要件とはならない，「定まった住居は有している」が，食糧や，光熱水費の支払に窮している困窮者に対し支援を行う制度を創出した。今後も，支援の対象となる生活課題に対応できる既存の社会資源がない場合に，当該課題に対応できる社会資源（新たなサービス・住民同士の支え合い活動など）を創出する。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		地域包括支援センターが把握している「80・50 問題」の実態について，アンケート調査を行い，結果をもとに緊急性の高い事案から地域包括支援センター，保健師，ひきこもり相談支援センター等の専門機関と連携し，アウトリーチを行い，支援計画を作成し，課題に関わる各関係機関を招集し担当者会議を実施。支援方針と役割分担を明確にしながら，時間はかかると思うが 80・50 問題を一つずつ，少しでも解決していきたい。また，民児協等の地域から複合的な課題を抱えた対象者の情報を吸い上げるしくみと，日常生活圏域ごとの専門機関のネットワークの構築など多機関協働体制の進め方について包括化推進会議で検討していきたい。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		前年度は複合的課題を受け付けながらも，ひとつひとつの事例を丁寧に紐解く事ができず，関係機関との連絡調整体制も今ひとつ機能できていなかった。今年度は，通常挙がってくる課題以外にも「80・50 問題」を重点的支援課題として取り上げ，関係機関と連携を図りながら，担当者会議や相談支援包括化推進会議を開催する。 積極的なアウトリーチを行うことによって案件を一つずつ，着実に解決に向けて支援にあたっていきたい。

５．成果目標の達成状況について

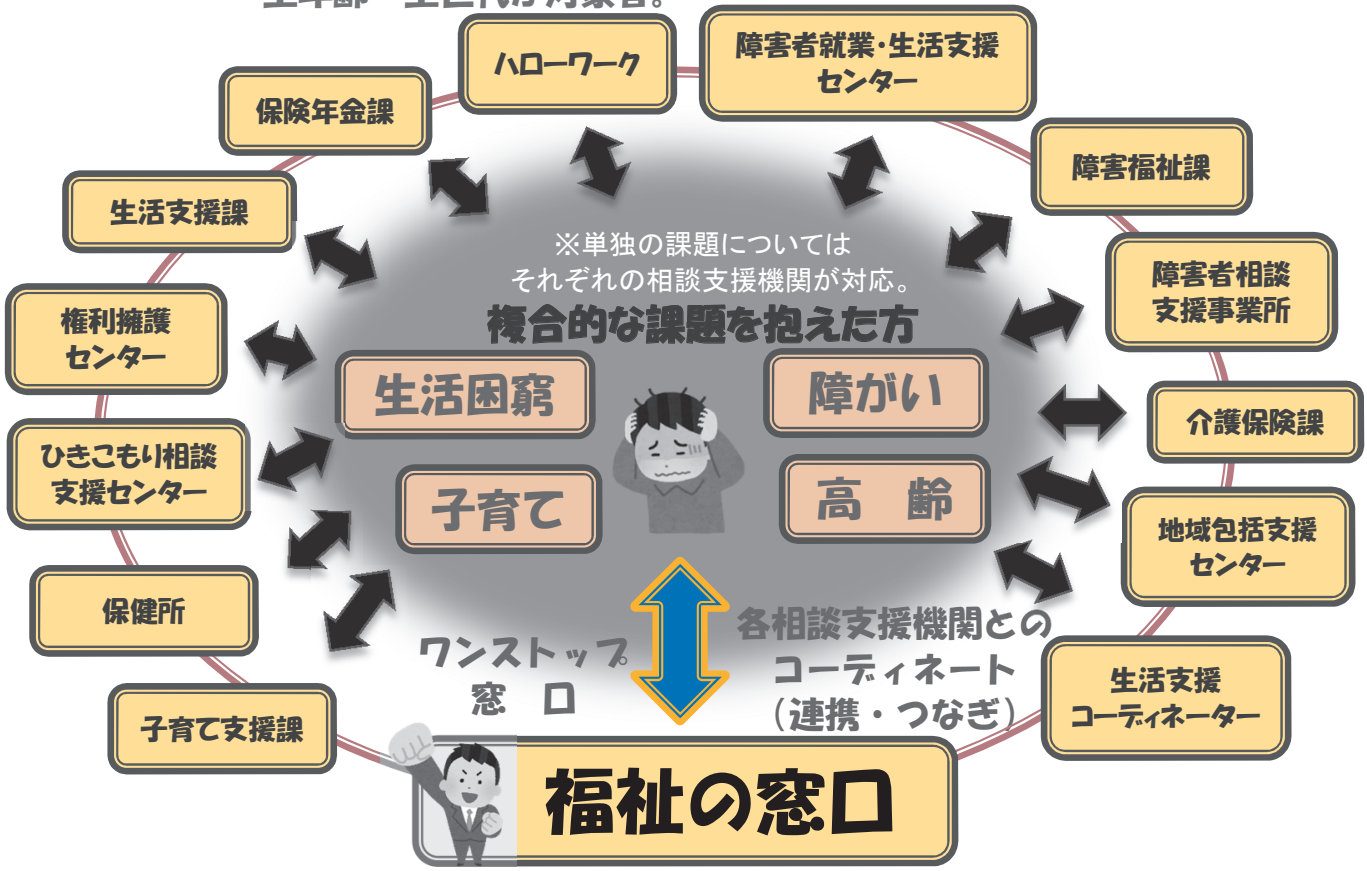
制度概要を記したパンフレットを作成し，相談支援包括化推進員が各相談支援機関の会議に参加し，再度，事業の説明・周知を行った。また，複合的課題については，通常の相談以外に，「80･50 問題」に特化して対応することとし，地域包括支援センターに対してアンケートを実施した。調査結果を基に関係機関との間で，担当者会議や相談支援包括化推進会議を開催し，支援プランを作成。定期的な情報交換を行い支援プランについても適宜見直ししながら，支援に向けて着実に動いているところである。


アウトリーチ
複合的な課題を抱えた方
くれ福祉人材バンク
ハローワーク
住宅政策課
障害福祉課
収納課
水道局営業課
権利擁護センター
障害者相談支援事業所
介護保険課
健康増進課
地域包括支援センター
保険年金課
子育て支援課
学校教育課
こども家庭センター
市民窓口課
生活支援課
福祉の窓口
福祉まるごと相談員
伴走支援
チームによる総合的な支援
市域における総合的な相談支援体制づくり
担当者会議
プラン立案と役割分担を議論し今後の方針を立てる。
支援内容の調整
プラン承認
相談支援包括化推進会議
多機関協働のあり方を検討
新たな社会資源の創出

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

目　　的　・福祉分野に関する複合的な課題や制度のすき間にあたる課題を抱えた世帯に対応するため，各相談支援の関係機関と連携して総合的なコーディネートの実施，問題解決につなげる。

対 象 者　・複合的な課題を抱えており，どこに相談したらいいのかわからない。
・既存のサービスの活用が困難な課題を抱えている。
・相談者本人の世帯に課題を抱えた人が複数存在する。
・全年齢・全世代が対象者。



相談支援包括化推進員の配置
（福祉まるごと相談員）



問い合わせ（市役所2階　自立支援室）：0823-25-3571

※この事業は呉市社会福祉協議会が呉市から委託を受けて実施しています。

都道府県名	広島県	市区町村名	江田島市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	24,173（人）			世帯数	12,721（世帯）		
高齢化率	43.66（%）	生活保護受給率	8.49（‰）		面積	100.77（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	83.59（%）		公立小学校数	7	公立中学校数	4	
地域包括支援センター	直営：１か所，委託：１か所（社協）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：１か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

四季を通じて温暖な気候に恵まれている。
牡蠣やかんきつ類などの１次産業が盛んで海上自衛隊第１術科学校など年間観光客数約５４万人が訪れる。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

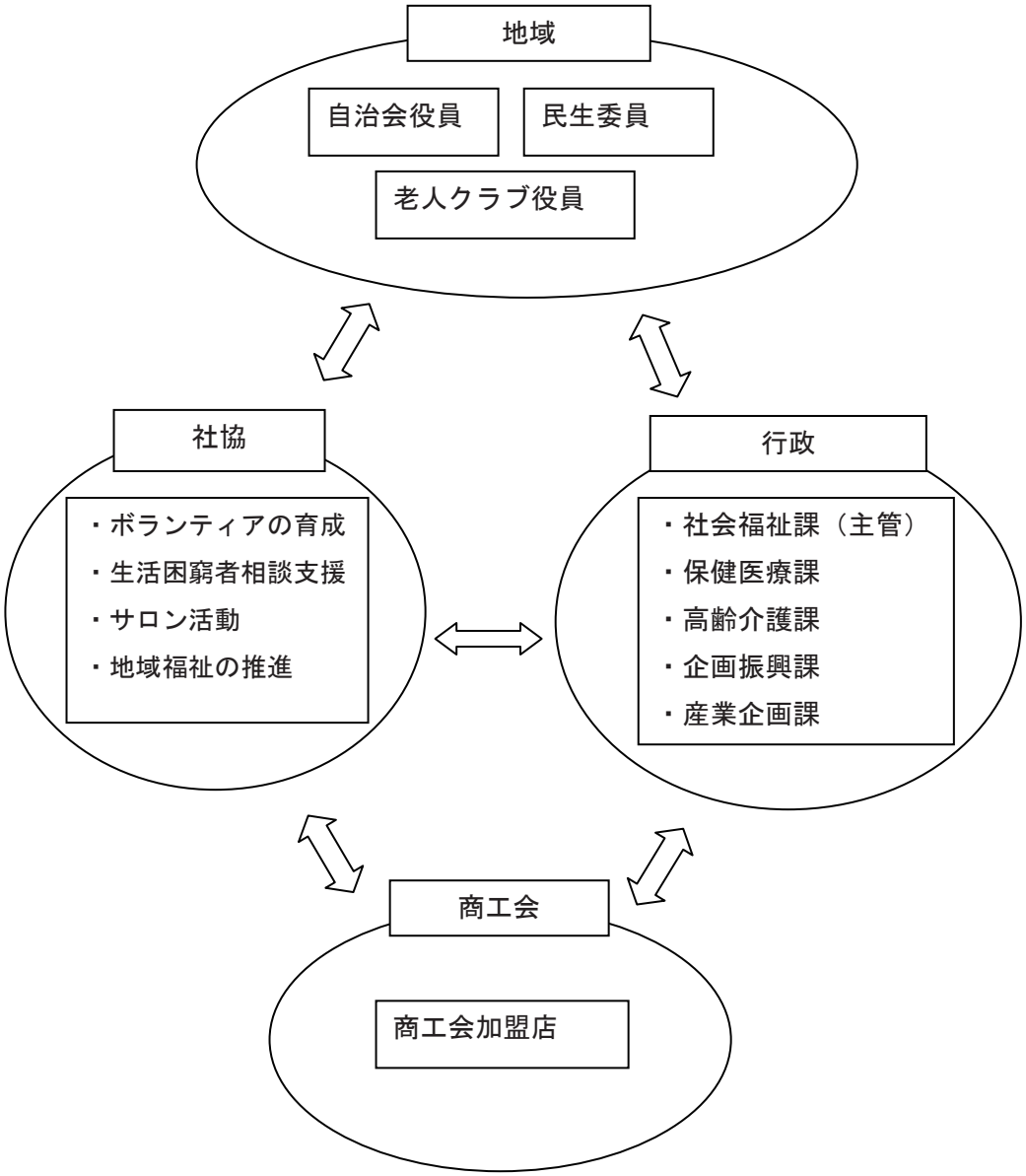
本事業に取り組む目的・狙い	現在，社協が推進している「要援護者見守りネットワーク事業」を基本とし，小学校区という単位での課題把握と課題解決機能を強化したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	小学校区単位で地域課題を早期に発見し，また適切な対応できる環境づくりや，解決を試みることができるような意識醸成等を行いたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		江田島市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		江田島市において，大型スーパーの出店や商店経営者の高齢化や後継者不足により，地域商店の閉店が広がっている。若い世代は自家用車などで買い物に行くことができるが，高齢者，障害者は，他の人に頼んだり，タクシーを利用せざるを得ない状態で日頃より不便を感じている。
③事業実施体制※注		別紙
④事業の対象地域について		大きくは市全域ととらえるが，事業実施区域については，旧小学校圏域単位での検討する。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	社会福祉協議会が中心となり，自治会等との意見交換会を設け，地域課題の把握に努める。 把握した地域課題について，必要に応じ，関係団体等と情報共有し，関係者，専門職等と連携を図り，解決に努める。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域課題の取組を進める上で，身近な地域での住民の交流，近所づきあいは，活動の土台となるものです。しかし，単身世帯や入退院を繰り返したりなど近所づきあいのほとんどない人も見られ，地域で孤立していると考えられる人がますます把握しにくくなっています。これからの地域社会では，意識的に顔見知りの関係や気軽に声をかけられる関係をつくっていくことが必要で，移動販売をきっかけに外出の場，居場所づくりとしていく。

		移動販売時等地域のニーズや課題を聞き，検討を行い，身近な地域で支援が必要な人への取組が進むよう，社協などが支援します。
	その他	
⑥事業の成果目標		買い物弱者の解消と集いの場の提供し閉じこもり防止，地域コミュニティーの再構築をおこなう。

③事業実施体制



４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

○ 地域での取組みを協議し，活動づくり，場づくり，人づくり，つながりづくりを進めた。
○１地区５カ所を２月より買い物支援をおこなう。

都道府県名	山口県	市区町村名	宇部市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	167.417（人）			世帯数	79.150（世帯）		
高齢化率	31.5（%）	生活保護受給率	17.01（‰）		面積	286.65（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	93（%）		公立小学校数	24	公立中学校数	12	
地域包括支援センター	委託：10 か所（社会福祉法人、医療法人、生活協同組合）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

温暖な瀬戸内海式気候で、豊かな自然に恵まれている。明治期以降の石炭産業とその後の化学工業の発展から高等工業学校を誘致し、現在も多くの高等教育機関を有している。産官学民一体となった「宇部方式」による公害対策は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進的事例となり、市民一丸となった自治精神の高揚とまちづくりへの情熱は、その後の都市緑化や公園整備などにも展開した。彫刻によるまちづくりは、国内有数の歴史と権威を誇る「UBE ビエンナーレ」の開催や市内随所への作品の設置など、宇部市固有の情景を醸成している。
また、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめとする数多くの医療施設があり、医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、地域包括支援センターや障害者の相談支援センターが単独では十分に対応できない「制度の狭間」の課題解決を図るため、複合的な課題を抱える世帯等に対する個別の対応を通し、包括的な支援ネットワークを構築することを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・多様化・複雑化した相談対応の質の向上（関係機関） ・分野を超えた、縦割りに存在するネットワークの横つながりの必要性を認識して強化すること、さまざまな類似した取り組みを包括的に（共生の考えで）進めていくことによる効率化 ・「自分たちで考える地域づくり」の意識の向上
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	宇部市
②事業実施に至った経緯	地域包括ケアシステムの構築について、本市では高齢者に留まらず障害者等も含めた地域づくりを意識している。多様化するニーズに応えるために様々な相談場所が開設されたが、細分化されたことにより多分野の問題を抱える場合の縦割りの対応を解消すべく、今年度から「福祉総合相談センター」を本庁内(当課)に設置した。 　センターがその機能を果たすために様々な分野とその関係機関をつなぐこと、必要な資源や取組の創出を関係機関・住民と共に行うこと、こういった取組を効率良く進めるために本事業を行うこととした。
③事業実施体制※注	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、地域包括支援センターや相談支援センターが単独では必ずしも十分に対応できない「制度の狭間」の課題の解決を図るため、複合的な課題を抱える世帯等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、社会資源を創出するなどの取り組みを実施。 ・支援者育成やネットワーク構築のための研修会

		・身近な相談窓口の開設や既存の窓口の機能強化 ・本事業について住民や支援者へ普及啓発を図る
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		１人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		看護師として医療機関に勤務の後、宇部市高齢者総合支援課に嘱託職員として勤務。認知症対策に取り組む。その後訪問看護ステーションで勤務。看護師、保健師、主任介護支援専門員の資格があり、行政、医療機関、地域の活動と多方面での経験が豊富でコーディネイト能力を有する。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		福祉総合相談センター　（市役所　地域福祉課内）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①　各相談センター（地域包括支援センター、圏域相談支援事業所、医療機関の地域連携室、居宅介護支援事業所、生活相談サポートセンターうべ）を巡回し、個別相談への対応を支援する。 ②　相談支援包括化推進会議において事例検討や制度紹介を行い、生活相談包括化推進員との連絡体制の構築や各総合相談機関とのネットワーク構築を図った。 ③　複合的課題を抱える世帯の課題を解決できるよう相談支援包括化推進員や各相談センター（地域包括支援センター、圏域相談支援事業所、生活相談サポートセンターうべ）の職員を対象として研修会を開催した。支援者育成のための研修会２回。３月に市民対象の市民フォーラム開催予定。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	【名称】相談支援包括化推進会議 【参加者】医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所、障害サービス提供事業所、施設、病院（地域連携室、OT・PT・ST など） 【開催数】月１回以上（地域支援自立協議会、保健・医療・福祉サービス調整会議、支援調整会議等の活用も含む） 【内容】ネットワークの構築、地域住民のニーズ把握、社会資源の掘り起こし情報交換、処遇困難ケースの検討などおこなった。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	具体的な取り組みは実施できていない。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	・障害等の各機関との協働による学習会の実施など支援力強化のための研修を実施。 ・本事業の取り組み内容について住民に普及啓発を図るフォーラムを 3 月に実施予定。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		①各相談センター（地域包括支援センター、圏域相談支援事業所、生活相談サポートセンターうべ）を巡回し、個別相談への対応を支援する。 ②相談支援包括化推進会議において事例検討や制度紹介などを行い、相談支援包括化推進員との連絡体制の構築や各総合相談機関等のネットワーク構築を図る。 ③複合的な課題を抱える世帯の課題を解決できよう相談支援包括化推進員や各相談センター（地域包括支援センター、圏域相談支援事業所、生活相談サポートセンターうべ）の職員を対象とした研修会を開催する。 ・支援者育成のための研修会：２回 ④より身近な地域にある福祉総合相談窓口の開設準備・試行、必要な社会資源の創出を図る。 ⑤複合的な課題を抱える相談者等からの相談に応じ、課題の把握・整理により各機関との連絡調整及び各機関のネットワークの構築を図り必要な支援を行う。 ・複合した課題を抱える家庭への相談対応件数：年間 50 件 ・うち支援の方向づけや支援者との連携により終結となる件数：年間 37 件（75%）

※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	

５．成果目標の達成状況について

① 相談を受けた事例の進捗状況の共有と、支援継続のための相談に応じた。解決に至ることはなくとも継続的にかかわる手法、地域とのネットワークの中で相談のあった事例に関しては見守りができるようになった。
② 地域ケア会議 12 回、個別ケア会議 5 回、保健医療福祉サービス調整会議 12 回に参加。連絡体制のための具体的ツールはないが、「狭間のケース」「処遇困難ケース」については圏域指定相談事業所も含めあらゆる機関から福祉総合相談センターへ相談が入っている。巡回面談、研修会や会議への参加などを通して、障害と高齢の相談機関がつながり、独自に事例検討会を開催するなどの変化が生まれている。
③ 研修会は計画どおりの実施。3 月には、住民に事業の普及啓発や支えあいの地域づくりについてフォーラムを実施予定。研修会でグループワークによる交流を図ることで、顔の見える関係になり相談をしやすい関係構築が図れた。また、具体的な業務を知ることで、連携がなかった機関が具体的相談を持ちかける関係ができつつあり、ネットワークが広がっている。
④ 地域の身近な相談窓口を設置し、相談機能の拡充を図るため市内 10 か所の地域包括支援センターで障害者や高齢者等への総合相談を実施することとし、H30 年度実施に向け準備を進めている。
⑤ 複合的課題への対応支援を他機関と協働し実施した。相談支援包括化推進員の対応した複合的課題のある世帯：相談件数 27　件、うち終結件数　22　件（81%）

都道府県名	香川県	市区町村名	宇多津町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	19,033（人）			世帯数	8,691（世帯）		
高齢化率	19.84（%）	生活保護受給率	2.26（‰）		面積	8.10（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	34.7（%）		公立小学校数	2	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営１か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託１か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあり、穏やかな地域です。江戸時代より昭和４７年の塩田廃止まで全国屈指の塩の町でした。その広大な塩田跡地が瀬戸大橋の完成と同じくして、土地区画整理事業で、新宇多津都市へと変わりました。8.10ｋ㎡と小さな町で、県内で唯一、人口増加、高齢化率２０%未満の町です。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、近隣市町よりの転入等により人口が増加しているが自治会等の地縁組織率が11%と低い。また一方、古街（旧市街地）の地縁組織率は 54%であるが、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティー分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援する。そのため、「支えあい、助け合いのある地域づくり」を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	コンパクトな町で、行政がある程度行き届いたサービスができていた経緯がある。地域の住民が自ら暮らす地域の課題を把握して解決を試みる体制づくりや、地域生活課題を包括的に受け止める体制を整備しつつの構築等「我が事・丸ごと」の地域づくりを住民とともに活動する中で相談を丸ごと受け止める場を設けて互助の意識を醸成し、地域が元気になり、横の繋がりがで深まるよう推進したい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	宇多津町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	平成 28 年度地域の支え合いを考える住民座談会を関係団体等の参加のもと、３回開催した。この座談会に参加している住民の中から、地域の困りごとを「我が事」としてとらえ「地域づくり」のアイディアを具体化してく組織と組織の活動場所を整備していく取り組みと今後の地域福祉推進に向けて課題となる組織体制の強化を図り、連携体制を構築する必要があるため本事業に申請した。〃
③事業実施体制※注	
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 宇多津町全域　　人口１８，９７０（６月末現在）　８．１０ｋ㎡（≒南北４キロ東西２キロ四方）　小学校２　中学校１

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域福祉の活動拠点として、地域支え合い「陽だまり　うたづ」を作り、地域の様々な困りごとを受け止める福祉まるごと相談窓口を設置。「地域で困っているいる課題を解決したい」という思いが強い方々が集結。　その課題解決に向けて傾聴ボランティア、子ども食堂、手話サロン、朗読＆トークの会等多くの地元ボランティアさんが活動しており、交流の場を拡げている。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	相談窓口の組織は、高齢者から子ども、子育て中の方、障がい者、生活困窮者等複合的課題に対応し、「丸ごと」包括的に受け止められる場になるようボランティアさん、社協、民生・児童委員、社会福祉法人、NPO 他等で組織し、住民と専門的な支援機関をつなぐ役割を果たす。
	その他	
⑥事業の成果目標		地域福祉の拠点施設「陽だまり　うたづ」での　まるごと相談窓口の設置 週１回以上住民が居場所として集まれる地域　１８地域のうち、複数地区の実施。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

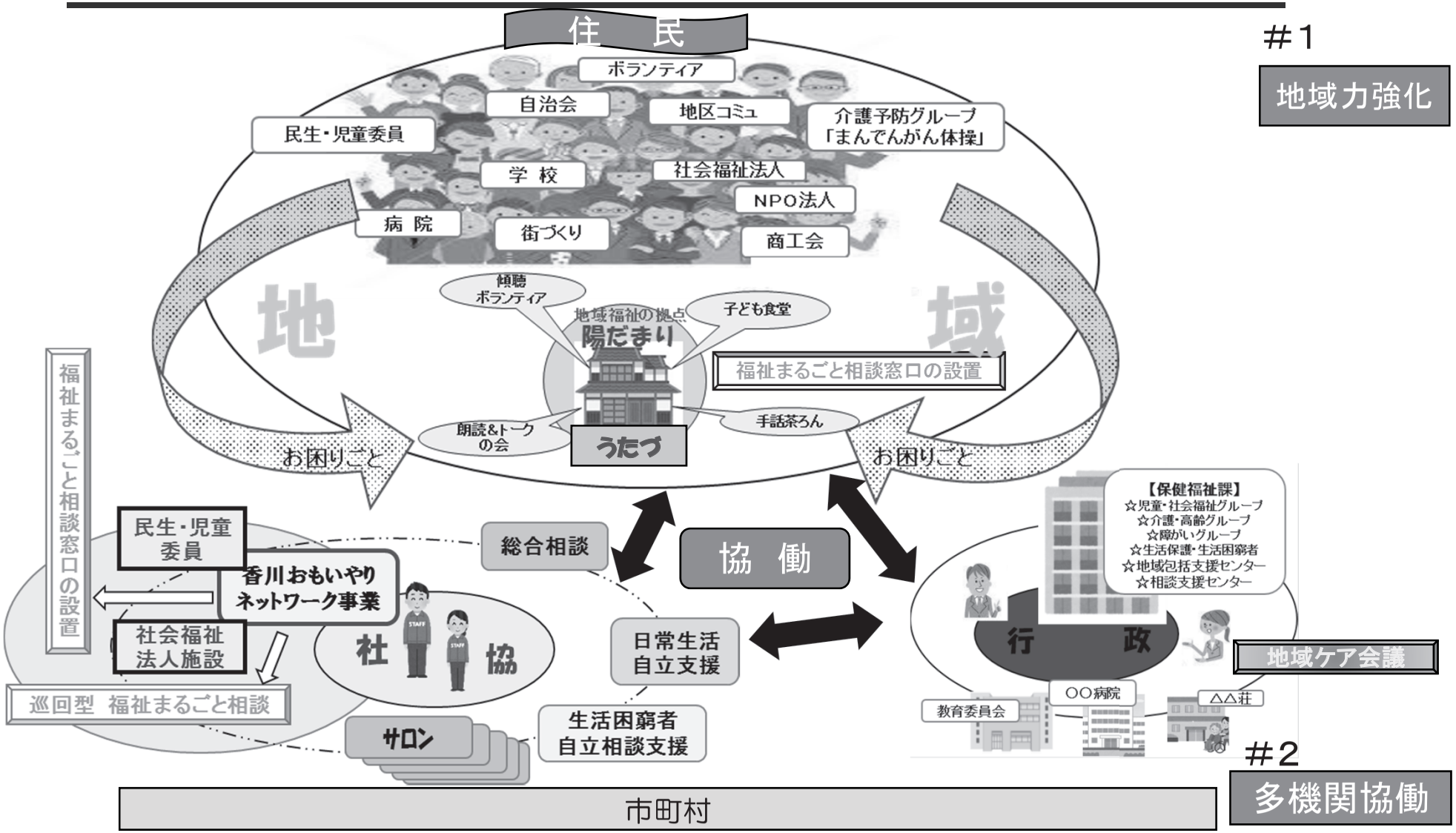
①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

地域福祉の拠点施設「陽だまり　うたづ」での開設。誰でも集まれる交流拠点として賑わっている。
まるごと相談窓口の開設準備中。
現在１地区の住民組織が自分たちの地域福祉活動、地域課題に関する学習会を予定している。

都道府県名	香川県	市区町村名	宇多津町
地域力強化事業 実施団体名	社会福祉法人　宇多津町社会福祉協議会	多機関協働事業 実施団体名	

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



都道府県名	香川県	市区町村名	琴平町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	8,885（人）			世帯数	3,741（世帯）		
高齢化率	38.3（%）	生活保護受給率	15.4（‰）		面積	8.47（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	66.3（%）		公立小学校数	3	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営１か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託１か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

讃岐のこんぴらさんで知られる金刀比羅宮の門前町として栄えてきた町です。年間２９０万人の観光客が訪れており、観光産業に携わる住民が多いため第３次産業の従業者が全体の７割を占めています。人口は昭和３０年をピークに減少し続けています。面積も狭く農作物の生産量も少ないなか、にんにくのブランド化を図り各種加工品の商品化をおこなっています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域にある問題のうち、行政サービスで救えない問題や立ち入ることが難しい問題を、地域の皆で行政や社協と一緒に解決する。地域住民は、自分たちで問題を解決したことを誇りに思い、自分自身も今後問題を抱えた時には地域で助けて貰えるという安心感を得て、次のボランティア活動の活力にしてもらう。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で起こっている課題や問題、ご近所で起きている問題や課題を、今までは行政や社協に繋ぐだけだったが、これからは自分の事のように考えて一緒になって実践できるようになって欲しい。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		琴平町（社会福祉法人　琴平町社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		人口減少、超少子高齢社会の琴平町において、人が支え合う仕組みを作ることは必要不可欠であるため、既存のボランティアグループへの積極的な支援を行いたい。また、住民に対する福祉教育を行い、地域のことを知りどう動くかが大切であるという事を住民に理解して貰いたい。
③事業実施体制※注		４地区連絡会　：こんぴらアイネット、五條互助ネット、榎井ハッピーネット、楽集館あったかネット 地域福祉懇談会：１４か所
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 琴平町全域（8,885 人、8.47k ㎡）
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	住民から出てきたニーズを各地区（4 つの地区）毎に連絡会を立ち上げ、自分たちでできることはないか考え、実践をしていく。それと並行して、住民の活動拠点となるように拠点を整備し、住民が集まり話し合う場を作る。そして、勉強会を随時開催していき新たな地域の担い手となるような人材育成にも努めていく。また医療・保健・福祉関係者及び社会福祉法人施設等にも参加協力してもらうべく住民と協働しての研修会を開催する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ご	民生委員担当地区ごとの地域福祉懇談会（民生委員・自治会長・福祉委員）を開催していき、出てきたニーズと自治会を対象に住民座談会を開催することにより個別及び地域ニーズの把握に努める。関係機関連絡会を作り複雑化多様化しているニーズに真正面から受け止め応えられるような体制を作る。

	と」の地域づくり）	
	その他	
⑥事業の成果目標		拠点の整備 連絡会の立ち上げ 地域福祉懇談会の開催 ボランティア養成講座の開催 シンポジウムの開催

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		琴平町 （社会福祉法人　琴平町社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯		生活困窮者自立支援事業が始まり制度で対応できない困難ケースの相談が増加しており、一人一人の相談員だけでは対応が難しくなっている。 多機関の専門職と情報共有し支援していくことが必要不可欠だと考えたため
③事業実施体制※注		相談支援包括化推進員（町社協） 地域共生社会運営委員会（相談支援包括化推進会議）（庁内各課） 我が事丸ごと地域推進協議会（住民組織）
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 介護福祉士 社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人　琴平町社会福祉協議会
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	複雑化・多様化している福祉課題を抱え生きづらさを抱えて生活している方々を早期に発見できるように関係者からの情報提供及び住民からのニーズキャッチを行い、積極的にアウトリーチを行える仕組みを作る。定期的な関係者の連絡会を組織するために、関係機関に今回の取り組みの重要性及び内容の理解を求めるための説明を丁寧にする。その中で定期的に事例検討を行っていくことにより、それぞれの役割を明確にし、容易にチームアプローチができる体制を構築していく。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	ケース検討会から専門職でチームアプローチを行った際のリフレクションを、2カ月に１回必ず行う
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	クラウドファンディングを行い、必要な事業に対し、広く住民に募金を呼びかける。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	孤立・孤独、引きこもりの人が働くだけの場所ではなく、気軽に立ち寄れる居場所づくりの創出。 生活支援に携われるような人材育成を目的とした、住民のための研修会を開催していく。
	オ　その他	事務局内の相談体制を、相談事業ごとの縦割り化から幅広く受け止めるチームで対応できるような相談体制の整備を行う。行政の縦割り化から横の連携を作る。 行政内部で包括化推進員を配置し課を越えた協議の場を設置する。
⑧事業の成果目標		相談支援包括化推進委員の配置 相談支援包括化推進会議の開催 我が事丸ごと地域推進協議会の開催

※事業実施 2 年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点	

5．成果目標の達成状況について

拠点の改修工事の見積り中
地域福祉懇談会の開催（14 か所中 12 か所開催済）
相談支援包括化推進委員の配置（社協 2 名）
相談支援包括化推進会議を開催（庁内各課）
我が事丸ごと地域推進協議会を開催（地域住民）

都道府県名	愛媛県	市区町村名	―

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	1,385,262（人）H27 国勢調査		世帯数	591,972（世帯）同左			
高齢化率	30.6（%）同上	生活保護受給率	15.83（‰）H29.11 時点		面積	5,676.11（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	不明（%）		公立小学校数	279	公立中学校数	127	
地域包括支援センター	直営：28 か所、委託：18 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：2 か所、委託：22 か所						

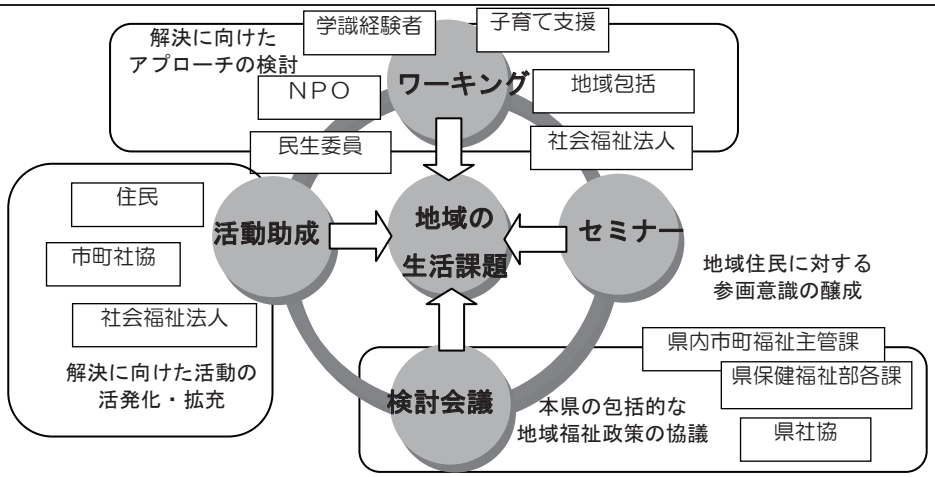
１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

東中南予の３つの地域に分かれ、それぞれ以下の特性がある。
東予：製紙・化学・造船・繊維業等が中心の工業都市
中予：松山市を中心に、商業、観光・サービス業等の第３次産業が盛ん
南予：第一次産業が主要産業であり、特に柑橘や養殖業が盛ん

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	急速な少子化や核家族化の進展による家庭内での支え合い機能の弱体化、地域のつながりの希薄化、将来的な福祉人材の不足等が問題となる中、福祉ニーズは高度化・複雑化しており、「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になってきている。 こうした中、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に対する包括的な対応や、高齢・障がいといった分野をまたがる総合的な支援体制、さらには、地域において住民がつながり、支え合う仕組みづくりを検討する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域共生社会の実現に向けて、包括的な地域福祉の推進体制の構築を図るため、福祉を支える関係機関や人材をつなぐネットワークの構築や、県民の福祉に対する自発的参画意識の醸成に取り組む。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	愛媛県（一部を県社会福祉協議会に委託）
②事業実施に至った経緯	急速な少子化や核家族化の進展による家庭内での支え合い機能の弱体化・地域のつながりの希薄化・将来的な福祉人材の不足等が問題となる中、福祉ニーズは複雑化・高度化しており、いままで以上に包括的かつ適切な対応が必要となっている。そのため、本事業により、福祉を支える関係機関や、人材をつなぐネットワークづくり、住民の福祉に対する自発的参画意識の醸成に取り組み、包括的な地域福祉の推進を図る。
③事業実施体制 ※注	

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 地域：県全域 人口：1,385,262 人 面積：5,676.11 ㎢
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	福祉関係機関、団体をはじめ、地域住民、NPO、まちづくり団体、企業等の様々な主体が、地域の生活課題の解決に向けて連携しながら主体的に取り組む活動の紹介等を通して、参加者が「自分たちになにができるか」を考えるきっかけとするセミナーを開催し、県民の福祉に対する自発的な参画意識を醸成する。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	○地域福祉政策推進検討会議 県と市町関係者等による検討会議を設置し、本県の包括的な地域福祉政策に関する協議等を行う。 ○地域福祉政策検討ワーキンググループ 県関係課において、県の将来的な地域福祉のあり方に関する協議を行う。 ○地域福祉ネットワーク検討ワーキンググループ 育児、介護、障がい、貧困などの福祉に関わる関係機関、団体、NPO 等が一堂に集まり、地域の生活課題を包括的に解決するための施策を検討する。 ○活動支援 地域で多様な主体が連携して地域の生活課題解決に向け活動している団体へ助成を行う。
	その他	―
⑥事業の成果目標		セミナーを通じて、地域住民に地域の生活課題を「自分事」として捉える意識を醸成する。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

セミナーには、県内外から約 140 名の方にお越しいただき、地域共生社会に向け、①住民が住み慣れた地域の困り事をお互いの当事者意識を持って自分ごととして解決するためには、何が必要か。②そういった活動を、機関・団体等がサポーターとしてどう関わっていくのかを軸に検討を進めた。

地域の課題解決に向け、実際に活動されている団体の紹介等をとおして、集まった一般県民、福祉関係者等がそれぞれの目線で、「自分たちに何ができるか」について考えてもらうきっかけになった。

参加者からは「明日から隣近所の人と関わりを持っていきたい」「地域の課題は何か意識していきたい」「地域の清掃ボランティアに参加したい」といった声が聞かれた。

都道府県名	愛媛県	市区町村名	宇和島市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	77,329（人）			世帯数	36,427（世帯）		
高齢化率	37.4（%）	生活保護受給率	24.23（‰）		面積	469.58（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	78.49（%）		公立小学校数	31	公立中学校数	6	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

四国西南に位置する市。
リアス式海岸を生かして、養殖水産業（真珠、ハマチ、マダイなどの魚類）が発達し、稚魚・餌料供給、資材供給などの関連産業も発達。
7 月 22 日～24 日の「うわじま牛鬼まつり」では、「牛鬼」と呼ばれる祭りの山車が商店街を練り歩く。
郷土料理としては「じゃこてん」、「鯛飯」などが有名。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	人口減少が進む中、支え手不足が今後起こりうる宇和島において 1.「地域の困りごとは地域で解決」を目標として、住民相互の支援を可能とするためのコミュニティの再構築 2.行政の縦割り体質から脱却し、世帯の問題を複数課のチームおよび関係機関で対応する包括的支援体制の構築 3.地域の力と行政の力、関係機関が輪になることによる重層的な住民支援
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	1.職員においては「個」の資質を上げることにより幅広い考え方で問題に対応できる能力と、チーム対応こそ効率的であることの意識の変革を促す。 2.地域においては潜在的な人材の発掘と困りごとと地域資源のマッチングを行うことで、コーディネート力の向上を図る。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	（１）宇和島市三間地域（福）宇和島市民共済会 （２）宇和島市九島地域（福）正和会
②事業実施に至った経緯	（１） 事前に介護保険地域支援事業　生活支援体制構築事業の取り組みを行っており、地域住民の機運が高まる中、廃園となった幼稚園を利用して地域の支えあいや多世代交流が実施できないかとの発想から。なお拠点施設については「生涯活躍のまち　うわじま」（宇和島版 CCRC）の核となる多世代交流拠点施設として平成３０年度にリノベーションが可能か、検討中。 （２） 廃校となった小学校について、地域住民が運営する交流施設としての再利用を住民が希望しており、地域でグループホームを運営する社会福祉法人からの提案により事業実施に至る。
③事業実施体制※注	別紙のとおり
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ （１）人口：5,885 人、2,503 世帯、面積：56.91k ㎡ （２）人口：867 人、419 世帯、面積：3.37k ㎡

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	・地域の困りごと調査（アンケート、地区社協との共同による聞き取り） ・地域課題を解決するための地域資源の調査 ・グループワークによる地域住民との意見交換会 コーディネーターを配置し実施。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	・地域住民との交流事業の実施 　ウォーキング大会、イルミネーションイベント、地域祭への参加 今年度においてはコーディネーター及び事業実施団体と住民の「顔と顔の見える関係作り」に留まる見込み。
	その他	
⑥事業の成果目標		住民による住民支援が可能なサービスの創出及び拠点整備計画の策定 持続可能な活動拠点としてのビジネスプランの策定

4．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

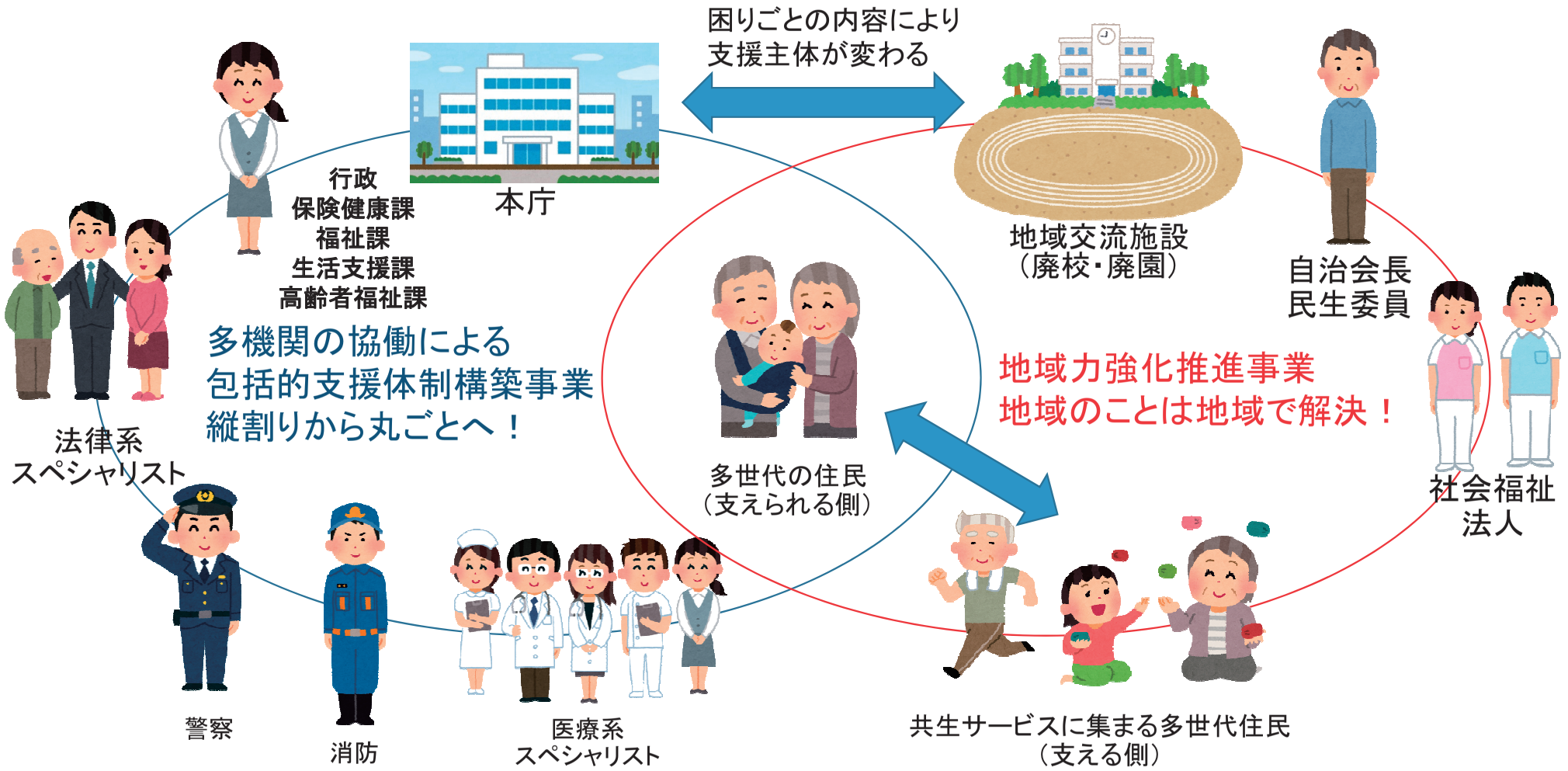
①実施主体（委託先）		市直営
②事業実施に至った経緯		少子高齢化が進む中、高齢者の支え手においても支援が必要なケースが増えてきている中、保健福祉部内各課（保険健康課、福祉課、生活支援課、高齢者福祉課）の連携不足により、複雑なケースがさらに複雑化する事案が生まれつつある。 業務の正確性と効率性を高めるためにはチームで丸ごとケースを抱える手法が望ましいと考えた。
③事業実施体制※注		別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		1 名 ※31 年度～２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		※社会福祉士等を条件に募集中
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		～29 年度　地域包括支援センター 30 年度～　生活困窮者自立支援相談窓口
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	1. ケース会議を通じて各課の業務の内容を把握する。 2. 世帯丸ごとの相談に対し、相談支援包括化推進員が呼びかけて関連各課から職員が集まる手法か、相談支援包括化推進員を各課に分散配置するか、受け入れ態勢を検討 3. 各課共通のインテーク表を作成。ICT 化も含め検討。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	ケース会議を実施し、情報共有に必要な様式及び会議の進め方を検討中。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	直営のため現在取り組んでいない。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	相談支援包括化推進会議を通して出た問題を「地域の課題」、「組織の課題」、「市全体の課題」に振り分け、「市全体」の課題については新たな施策に反映。法律改正が必要な場合、国への働きかけによる法改正を待つか、構造改革特区で解決するかを検討。

	オ　その他	
⑧事業の 成果目標		平成 29 年度においては相談件数 6 件
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

【地域力強化事業】
（１） 三間地域
　拠点整備計画は基本構想が作成される見込み（介護予防教室及び交流事業が可能なホール改修等）
　持続可能な活動拠点としてのビジネスプランは平成３０年度に持ち越す見込み。
（２） 九島地域
　拠点整備計画、ビジネスプランともに平成３０年度に持ち越す見込み。
　両地域ともに地域住民困りごとと支援する資源調査は完了予定。
【多機関協働事業】
　ケース会議を通じて４件の事例に対応。２月に１件対応予定。

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業のイメージ



都道府県名	高知県	市区町村名	高知市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	332,687（人） (29.7.1)		世帯数	154,102（世帯）			
高齢化率	28.3（%）	生活保護受給率	36.3（‰）	面積	309.00（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	76.6（%）		公立小学校数	41	公立中学校数	18	
地域包括支援センター	【高齢者支援センター】 直営：6 か所 【出張所】委託：17 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・人口は，高知県全体の約 46%を占めている。県下で 2 番目に多い南国市の人口は約 4.8 万人であり，県人口の著しい一極集中状態であるといえる。
・産業構造では，第三次産業の割合が大部分を占めており，次いで第二次産業，第一産業となっている。
・就業者数は減少傾向にあり，各業種ごとに見ても就業者数が減少しているなかで，第三次産業のうち「医療・福祉」の業種では増加している。
・医療機関数，病床数・・・全国一。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化・人口減少による多様な課題解決のため，住民同士の支え合いなど地域福祉の推進等に取組みながら，持続可能な地域（経済）づくりを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	ほおっちょけん（おたがいさま）の意識醸成。⇒住民の主体的な活動 地域の住民・多様な主体，行政がそれぞれの役割を果たし，連携・協働して福祉課題をはじめとするあらゆる地域課題の解決に向け取組む。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）		高知市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		
③事業実施体制※注		地域住民が安心して暮らせる支え合いのまちづくりを理念に地域住民の主体的な支え合いを育むため，地域にある資源を活用し，情報提供や共有，交換が行えるよう地域福祉コーディネーターを配置し，地域住民の様々な活動を支援していく。
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 市内全域
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域住民が地域課題を把握しやすくするために，地域福祉コーディネーターを配置し，地域へ積極的に関わり，話し合いや住民へのアンケートの実施などにより生活課題の共有と情報交換を行い，課題解決に向けて検討していくことを目的とした学習会等の開催や話し合いができる活動拠点の設置等，地域住民を主体とする地域づくり体制構築を支援するもの。

	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域住民が把握できた課題に対して，地域福祉コーディネーターが身近にある NPO や法人等といった機関があればつなぎ，連携していく働きかけを行い，地域住民の相談事を受け止める体制を構築する支援を行うとともに，日常的に住民，団体等の関係者との意見交換の場として座談会等の開催を働きかけるなど，地域住民自ら取組める機能に向けた支援も行っていく。
	その他	
⑥事業の成果目標		市内全域を４つの圏域（東西南北）を４つのブロックとして 1 ブロックから１つの小地域（町内会単位等）をモデル地域として選定し，当該事業の地域づくり構築を目標とする。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	実施に向け，協議中

５．成果目標の達成状況について

別紙のとおり

【成果目標の達成状況】

	概要	働きかけ等	現在の状況	住民の動き	今後
一宮地区	**【団塊の世代の取り組みについて】** 退職を迎えた団塊世代の仲間づくり、生きがいづくりを目的に団塊世代を組織化。メンバーの「やりたいこと、学びたいこと」について意見交換を重ね、地域デビュー講座（お金の話・運動の話・葬儀の話など）を開催。 講座の出席者を中心に、仲間づくりを目的としたバルーンアート教室や農園プロジェクトの展開によって交流を深めるとともに、日々のちょっとした困りごとに対応する「お助け隊」としての活動も開始するなど、今後は、生活支援サービスの担い手としての活動も視野に取り組みを進めている。	次世代の担い手発掘を目的に団塊世代の掘り起しの取り組みを企画。 同じく団塊世代発掘の取り組みを模索していた一宮コミュニティ計画推進市民会議へ提案し、取り組みを展開した。 既に地域で活動されている団塊の世代の方でキーパーソンになりそうな人材と面談を行い、団塊の世代のニーズや想いの聞き取りを行った。既に地域活動されているキーパーソンから介入をして、地域の団塊の世代の掘り起こしをしていくよう働きかけをした。	平成29年4月より、おおむね月1回定例会を開催。意見交換を重ねながら、今後の取り組み等の検討を行っている。また、お助け隊の活動を関係する専門機関にも周知することで、ニーズとのマッチングが出来る体制づくりを進めている。 仲間づくりの取り組みとして、耕作放棄地を活用した農園プロジェクトを開始している。	住民も退職後の生きがいづくり、仲間づくりのニーズがあり、CSWの働きかけに対して前向きに捉えてくれた。「セカンドライフを楽しみたい」「仲間作りをしたい」の思いから、住民が主体的に活動を提案していき、実行することができている。想いの強い住民、能力の高い住民がリーダーシップを取れるため、CSWからの働きかけに対しての反応も良く、活動実行力が高い。	団塊の世代が「楽しい」「やりがいのある」活動として地域で活躍し、今後、生活支援体制整備としての機能なども持ち、住民同士の自助・共助を強化していくとともに、地域のつながりの再構築を図っていく。 また、地域の社会福祉法人の公益的事業を活用して、地域活動の自主財源を確保をすることで、活動を幅を広く展開できるよう関係機関との連携体制も支援していく。住民の身近な圏域で、住民同士がおたがいさまの気持ちで気軽に相談できる場づくり、集いの場などの拠点づくりなどにも発展できるよう働きかけをしていく。
三里地区	**【住民同士の話し合いの場づくり】** 三里地区ではいきいき百歳体操会場を対象に平成27年度（第1回）、平成28年度（第2回）と「みさといきいき交流会」を開催。お世話役さんの負担軽減や「いき百会場」の情報共有を目的として、参加者が抱えている悩みや課題について考え、これからも住民主体で継続して活動ができるように働きかけをしてきた。平成27年度には、別建てで「サロンのお世話役さんの会」を開催。平成29年度（第3回）はいき百会場・サロン・食事の集いを対象に開催し、集いの場の参加者を対象とすることで活発な意見交換につながるという気づきがあった。そこで、住み慣れた地域で支え合って生活していくために住民同士で話し合う場が必要と感じてもらえることを目的とした「みさといきいき交流会その後の会」を企画したところ、いき百・サロン各1会場にて実施。	第3回みさといきいき交流会の報告書を作成し、各会場に配布したが当日の意見交換の賑わいを考えると、各会場単位で自分たちの地域について考える機会が持てたらと、東部地域高齢者支援センター・みさと出張所とともに交流会その後の会を企画した。 第3回みさといきいき交流会報告書を各会場に配布する際に、各会場単位で日常での困りごとを出し合い、自分たちで出来ることを考える会（その後の会）を提案。お世話役さんに提案することで、各会場ごとのイベント時に時間をいただけるようにする。町内会・自治会単位ではなく、集いの場で開催することで楽しみながら意見が出せるように働きかけた。また、住み慣れた地域で支え合って生活していくために、住民同士で話し合う場が必要と感じてもらえるような内容とした。	平成29年12月14日いきいき百歳体操会場にて実施。平成30年1月19日サロン会場にて実施。両会場ともに、「我が事、丸ごと共生社会」を迎えるにあたり、どのような地域に住みたいか住民同士で話し合える場が欲しいとのアンケート結果が出ている。また、当日出た意見に対し、参加していた町内会役員から町内会に持ち帰り検討するといった返答もみられており課題解決に向けた話し合いの場づくりにつながる機会となっている。	参加者からは地域・町内の助け合いは自助・公助とは違う共助を大切にしなければいけないといった意見や、今日出たことをもっと具体的に話しあえれば良いといった意見も出たように、住み慣れた地域で支え合っていくために話し合いの場の必要性が一定必要と感じている住民がいる。	みさといきいき交流会その後の会としての「話し合いの場づくり」へ向けた取り組みは平成29年度で終了となるが、「我が事、丸ごと共生社会」へ向けて、住民同士が自分たちの地域について話し合う場の必要性を感じていることがわかったので、来年度以降は集いの場のみでなく各町内会・自治会単位にも働きかけを行っていく。また、この取り組みから集いの場、町内会、自治会等に関わらず住民に身近な範囲で、実際の住民同士での話し合いの場と発展していくように働きかけをしていく。

	概要	働きかけ等	現在の状況	住民の動き	今後
春野地区	**【社会福祉法人を中心とした 地域福祉の拠点づくり】** 春野地域の社会福祉法人が、H6年より春野町にてサービスを運営している中、地域に出向いて困り事を聞き取る部署を3年前より設置、ニーズ調査を行い、高齢化・核家族化に伴い、身近に相談できる相手もなく、高齢者の買い物難民が多くいること、食の確保が十分にできないことから栄養に偏りがあることなどの課題に気づいた。そのことを高齢者支援センターに相談すると、他地区で取り組んでいる住民誰もが集えるカフェ、配食支援、生活支援など介護保険外で取り組んでいる住民団体の活動について情報を得る。その後、春野地区住民を元気にしたいと個人や団体などの有志で集まり、「はるの大好き！スズメ会」を立ち上げた。同時期に地域にある保育園が閉園することを知り、閉園後の保育園を地域福祉の拠点として有効活用できないか有志の会で検討を開始。	春野地区の社会福祉法人が地域課題に気づき、地域貢献事業として何か取り組みたいと高齢者支援センターに相談したことから、地区担当のCSWにも相談があり、介入開始。元々、地域住民の活動も活発で昔ながらの地縁もある地域であることから、住民主体の活動を地域の社会福祉法人や各種団体と協働して取り組み、住民の身近な圏域での相談窓口、生活支援体制整備へつなげていきたいと考えた。	H29.11.24に市長へ閉園後の保育園の有効活用について要望書を提出。活用については、公共施設マネジメント本部会の決定が必要であり、利用については都市計画法の確認も必要との返答があり、それらの法的な課題をクリアしていく必要があり。	民生委員会長から民生委員としても年数回の配食の取り組みをしているが、今後このサービスにより更に見守りを強化することができる。民生委員としても課題にも感じている見守り体制について大きく展開していきたいと肯定的な意見が聞かれる。	ちょっとした困り事への生活支援や配食サービスなどの見守り活動の強化。多世代交流型サロンや暮らしの何でも相談、健康づくり等々地域福祉の拠点としての複合的サービス施設として検討。更には、春野地区は、農家や漁師が多く年金給付の少ない高齢者に雇用の場として提供し、経済的な支援、更には生きがいづくり・介護予防に繋がるような拠点となるよう検討を進める。元々の地縁の強みを生かし、住民の福祉力の強化と地域の社会福祉法人や関係団体との多機関協働にもつなげていきたいと考えている。
秦地区	**【秦地区社会福祉協議会 2025年問題検討会】** 秦地区は地区社協活動が活発で（下記参照）地域住民が協力しながら新しい取り組みを行っている。今回地区社協会長から2025年問題について「自分たちの（地区の）課題として取り組みたい」と提案があり、地区社協役員らのメンバーと市社協CSWで2025年問題検討委員会（以下2025年委員会）を構成。 今年度の主な活動は、2025年問題とそれを取り巻く背策や現場の状況を知り考えるきっかけとする、医療・介護・地域福祉などの専門家から話を聞くシンポジウム。そしてこれからを考えるために、現在の地域強みと課題を整理するワークショップの開催である。それらを行うため準備会や打ち合わせを重ねてきた。 今年度の取り組みは2025年という近い将来の課題を取り上げ、地域としてできること、そしてそれを実践していくための最初の理解・整理の部分である。	秦地区社協会長より「2025年超高齢化社会を目前に社会が体制作りを行っている。それがこの秦地区ではどのような状況を作り出そうとしているのか、地区社協としてこれらを整理・把握しておくことによって、2025年問題を現実的なものとしてとらえると共に、今後地区社協の行う地域福祉活動を進める拠り所としていきたい。」との提案あり。今年度の取り組みが継続したものとなるよう、小高坂地区で行われている地域支え合い会議の経過を説明。今年度学習・整理を行うことと話し合いの場を作り、来年度以降それを踏まえ実践に向けた取り組みを行うこととなった。	現在シンポジウム・ワークショップを終え今年度のまとめの段階に差し掛かっている。	取り組みの当初は委員会のメンバーからも「テーマが大きすぎて秦地区で取り組むイメージがわかない」「地区で取り組みにも限界がある」等の意見が聞かれていたが、シンポジウム後のアンケートでは問題をまず自分のこととしてとらえたという意見と共に「もっとシンポジウムの回数を増やして多くの人に深刻さを伝えたい」「ボランティアなどさらなる協力者を増やしたい」など、2025年問題を地域でとらえ多くの人を巻き込みながら取り組んでいくといった前向きな意見が多く上がっていた。	この1年を経て秦地区社協の中で、2025年問題についての理解・課題にどう取り組んでいくか考えてみるきっかけを作ることができたと思っている。来年度は対象範囲を地区社協の外に広げることや、内容を深め実践に移していけるように促していきたいと思っている。

	概要	働きかけ等	現在の状況	住民の動き	今後
朝倉地区	**【空家を活用した地域福祉の拠点づくり】** 市社協が寄贈を受けた空き家を活用した「子どもの居場所」「地域の集いの場」の立ち上げに向けて、地域住民や地域福祉に関わる各種団体やNPO法人と共に話し合いを重ね、活動している。	近隣の地区で「子どもの居場所」に取り組んでいるNPO法人から、「朝倉地区でも活動したい」という相談を受け立ち上げを検討していたところ、「転居するため、空き家となる自宅を福祉のために役立ててほしい。誰かの居場所として機能させてほしい。」と地域住民から市社協に相談があり、寄贈いただくことになった。そこで、近隣住民や地域福祉に関わる各種団体やNPO法人と共に、空き家を活用した「子どもの居場所」の立ち上げ・運営に向けた検討を開始した。 構成メンバーへの概要の説明と話し合いの場への出席依頼、話し合いの場のセッティングと連絡調整、朝倉地区の地域福祉活動に関する現状の情報収集、高知市内の子ども食堂・子どもの居場所に関する情報提供を主に行っている。	構成メンバー（地区のキーパーソン）との話し合いを2回、町内会役員との話し合いを1回実施。地域住民からの意見や地区のニーズを聞き取ると共に、専門職とも地域の状況を情報共有し、どのような機能をもつ場所にしていくか話し合った。その結果、誰もが集える「地域福祉の拠点」にしていくこと、併せて「子どもの居場所」としての機能も兼ねていくという方針が決まったため、現在は正式な寄贈の手続きを済ませ、電気・水道を開通し、具体的な運営方法についての話し合いを住民と共に重ねている。	地域住民の一番の希望は、まずは町内会の住民が優先して会議や集いに活用できる場所にすることであった。「子どもの居場所」として機能していくことは一部の人から否定的な意見も聞かれたが、寄贈してくれた住民の「地域福祉の拠点として活用してほしい」という思いを尊重して、町内会の住民のみならず誰もが集える場所として「子どもの居場所」の活動を含めて機能させていこうという意見の方が多かった。その結果、近隣住民の同意を得ながら丁寧にかつ前向きに活動を進めていくことが共有された。	次の段階としては、町内会の住民を対象に空き家を用いた活動についての説明を行い、地域福祉活動の拠点として活用していくことについての理解を得ていく。次いで実行委員会を立ち上げ、定期的な会議をもって具体的な運営内容について検討・決定していく。これにより、「子どもの居場所」機能をもった誰もが集える「地域福祉の拠点」を地域住民とNPO法人が一緒に運営していく体制を構築する。そして、町内会が会議や住民の集いの場として日常的に活用すると共に、NPO法人や専門職や地域住民等が子どもが集って食事をしたり多様な体験ができる場所、困難を抱えた子どもや保護者が相談できたり支援を受けたりできる場所として機能していく。

地域共生社会実現のための役割分担のイメージ

福祉のまちづくり

地　域

住　　民
（民生委員児童委員・町内会・自治会
・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・近隣住民　など）
●主体的に地域課題を把握し，解決を試みる



【協働】



地域力強化推進事業
地域福祉ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　など

多様な主体
（企業・社会福祉法人・
医療機関・NPO　など）
●地域課題解決のための役割を果たす
●地域住民への支援



相　談



【協働】
地域福祉ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　など

【支援】



行　政

多機関協働による包括的支援体制の構築
（地域から相談のあった課題解決の仕組み）
●「縦割り⇒横ぐし（連携）」への意識改革

【支援】
地域福祉ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　など

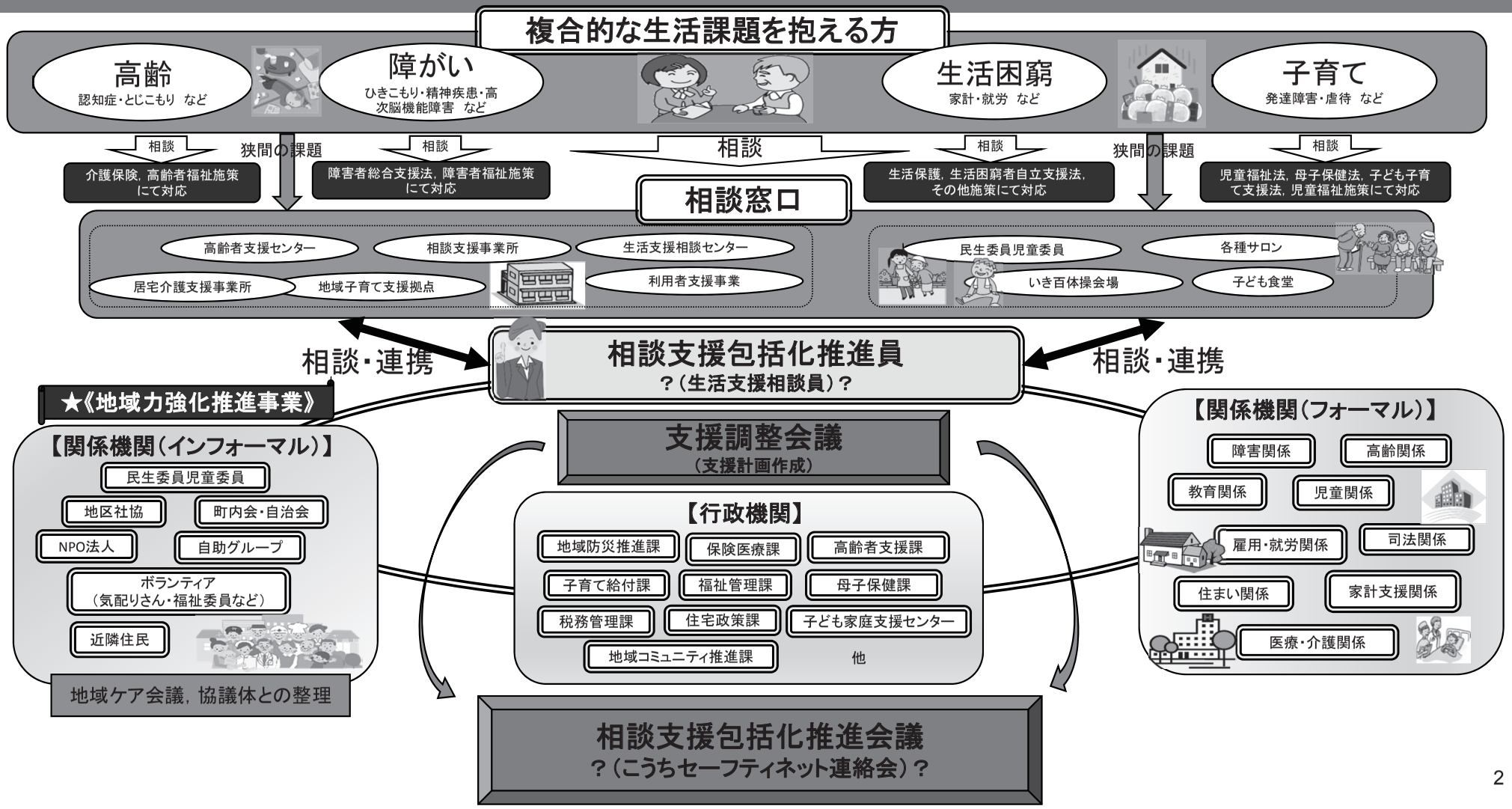


【協働】

住民・多様な主体・行政がそれぞれの役割を果たし，連携・協働して福祉課題の解決に取り組む

多機関の協働による包括的支援体制構築のイメージ（案）

★《多機関の協働による包括的支援体制構築事業事業》



都道府県名	高知県	市区町村名	黒潮町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	11,436（人）			世帯数	5,558（世帯）		
高齢化率	42.29（%）	生活保護受給率	2.4（‰）		面積	（188.59k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	98（%）		公立小学校数	7	公立中学校数	2	
地域包括支援センター							
生活困窮者自立相談支援事業							

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

高知県幡多郡黒潮町は、「人が元気、自然が元気、地域が元気」を合言葉に「大方町」と「佐賀町」が合併し、平成 18 年 3 月 20 日誕生しました。高知県の西南に位置し、南国特有の温暖な気候と年間 2,800mm前後の降雨地帯で、気候を活かした施設園芸、韮、水稲栽培が行われています。一方、「土佐カツオの一本釣り」で有名なカツオ船団が佐賀地域にあり、どの船も多くの水揚げを誇っています。また、近年、天日塩や黒砂糖も特産物となっています。観光においては、砂浜をバックに毎年５月にＴシャツアート展が開催され、多くの観光客で賑わいます。
本町は、内閣府より 34mという日本一の津波高が公表され、それ以降「諦めない」防災の取組みが町全体で行われています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	近年の地域社会の変化や人口構造の課題に加え、地域住民の福祉ニーズに対する要望は多様化され、公共サービスだけでは対応できない事が増加している。また、生活困窮や災害時要配慮者への対策、新たな介護保険制度の取組み（地域支援事業）など新たな課題も出され、今後一層、地域での支え合いの仕組みづくりが重要となっており、地域福祉計画の改訂をきっかけに住民が主体的に活動できるよう地域福祉活動計画や地域福祉に関する様々な事業を一体化して取組みを進めていく必要がある。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「地域課題への気づき」「地域生活課題への気づき」が住民間でできるようになり、相談を受け止める場所を作ることで、地域住民だけでなく、地域の持っているいる力を発揮しながら支え合いの仕組みをつくっていく必要性がある。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	黒潮町（黒潮町社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	高知県黒潮町では人口減少が続き、平成 37 年には１万人を下回る見通しとなっている。町内 61 地区中 52 地区が限界集落となっており、担い手不足、コミュニティの存続が大きな課題となっている。このため、地域福祉計画策定時（平成 23 年度）に抽出した「13 の地域課題」を解決することを目的に高知県が推進する「あったかふれあいセンター事業」を導入し、地域福祉の拠点として地域福祉活動を推進してきた。しかし、地域の高齢化率の高さが構造上の課題となり、生活課題を抱える人の増加や支援する側に限界が生じ、「人・地域・資源」が繋がり地域課題を真剣に捉え解決する仕組みづくりが必要となっている。
③事業実施体制※注	①地域単位でのアクションプランの作成（地域でできていることの整理と今後必要となるであろうと思われる地域住民の生活課題の整理） ②あったかふれあいセンター（共生社会のエリア）による必要機能の整理 ③第２期地域福祉計画・第２期地域福祉活動計画審議会による関係団体との課題の整理 ④地域福祉計画運営審議会による PDCA サイクルの実施

④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 町内のあったかふれあいセンター事業のエリア（校区とは異なる）６箇所
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	あったかふれあいセンター（地域の福祉拠点）を活用し、社協のコミュニティソーシャルワーカーを中心に、近い範囲（エリア）の住民の困りごとに気づき、手を差し伸べたり、相談できる体制を地域の中でつくっていく。また、地域の活性化を支援するとともに、地域に起こしたい変化と若い世代が自らの地域を考えるきっかけを発信し、地域課題が何なのか、必要な機能（残していく機能は何か）、住民も行政サービスに頼らないまちづくりを進めていくことを考える
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	あったかふれあいセンターには、地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）が常駐していることから、課題を丸ごと受け止める場所として機能する。 集まった課題は、社協の CSW を中心に「地域で考える場」となり「課題を整理し、関係機関へつなぐ役割」を担う そうすることで、地域福祉拠点（あったかふれあいセンター）を中心に各関係機関の取組みや地域情報が整理され、おたがいさまのまちづくりを進めていく。
	その他	
⑥事業の成果目標		【住民】地域生活課題に気づいた回数 【社協】地域生活課題に的をあて、取組みし解決できた回数 【行政】あったかふれあいセンター（地域福祉の拠点）の整備と生活支援できるカバー率 行政サービスの横の繋がりを強化し、地域住民の困りごとにワンストップで対応できる仕組みづくりに向け、機能の整理により相互に取組みを知る

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

【住民】地域生活課題に気づいた回数
・地域座談会の実施７回、生活課題への気づき、困りごとを解決した数　不明

【社協】地域生活課題に的をあて、取組みし解決できた回数
・対象エリア 61 エリアのうち、5 エリア（46 地域　カバー率 75.4%）

【行政】あったかふれあいセンター（地域福祉の拠点）の整備と生活支援できるカバー率
・実施事業　52 地区 85.2%

行政サービスの横の繋がりを強化し、地域住民の困りごとにワンストップで対応できる仕組みづくりに向け、機能の整理により相互に取組みを知る
・検討会の実施回数（情報の共有回数）による取組み　3 回

都道府県名	福岡県	市区町村名	大牟田市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	116,552（人）			世帯数	56,875（世帯）		
高齢化率	35.3（%）	生活保護受給率	36.4（‰）		面積	81.45（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	47.8（%）		公立小学校数	20	公立中学校数	8	
地域包括支援センター	委託：6 か所（大牟田医師会、医療法人静光園 白川病院、医療法人親仁会 米の山病院、社会福祉法人それいゆ 特別養護老人ホームこもれび、社会福祉法人けんこう 介護老人福祉施設美さと、社会福祉法人東翔会 特別養護老人ホームサンフレンズ）						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

旧産炭地でありその後、石炭化学コンビナートの隆盛のもと急速な発展を遂げた。その後基幹産業の衰退等により人口減少は、歯止めがかからず、高齢化率も年々高まっている。

地場産業としては、三井系の工業を主とした化学工業や窯業･土石をはじめとした製造業の割合が高く、医療施設も多く存在する。また「認知症になっても安心して暮せるまち」を目指し、Ｈ１３年から認知症に対する推進事業を展開し、全国から多くの団体が視察にみえる認知症ケアの先駆的な自治体である。

地域のつながりは、区長制度がなく任意の自治会制度に地縁力を頼っているため、年々、加入者が減少し、地域のつながりの希薄化が顕著となっている。

平成２７年７月に、日本の近代化を支えた三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港が明治日本の産業革命遺産として世界文化遺産に登録される。今年、平成２９年３月１日には市制１００周年の大きな節目を迎え、観光のシティプロモーションに力を入れ、まちの活性化を図っている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	様々な相談機関が市民の窓口として用意されている。相談を受け止める機関は増加しているが、その相談を受け止め解決する資源や手段を持ち合わせていないことが多くある。相談の入口支援をこれまで強化してきたが、今後は解決できる出口支援の体制を構築する必要がある。しかしながら、福祉機関で解決できる事例はそう多くなく、所謂、制度の狭間で悩んでいる対象者に対して、住み慣れた地域で生活できるまちにするには、福祉機関以外の商業者や農業者、教育関係者等の多くの分野と協働する必要がある。 (多くの分野との協働の状況に関しては、以前、報告しているので割愛させていただきます。)
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	①「どのような地域を作るか。」「何を目指すのか。」 これまで用意されていた施策、制度は、困り事に対する支援であったが、高齢者になっても、障がいを持っても、何らかの生活課題を抱える者であっても、福祉領域の観点を超えることによって代替えのきかない、人材になりえる事を理解し、障がいがあっても高齢者であっても認め合う事が共生社会の第１歩であると認識している。 ②「どのような数値目標を設定するのか」 年間〇〇件等という具体的な数値目標は出していない。今年度は、大牟田まるごとスタイルを立ち上げて、どのようなことが出来るのか、どのようなことが事業化できるのか、共有とそれぞれの役割を明確化し様々な事業に取り組み実施する期間として位置付けている。現在、構想中の事業では、引きこもり児童等の生活課題の改善率、就職率、対象者の主観としての経済的課題の改善率、農業者の生産性の向上率、商業者の人材不足の改善率等の指標が出せるように取り組む予定である。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）		医療法人　静光園　白川病院
②事業実施に至った経緯		これまで、委託事業として地域包括支援センターを受託していたが、寄せられる相談では、医療、介護サービスでは対応できない事例が年々増加していた。また、地域包括ケアシステムの構築に伴い、福祉関係者以外である、住まい関係者とも連携が増加し始め、分野を跨いだ連携が必要だと強く感じていた。そこで、平成 24 年度より、障がい、児童福祉分野に限らず商業者や教育関係者等とワークショップを開催し、連携を深め障がいがあっても、高齢者であっても安心して暮らせる大牟田市を目指すために活動を行っていた。そこで、より推進力を持つために、今回の多機関の協働による包括的支援体制構築事業に参画した。
③事業実施体制※注		別紙参照
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		常勤１名 非常勤１名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ ①社会福祉士　　介護支援専門員(非常勤) 医療法人　静光園　白川病院　医療連携課長 (平成 27～28 年度 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 出向) ②社会福祉士　　介護支援専門員 医療法人　静光園　白川病院　医療連携課
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		大牟田市 保健福祉部 健康福祉推進室 健康長寿支援課 地域支援担当
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	大牟田市では、これまで、高齢者・障がい者権利擁護連絡会を実施していたが、本事業実施後から、こどもから高齢者、生活困窮者まで全世代を対象にした「大牟田市権利擁護連絡会」を発足した。参加者は行政保健福祉部局、警察署、県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、地域包括支援センター、相談支援事業所、教育員会、SSW、消費生活センター、市社協等が参加し、事例の共有、虐待対応の現状、消費者被害の現状等の情報共有を行っている。この連絡会自体は３か月に１回程度と回数は多くないが、この連絡会で顔を合わせた専門職同士が関係性を構築し、日々の事例に当たっている。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	上記アにおいて専門機関の包括化を行っている。同時に、アにおいて出された課題等を検討し、地域おける不足している社会資源の創出を目的におおむたまるごとスタイルを昨年度より実施し、７月中頃に４回目を実施予定。 参加者は、小～大学までの教員、農業関係者、商工会、相談支援事業所、SSW となっており、会長は高校教諭が務め、事務局を相談支援包括化推進員、SSW が務めている。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	農業関係者が頭を悩ませている規格に合わず、廃棄している農作物を安価で譲り受け加工し販売している。平成 29 年６月にすももを引きこもり児童や知的障がい者とともに収穫し加工販売を実施した。収益は、労働の対価として支払い、残余金に関しては、次の事業のための宣伝費、材料費の確保のため、保管している。

	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	ウにも関連するが、働く場所、引きこもり児童が社会的交流を図れる場所として機能し始めている。現在、既存で提供されている就労支援やコミュニティ作りは、断絶されがちであり、一体的に提供されていない。この事業においては、コミュニティベースで獲得すべきコミュニケーション能力や社会性を養い、就労先として商工会議所や農業等への就職が出来ないか模索している。準備段階の事業としても、労働による対価を加工品等で賄い誰もが疲弊しないウィンウィンの関係性を構築している。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		相談支援機関の包括化に関しては、一定、完成したのではないかと考えている。 今後は、児童分野においては、虐待対応スキームがないため、虐待対応としては、高齢、障がい分野等が進んでいるため、整備を図る必要がある。新たな社会資源の創出に関しては、社会活動～雇用までつながる事業として機能を果たすことが出来ればと考えている。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		相談支援機関の包括化に関しては、児童分野に精通した弁護士がいないので開催は難しいのではないか。等の後ろ向きな意見もあったが、権利擁護連絡会を通して多くのネットワークを各専門機関が持ちそこそこの機関が相談支援包括化推進員と同じようなネットワークを持つことが相談支援機関の包括化としての目標だということを共通理解として持つことが出来た。 新たな社会資源の創出に関しては、大牟田まるごとスタイルを実施したばかりであり、共通理解の醸成まで至らなかったが、実際、すももつくりなどの事業を通して、大牟田まるごとスタイルの必要性の共通理解は図れた。

５．成果目標の達成状況について

多機関による協働に関しては、大牟田市権利擁護連絡会にてそれぞれの機関が顔を合わせ、日常的な連携に結びついている事例がある。例えば、福祉関係者が司法関係者にアクセスする際に相談がしづらい等の例があるが、ケースにおいて法律知識が必要な場合は適宜連絡を取り合いケース対応ができ始めている。

また、推進員の調整により支援機関の労量の軽減に関しては、推進員がケースを抱えることが多くなり始めており、軽減までに至っていない。要因としては、困難ケースの対応できる資源が少ないことがあげられるため、新たな社会資源創出の事業を推進しながら支援を両輪にて進めている。その他には、対応できる機関がなかったアディクション関連については、保護司会や県の保護観察所等と意見交換を実施しており支援体制を構築している。

新たな社会資源の創出については、まだ仕組みとして完全に成り立っていない状況であるが、様々なビジネスセクター(佐川急便、ＨＯＮＤＡ、地場企業、不動産仲介業等)とのつながりはでき、意見交換を実施することができている。具体的には、就労やコミュニティの場所として、対象者が繋がりを持てる場所が福祉サービス以外にも広がりを見せている。場所としては農業や企業の仕事の受注等の受け入れを検討し、定期的に意見交換やフォーラムを通して、仕組みを行政、企業、推進員等にて構築している段階である。

大牟田市多機関の協働による包括的支援体制構築事業におけるイメージ図

- 相談支援包括化推進員（以下「推進員」という）を配置し、支援機関の連絡会や研修会等の開催により、支援機関同士の役割や機能を認識する機会をつくる。支援対象者の支援を通じて、関係機関同士の連携を強化する。
- 多機関が関わる事例は、本事業で配置した推進員がケース会議を招集し、必要に応じて会議の進行や助言を行う。
- 新たな資源を創出する必要性を共有し、さらに創出するための支援を行う。

地域における包括的な相談支援システムの構築

- まずは福祉に関係する支援機関を中心に、多機関・他分野のネットワーク構築と、支援内容を調整する

社会福祉協議会
生活支援相談室
成年後見センター
居住支援協議会

地域包括支援センター（6箇所）

障害者相談支援事業所（4箇所）

保健所

医療関係機関

警察署

児童家庭相談室

市役所
健康長寿支援課
　地域支援担当
　障害・援護担当
保護課
子ども家庭課
女性センター
教育委員会（SSW）
地域コミュニティ推進課

民生委員
福祉委員

市営住宅管理センター

司法関係機関

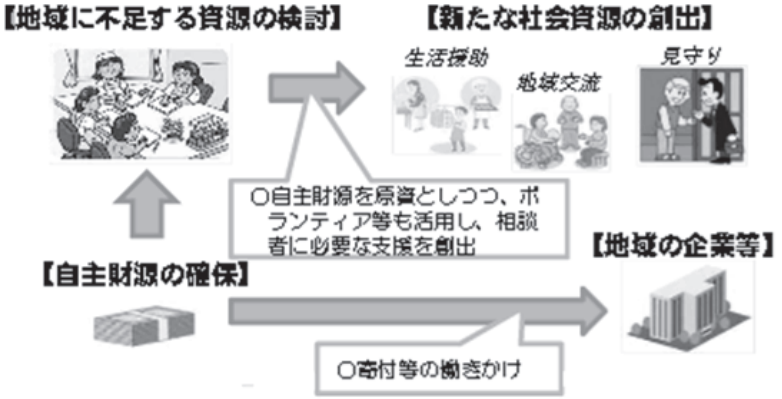
介護サービス事業所
ケアマネジャー



相談支援包括化推進員

ボランティア等を活用した新たな社会資源の創出

- 地域に不足する資源を検討し、必要に応じて新たな資源・仕組みを創出する支援を行う
- 生活支援コーディネーター（介護保険の地域支援事業で地域包括支援センターに配置）の業務と同じため、連携しながら実施する





大牟田市

○民間（医療法人）に委託
○相談支援包括化推進員（業務委託職員）１名を健康長寿支援課 地域支援担当内に配置する

都道府県名	福岡県	市区町村名	うきは市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	30,450（人）			世帯数	10,992（世帯）		
高齢化率	32.3（%）	生活保護受給率	14.6（‰）		面積	117.55（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	92.17（%）		公立小学校数	10	公立中学校数	2	
地域包括支援センター	※直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	※委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成 17 年に旧浮羽町と旧吉井町の 2 町が合併。　市内：　地区：11（小学校区）　行政区 158

北に筑後川、南に耳納連山に囲まれた風光明媚な農村都市であり、旧浮羽町域では柿・梨・桃・葡萄・苺などの果物農家も多く、お盆過ぎから秋にかけてはたくさんの観光客が訪れる。旧吉井町域では旧宿場町の白壁造りの町並みが残っており、こちらも観光客が訪れる。

本市は、昔からの地縁によるつながりが強く集落という言葉が合うような地区もあれば、新興住宅地やファミリー向けのアパートなどが年々建設される地区もあり、現状として過疎化・高齢化により地区や行政区が機能不全寸前の地区、高齢化率は低いものの近所関係の希薄な地区、区未加入等のもともとの住民と新住民による摩擦が起きている地区など市全体としては急速な少子高齢化が進む一方で高齢率が下がっている地区もあり、地域課題は様々。また、人口に占める生活保護受給率も年々高くなっており、生活に困窮している世帯も多い。

地域活動については、旧浮羽町域では校区公民館と行政区単位の分館があり、校区公民館が拠点となり社会教育・地域福祉活動が進められていた。校区社協についても、校区公民館の組織内組織として組織化し活動を行っていた。そのため、校区と行政区の連動性は現在も継続されているが、旧吉井町域では行政区ごとの分館はあったものの、校区公民館はなく、中央公民館が町に一つあるだけで、校区での活動というものがほとんどなかった。また、一部の地区では分館がない行政区もあり、地域活動を行政区や地区で行うという土壌が未成熟な状況であった。

そのような中、合併後、市内全地区に地区公民館が設置され、旧吉井町域においても、校区社協が一部組織化されたが、平成 26 年に地区公民館が地区自治協議会へと移行し、公民館の組織内組織であった校区社協は平成 28 年度から徐々に自治協議会内の福祉部会と一本化され、平成 29 年には全ての地区で校区社協は自治協議会の福祉部会に一本化される形となった。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	うきは市は現在、急速な人口減少、少子高齢化の進行とともに、核家族世帯や一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加など、家族形態の変化が確実に進んでいる。これまで豊かな自然や歴史の中で、思いやりの心や助け合いの精神を育んできた。一方では、「地域の人や隣近所の人とは、かかわりを持ちたくない。」「困っている事や悩みについて、相談相手がいない。」などといった声や新興住宅やアパートの等の増加などによる新住民と旧住民の摩擦など、地域の姿が以前とは異なってきている面もみられる。 今後も一層の人口減少が予測され、核家族化・少子高齢化のさらなる進行、近所づきあいの希薄化や子どもから高齢者までを取り巻く様々な環境の変化などが暮らしに大きな影響を与え、多種多様で複合化した課題がさらに増えていくことが予想される。現在、各地区の自治協議会（福祉部門）を中心に、小地域福祉活動（ご近所での見守りや安否確認活動、よりあい活動、住民の福祉課題を把握する活動など）が展開されているが、これらの活動を全ての行政区で、よりきめ細かく展開していくため、行政区の福祉の中心役・小地域福祉活動の推進役として、社会福祉協議会より、各行政区へ働きかけ、福祉委員を平成 3 年より順次設置していただいている。（全行政区に設置）しかし、高齢化や過疎化などにより、区の役員不足など一部の方だけで、区内の福祉活動を進めていくには限界が出てきている区もある。本来の地域福祉や住民同士の様々な助け合い・支え合い活動についてたち返ると地域全体で行う必要があり、それを実現するため、これまで社会福祉協議会が進めてきた、行政区ごとの「福祉会」設置をうきは市として推進し、今後、より一層重要性が高まる地域に住む住民同士の助け合い・支え合い活動の推進を

	一層進めていく。 また、行政区内の課題解決や福祉会設置に向け、同様に社会福祉協議会が進めてきた「福祉小座談会」についてもうきは市として推進していき、全行政区にて開催していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が地域課題を自ら把握し、解決することが出来るようにする。また、それを可能にするため、関係機関の連携体制の構築を目指す。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

3．地域力強化推進事業について

最新の状況を記入してください。本事業未実施の場合は、①の欄に「未実施」と記入してください。

①実施主体（委託先）		うきは市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯		家族や住民のつながりや支え合いが希薄になる中、安心して暮らしていくことに困難な課題を抱えた個人や家族が増加している。行政がこのような個別課題を把握するには、地域で福祉のアンテナ役である民生委員などに頼っている状況である。より複雑化し、解決困難になる前に課題を見つけ出す（困っていると言える・気に掛ける）ためには、地域の最小単位である行政区に何らかの仕組みを作るべきであると考えた。 そこで、これまで社会福祉協議会が推進してきた、福祉小座談会（行政区単位で個別・地域課題解決に向けた住民との話し合い）と福祉会（行政区単位で地域福祉活動を進めていく会）を全行政区にて実施または、設置することで、個別や地域の課題を身近な地域の単位である、行政区内で解決していくとともに、行政区で解決できないことは、地区（小学校区）自治協議会や生活支援体制整備事業の協議体等とも連動させていくことで住民（住んでいる人）だけではなく、企業や社会福祉法人等とも連携した仕組の創出も予想され、重層的な課題解決の仕組みを作ることで課題に応じた支援体制の構築を行っていきたい。そのためには、複雑多岐に渡る課題を解決するため、市役所内の庁内連携を同時進行で行い、住民の課題を行政もしっかりと受け止め、解決できるような体制構築を行っていく。
③事業実施体制※注		別添図
④事業の対象地域について		＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 本年度、市内 11 地区（小学校区単位）のうち 2 地区をモデル地区に指定し、福祉小座談会と福祉会の設置推進を行う。（行政区総数：37）また、既存の福祉会（40 行政区/30 福祉会）の活動強化を行うとともに、住民啓発を行う。 次年度以降についても同じようにモデル地区を決め進めていく。
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	①福祉小座談会の各行政区での開催と開催支援 ②福祉小座談会にて挙がる、個別・地域課題解決に向けた支援（地域住民との協働による。）
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	①福祉会の組織化と活動支援 ②近隣行政区との連携した活動や地区自治協議会・第 1 層・2 層協議体・社会福祉法人等と連携し、福祉会（福祉小座談会）では解決できない課題について広域的な支援方策や仕組みの創出。
	その他	①研修会・講演会等による住民啓発 ②地区自治協議会や社会福法人・企業、協議体等との連携による課題解決に向けた受け皿づくり。 ③市役所内の庁内連携による、課題を丸ごと受け止める体制作り。

⑥事業の成果目標	１．全行政区（158 行政区）での福祉小座談会の開催・福祉会の設置。 ２．地区自治協議会（小学校区）、第 1 層・第 2 層協議体（市全体と市内をいくつかにわけたエリア）、社会福祉法人等との連動による福祉会（行政区）では解決できない課題について、広域的な支援方策や仕組みの創出。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

本年７月より社会福祉協議会へ事業を委託。各地区自治協議会を訪問し、本事業についての理解を得る。福祉小座談会については、１５８行政区中の７５の行政区で実施。
※小座談会時やその後の相談等によるケース対応含む。ケース対応では、既存の制度・事業へつなぐケースだけでなく、地域住民との連携による支援や、市内の社会福祉法人との連携による支援（ゴミ屋敷の清掃等）も行ったが、小座談会自体の開催数は行政区の約半分である為、未開催の区や地区自治協議会にも理解をいただきながら、少しずつ開催数を増やしていきたい。

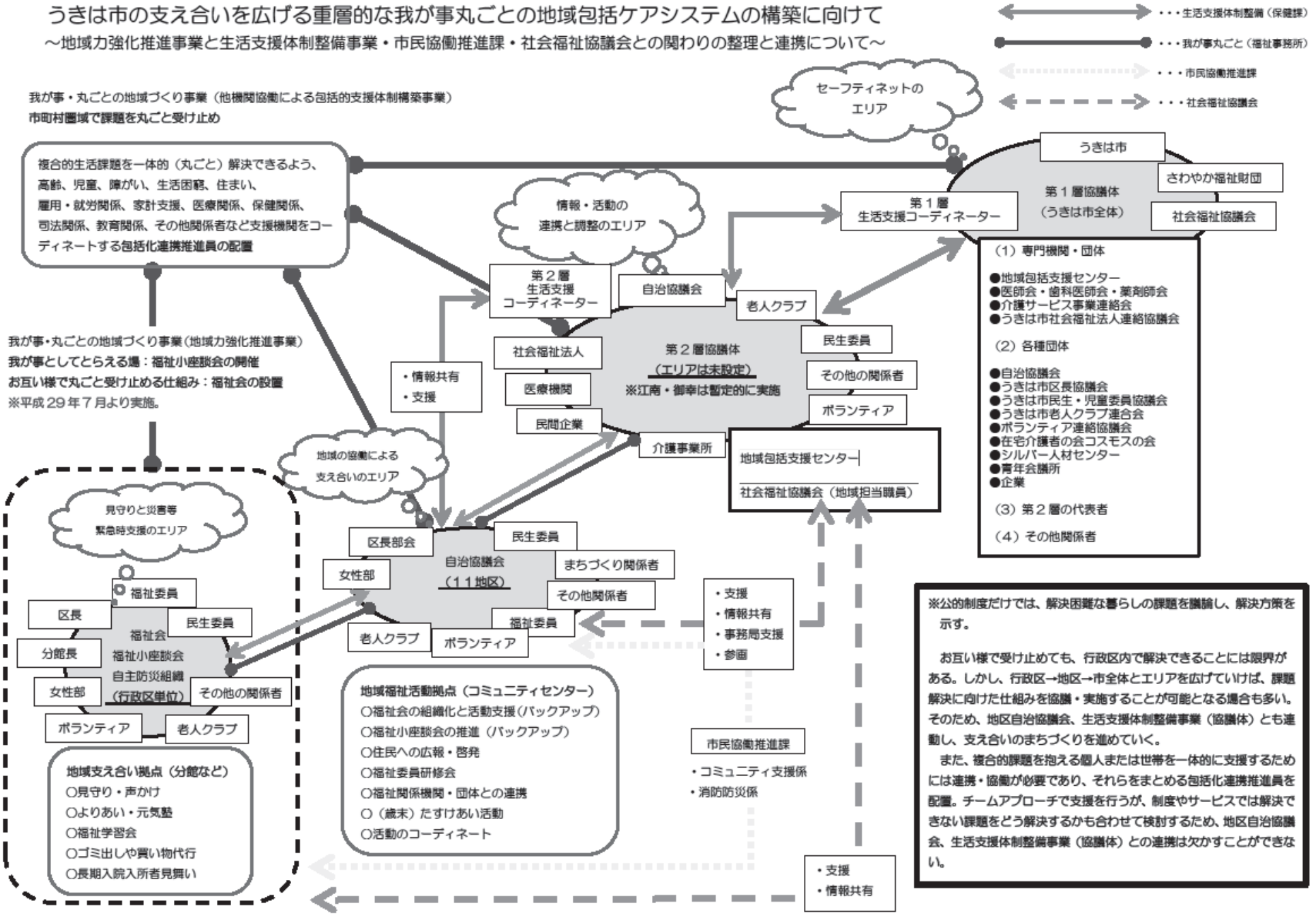
福祉会の組織化と活動支援については、福祉会の住民学習会等での講演などを行う。

本年７月に隣の朝倉市にて豪雨災害があったことから、住民より、防災と福祉や災害時を含んだ地域のつながり作りの必要性を感じるとの意見から、福祉会の運営委員を対象とした福祉会研修会では、防災と福祉をテーマに研修を行う（講師：ローカリズム・ラボ代表　井岡　仁　氏）

福祉会の組織化については今年度新たに立ち上げた福祉会はない。しかし、本事業が目指す、とりあえず丸ごと受け止める場となるかについては再検討が必要であると感じており、来年度以降については成果目標の変更も念頭に入れ検討を行っている。

うきは市の支え合いを広げる重層的な我が事丸ごとの地域包括ケアシステムの構築に向けて

～地域力強化推進事業と生活支援体制整備事業・市民協働推進課・社会福祉協議会との関わりの整理と連携について～



都道府県名	福岡県	市区町村名	糸島市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	100,131　（人）	世帯数	40,372　（世帯）		
高齢化率	27.5　（%）	生活保護受給率	8.31（‰）	面積	215.70（k ㎡）
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	91.09（%）（H26.8 月現在）	公立小学校数	16（離島1）	公立中学校数	7（分校1）
地域包括支援センター	委託：5 か所（社協 1、社会福祉法人 4）				
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所				

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

H22 年に一市二町で合併した。東は福岡市、西と南は佐賀県に隣接する自然豊かな場所で、交通アクセスに恵まれていることもあり移住者も増えている。古くから農林水産業が盛んであるが、近年は「食」を目当てに訪れる観光客も多い。また九州大学の移転に伴い、共同研究や国際交流などさまざまな連携がなされている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	生活困窮者自立支援事業を行っている中で、“周囲の人々は「実は気になっていた」が「どうすればよいかわからず」「そのままにしている」”ケースが目に留まるようになってきた。このような状況を放置しないためにも、本事業に取組みみんなで考えることで、誰か一人に負荷をかけず、緩やかにつながる地域づくりを行うことを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	一つの制度、一つの部署、特定の分野のみを支援する一人の専門職では解決につながらない複合的な課題を抱えた人や世帯が増加する中、市民や専門機関、行政など周囲にいる人が「少しずつはみ出して応援（支援）する」ことで、時代や担当者が代わっても温かく見守ることのできる地域にしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	糸島市（糸島市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	従来から地域に根差した福祉活動を展開している市社会福祉協議会と市が一緒になってこれからの地域福祉に必要な仕組みを考え、実践することで、地域課題の解決力強化及び地域のつながりの強化を推進するため。
③事業実施体制※注	別紙①
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 小学校区

校区	人口（人）	高齢化率（%）	面積（㎢）	校区	人口（人）	高齢化率（%）	面積（㎢）
波多江	12,402	23.8	4.8	怡土	7,201	34.7	32.6
東風	8,516	20.5	5.0	一貴山	3,418	35.0	19.9
前原	11,497	22.9	4.5	深江	5,126	32.9	7.5
前原南	9,250	25.6	1.9	福吉	4,017	35.8	25.8
南風	8,867	17.6	3.5	可也	8,734	28.6	18.4
加布里	7,298	33.1	7.5	桜野	2,576	33.3	12.9
長糸	2,053	33.1	23.4	引津	5,337	35.9	21.0
雷山	3,839	28.6	16.7				

※小学校は、離島にある 1 校を含む 16 校であるが、小学校区は 15 地区で考える。

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	①我が事・丸ごとの地域づくりのための課題抽出住民アンケート調査の実施 ②住民支え合いワークショップの開催 ③我が事・丸ごと研究大会の開催（年１回）
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	①体制整備のためのボランティア団体・福祉団体等のヒアリング調査の実施 ②各校区での課題解決を包括的に受け止めるためのプラットフォームになる、校区別課題解決会議（ふくしがよかとこ会議）の開催
	その他	
⑥事業の成果目標		①「地域共生社会」に関する啓発および「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」の理念の普及 ・2000 人へのアンケート調査、・5 校区でのワークショップ開催（延べ 500 人参加）、・研究大会の開催（500 人参加） ②住民主体による課題解決を包括的に受け止めるためのプラットフォーム（協議体）の構築 ・ボランティア団体及び福祉団体（計 44 団体）へのヒアリング調査、・校区別課題解決会議（15 校区）の開催

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

①「地域共生社会」に関する啓発および「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」の理念の普及

■住民アンケート調査（対象者：2000 人）

［実績］

回答者：772 人、回答率：38.6%

［達成状況］

回答のあったアンケートの集計・分析を３月中旬までに行う。

集計中のアンケート結果は活きた市民の声として次期（H31～H35）地域福祉計画に反映させることができる。

■住民支え合いワークショップの開催（目標：５校区、延べ 500 人参加）

［実績］

実施：３校区　参加者：263 人（延べ）

［達成状況］

校区ごとに地域課題を共有することができた。

ワールドカフェの手法で「普段は、こんなにも福祉の話をする機会がないので大変良かった。」との声が聞かれた。また、アンケート結果からもワークショップの効果がみられる。

【ワークショップ後のアンケート調査】

・回答者：107 人

・主な回答結果　・講座内容はわかりやすかった：89.7%

・参加して良かった：91.6%

■我が事・丸ごと研究大会の開催（目標：500 人参加）

［実績］

未実施（平成３０年２月３日実施予定）

［達成状況］

②住民主体による課題解決を包括的に受け止めるためのプラットフォーム（協議体）の構築

■ボランティア団体及び福祉団体（計 44 団体）へのヒアリング調査

［実績］

実施：33 団体（H30.1.17 現在）

［達成状況］

それぞれの組織の現状を確認するとともに、強み（得意分野等）や弱み（課題）も整理することができた。また、ヒアリングを通して、自分たちの団体は地域共生社会を目指す取り組みの中核にあり、地域にある社会資源の一つとであると認識することができ、市社協他の団体とも共有できたことは評価できる。

■校区別課題解決会議（ふくしがよかとこ会議）の開催（15 校区）

［実績］

実施：14 校区

［達成状況］

会議終了後、自ら事務所に来訪され、「共生型サロンをおこないたい」、「フードバンクを糸島市でできないか」等の相談がなされた。現在も継続して支援しており、地域では、話し合いから行動（アクション）につながっていると実感している。

また、少人数でのホワイトボード・ミーティングとしたことにより、参加者すべてから声を聞くことができ、参加者の評判もよく、３０年度以降の会議の持ち方、あり方の指標となった。

併せて、生活支援体制整備の２層協議体と重ねることで、それぞれの担当課と今後の方向性等の確認をしたことで世代や分野を超えた体制づくりが少しずつ進んでいる。

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業　地域力強化推進事業に係る事業イメージ

糸島市のまちづくりを推進する基本単位である校区で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市内における育児・介護・障害・貧困など世帯全体の複合化・複雑化した課題を早期に相談できる環境、連絡の体制の構築

我が事・丸ごと
地域共生社会への実現

①住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
（ア）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ
（ウ）住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけや参加促進等に関する取組の実施

②地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等
（ア）地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能
（イ）地域生活課題の把握等
（ウ）地域生活課題に対するか解決策の検討等




糸島市関係各課（生活困窮者自立支援相談、障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、子育て支援センターなど）
糸島市社会福祉協議会（地域福祉推進事業、生活支援体制整備事業、貸付相談事業、ライフレスキュー事業など）



「糸島市総合相談準備室の設置」
相談支援包括化推進員の配置　新設
【根拠事業　②のア】
地域住民の相談を「丸ごと」受け止め、地域の事とし、地域の実態把握調査等の実施、会議の開催、関係機関への連絡調整をする者　（市全域）

支援

校区社会福祉協議会　既設
校区でのまちづくりを基本に、地域福祉を推進し、校区の包括した福祉課題に取り組む協議体や実施者として活動している。
※高齢者中心の事業から、幅広い地域課題解決型への事業転換を図る。

参画・協力
提案・提言・協働

ふくしがよかとこ会議の開催　新設
住民主体による地域課題解決のプラットフォームの会議を開催（初年度15校区で年1回開催）
我が事・丸ごと研究大会の開催　新設

この指とまれ方式!!
地域のアイデア人を募集



熱意のある地域関係者に加え、地域貢献に関心がある企業やNPO・市民活動団体、ボランティア団体からの手上げ方式でオブザーバーとして参画

新たな起業・テーマ型ビジネスモデルの創出

成果目標	各小学校区で年代別無作為抽出による我が事、丸ごとになるための意識調査・アイデア募集及び結果周知

地域共生社会実現に向けての基本データと取り組みにむけての意見や新新なアイデアを収集



住民アンケート調査　新規
【根拠事業　①のア、ウ　②のイ】

成果目標	各小学校区でワールドカフェの手法を用いて、その地域の生活課題や福祉課題やその課題解決の具体的なアイデアを募る。目標５校区で実施

地域における身近な生活課題、福祉課題の抽出
・課題解決のための具体的なアイデアの共有



住民支え合いワークショップ新規
【根拠事業　①のア、ウ　②のイ、ウ】

成果目標	各ボランティア団体や福祉団体の強みや特徴を聞き取り、団体としての課題を整理する。

ボランティアセンターに登録している３２団体と福祉●●団体等を対象にヒアリング調査を実施



団体等ヒアリング調査新規
【根拠事業　①のア、ウ　②のイ】

都道府県名	福岡県	市区町村名	新宮町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	32,564（人）			世帯数	12,678（世帯）		
高齢化率	17.13（%）	生活保護受給率	9.7（‰）		面積	18.91（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	5	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

福岡県の北西部に位置し、福岡市の東部に隣接する。玄界灘に面しており、玄界灘の沖合には相島がある。また南東部には立花山があり、風向明媚な地域。
近年、町内中心部の開発が進み、人口増加。2015 年の国勢調査では人口増加率全国の市町村で 1 位を記録した。高齢化率も 17%と低いが、行政区の中では高齢化率 50%を超える地域もあり、各地域に適した対策が必要である。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	生活困窮や育児、介護、障がいなどからくる孤立、無職等の複合的かつ複雑的な問題は誰もが関係する問題である。こういった問題を解決するためには、公的で専門的な支援や、住民相互の支え合いが重要となる。本人の状況に応じた包括的な相談支援を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、困窮状態から早期に脱却できるよう支援する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民・関係機関・行政の協働。 1 人の問題を地域の問題として捉え地域で解決する住民相互の支え合いの場をつくる。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	新宮町（グリーンコープ生活協同組合ふくおか）
②事業実施に至った経緯	生活保護等に至らず適切なサービスを受けることができない人々が「たらい回し」といった事態に陥ることのないように、包括的に受け止め適切な機関や、支援を受けることができるような体制を構築することが急務であったため。
③事業実施体制※注	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	２人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 福祉分野における相談支援機関での実務経験者で、町が適当と認めたもの。

⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		新宮町しごと・くらし相談室
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、その課題を適切にアセスメントし、それぞれの状況にあった自立支援計画（プラン）を本人と協働で作成し、必要なサービスの提供につなげる。生活保護の適用や援護措置が必要と考えられる場合には、適切に福祉事務所へつなぐ。必要な場合は、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）といった、福祉分野以外の関係機関へも同行し、援助等行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	相談支援員と町は複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援し、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、月に１度を目処に相談者からの相談内容を協議する会議を設け個別ケースについての意見交換を行う。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	検討中
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	相談者が社会的に孤立しないよう、自立支援相談員や、生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図る。見守り活動や、地域支援を強化するため、情報共有を行う。
	オ　その他	相談支援員の資質向上のため、事例検討研修や専門研修等を実施するよう委託先に求めていく。
⑧事業の成果目標		（１）相談室の存在が住民に広く知れ渡り、相談室に行けばどんな悩みごとも相談できる、支援してくれるという認識をもってもらう。近くに困っている人がいたら、相談室があることを教えることができるようになる。 （２）周知のため、町内に相談室のチラシを全戸配布する。 （３）全就業相談者のうち、８０パーセント以上の着業を目指す。 暮らしの相談においては、８０パーセント以上の相談者の生活再建（経済的自立、支援プラン目標の達成等）を目指す。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

（１）　相談にきたきっかけとしては次のとおり

チラシ、広報誌をみて	５３％	役場、社会福祉協議会からの紹介	３５％
家族、知人の紹介	５％	アウトリーチから	２％
他自治体からの紹介	５％		

チラシ等の広報の効果があったと思われるが、認知度をあげるため、さらなる広報や、訪問等により周知を徹底する必要がある。

（２）　全戸配布済

（３）　相談受付総数：５８件

相談内容（就労：１３件、生活費：２０件、家族関係：４件）※複数回答

就職決定件数：６件

支援終結：２２件（経済的自立、就職先の決定、問題解決等）

都道府県名	福岡県	市区町村名	大刀洗町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	15,552（人）			世帯数	5,287（世帯）		
高齢化率	26.3（%）	生活保護受給率	7.4（‰）		面積	22.84（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	4	公立中学校数	1	
地域包括支援センター	直営：1 か所						
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所（福岡県事業委託：グリーンコープ）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

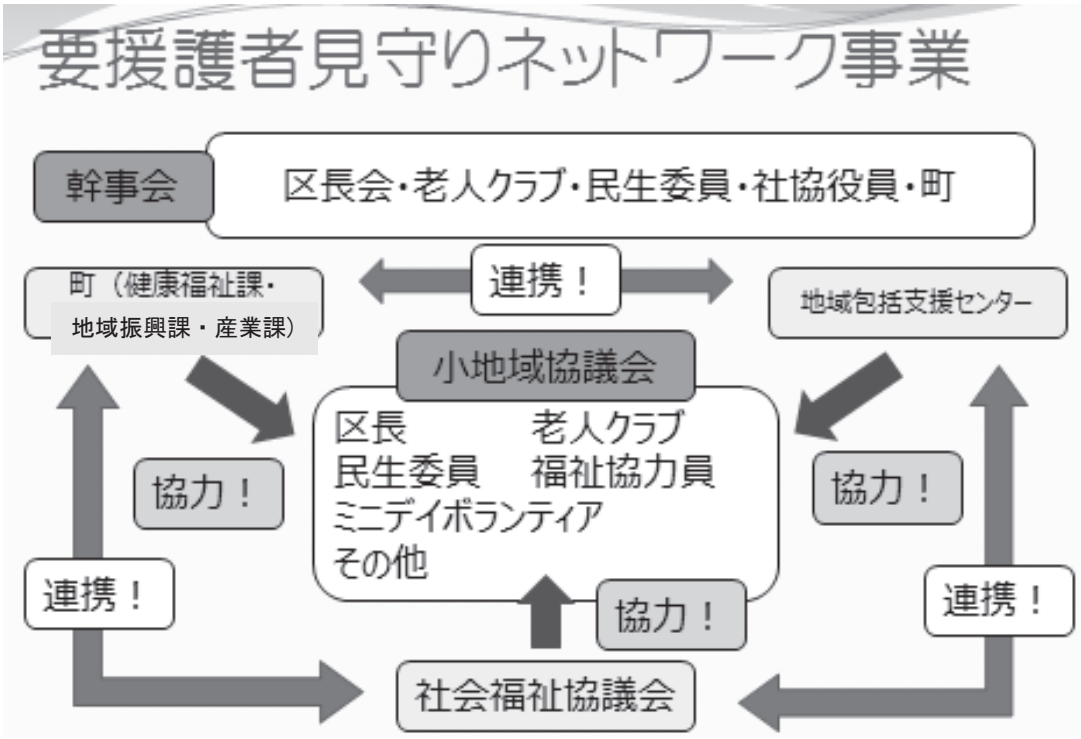
・福岡県の中南域を占める筑後平野の北東部、日本の三大河川のひとつである筑紫二郎こと「筑後川」の中流域北岸に位置する。大分自動車道や国道 322 号、500 号、主要地方道久留米筑紫野線等の県道によって結ばれている。企業誘致や住宅地化が進む北部は人口増加し、南部の農村地帯は人口減少。
・4 小学校・1 中学校。
・主幹産業は、農業（肥沃な農地で、米・麦・レタス等が特産）。農業従事者の高齢化や担い手の減少により、農業経営は厳しさを増している。
・観光資源は、国の重要文化財に指定された「今村カトリック教会」、国史跡「下高橋官衙遺跡」
・町のイベントは、毎年 7 月「枝豆収穫祭」、11 月「ドリームまつり」、2 月「ひばりロードふれあいマラソン大会」等

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	課題の把握と解決ができる地域を作るとともに、地域から挙がる個別課題を受け止め、整理し、専門機関や地域支援につなげることができる「福祉相談窓口」の設置。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	コミュニティーソーシャルワーカーを設置し、役場や専門機関にくる「はざ間」の相談を受ける窓口を設置することにより、地域への問題提起や支援体制の整備を行い、課題の早期発見・解決機能を強化していきたい。 コミュニティーソーシャルワーカーを軸に、庁舎内の横断的なネットワークの構築。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	大刀洗町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	援護を要する高齢者及び障がい者等が、地域で安心した生活を継続できるよう、関係機関が相互に連携して効果的な支援を行うために、年 2 回幹事会、年 2 回全体会、毎月地域福祉連絡会、行政区ごとに小地域協議会を実施。 事務局は社会福祉協議会が実施。町から健康福祉課、地域振興課(防災)の参加だったが、今年度新たに産業課(消費者関係)がメンバーに加わりネットワークが広がった。

<table>
<tr><td colspan="2">③事業実施体制
※注</td><td> 
</td></tr>
<tr><td colspan="2">④事業の対象地域について</td><td>＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞
・町全域１圏域（人口 15,552 人、面積 22.84 ｋ㎡、１中学校４小学校）
※小地域ネットワーク事業では、25 行政区単位</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤事業内容</td><td>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）</td><td>・行政区別に設置している「小地域協議会」において、高齢者を中心に障がい者、児童、生活困窮者等の「地域の課題」として捉えてもらえるように、地域に対する「福祉教育」を進める。
・地域課題を我が事として地域で受け止め、解決に向けて動くことができる「心」と「体制」を整え、地域が専門機関等と連携し早期発見・解決できる仕組みを考える。
・要援護者の見守り支援活動。地域と町、社協等相互の連携、役割分担し、情報共有。</td></tr>
<tr><td>地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）</td><td>・「小地域協議会」での情報交換・共有の場に、社会福祉協議会と地域包括支援センター等専門機関が同席し、早期の課題対応と地域での支援、対応の模索等を協議できる体制を整備する。
・要援護者の安否の確認、異変がある場合の連絡体制整備、運用。
・災害時要援護者支援制度による、災害発生時の地域による支援体制の構築。
・消費者安全確保地域協議会を兼ね、情報提供、情報共有の実施。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域と専門機関とのつなぎ役として、困りごとをまず丸ごと受け止める場（総合相談窓口）を設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥事業の成果目標</td><td>・地域における生活課題の可視化と、要援護者の見守り確認。
・課題解決に向けた専門機関との顔の見えるネットワークづくり。
・住民からのあらゆる困りごとを受けることができる総合相談窓口の設置。</td></tr>
</table>

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施

５．成果目標の達成状況について

・要援護者（見守り対象者）の見守り状況報告を 25 行政区の小地域協議会で行い、地域と町、社協の情報交換、情報共有の場として実施できた。地域課題の発見があれば、町と社協で専門機関と連携し課題を認識し早期対応に努めた。引き続き、見守り確認を継続する。
　今年度、小地域協議会等で生活課題のアンケート調査を実施し、移動（買い物）問題や生活課題、住民の想いを確認し、移動手段について、地域が試行的に買い物支援を行う準備を開始した。
　小地域協議会で認知症模擬訓練にも取り組み、地域の困りごとを一緒に考える体制づくりが進んだ。

・今年度、役場内でも生活環境係が地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会と連携し、町のごみ収集業者による「独居高齢者世帯等戸別収集業務」を開始し、月 1 回、地域の高齢者、障がい者等の安否確認を兼ねたごみの戸別収集支援を実施し、課題解決に取り組んだ。
　また、産業課が消費者安全確保のために、見守りネットワーク協議会に加わり、要援護者を悪質商法から守るために日頃から情報共有ができる体制づくりを実施した。
　このように、地域の問題に役場内の健康福祉課以外の部署が関わり、庁舎内の横断的な取り組みにつながった。

・地域における課題で、複合的な世帯の課題等が増えてきている。
　現在、高齢者や障がい者、子ども等の相談支援センターが個別に相談に対応しており、連携が取りにくく、住民もわかりにくい状況である。今後さらに横断的に関われるように社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合的に困りごとの相談を受けることができる各相談支援センター窓口を一本化した「総合相談窓口」の設置を目指す。

都道府県名	佐賀県	市区町村名	佐賀市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	234,152（人）			世帯数	98,392（世帯）		
高齢化率	26.68（%）	生活保護受給率	12.6（‰）		面積	431.84（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	81.6（%）		公立小学校数	35	公立中学校数	18	
地域包括支援センター	直営：1 か所、委託：14 か所（社会福祉法人、医療法人等）						
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所、委託：1 か所（ＮＰＯ法人）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

・平成１７年及び平成１９年に市町村合併。北部は福岡市に隣接
・北部の山間地、中部の田園地帯、南部の有明海など、豊かな自然環境を有する。
・農業（麦・大豆等）、漁業（のり）、諸富家具などの地場産業が盛ん。
・世界文化遺産（明治日本の産業革命遺産）に登録された「三重津海軍所跡」、ラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」を有する。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	地域福祉計画の中で重点事業として掲げている以下の取組みを推進するため。 ・「地域で見守る体制づくり」を進めるにあたり、地域での課題発見力と課題解決力の両機能の向上 ・複合的な課題を抱えるケースへの適切な対応と、充実した相談・支援体制づくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民が自らの意思で地域課題を把握し解決を図る土壌づくり ・地域力の向上や地域の一体感の醸造
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	佐賀県佐賀市（社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	◎地域福祉計画の重点事業の推進 本市が平成 28 年 3 月に策定した地域福祉計画の中で重点事業として位置付けた「地域で見守る体制づくりの強化」を進めるにあたり、地域での課題発見力と課題解決力の両機能の向上を図るため、福祉協力員や居場所づくりの設置を推進している。このような中、本事業に取り組んでいくことで、重点事業の推進がより図られると考えたから。
③事業実施体制※注	◎CSW と相談包括化推進員との連携 委託先である市社協において、平成 28 年度から 10 小学校区に 2 名の専任のコミュニティーソーシャルワーカー（以下「CSW」とする。）を配置し積極的な地域へのアウトリーチを行っており、地域での複合的な課題や専門機関の支援が必要な場合は、市が平成 28 年 9 月から配置している相談支援包括化推進員などと連携し解決を図る体制をとっている。平成 29 年度については、CSW を 2 名増員し、アウトリーチする区域を広げて実施体制を強化している。
④事業の対象地域について	＜圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）＞ 圏域：平成 17 年 10 月合併前の旧佐賀市の区域（19 の小学校区）　103.76K ㎡ 人口：162,991 人（H29.12 末現在）

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	１　福祉協力員の設置推進（既存事業） 日ごろの生活の中で見守り、異変を発見したときは、民生委員などへ通報する福祉協力員の設置推進のため、自治会などに対して、学識経験者や先進地区の自治会長等を講師とした研修会を開催。平成 32 年度までに市内小学校区全校区（32 校区）の設置を目指す。 ２　校区社協による地域福祉活動（既存事業） 地域課題を住民の助け合いにより解決する体制づくりを目的に、小学校区単位に設置した校区社協が中心となり、地域の見守りや高齢者会食会・サロン、また世代間交流などの地域福祉活動や県内外の先進地の地区社協との交流研修等を実施。 ３　福祉分野以外の分野への地域福祉の意識醸成に必要な働きかけ（新規事業） まちづくり協議会との調整や福祉分野以外の分野の意識醸成に必要な働きかけの方策を検討するため、福祉分野だけでなく、まちづくり、産業、建設、防犯、防災、教育、環境、交通など幅広い分野の庁内の関係部署との情報交換や協議を行う。また、この協議等の結果を踏まえ、平成３０年度以降に具体的な取組みを実施する。 ４　コミュニティカフェの設置推進（既存事業） 地域住民が気軽に集える新たな居場所づくりを進める。福祉協力員と同じく、平成 32 年度までに市内小学校区全校区（32 校区）の設置を目指す。また、コミュニティカフェを住民の自主活動や住民と専門職が話し合うことができる場としての利用についても検討する。 ５　全市民を対象にした講演会の開催（既存事業） 住民の地域福祉活動に対する関心度の向上や活動のきっかけづくりとして、住民相互による「助け合い・支え合い」の講演会を開催。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	１　専任のＣＳＷの配置による地域の生活課題の把握と解決（拡充事業） 地域への積極的なアウトリーチにより、地域での福祉活動の支援や地域の生活課題を丸ごと把握するとともに解決を図る。専任のＣＳＷについては、平成 28 年度に 2 名配置。平成 29 年度には更に 2 名追加で配置し、現在 4 名体制で 19 の小学校区を担当している。今後も順次、配置する校区を増やし、将来的には市内全校区に配置する予定である。 ２　地域連絡会議による地域の生活課題の把握と解決（既存事業） ＣＳＷを含めた福祉協力員、自治会長、民生委員など地域の関係者等による会議や生活支援コーディネーターとの情報交換等を通して、地域の生活課題についての把握や情報の共有化、また、解決を図る。 ３　相談支援包括化推進員との連携による地域の生活課題の解決（既存事業） 上記の 1,2 で把握した地域の生活課題について、複合的な課題や専門機関の支援が必要な場合は、ＣＳＷがつなぎ約として相談支援包括化推進員などと連携し解決を図る。
	その他	
⑥事業の成果目標		１　小学校区など住民に身近な圏域において、住民が自らの意思で地域課題を把握し解決を図る機会をつくり出すとともに、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の住民が集い交流を図る場を設ける。 ２　ＣＳＷを軸とした地域への積極的なアウトリーチや地域の関係者や団体等との会合、また、相談支援包括化推進員などとの連携により、地域力の向上や地域の生活課題の早期発見、早期対応を図るための体制を構築する。

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	佐賀県佐賀市（社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会）
②事業実施に至った経緯	◎総合相談体制の充実 市長マニフェストに提起された『「個人」から「世帯」へ、「受付型」から「提案型」へ』のもと、最適なサービスを提案できるやさしく便利な窓口づくりの推進を図る。 ◎福祉の困難事例への対応の推進 地域福祉計画に掲げている複合的な課題を抱えるケースへの適切な対応と、充実した相談・支援体制づくりを推進するため、関係機関等による横断的なネットワークを構築し、専門性・利便性の高い相談・支援機能の更なる強化を図る。

③事業実施体制 ※注		◎庁内関係部署の連携強化 　生活困窮者・多重債務者等対策会議を通じて、業務の共有や連携の効率化を図る。 ◎庁外の関係機関等との連携 　相談支援包括化推進会議の開催を通じ、引き続き、ネットワークの構築を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		３人（専任：２名・兼任：１名）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		Ａ：（資格）社会福祉士・介護福祉士・主任介護支援専門員 　（経歴）知的障害者授産施設・基幹型在宅介護支援センター・地域包括支援センター等 Ｂ：（資格）社会福祉士・保育士　（経歴）母子生活支援施設 Ｃ：（資格）社会福祉士・介護支援専門員　（経歴）デイサービス施設等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		◎佐賀市 保健福祉部 福祉総務課　←　専任２人を配置 ◎社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会　←　兼任１人を配置
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	◎福祉まるごと相談窓口（市役所１階）に相談支援包括化推進員を配置 ◎庁内外の連携推進 ◎他職種の相談員やコーディネーター等との連携方法の構築 ◎地域の支援体制の構築
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	◎健康・医療、高齢、子ども・子育て、障がい、生活困窮、学術機関等の分野の代表的機関で構成 ◎次のとおり開催（３層） 　①代表者会議：関係機関の代表者で構成し、年１～２回開催。 　②実務担当者会議：関係機関の実務担当者（相談員等）が参加し、年２～３回程度開催。 　③個別ケース会議：必要に応じて随時開催。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	共同募金の配分金、各種財団の活動助成金の活用等を検討
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	地域住民、ＣＳＷ、生活支援コーディネーター、地域の福祉団体、企業、福祉分野以外の様々な団体等と連携し、地域診断や資源調査をモデル地区（小学校区）において実施予定
	オ　その他	◎市が独自導入した「福祉総合窓口システム」の活用 　（特長） 　①支援対象者について世帯単位で受給可能な福祉サービスを一覧で確認することが可能。 　②支援メニューの選定において、迅速に最適な保健・福祉サービスの提供が可能。 ◎市役所本庁舎１階の窓口改革 　本庁舎１階の執務室にユニバーサルレイアウトプランを導入。福祉のどの窓口においても、関係職員が市民のいる窓口へ移動してワンストップで対応する窓口を目指している。
⑧事業の成果目標		◎総合相談支援体制の充実 　庁内関係部署の連携に加え、庁外関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。 ◎相談件数：２０件／月、支援の終結件数：１０件／月
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		◎相談窓口の設置 　市役所本庁舎１階の改修工事完了に伴い、「福祉まるごと相談窓口」を設置し、複合的な福祉の課題を抱える市民等に対する相談支援環境を整備し、利便性の向上を図る。 ◎広報関係 　事業内容、相談支援包括化推進員の周知のため、パンフレットの作成や実績報告会を開催予定

	◎各種協議会の構成の重複 　分野ごとの協議会の横断的な連携や見直し等を検討予定 ◎事業の評価 　関係機関等からの本事業に対する評価や要望等の集約が必要と考えている。 ◎新たな社会資源の創出

５．成果目標の達成状況について

【地域力強化推進事業】

◎住民自ら地域課題を把握し解決を図るための取り組みの一つとして福祉協力員の設置推進を行っているが、自治会の班長を福祉協力員とすることで平成２９年１２月時点で１，５５０名（年度当初は６４２名で９０８名の増）となり地域での福祉活動推進の種を多く蒔くことができた。今後もこの種を多く蒔き、地域福祉活動の芽が大きく育つよう支援していく。

◎平成２９年４月よりＣＳＷを２名増員して、旧佐賀市内１９小学校区を対象とし、校区社協や民生委員と連携しての地域生活課題の解決に向けた取り組みや、生活支援コーディネーターと月１回の連絡会議を開くなど関係者等との連携体制の強化を行っている。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

◎庁内関係部署との連携を強化するため、福祉事務所の全職員を対象とした研修会を開催。福祉のどの窓口においても、市民がいる窓口へ関係職員が移動し、ワンストップで対応するための意識の共有を図った。また１階以外の関係部署（建設関係・納税関係部署等）へつなぐ際には、必要に応じて「つなぎシート」を活用している。

◎庁外の関係機関との相談支援体制について、相談支援包括化推進会議（実務担当者会議）において、個人情報の共有方法などについて協議を重ねている。取り組みの１つとして、相談受付票（福祉まるごと相談受付票）及び同意書（福祉まるごと相談個人情報の使用・共有に関する同意書）を作成。関係機関との情報共有の際に活用している。また、関係機関から相談支援包括化推進員に求める役割や連携方法について意見交換を行っている。

◎福祉まるごと相談窓口を平成２９年７月３１日に開設し、関係機関や市民への周知を図るためリーフレットを作成した。特に支援を必要とする本人や親族からの相談が増えている。

※相談受付件数（平成２９年４月～１２月）：２００件

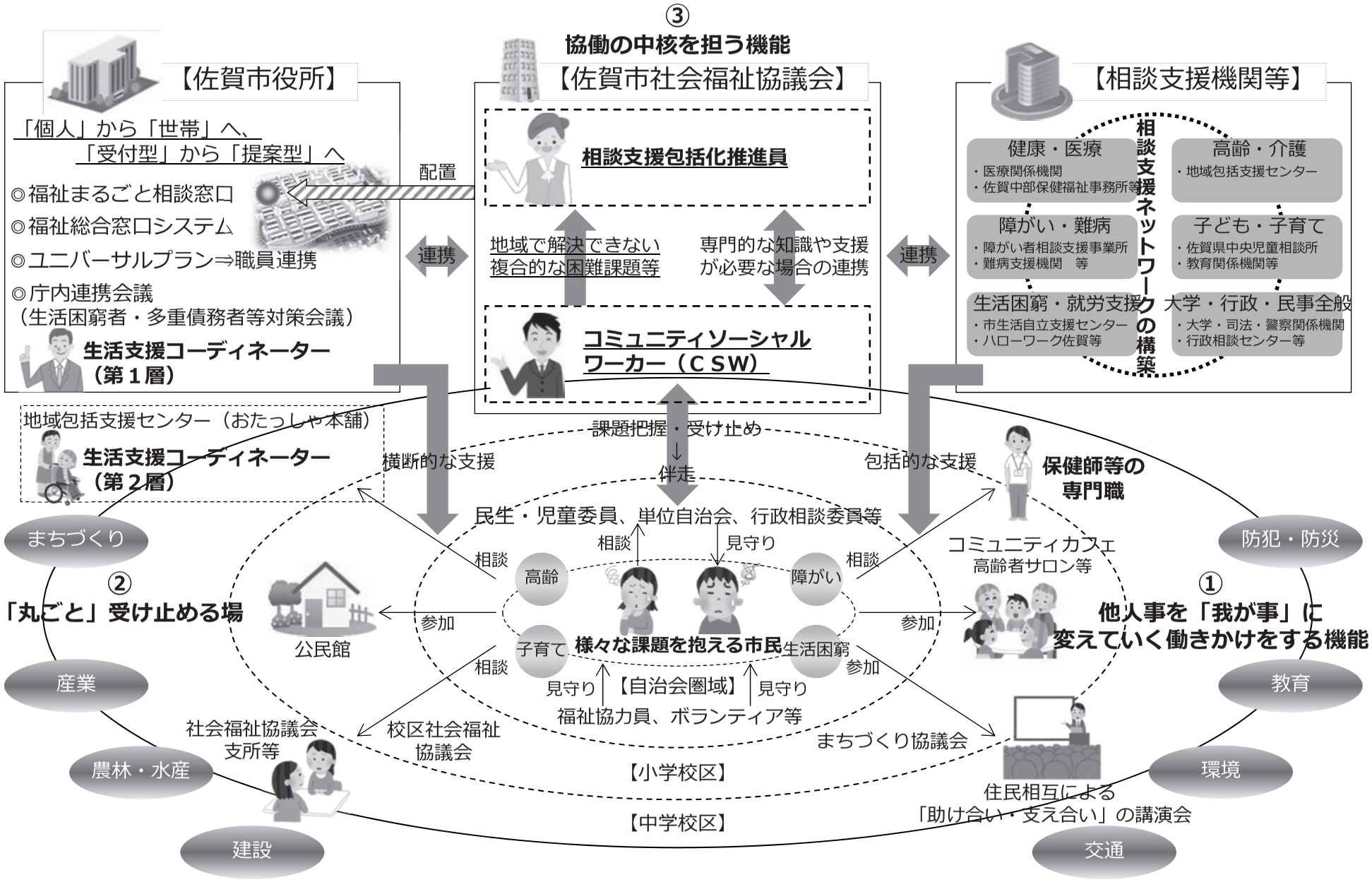
※窓口開設後の月平均相談受付件数：３２件／月

◎新たな社会資源の創出の取り組みは、具体的に着手できていないことが課題。前述のとおり、モデル地区を選定し、地域診断や資源調査を実施することを検討中。

◎佐賀市における課題解決力強化・包括的な相談支援体制（イメージ）

包括的な相談・支援体制の構築【多機関協働による相談支援包括化推進事業】

地域における住民主体の課題解決力強化【地域力強化推進事業】



都道府県名	長崎県	市区町村名	長崎市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	426,901（人）(H29,12,1)		世帯数	209,295（世帯）			
高齢化率	30.5（%）	生活保護受給率	30.61（‰）	面積	406（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	69.6（%）(H29.4現在)		公立小学校数	69	公立中学校数	39 (内1校休校)	
地域包括支援センター	※委託：20 か所（社会福祉法人など）						
生活困窮者自立相談支援事業	※委託：1 か所（社協）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

九州の西端、長崎県の南部に位置し、海と緑に囲まれた温暖多雨なまち。細く連なる平坦地には商業・業務機能が集積し、長崎港に面し山腹を這い上がるように形成された斜面市街地により、独特な都市景観が創られている。平成 24 年には世界新三大夜景の認定を受け、観光客や国際観光船の入港も増加傾向。全国平均を上回る高齢化率など、急速な高齢化や単独世帯の増加により、地域での支え合いの力を強くすることがますます重要となっている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

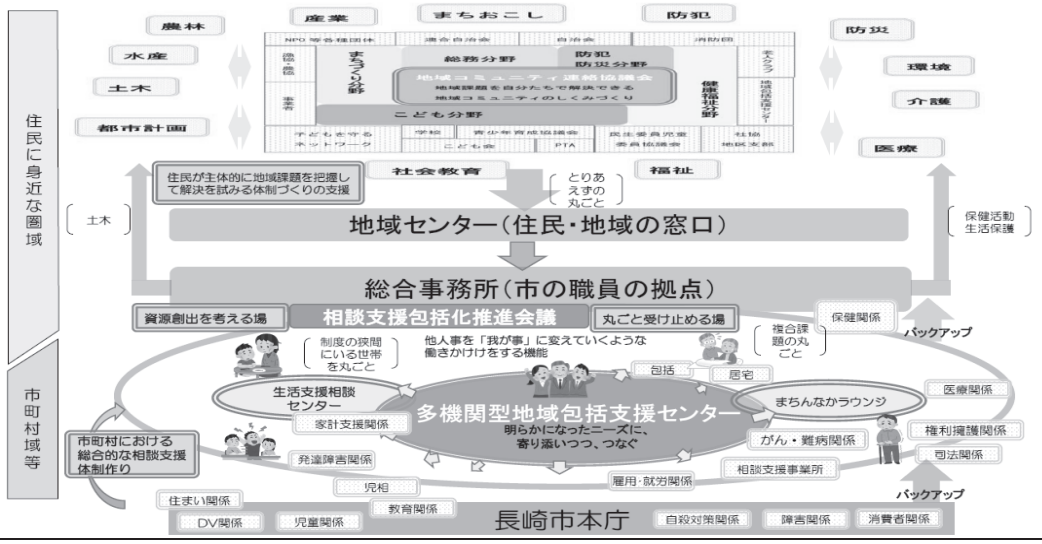
本事業に取り組む目的・狙い	「社会的孤立」や各制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」など複数の福祉課題を抱えた世帯への支援を目的に、ワンストップで受け止める相談窓口を設置し、アウトリーチにより分野横断的な個別支援を行う。また、その支援を通じ相談支援体制の包括化を目指す。さらに、平成 29 年 10 月からの行政組織の再編にあわせ、行政組織と本モデル事業の役割の棲み分けを検証し、今後の事業展開を検討する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	庁内における分野横断的な情報共有を図ることで、横のつながりを強化し支援の幅を広げるとともに、業務の協働や必要に応じた整理を検討する機会としたい。 また、相談支援包括化推進会議の開催や多世代にまたがる支援機関のパンフレットを配布することにより、各分野の相談支援機関が顔のみえる関係となり、他分野の抱える課題やニーズなどに気づくきっかけとし、社会的孤立や制度の狭間などに対する入口支援の強化を図りたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	長崎市（地域包括支援センターを運営する法人 2 箇所）
②事業実施に至った経緯	複数の課題を抱えた多世代世帯へのワンストップ相談窓口として、地域包括ケアシステムの構築の中枢機関である地域包括支援センターのうち、社会資源等が集中する中心部と相談機関が限られる周辺部２箇所のセンター内に設置し、全市的な支援体制について検証するために、モデル事業の実施に至る。また、平成２９年１０月からの市の組織再編に伴う行政の相談窓口機能とのすみわけも踏まえ、全市展開の場合の、窓口配置箇所や人員体制について併せて検証する。

<table>
<tr><td>③事業実施体制
※注</td><td>地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ
 
</td></tr>
<tr><td>④相談支援包括化推進員の配置予定人数</td><td>６人（３人×２箇所）</td></tr>
<tr><td>⑤相談支援包括化推進員の経歴等</td><td>＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞

<table>
<tr><th></th><th></th><th>資　格</th><th>職　種</th><th>職　務　経　歴</th></tr>
<tr><td rowspan="3">南多機関</td><td>１</td><td>社会福祉士
介護支援専門員
主任介護支援専門員</td><td>主任相談支援包括化推進員</td><td>MSW、介護支援専門員、包括</td></tr>
<tr><td>２</td><td>社会福祉士
介護支援専門員
主任介護支援専門員</td><td>相談支援包括化推進員</td><td>介護支援専門員</td></tr>
<tr><td>３</td><td>社会福祉士
介護支援専門員</td><td>相談支援包括化推進員</td><td>介護支援専門員
定期巡回・随時対応型訪問介護</td></tr>
<tr><td rowspan="3">北多機関</td><td>４</td><td>社会福祉士
主任介護支援専門員</td><td>主任相談支援包括化推進員</td><td>包括、在介</td></tr>
<tr><td>５</td><td>社会福祉士</td><td>相談支援包括化推進員</td><td>介護老人保健施設の生活相談</td></tr>
<tr><td>６</td><td>社会福祉士</td><td>相談支援包括化推進員</td><td>障害児療育相談　高齢者デイ生活相談　社協生活困窮相談</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称</td><td>（種類）地域包括支援センター
（名称）南多機関型地域包括支援センター
　　北多機関型地域包括支援センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦事業内容</td><td>ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</td><td>高齢や障害、子育てなどの相談機関や地域の民生委員からの情報などによる、要支援世帯への相談事例を通じ、分野横断的な支援体制の強化を図る。また、地域ケア会議及び自立支援協議会、要保護児童地域対策協議会などへの参加や、相談支援包括化推進会議の開催により、多分野にわたる機関が顔の見える関係となり、互いの役割を理解し、連携していく体制を構築する。</td></tr>
<tr><td>イ　相談支援包括化推進会議の開催方法</td><td>個別事例についてコアメンバーによる個別会議と、個別事例から見えてくる課題を地域に広げた形で、多分野にわたる関係機関や地縁団体等を一同に集めた全体会議を開催する。また、既存の地域ケア会議や自立支援会議などへの参加や、共催として実施する。</td></tr>
</table>

	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	社会福祉法人による社会貢献活動や既存のボランティア団体の取り組み、また、商工会など福祉分野以外からの情報も共有しながら、地域にある社会資源の活用などについて、モデル事業の実施を踏まえ検討する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	個別支援や相談支援包括化推進会議の開催などを通じ、高齢、障害、子育てなど分野毎に抱える課題や把握している社会資源などについて聞き取りなどによる地域アセスメントを行い、分析した結果を全分野において共有することで、多分野における社会資源の活用や不足する資源の抽出、それに対する取組についての検討を行う。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		①関係機関の情報共有と連携体制を強化するため、分野毎の相談機関を横断的に掲載したパンフレットの作成にあわせ、事例集を作成する。 ②全地域包括支援センターで受ける相談のうち、多機関型地域包括支援センターの関わりが必要な事例の把握を１割程度見込み、さらに、包括化推進員の月平均アウトリーチ回数を H28 年度より１．５倍見込む。 ③相談支援包括化推進会議の開催回数及び参加団体数を H28 年度より１．５倍見込む。 ④地域で活動する関係機関や活動主体から資源等の情報を収集し、可視化できる資料を作成する。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		福祉分野またはその関連分野との団体とは、濃淡はあるものの、一定関係づくりは行っている。個別支援等により見えてきた、制度の狭間や不足する社会資源に対し、より重層的に対応するため、福祉分野以外での既存資源の把握や活用に向けて取り組む必要がある。

５．成果目標の達成状況について

成果目標の達成状況

①パンフレットについては、専門職向け、市民向けと２パターン作成し配布した。事例集についても H29 年度中の作成する予定である。
②相談件数としては、全包括上半期延相談件数（26,179 件）、多機関上半期延相談件数（2,883 件）で約 1 割の相談件数となった。また、月平均アウトリーチ数（継続支援回数）は H28 年度（21.8 回）、H29 年度（46.8 回）で 2.14 倍となっており達成できた。
③会議開催の回数は H28 年度 68 回、H29 年度 64 回とほぼ同数であったが、参加団体が、H28 年度は高齢分野中心だったのが、H29 年度は子育て、法律、住民等など参加団体の拡がりがあった。
④相談支援包括化推進会議を通じて、地域での課題や資源などをまとめた報告書を作成した。

都道府県名	大分県	市区町村名	杵築市

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	29,963（人） 〔H29.9.30〕		世帯数	13,547(世帯) 〔H29.9.30〕			
高齢化率	35.52（%）	生活保護受給率	14.6（‰）	面積	280.08（k ㎡）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（%）		公立小学校数	10	公立中学校数	3	
地域包括支援センター							
生活困窮者自立相談支援事業							

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成 17 年 10 月に、杵築市、山香町、大田村が合併して発足。
大分県の北東部、「仏の里」として知られる国東半島の南部に位置し、豊かな自然環境を活かした、農・畜・水産業が昔から盛んで、杵築茶、ハウスみかん、山香牛、ちりめんなどが代表産品である。
また、市の中心部は江戸時代より松平 3 万 2 千石の城下町として栄え、現在も武家屋敷や石畳の坂道など往時の面影を色濃く残した町並みが保存されている。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

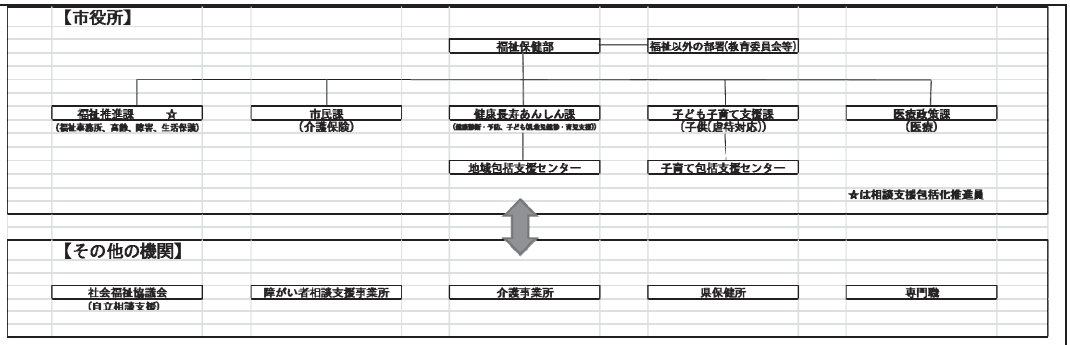
本事業に取り組む目的・狙い	核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下している状況の中で、複雑化、複合化した支援のニーズに対応するため、全世代を対象とした一貫的かつ継続的な支援を行える包括的な相談支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が安心して自分らしく暮らしていける地域、また、高齢者、障がい者、生活困窮者等も含めた地域の誰もが役割を持ち、暮らしに生きがいを見いだすことができる地域を目指す。
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	杵築市
②事業実施に至った経緯	杵築市では、これまで地域ケア会議等を通じ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築に向け取組んできた。一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下している状況があり、高齢者、児童、障がい者など対象ごとに充実・発展してきた従来の福祉サービスでは、複雑化、複合化した支援のニーズに対し、十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じてきている。 そのような状況への対応のため、現在の地域包括支援センターに、「子育て世代包括支援センター」、「障害者相談支援」、「生活困窮者自立支援」の機能を加えた全世代対応型の新センターを開設し包括的な相談支援体制の構築を目指すところであり、核となる人材の配置・育成や関係機関の連携体制の構築が急務となっている。 そのため、杵築市福祉事務所内に相談支援包括推進員を配置し、関係機関の連携体制の構築を推進することにより、将来のセンター開設に向けてのスムーズな移行を図る。

③事業実施体制 ※注		
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		１名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉主事
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		杵築市福祉事務所(将来的には杵築市全世代対応型包括支援センター(仮称)内に配置予定)
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	杵築市福祉事務所内に相談支援包括化推進員を配置し、定期的な関係機関からの情報収集や会議の開催等により庁内・庁外の関係機関の連携の充実と相談者の課題把握を図る。関係機関との連携や多職種の協働を推進し、相談者の支援内容に関する検討やコーディネートを行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	地域包括支援センター、市社会福祉協議会、障がい相談支援事業所、介護事業者、専門職（作業療法士、精神福祉士等)、行政（福祉、子育て・教育等関係部署）等の関係機関を構成員として月１回開催し、障害者や子育て家庭支援を含む複合化したケースについての解決に向けた検討や関係機関のネットワークの構築を図る。(地域ケア会議等を活用し実施。)
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	社会福祉協議会の寄付金拠出の呼びかけ等、財源確保について検討をすすめる。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	相談支援包括化推進会議等をもとに自立支援の視点を含めた地域課題の検証や評価、整理を行い、新たな社会資源の創出を図る。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		関係機関の連携の構築や多職種の協働を推進し、将来の包括的な相談支援体制の整備（杵築市全世代対応型包括支援センター(仮称)開設）に向けてのスムーズな移行を図る。個別の相談件数については、初年度は１０件程度を目標に事業を実施する。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

H29.12～　複合課題ケース等の連携及び気づきを促すための共有シートを作成
H29.10～　1回/月　相談支援包括化推進会議を開催（地域ケア会議を活用)。
　　個別検討ケースは　平均3件/月

都道府県名	宮崎県	市区町村名	門川町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	17,878（人）			世帯数	6,856（世帯）		
高齢化率	32.0（%）	生活保護受給率	15.46（‰）		面積	120.5（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	74（%）		公立小学校数	4	公立中学校数	2	
地域包括支援センター							
生活困窮者自立相談支援事業							

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

町面積の８７%が森林であり、残り１３%は南北３kmの国道１０号線沿線に広がる平野と豊かな海岸線を有する農林水産業の一次産業の町。
日常生活圏域は一圏域とするものの、実際には四つの小学校圏域があり、この小地域ごとに特性がある。南に日向市、北に延岡市が隣接し、消費および労働も町外に依存する部分が大きい。
消費・就労のみならず、医療も町外医療機関を利用する者が多い。
門川湾に浮かぶビロウ島は、カンムリウミスズメの世界最大の繁殖地である。
町内には日本で唯一ビー玉を製造する工場もある。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	役場本庁舎の相談窓口の強化。 役場本庁舎内の縦割り意識の解消。 相談の初期段階から「何が課題で」「何を解決すべきなのか」を専門職の目線で捉える。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	役場本庁舎の相談窓口の強化。 役場本庁舎内の縦割り意識の解消。 適切な地域資源と結びつけることによる、生活保護などの制度適用に頼らない、課題解決。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者（委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等）と協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	門川町（ 特定非営利活動法人　地域支援センター　つながり ）
②事業実施に至った経緯	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。さらに、65 歳到達時にはすでに生活保護受給かつ障害手帳保有など、高齢になる前から課題を抱えて介護保険の 1 号被保険者になる人も毎月ある。高齢者、認知症、家族介護、障害、それぞれ単独の問題でなく、総合的に相談支援できる窓口が町役場に欲しい状況であった。かつ、その窓口が医療の専門性を保有する現場経験者や介護・支援のプロであれば効果大である。 町内外の企業から、認知症の人や障がいを持った人のために、地域住民と連携して就労の場を提供したいという申し入れがあり、実際に懸案中であるが、この事業との連携も実現したい。
③事業実施体制※注	役場本庁福祉課に、専任の相談支援包括化推進員を配置。 地域の産業（農業委員会・漁協）、商工会（町内企業）、司法（法テラス）、 雇用（ハローワーク）、学校（高校・大学）、相談機関（社協・包括等）、 福祉関係事業所等とのネットワークを構築する。

④相談支援包括化推進員の配置予定人数		兼任 3 名、NPO 代表 1 名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 〇兼任者① 作業療法士免許を取得して 20 年目 宮崎県認知症介護指導者（平成 16 年認知症介護指導者養成研修終了） 宮崎東諸県地域介護認定審査委員 公益財団法人介護労働安定センター 介護人材育成コンサルタント 〇兼任者② 九州保健福祉大学 平成 24 年 3 月卒 作業療法士 杉本病院 平成 24 年 3 月～12 月（結婚にて退職） 重度認知症デイケア 野田クリニックつばさ平成 29 年 7 月～ NPO 法人つながりの事業を手伝いながら地域支援活動（震災支援等） 〇兼任者③ 作業療法士　　敦賀温泉病院（福井県）3 年勤務 延岡市内西山荘（有料老人ホーム）管理者兼従業員 NPO 法人つながりの事業を手伝いながら地域支援活動 〇NPO 代表 認知症専門作業療法士（32 年）、ケアマネージャー、キャラバンメイト、認知症地域支援推進委員、九州保健福祉大学 18 年勤務、NPO 法人つながり理事長
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		門川町役場　福祉課　介護福祉係
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①既存の地域資源の整理 相談活動において、その解決手法として必要な町内及び近隣市町村の資源を洗い出し、整理する。既に相談活動を行っている諸資源（行政、医療、福祉各分野）との多元的な協議を実施し、それぞれの強み弱みを補う体制を整える。 ②地域の支援体制の構築 企業とつながり、認知症の人や障がいを持った人の就労の場を創設する連携を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	定例会を設けるほか、必要に応じて、必要な組織と会議する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	地域企業等の社会貢献の取り組みによりどのような社会資源を創出するか、計画が具体化してきた段階で財源確保の要否を検討する。ただ、社会資源は、地域企業主体で創出したいと考えている。社会福祉法人の地域貢献で場所や車両を借りたり、活動に賛同した企業等から協賛金を得ることで解決したい。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	地域企業等の社会貢献の取組を勧める。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		翌年度に地域協力化推進事業を実施し、相談支援体制の効果を明確化かつ定着させたい。 解決・終結を原則として、一年目の相談件数を 5 件と想定。二年目は１０件。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		事業実施１年目

５．成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

自治体担当者

目標値「解決・終結を原則として、一年目の相談件数を 5 件」に対して 2 件

①不安症を有し、精神状態不穏の独り暮らしの高齢者宅を訪問し、介護福祉係につないだ。チェックリスト実施により、介護保険の総合事業対象者として、デイサービスに通う。

②遠隔地に住む娘の依頼により、独り暮らしの高齢者宅を訪問し、地域包括支援センターにつなぐ。乳がん、子宮がんの履歴をもち、リンパがんの告知を受けたことで引きこもっていたが、地域の民生委員による見守りを続けた。低体温症で倒れているところを民生委員が発見した。

NPO 代表

地域の実態把握のために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、就労支援センター、医療・介護保険事業所に出向き、事業内容の説明、周辺の地域課題の聞き取りなどを行い、地域課題の情報収集、相談窓口の周知に取り組んでいる段階である。

また、障害者雇用や新しい社会資源を意図として起業した社会的企業とも連携を取りながら、医療・福祉のシステムではフォローできない社会課題（特に就労を切り口にした）に対応する準備の助言などを行っている。

さらに、地方都市では社会資源を利用する際の交通手段が大きな課題としてある。その部分においても、大手物流会社と協議を進めており、タクシー会社、既存の交通会社とも連携しながら、既存の仕組みではカバーできない隙間の支援を行う為の新しい支援方法ができないか交渉を行っている。

都道府県名	宮崎県	市区町村名	美郷町

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	5,328（人）			世帯数	2,270（世帯）		
高齢化率	49.9（%）	生活保護受給率	24.23（‰）		面積	448.84（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	95（%）		公立小学校数	3	公立中学校数	3	
地域包括支援センター	直営：		委託：1（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業	県直営：1						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本町は、宮崎県の北部に位置し、平成 18 年 1 月 1 日に３村（旧南郷村、旧西郷村、旧北郷村）が対等合併して誕生した町であり、面積は県土の約 6%の、44,884ha であり、その約 90%が山林です。本町の産業別人口比率（平成 22 年国勢調査）は、第 1 次産業が 35.1%、第 2 次産業が 17.3%、第 3 次産業が 47.6%となっています。構成は、農業が 20%を超えており、県全体と比較して農業、林業、建設業が高くなっています。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	近年、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加しており、単に行政サービスに繋ぐといっただけでは解決しない事例が多くなっている。 そこで、社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括支援センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行う。また、既存の医療・福祉ネットワークのみに限らず、商工会、ハローワーク、児童相談所等との連携を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	近年、既存の行政サービス及び社会資源だけでは、解決が困難なケースも増加している。昨年度より、民生委員をはじめとした「地域で活動している方々」に対し、日頃の活動を通して「こんなサービスがあったらいいな」と感じているものはないか、聞き取りを行った。その結果、「高齢者の居場所」や「ちょっとした生活支援サービス」が必要との意見が多かったため、本事業を通して新たな社会資源を創出したい。
協議状況	ビジョンが庁内および庁外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	美郷町社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	在宅高齢者等の実態把握については、社会福祉協議会に委託して、生活圏域（合併前の旧村単位）ごとに訪問員１名を配置しており、近隣住民及び民生委員等から情報提供に基づき訪問し、ケースにより適宜各関係機関等に繋いでいる。しかし、近年、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加しており、単に行政サービスに繋ぐといっただけでは解決しない事例が多くなっている。また、当事者の高齢化に伴う判断能力の低下・危機意識の欠如等により、支援を拒否するケースも見られる。 　そのような様々な課題を抱えた世帯に対し、積極的にアウトリーチを行うことで潜在的なニーズを掘り起こし、必要なサービス（又は身近に存在している社会資源）に結び

		つけていくため、ここ数年間で体制整備に努めてきた。しかし、複雑に入り組んだ課題それぞれに担当機関が異なるケースも多く、関係機関の連携等に課題が残っている。
③事業実施体制※注		別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置予定人数		２名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士　　１名　（　後見専門員・日常生活自立支援専門員　　） 社会福祉主事　１名　（　後見専門員・日常生活自立支援専門員　　）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		美郷町社会福祉協議会内（地域福祉係）
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括支援センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行う。また、相談支援包括化推進会議を活用し、既存の医療・福祉ネットワークのみに限らず、商工会、ハローワーク、児童相談所等との連携を図る。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	【代表者会議：年２回】ネットワーク構成機関の代表者が参加して、関係機関同士の情報共有及び連絡調整を図る。地域包括支援センター運営協議会等の既存の会議を活用する予定。 【実務者会議：月１回】毎月、行政が主催している地域ケア会議を活用して、実務者レベルでの情報共有を図る。また、ケースに応じて個別のケース会議を別途開催する。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	町外在住の家族に対し、支援対象者の近況報告を目的とした月１回メール配信サービスを実施しており、対象者に対して寄付の呼びかけを行う。また、法人後見受任報酬について増加が見込まれており、共同募金の活用についても検討する。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	生活支援コーディネーターと連携し、①空き家を活用した高齢者の居場所づくり②町内65歳以上の約1/4が参加している「いきいき百歳体操」も活用して高齢者の居場所づくりについて、積極的に検討する。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		相談支援包括化推進員を中心に関係機関とネットワークを構築し、複雑化した課題に対し包括的に対応できる体制を構築する。 既存の制度では解決できない「法の狭間」に落ち込みがちな世帯に対し積極的にアプローチし、これまで活用できていなかった地域の資源を活用した解決方法を模索する。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

５．成果目標の達成状況について

これまでは、障害・高齢者福祉等に関係する相談については社協が窓口をなることについては、住民にも共有されていたが、相談支援包括化推進員を中心として様々な関係機関と連携し、生活支援及び生活困窮等を含む総合的な相談についても受ける体制整備に努めてきた。
その結果、今年度については１２月時点で新規の方からの延相談件数が、約１．５倍（H28：41件→H29：63件）に増加している。
更に、今年度中に相談支援包括化推進員の啓発を目的としたチラシを作成し、全世帯に配布する予定としている。

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	ー

１．自治体の基本情報等

１－１．自治体の基本情報

人口	1,633,363（人）			世帯数	724,205（世帯）		
高齢化率	29.4（%）	生活保護受給率	19.4（‰）		面積	9,187（k ㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	－（%）		公立小学校数	521	公立中学校数	228	
地域包括支援センター	（直営）センター43 箇所，ブランチ 32 箇所 （委託）センター23 箇所，ブランチ 18 箇所（社協，社会福祉法人）						
生活困窮者自立相談支援事業	（直営）県所管 1 箇所，市町 14 箇所 （委託）県所管 9 箇所（社協等），市町 5 箇所（社協） （直営＋委託）市町 2 箇所（社協等）						

１－２．地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本県は，2,643 キロメートルの長い海岸線を持ち，太平洋と東シナ海に囲まれた南北約 600 キロメートルにわたる広大な県土を有している。また，種子島，屋久島，奄美群島をはじめとする多くの離島は，本県総面積の約 28%と大きな比重を占めている。豊かな農・畜・水産資源，明治維新の礎や近代産業の魁といった歴史・文化遺産，世界自然遺産の屋久島などの豊かな自然や指宿をはじめとした温泉など多くの観光資源を有している。

２．地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン（「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」）の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	協議中（庁内に地域の包括的相談体制の構築に向けたＷＧを設置）
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	同上
協議状況	庁内で協議している。

３．地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	未実施

４．多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	鹿児島県（一般社団法人よりそい支援かごしま）
②事業実施に至った経緯	現在の福祉サービスは，高齢・障害など対象者ごとに専門的アプローチで対応しているが，福祉ニーズの多様化･複雑化や人口減少など地域社会が変容する中で,単独の機関によるアプローチでは,十分対応できないケースもある。各種相談窓口のワンストップ化や複合的ニーズや分野横断的ニーズ等への包括的な相談対応及び支援人材の育成などの取組を通じ，多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システム体制の構築を図る必要がある。
③事業実施体制※注	・庁内に地域の包括的相談体制の構築に向けたＷＧを設置した。 ・相談支援包括化推進員１人の他，事業対象地域に相談支援連携推進員を２人配置し事業を実施。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	１人

⑤相談支援包括化推進員の経歴等		＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 一般病院における医療ソーシャルワーカー歴１年／精神科病院及び精神障害者地域生活支援事業所における精神科ソーシャルワーカー歴11年／NPO法人におけるホームレス生活者支援及び生活困窮者等に対する居住支援歴９年／被災地及び種別を限定しない全国対応型の電話相談支援歴３年／障害福祉サービス事業所の立ち上げ及び運営歴３年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		一般社団法人よりそい支援かごしま
⑦事業内容	ア　包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	①相談者が望む生活を実現するため，イ）生活困窮者自立支援法における自立相談支援機関や，ロ）介護保険法における地域包括支援センター，ハ）障害者総合支援法における相談支援事業所等と密に連携を取り合い，相談者が抱える多領域にまたがる課題を適切に見立てるとともに，それぞれの機関が持つ専門性と独自性を生かせるよう，調整及びコーディネートを行う。 ②明らかになった相談者の複合的な課題から相談者中心の支援計画を策定し，具体的な支援を開始する。 ③実施した支援内容を定期的に振り返り，必要に応じて再評価を行う。
	イ　相談支援包括化推進会議の開催方法	相談者へのサービス提供に係る個別の支援会議に加え，定期的（2 月に 1 回程度）に相談支援包括化推進会議を開催する。会議開催の目的として，異なる分野の相談機関等の業務を理解するとともに，いかに効率よく連携していくかの検討を行うことに加え，潜在的な地域ニーズを把握し，顔の見える支援者関係の構築を目指す。会議参加者は，前述ア①を中心に市町村の福祉担当者や地域住民（民生委員）などへも参加を働きかける。
	ウ　自主財源の確保のための取組の概要	地域づくりを目的とした企業からの寄附や地域貢献を目指す社会福祉法人等への働きかけを行う。
	エ　新たな社会資源の創出のための取組の概要	支援を実施した相談者や相談支援包括化推進会議等から明らかになった地域ニーズの中で，既存の制度や資源では解決できないことについて，地域住民やボランティア等へ参画を働きかけるとともに，居場所や互助会など住民主体・住民参加型の社会資源創出を図る。
	オ　その他	
⑧事業の成果目標		○相談件数目標：100 件（うち複合的な課題を抱える者に対する相談対応件数目標 30 件，その中で支援の終結件数目標 20 件） ○支援の成果：事業実施により，①相談者の日常生活が改善するとともに，②就労に対する意欲が向上することが見込まれる。また，関係する機関等との連携強化により，③地域に根ざしたネットワークの構築や社会資源の創出が見込まれる。
※事業実施２年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		昨年度洗い出された相談支援を行うに当たっての課題解決のための関係機関の適切な連携方法の検討を行うとともに，奄美大島でも事業を実施し，条件不利地における離島モデルを確立する。

５．成果目標の達成状況について

目標達成に向け，事業実施中

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みに関する実践事例集

平成 29 年度厚生労働省委託事業
「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進に関する調査・研究等事業」報告書

平成 30 年 3 月
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　地域福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル
TEL:03-3581-4655　　FAX:03-3581-7858